巻頭言

近年の米国の日本研究と戦後法史研究の重要性

山中　永之佑

最近、本学法学部の岩村等教授らと一緒に、私は『日本現代法史論―近代から現代へ』（法律文化社）と題する書物の出版を計画し、日本の戦後法史を考察する機会を持った。

戦後法史を考察して痛感することは、日本の戦後法史は基本的には、米国の世界戦略体制、なかでも極東戦略体制の枠組みに組み入れられていく過程をたどったということである。その結果、米国と日本の間に、これでも日本は独立国家なのかと目を疑うようなことが起きている。たとえば、2002年に横須賀市で米海軍兵から性的暴行を受けたオーストラリア人女性に対して、2008年５月に防衛省は300万円の見舞金を支払っている。女性は2002年に米兵から暴行を受け、東京地裁に民事訴訟を起こし、2004年、被告米兵は300万円の賠償を命じられたが、被告は裁判途中に除隊・帰国してしまった。日米地位協定では、米兵が職務外で起こした事件事故で賠償金を支払えない場合は米国側が補償することになっているが、今回のケースは事件発生から２年以内とする米国の請求期限を過ぎているとして、米側が支払いを拒否したため、日米地位協定で救済されない米軍による被害の救済を決めた1964年の閣議決定を適用して見舞金の支給を決めたと報じられている（2008年５月20日『朝日新聞』日刊）。

日本にとって、これほど屈辱的なことがあろうか。このような屈辱に耐えてまで米国に奉仕・従属している日本が、国際社会において独立国家として認知（実態的に）され、尊厳を認められるはずはない。近年の米国の日本研究によれば「沖縄をふくむ日本に置かれた米軍と米軍基地の最重要使命は、あるアメリカの高官が後に証言したとおり、日本そのものを防衛することではけっしてなく、アメリカの力をアジアに広げ、『他の地域でのアメリカのコミットメントを支える』（U・アレクシス・ジョンソン国務次官の議会証言）ことにあった」（ジョン・W・ダワー「二つの『体制』のなかの平和と民主主義　対外政策と国内対立」アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦後日本』上、中村政則監訳みすず書房、2001年、54頁）と言われている。また「戦後秩序を構想したアメリカの政策決定者たち（中略－山中注）が望んだのはアメリカが構想する世界システムのなかに日本を位置づけること、そして日本を、とやかく指図しなくてもやるべきことをきちんとやるように仕向けることだった。このような動機から、かれらは、日本の行動を一定の範囲内に縛るための枠組みを設定した。そして、そのような規制の枠組みは今もなお機能しつづけているのである。」（ブルース・カミングス「世界システムにおける日本の位置」アンドルー・ゴードン前掲書、92頁）「1960年代以降、アメリカの政策立案者たちは、（中略－山中注）日本に東北アジア地域で軍事的な役割を担ってもらいたい、しかもあくまでもアメリカの代理として機能してもらいたいと望んできた」（同上、130頁）とも言われている。

また、2001年９月11日の同時多発テロの後には、ジョージ・W・ブッシュ政権下で「ネオコン」と呼ばれた新保守主義たちが推進した米軍の再編政策に日本は巻き込まれていった。その結果、2005年に発表された日米の合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」（仮訳）は、自衛隊を日本の専守防衛力よりは、米軍に実質的に統合される世界的な軍事力の一部に変えていくことを示した（吉見俊哉『ポスト戦後社会』シリーズ日本現代史⑨、岩波書店、2009年、231－232頁）。

私たちが明らかにしてきた戦後法史は、各法分野において、その表われ方に明確・不明確の差はあっても、基本的にはまさに米国の日本研究の指摘や日米の合意文書が示した通りのことが法の流れとして表わされている、或いは法の流れの底流となっていると言っても過言ではない。

2008年秋、米国発の恐慌が米国を中心とする世界を襲い、イラク戦争などブッシュ政権の失政に対する不信が高まり、同年11月には米国史上初のアフリカ系米人バラク・オバマ大統領が誕生した。オバマ大統領の誕生によって、核廃絶宣言に見られるように、米国の政策は多くの面で転換するであろうが、米国のアジアでの基本戦略が決定的に変わることは期待できない。米国はアジアにおける強大な影響力を保持するため、今後も依然として沖縄を最大の軍事戦略拠点として維持しつづけるであろう（吉見前掲書、237頁）。

上述してきたような現代日本のあり様は、国際社会、中でもとくにアジアに緊張をもたらし、平和に深刻な問題を醸成している。2008年ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英氏は「ヨーロッパの情勢などをみると、アメリカから離れて独立するような動きが強い。このとき、日本だけが先走って、へたりかかっているアメリカをてこ入れする、そんな必要がどこにあるのかと思います」（「全国革新懇ニュース」、308号、2009年４月10日）と述べておられる。益川氏は科学者らしく、率直に日本が米国に従属して奉仕するような国であることを止めるべきであると主張しておられるのである。日本が米国から自立して相互に対等かつ友好・平和な関係を構築するとともに、2000年にピューリツァー賞を受賞された米国、マサチューセッツ工科大学教授（日本近現代史専攻）ジョン・ダワー氏も言われるように、「戦争体験に基づいて軍縮や核廃絶に向けて重要な役割を果たし」たり、「平和の展望を持ち、地球規模の問題に取り組むことで、反対すべきときには米国にも反対と言えるようになる」（2009年８月13日「日本経済新聞」日刊）ことこそ、現在の日本にとって最重要の課題と言えよう。このような課題を解決するためにも、日本が米国の「従属的パートナー」（ジョン・ダワー（三浦陽一・高杉忠・田代泰子訳）『敗北を抱きしめて　第二次大戦後の日本人（上）』岩波書店、2001年、６頁）として位置づけられてきた経過を法の流れにおいて明らかにしなければならない。これこそが、戦後法史の研究・教育であり、私たち法史学者の使命でもある、と言えよう。

本学法学部では、2002年以来、岩村等教授によって「戦後法制史」と題する講義が開かれている。日本の大学では、おそらく、初めてのことと思われるが、そのことの意義は極めて大きい。

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，3−22ページ

江戸期大坂西国筋甘藷卸売経路の形成と拡大
――18世紀中期以後の青果物流通――

稲垣　建志

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．大阪市中への甘藷移入の動向
Ⅲ．西国筋甘藷卸売経路の形成
　（1）萌芽―「出売之方」の参入―
　（2）確立―「七歩三歩制度」の創設―
Ⅳ．取引形態の成熟と販路の拡大
　（1）商人構成の変遷
　（2）「七歩三歩制度」の形骸化
Ⅴ．おわりに

キーワード：甘藷卸売経路、天満青物市場、仲間組織、「七歩三歩制度」、仲買同様商人

Ⅰ．はじめに

本稿の目的は、江戸中～後期の大坂で見られた西国筋甘藷（西日本諸国産の薩摩芋）卸売経路の形成・拡大過程を、当時の青果物流通事情の全国的な趨勢として提示することにある。

日本の江戸期については、これまで主に商業史や経済史、都市社会史などが、青果物卸売市場の史的展開を分析している[1)]。その最大の理由は、生鮮食料品に特有の取引・組織両面での形態的な原始性[2)]が、各方面の課題で簡素かつ明確な解答を期待させる点にあろう。しかし、これらには、概して卸売市場を含む当時の青果物流通事情の実勢的な裏付けが乏しく、他の流通業種に比較すると、同様の諸方面からの分析を考えた場合に、それら相互の連関付けや、各々の発展性の見通しが立たない[3)]。一般に、青果物流通の史的展開は、その商品特性により商人の経営史料がほとんど残らず[4)]、流通の担い手の活動は詳細に描写されない。この条件は時代を遡るほど重く、実際に江戸期の青果物流通でも、生産者を含む実勢面の史料は僅かで、訴訟にまつわる制度関連のみが突出している[5)]。また、青果物流通の担い手の活動は、大都市の

（1）主な潮流は、商業史のａ）宮本又次『日本近世問屋制の研究』（刀江書院，1971，792頁）に象徴される制度的研究、経済史のｂ）小林茂「近世大阪における「青物」の流通問題」（大阪歴史学会編『封建社会の村と町』，吉川弘文館，1960，1～59頁）に代表される社会体制的研究、都市社会史のｃ）吉田伸之「日本近世の巨大都市と市場社会」（歴史学研究612，1990，6～21頁）を起点とする社会関係的研究で、学術的には、この３つがほぼ全ての研究を包括する。因みに、本稿の立場は商業史のａ）に近い。

（2）詳細は、大野勇『糶の研究』（宝文館，1937，297頁）。

（3）こうした課題は、藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究―中央卸売市場をめぐって―』（清文堂，1972，257頁）に依拠して展望する限り、史料が僅かな江戸期初頭以前や、反対に豊富な明治期の、特に中期以後では深刻とも言えない。

（4）前掲２）から容易に想像される。

（5）前掲１）、および全国の生鮮食料品流通の史的展開を整理した『卸売市場制度五十年史　第一巻　本編Ⅰ』（食品需給研究センター，1979，1～748頁）に反映されている。同じ生鮮食料品でも、魚介類には多少の経営史料が残存している。

卸売市場を差配する有力問屋の場合でさえ、経営史の視点では魅力のある対象とも言えず[6]、この点も実勢的な分析の遅れを助長している。ただし、卸売市場を中心とする青果物流通の史的展開は、江戸期について今後も繰り返し注目されると考えられ、その意味でも、分析の困難な実勢面での裏付けは重要となる。具体的には、制度関連の史料に依拠しつつも、従来の商家経営の詳細な吟味とは異なる次善策を見出し、それを代替的な試論とする以外になかろう。

以上に対し、筆者はかつて、特に分析の遅れた江戸期前半の青果物流通事情の実勢を、都市の卸売市場の成長過程から窺い、それを卸売商人の仲間組織の変化として解明した[7]。対象には、全国的に有数の規模の大坂天満青物市場を選び、問屋・仲買の活動の推移を仲間組織の商人構成の変遷から割り出し、商家経営の直接的な分析に準ずる知見を得た。実証性での多少の不安も、当面は経営史料の発掘がほぼ見込まれず、この分析結果が現時点での極大値と考えている。その上で、一層の研究の進展に目を移すと、前稿で残った課題にも増して、江戸期前半より実勢面での分析が幾分は容易な同後半も、研究動向は大差ない状況が浮上する[8]。すなわち、本稿で取り組むのは、江戸期後半の分析を、前稿の続編として試みることである。

研究対象の時期を江戸期の前半と後半で区分する理由、および、その上で後半を手掛ける際の難点として、史料の残存状況の他に、分析手法と関連する次の状況がある。つまり、江戸期後半では、それまで成長を続けた都市の卸売市場が、アウトサイダー的な新興商人の台頭で軒並み衰退に転じ、青果物流通事情の実勢を必ずしも代弁し得なくなる[9]。その際には、まず新しく成長を始める卸売市場、ないし同等の卸売経路に視点を移すが、それらの大部分は幕府の未公認で、しかも多くが個々の取扱品目に分散するため、残存史料は豊かでも、単なる断片の寄せ集めとなり、全体では前稿との直結が期待できない。実際に、本稿が対象とする大坂でも、アウトサイダー関連の史料で目立つのは、過半を占める近郊蔬菜の市場あるいは立売と、若干の甘藷・果物・乾物・塩干物などの卸売経路のみで[10]、新興商人の全面的な活動の推移は把握されない。

従って、唯一の手段は、アウトサイダーでも当時のそれらの成長過程をよく象徴し、史料も揃った事例から、前稿との連関を図ることに絞られよう。この意味で、江戸期後半の大坂に、西国筋甘藷（西日本諸国産の薩摩芋）卸売経路の関連史料が数多いのは、まさしく渡りに舟である。次章で詳述するが、甘藷は遅くとも享保期（1716～35）頃から大坂市中への移入が始まり、補食ないしは主穀代替食物として、安永期（1772～80）には青果物全体でも一、二の流通規模を誇る主要品目となった[11]。青果物としては特異な用途、それに保存の良さから、天満青物市場の独占に帰属し難く、瀬戸内以西産では、

（6）主な関心は、江戸期前半の淀屋や同後半の鴻池・住友・三井など、当時の経済や商業を象徴する事例に向けられる（作道・三島・安岡・井上『日本経営史』，ミネルヴァ書房，1980，11～70頁）。

（7）拙稿「江戸期大坂天満青物市場の成長過程について―18世紀後期までの青果物流通事情の一端―」（市場史研究17，1997，111～130頁）。

（8）前掲５）。

（9）前掲５）。

（10）例えば、最近の主な研究に、前掲１）ｂ）に続く近郊蔬菜のａ）荒武賢一朗「幕末期大坂近郊農村と青物流通」（大阪の歴史　増刊号，1998，197～222頁）、同１）ｃ）に依拠した甘藷のｂ）八木滋「大坂・堺における薩摩芋の流通」（大阪市立博物館研究紀要31，1999，33～48頁）などがある。乾物と塩干物は、江戸期の初頭に天満青物市場から派生した側面を持ち（ｃ）酒井亮介「大坂の生鮮食料品市場の成立とその沿革」，大阪市公文書館研究紀要16，76～123頁）、生鮮品の性格も薄い。

（11）前掲10）ｂ）では、西国筋ほど取引規模の大きくない大坂近郊の甘藷が主に分析されている。

遅くとも延享期（1744～47）にアウトサイダー的な卸売経路が発生し、その経緯が既得権益となり、安永７年（1778）には条件付きで幕府の公認を得ている。乾物や塩干物などと同じく、青果物卸売市場から派生した卸売経路[12]の性格を持ち、純粋なアウトサイダーとして理解すべきでない部分もある。しかし、集荷圏の広さと取引規模の大きさで、当時の天満青物市場が最も警戒し、統制に腐心した例の一つには相違なく[13]、分析対象としては相応しい。この卸売経路の担い手は、天満青物市場に付属の地位で問屋・仲買と近似した仲間組織を結成し、勢力を拡大し市場の商圏を侵蝕し続け、公認当初の条件を逸脱して行った。天満青物市場は、幕末までの争論で、この担い手に幾度となく全員の所在を報告させ、その活動を規制したが、偶然にも、このことが仲間組織の商人構成の変遷を史料の中に刻み込む契機となった。江戸期後半の青果物流通事情について、アウトサイダーの商家経営の推移が幕末まで分析された事例はなく、本稿はその捨て石ともなろう。また、本稿は明治期以後の、中央卸売市場法の制定へと結実する青果物卸売市場の制度的変化とも関連し[14]、その方向への配慮が不可避となる。これも、従来では研究の事例がなく、やはり江戸期の青果物流通事情の解明は遅れている。

Ⅱ．大坂市中への甘藷移入の動向

甘藷が琉球・薩摩方面に伝播したのは16世紀末～17世紀初で[15]、主に救荒・主食代替作物として重宝され[16]、西日本諸国では18世紀初から本格的に普及した[17]。対馬の例で示すと、正徳３年（1713）の導入後は、元文5年（1740）が１万７千俵、寛政期（1789～1800）が11万俵、そして幕末が16万俵と増産し[18]、また大坂周辺では、元禄期（1688～1703）の和泉国大鳥郡内の旱損対策を端緒に[19]、享保期（1716～35）には和泉・河内の諸村・新田[20]、天保期（1830～43）には摂津の全域[21]へと浸透している。主産地は、維新直後の明治７年（1874）の数字によれば、肥前（長崎）・肥後（白川）・伊予（愛媛）・讃岐（名東）・日向（宮崎）・安芸（広島）など瀬戸内以西の諸国で、大坂周辺を含む畿内近国（大阪・堺）は意外に目立たず（第１表）、これは、幕末の大坂市中への移入比率、すなわち四国・九州産と畿内近国産との10対１に照応している[22]。その当時の移入量は、維新

（12）前掲10）ｃ）。
（13）ただし、天満青物市場の青果物の総取引量は、甘藷の移入が始まる18世紀初頭の数字のみ、「青物」「柑類・なり物」「瓜・茄子」の形で確認される（前掲７））。
（14）魚介類では、前掲３）（255～278頁）に先駆的な分析が見られる。
（15）宮本常一『甘藷の歴史』（未来社，1962，19～24頁）。
（16）当時の甘藷の食用・栽培法は、文政元年（1818）の越智直澄編『甘藷記』（『日本農書全集70　学者の農書２』，農山漁村文化協会，1996，205～252頁）に集成され、そこには享保20年（1735）の青木昆陽「蕃藷考（薩摩芋功能書並ニ作り様の伝）」も含まれる。
（17）前掲15）（214頁）および小林仁『サツマイモのきた道』（古今書院，1984，53～71頁）。最大の契機は享保17年（1735）の蝗害で、突然変異の頻繁な甘藷は品種が多く、伝播の経路も錯綜した。
（18）『長崎県の歴史』（山川出版社，1998，253～256頁）。
（19）『大阪商業史資料　第25巻』（大阪商工会議所，1964，307～310丁）。現在の堺市中区東山付近に薩摩から種芋が取り寄せられた。この一帯には「半田山」の通称があり、それが当時の天満青物市場では甘藷の代名詞ともされた。
（20）現在の柏原市・八尾市・交野市・東大阪市・堺市美原区など。
（21）中心は現在の尼崎市・大阪市の海岸・河口付近に広がる新田地帯。文政期（1820代）には晩生から早生へ品種の転換が進んだ（前掲19），307～310丁）。
（22）前掲19）（307～310丁）。下って明治27年（1894）では、伊予・讃岐・肥前などからの移入が目立つ（『大阪府誌　第1編』，大阪府，1903，148～223頁）。

第１表

西日本諸国の甘藷生産額（明治７年（1874））

府県名（現府県域）	生産額（単位：円）
京都	19,655
堺　（大阪南部）	59,110
鳥取（鳥取西部）	16,730
島根	21,111
浜田（島根西部）	19,924
岡山（岡山東部）	11,184
小田（広島東部）	38,934
広島（広島西部）	115,806
名東（香川・徳島）	134,421
愛媛	158,579
高知	58,117
福岡（福岡中部）	36,544
佐賀	26,606
長崎	628,406
白川（熊本）	385,431
大分	75,277
宮崎	130,747

資料：『神田市場史　上巻』（神田市場協会，1968，248～249頁）。

注：生産額が各府県で３位以内、かつ10,000円以上の場合に限り掲載。なお、鹿児島県は価格不詳により数値なし。

後ながら辛うじて推計が可能な、明治20年代（1888～97）の大阪市中の人口約50万に対する、最低２万石から換算すれば[23]、人口約30万に対する１万石強と見積もられる。

甘藷の商品化は、大坂周辺に多い近郊蔬菜としての栽培[24]を除けば、あまり積極的に行われた形跡がなく、農家経営上も概して副収入源と目された。例えば、伊予の様子を見ると、甘藷の生産は明治期でも「海岸及島嶼は麦と甘藷に雑魚を常食とし米穀は甚だ稀なり、山間僻邑に至ては玉蜀黍を常食とし甘藷・稗・粟・木実割竝橡の類、樫実・栗を以て補助とし米穀尤稀なり」、また「山村は麦・あわ・ひえ・甘藷・とうもろこし等にわずかに米を混用、島・沿岸地方は甘藷・麦単用又はそれに一～二分の米・麦を混用」と、自家消費が基本となっている[25]。しかし、その普及の広汎さから、諸都市への流入量は、青果物の全品目の中でも一、二を争う規模となり、実際に安永期（1772～80）の大坂市中では、「（天満青物）市場の薩摩芋一品トさこは（＝雑喉場生魚市場）一ヶ年ノ売高ト同格ノ由ヲ云」[26]とさえ謳われた。西日本諸国からは、俵詰めを大小の廻船が100石単位で積み入れ[27]、安治川・木津川の河口の船着場（第１図）に廻着後は、慣例で船宿に市中川船（上荷・茶船）への積み換えが委託された[28]。船宿とは「荷主・船宿と問屋の間に介在して、荷物の世話をなし、船宿口銭を徴収せるもので‥‥荷物の世話をする外、船に必要なる錨・綱・食料品等の船用品を供給する」、荷物・船用品の周旋者で、「後には‥‥付随的ながら、いづれも商品の売買をも行ふに至り、問屋類似の営業をもなすに至った」背景を持つ[29]。甘藷は保存が良く、このことが、船宿の「問屋類似の営業」、つまり荷物を天満青物市場の問屋ではなくアウ

(23) 大阪市中の人口は、『明治大正大阪市史　第２巻経済篇　上』（大阪市役所，1933，109～156頁）。甘藷の移入量は、天満青物市場への入荷量として前掲22）（148～223頁）。

(24)『狭山町史　第1巻』（狭山町，1967，261頁）。集約的に肥料が投下された。また、前掲21）の新田地帯での品種転換も、こうした作付を示唆する。

(25) 飛鳥井雅道『近代愛媛の開化』（(財)愛媛県文化振興財団，1986，95～115頁）。

(26)『天満青物市場沿革並管理法』（大阪市立中央図書館蔵，9丁）。（　）内は筆者。

(27) 廻船の種類・航路は、ａ）豊田・児玉編『交通史』（山川出版社，1970，252～442頁）。伊予の島嶼部からは、百石積みの「芋船」も来航した（ｂ）『瀬戸内の島々の生活文化』，愛媛県生涯学習センター，1992，42～57頁）。

(28) 上荷船は20石積み、茶船は10石積みで、市中堀川沿いに荷物を積み届けた（幸田成友『江戸と大阪』，冨山房，1995，90～108頁）。これらは河口から堺・尼崎などへ出航でき、大坂近郊の荷物を単独で市中に送り込む場合もあった。

(29) 前掲１）ａ）（268～272頁）。なお、乗組員の宿は「小宿」で、船宿による兼営も多いが別の業種となる。

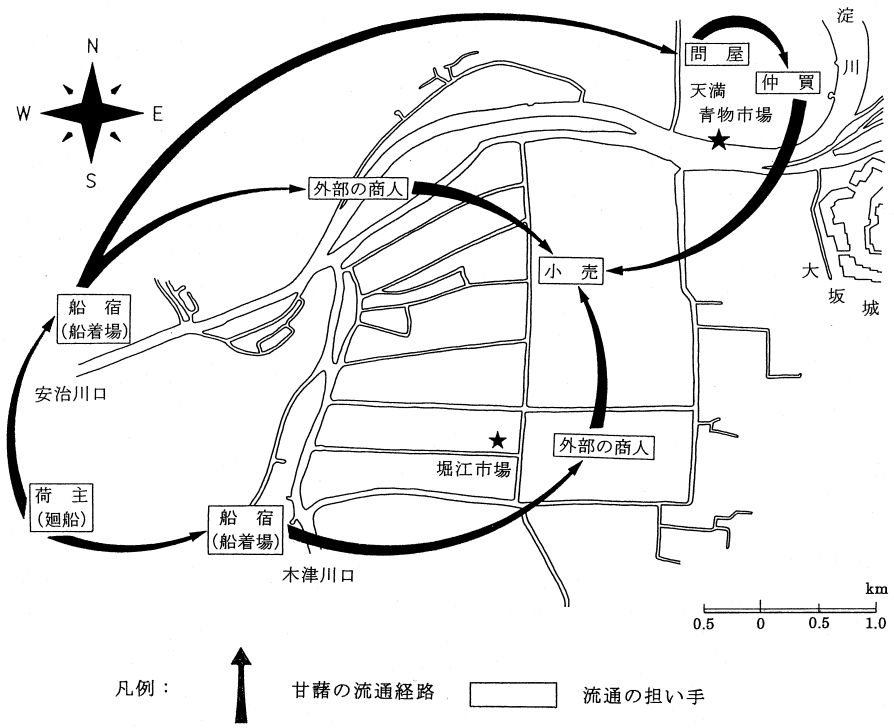

第１図　大阪市中の西国筋甘藷卸売経路

トサイダー的な外部の商人に引き渡す（第１図）、への大きな誘因となった[30]。

大坂市中への本格的な甘藷の移入は、おそらく京都で焼き芋屋が誕生した享保期（1716～35）に始まるが[31]、以後の推移は不明である[32]。主な用途は間食と補食で[33]、小売銭価が天保期（1830～43）に1貫目60～70文と、米の1貫目240～250文より破格なため[34]、米の端境期を含む秋～冬季には庶民の貴重な食糧となった。各戸で蒸す・焼くなど調理されたが、安永～天明期（1772～88）には、甘味を活かした嗜好の用途も数多く見出され[35]、深く食文化に根付いて行

(30) 明治初期の東京の神田青物市場を他の著名な例にとれば、糶羅が混じる青果物一般に対し、甘藷は相対が原則とされた（a）『神田市場史　上巻』，神田市場協会，1968，385～406頁）。また、江戸は市中に神田を始め多数の青果物卸売市場が散在しており、甘藷の卸売経路も市場と重複しつつ別枠で形成され、市中を覆っていた（b）佐藤隆一「薩摩芋取引をめぐる在方荷主と江戸商人」，日本歴史401，1980，39～52頁）。

(31)『図説　江戸時代食生活事典』（有山閣，1996，161～162頁）。

(32) 江戸では、「瘀の毒」（喉につかえる意か）との俗説で普及が遅れた（前掲15），214頁）。

(33) 前掲16）、および朝倉治彦編『事物起源事典　衣食住編』（東京堂出版，1970，389～390頁）。補食には「カンコロ（サイコロ状の干し芋で、飯米に混ぜる）」が代表的。

(34) 米１石＝40貫、銭１貫目＝1000文で計算。a）小野武雄『江戸物価事典』（展望社，1998，132～133頁）、b）三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』（東京大学出版会，1989，125頁）、およびc）宮本又次編『近世大阪の物価と利子』（創文社，1963，391頁）による。従って、当時の大坂市中への甘藷移入額は、銭１貫目＝銀10匁、甘藷１石＝30貫で推計すれば、銀180～210貫目となり、元文元年（1736）の天満青物市場の総取引額750～850貫目（前掲13））に対比させても、その主要品目としての重要性が傍証される。

(35) 原田信男編『料理百珍集』（八坂書房，1997，183～206頁）。調理法は120種類以上に及ぶ。

った。また、同時に大坂市中でも焼き芋屋が一般化し[36]、幕末まで増加の一途を辿り[37]、嘉永4年（1851）の喜多川守貞『守貞漫稿』[38]には、「蒸芋売」の名称で「京阪ニテハ蒸シテ売ル、店僅ニ四五戸アリ、又荷テ巡リ売ルアリ‥‥売リ詞ニ「ホッカリ〜」ト云、意ハ温ノ貌也‥‥又京阪ニモ焼芋店アリ、多クハ路傍ニ小店ヲ携ヘ出テ売之、或ハ小戸ニテ売、共ニ行灯アリ、〇やき全薯ノ謎也、又八里半ト誌スアリ、栗ノ美味ニ近キノ謎也、栗ト九里ト和訓近キ故也‥‥甘藷ハ三都共ニ冬ヲ専トス」とある。

Ⅲ．西国筋甘藷卸売経路の形成

西国筋甘藷のアウトサイダー的な新興商人の活動は、幕末まで続く天満青物市場との争論に関連した史料からのみ観察される。その初出は、大坂市中への甘藷の移入が始まって20〜30年後の延享期（1744〜47）で、当時は甘藷の消費がようやく庶民に認知され、少しずつ浸透する、言わば普及の段階に相当する。新興の卸売経路が市場の外部に定着し、両者の争論が顕在化するのは、甘藷の消費が食文化に根を下ろす安永期（1772〜80）で、この頃には卸売経路の担い手が流通の表舞台に登場し、幕府から活動を条件付きで容認される。以上の経緯は、アウトサイダーの成長過程を究明する本稿の主旨から見れば、本来は対象外とも言えよう。しかし、そこには担い手が経営を拡大させる前提ないし基盤が示され、かつ甘藷専門の卸売経路が青果物卸売市場から派生する様子[39]も描写できるため、検討する意義は大きい。以下では、延享期を萌芽、安永期を確立と定義付け、時期別に市場との利害関係を整理して、条件付きで卸売経路が形成される過程を把握する。

（1）萌芽―「出売之方」の参入―

以下の史料が示すのは、安治川・木津川の河口の船宿と、そこへ甘藷を買い付ける天満青物市場の外部の商人が、新興の卸売経路を形成する萌芽の様相である。長文になるが、行論上の都合から全文を掲げる。

一札之事[40]

一、此度西国筋琉球芋之儀、当年者干水ニ而船通路難儀候故、(1)今年ゟ安治川其外船着之場所ニ而勝手ニ売可申旨荷主方ゟ申来候、是以市場仲買之内又々出買方ゟ他所江買ニ被参候仁有之、依而ヶ様ニ申来候、ヶ様ニ候得者、市場江ハ荷物不参候間、次第ニ当所衰微ニ罷成、(2)差当ル問屋者不及申大勢之仲仕等迄難儀至極之儀尤存候、(3)依之今度問屋之内者不及申出売之方江も、他所江出買ニ不参候様ニ御堅メ被成候旨被仰聞承知仕候、然ル上者、(4)仲買之我々迄も市場ニ而渡世仕来候儀ニ候得者、市場繁盛之為ヲ以、仲買中他所ニ而出買仕間敷候、勿論仲買ゟ違乱無之候様急度吟味可申候、万一違変之仁有之者、其節如何様とも可相成候、右相違為無之、銘々得心之判形仕、則問屋年行司江預ケ置候処無紛候、為其一札如件

---

(36) 渡辺善次郎『巨大都市江戸が和食をつくった』（農山漁村文化協会，1988，82〜128頁）。都市では田沼期以後に外食文化が発達した。

(37) 前掲10）b）に、「半田山」産（前掲19））の関係で示唆がある。また、明治15〜16年（1882〜83）の小売商人が、「青物」1000名強、「果物」500名弱とされる（酒井亮介「近世・近代大阪の小売商―生鮮食品を中心に―」，市場史研究17，1997，131〜144頁）。ただし、笊振りの行商人は不詳。

(38) 朝倉治彦編『合本　守貞漫稿』（東京堂出版，1988，102頁）。焼き芋が名物の「江戸ニテハ蒸芋アリト雖モ焼甘薯ヲ専ラトス、売之店数戸挙テ数ベカラズ、又阡陌番小屋ニテ売之、価京阪ヨリ賤シ」。

(39) 前掲10）c）。

(40)『天満青物市場仲買仲間記録』（大阪城天守閣蔵（南木コレクション），41〜44丁）。下線および（　）内は筆者。

一、(5)右仲買之組合心底相改候間、問屋中ゟ此上を仲買之吟味被成、壱人ニ而も不埒之者有之者、早速問屋中仲買中両方立会相談之上、如何様ニ被仰候共、一言之申分無御座候事
一、(6)右組合之外出売之仁も同事被成被下候事
一、(7)問屋中之内茂急度御吟味被成可被下候、尤問屋中之儀茂仲買中ゟ是又吟味仕、不埒之人壱人ニ而も御座候ハヽ、早速組合逐扱正路相改可申事
右之通組合申合違変無之、給之連判如此御座候、以上
延享三寅年八月
右之連判形相済申候、(8)然ル上者右組合之内江何時成共入用之節者御売可被下候、万一割方御越無之候ハヽ、銘々不勝手ニ御座候得者猥ニ可相成候間、為後日仍テ如件
延享三寅年九月
（仲買）惣組合連判

主意は、市場の問屋・仲買、そして「出売之方(仁)」の三者が、市場の繁盛を期し（下線（2）(4)）、安治川・木津川などの「船着之場」、つまり船宿への「出買」（下線（1））を、互いに自粛し合う協定である。当時は、問屋と仲買の仲間株が幕府から公認される前で、両者の業務内容の区別も不明確であった。公認後の明文化された定義によれば、問屋は「市場中へ（荷主より）ヶ様之品参り候と触流仕候へば、仲買又は出売之者、其外町方荷なひ売・八百屋・小店等迄寄集り候上、市を立（＝糶羅にかけ）、売渡申候」[41]商人であり、仲買は「問屋へ荷物参り候節、私共立合せり買に仕候而、八百屋・小商人迄‥‥遣し申候」[42]上で、「問屋中之客先江参り、荷物直買為致申間敷候」[43]商人である。「出買」とは、「市を立」てる前に、「客先江参り、荷物直買」する取引で[44]、仲買が及べば問屋への越権行為となる。

当時の問屋は仲買を兼営でき、実際に、安永元年（1772）の仲間株公認時には、仲買が「問屋にて仲買同様之商内仕候儀も、是迄私ども仕来りに御座候へども、此儀は仲買より‥‥向後商内之儀相止め呉候様申候に付‥‥向後問屋一件にて、仲買同様之商内は不仕候趣掛合相済」[45]と申し出ている。また、「出売之方」は、上記した問屋の業務内容の定義（上点部分）に「仲買又は出売之者」とあり、ほぼ仲買と同格の商人である。注目すべきは、「出売之方」[46]が、問屋の糶羅にも外部から参入している点で（下線(6)）、剰え、問屋に事実上の内談を取り付け（下線(3)）、市場に専属の商人である仲買を（下線(5)）、問屋への買い付けから締め出す（下線(7)(8)）、雰囲気も見られる[47]。

(2) 確立—「七歩三歩制度」の創設—

その約30年後には、上述の新興商人たちが、市場から独立の仲間組織として幕府に公認され、甘藷専門の卸売経路の確立に至る。発端は、安永７年（1770）に、市場の仲買が、安治川口の船宿まで甘藷の買い付けに出た外部の商人４

(41) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成　第1輯』(大阪商科大学経済研究所，1934，277～279頁)。傍点および（　）内は筆者。
(42) 前掲40)（34丁）。
(43) 前掲40)（37丁）。
(44) 売り上げを見込んだ相対（前掲30)）での買い付けと考えられ、糶羅より小売を顧客として獲得するのが容易となる。
(45) 前掲41)（279～280頁）。仲買の公認もほぼ同時である。また、明治初期の神田青物市場でも（前掲30) a)，321～383頁)、問屋が「仲買同様」に甘藷を取引した。
(46)「出売」が最も多いのは近郊蔬菜で、その場合は外部の商人が市場近辺に出向して荷物を売り捌く形態となる（前掲１）ｂ）・10) a))。
(47) 宝暦２年（1752）に、仲買は問屋から蜜柑・柿など主要12品目の優先的な買い付けの権利を取得する（前掲40)，28～30丁)。12品目の過半は、甘藷と同様に保存性の良い果物・乾物である。

名を、「市場所之外ニ而罷在、無株ニ而青物類仲買同様之商売仕候」[48]と告訴したことにある。この４名は、「薩摩芋商売之儀、凡六拾年已然ゟ仕来り申候所、近来市場仲買共、安治川表江出買ニ参り申候‥‥天満仲買之儀、天満ニ限り申候事与奉存候」[49]と反論し、表面上は違う印象ながら、実質的には延享期の「出売之方」の延長上にある。仲買は、これらを「市場所之外」から内へ、つまり30年前の「出売之方」の段階に戻そうと試みるが、４名も、上記（上点部分）の通り「天満仲買之儀、天満ニ限り申候事」と譲らず、訴訟は長期化する。結果的には、船宿へ廻着した甘藷を７対３に分割する制度の発足となるが、その事由は以下のように整理できる。

まず、仲買の摘発の根拠は、「積合せはしたもの参り候節者船宿江上ゲ置、仲買共参り買請申候処、其後町方荷ひ売仕候者共江も被売渡候事有之候、其後仲買同様之売方仕候ものも出来仕候得とも、壱両人之儀ニ候得者‥‥御願奉申上ヶ儀も恐多‥‥其侭ニ差置候処、是ヲ見習ひ壱両年数多新規ニ手広く仲買仕候」[50]にある。仲買の「出買」は、問屋の糶羅に及ばない「はした」荷物の「買請」で、言わば「町方荷ひ売」の買い付け同然であった。これには問屋も続き、同じ市場に専属との大義名分から、「船宿ニ而も少々宛内証ニ而町売之者江相捌候様子承り候儀有之候へ共、是ハ聊成儀‥‥市場江も下地ニ不相替荷物多着仕候事故、嵩御願奉申上候儀恐多‥‥差扣罷在候」[51]と仲買の支持に回る。

しかし、船宿は「私共問屋并船宿数年来仕、甘藷引受渡世仕来り罷在候処‥‥若渡世差留り候而者、不及申下方荷主迄も不捌ニ御座候‥‥并ニ仲買渡世之者（＝「町方荷ひ売」）共数年来右渡世仕来り候」[52]と、自己の「問屋類似の営業」を引き合いに、４名を弁護する。つまり、船宿の荷物「引受」は、産地（「下方」）・船宿（「荷主」）、そして「町方荷ひ売」の全てに都合が良く、その既得権益には正当性があった。加えて、船宿の主張が町奉行に吟味される裏側で、市場の問屋は、「聊成儀」から摘発を「差扣罷在」りつつも、長らく仲買や「町方荷ひ売」の「出買」を放置した不審点の釈明に追われていた[53]。そこで、船宿10名と「町方荷ひ売」16名は好機と見たのか、市場に対抗して「問屋仲買株」35枚を出願し[54]、幕府の公認を得ようとした。当初は市場の異議で挫折しかけたが、現実的に、取引の現場を市場の内部へと戻すのは不可能であった。裁定は町奉行から惣年寄へ移り[55]、10年前・５年前・当年の甘藷取引高が検討され[56]、最終的に船宿への廻着分の７割を問屋へ、３割を「町方荷ひ売」へ、との条件で新興卸売経路の存続が容認された。

以上の分配関係を、本稿では便宜から「七歩三歩制度」と称する。その条項は、問屋38名―船宿10名、および仲買82名―「町方荷ひ売」16名、で二様に制定され[57]、表面上は前者に根幹がある（第２表）。すなわち、甘藷の７：３の

(48) 前掲40)（46～48丁）。
(49) 前掲40)（48～50丁）。上点は筆者。
(50) 前掲40)（57～58丁）。
(51) 前掲40)（63～66丁）。
(52) 前掲40)（59～61丁）。上点および（　）内は筆者。
(53)「仲買者出買仕間敷申合先達而問屋江証文差入置、内証ニ而安治川出買仕候不埒成儀、此事、并ニ問屋へ先達而ゟ町方ニ仲買有之、并ニ船宿問屋同様之売方致候ヲ其侭差置候者延引之段、此訳‥‥以書付可申上」（前掲40)，54丁)。「町方荷ひ売」に加え船宿との内通も推察されるが（前掲51))、仲買とほぼ同時に仲間株を公認された立場が、ここでは皮肉にも足枷となっている。
(54) 市場の仲間株は問屋40枚・仲買150枚である。
(55) 惣年寄とは、民（町人）の立場で市中の世話役となる世襲の名誉職で、町奉行が官（武士）の立場で取り締まるのと好対照をなす（前掲28)，35～70頁)。
(56) 前掲40)（66～70丁)。
(57) 市場の問屋・仲買数は前掲７)。

第２表　「七歩三歩制度」の条項（安永８年（1778））

〔問屋―船宿〕

（１）我々（船宿）共へ致着船候荷物俵高之内、譬者百俵之内七拾俵者天満市場問屋中之売捌、残り三拾俵者我々とも人数之内ニて売捌相対之事

（２）代呂物甲乙有之候へ者、右三歩・七歩割方ニ準し可申候。勝手ニ撰取、相互ニ致間敷候事

（３）三歩売捌之義、我々（船宿）とも人数ニ相限り可申候。此外船宿ニて取扱致候儀、見聞次第早速各々（問屋）方へ為相志可申候。

（４）是迄之通り右人数之船宿へ着舟無之、市場へ直々積付荷物者、是迄之通り市場ニて不残売捌可被成候。是迄船宿へ着船無之市場へ積送り候荷物たりとも、此以後右人数船宿へ着仕候へ者、七歩・三歩ニ取分可申事。

（５）直組之儀ハ市場両川口同日ニ而も、時ニ寄り相場高下有之事ニ候間、右相庭ニ不拘、七歩・三歩之割方ニて急度相互ニ取分可申事。

（６）琉球芋之外生姜・蜜柑・西条柿・栗類・牛房、此外菓物・漬物・干物、其外青物並市場ニ取扱ひいたし候もの、一切取捌堅く致間敷事。

〔仲買―町方荷ひ売〕

（１）三歩通芋船宿ゟ我々（町方荷ひ売）共買請候節者、各々（仲買）方与立会銘々勝手買請、我々共方江買請候芋之高ニ応し、壱歩通之口銭、各々方江差出可申候。

（２）我々（町方荷ひ売）共市場問屋中ゟ芋買請候儀有之候者、右芋之口銭者弐歩通差出可申候。

史料：『天満青物市場史料　上』（大阪市史料調査会，1990，67～72頁）。
『天満青物市場仲買仲間記録』,(大阪城天守閣蔵（南木コレクション），73～76丁）。
注：（　）内は筆者。

原則（条項(1)）は、船宿を10名に限定し（条項(3)）、品質や相場の不平等を排除し（条項(2)(5)）、産地や船宿の意向を尊重し（条項(4)）、甘藷以外には適用しない[58]（条項（6））など、細部にわたり印象が厳格である。しかし、その運営上の本質は、むしろ僅か２つの条項の後者に見出される。つまり、取引には仲買が介入し（条項(1)）、「町方荷ひ売」16名に対して、船宿での「買請」分には取引額の「壱歩通之口銭（＝１％の手数料）」が（条項(1)）、また問屋での分には「弐歩通（＝２％）」の「口銭（＝手数料）」が（条項(2)）徴収され、「出買」に加え、市場内での「出売」にも、仲買の権限が貫徹する。言わば、新興卸売経路は市場の付属となり、「出買」ないし「買請」の担い手は、「仲買渡世之者」ではなく文字通り「町方荷ひ売（＝小売）」の地位に固定される。

Ⅳ．取引形態の成熟と販路の拡大

前章の経緯から注目されるのは、新興卸売経路の存続を保障する「七歩三歩制度」の方針が、まさに大坂市中の庶民の意向を代表する惣年寄の料簡で打ち出された、その帰結である。これは、甘藷の商品特性や社会的意義を踏まえた穏当な配慮と言え[59]、根底には、疑いもなく船宿まで「出買」に走る「出売之方（＝仁）」、つまり「町方荷ひ売」＝「仲買渡世之者」の台頭が

(58) 蜜柑・西条柿・栗類は、前掲47）の主要12品目に含まれる。明治初期の神田青物市場では（前掲30）ａ），321～383頁）、甘藷と果物が取引の季節的な繁閑差を相殺するため、果物専門の有力問屋が主に甘藷を扱った。

(59) 前掲33）・40）。

第３表　西国筋甘藷卸売経路の構成員の変遷

Ⓐ仲買同様商人の系譜

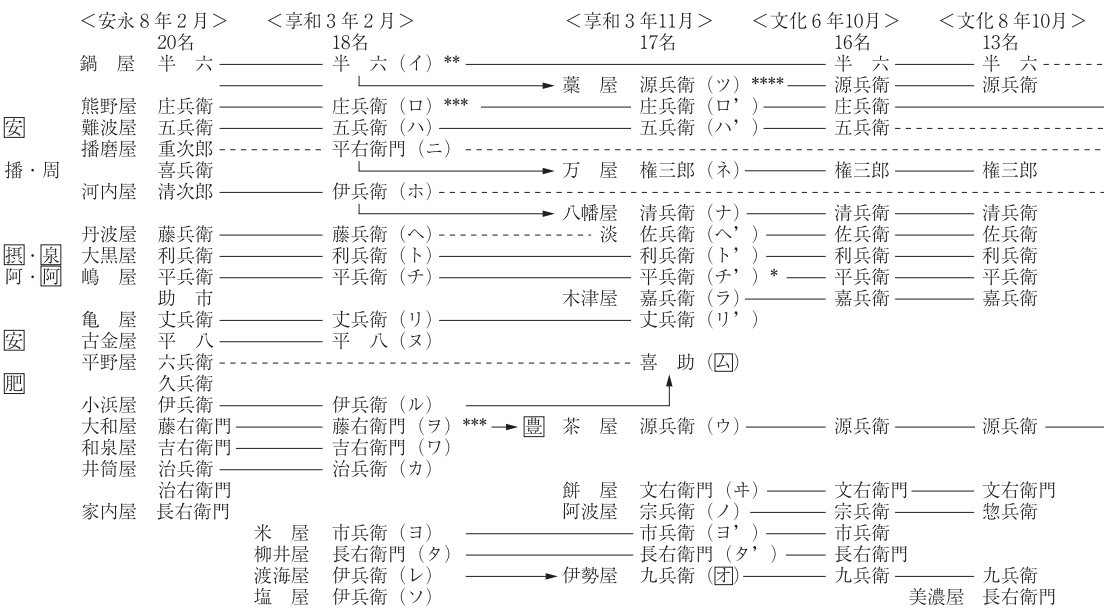

Ⓑ船宿の系譜

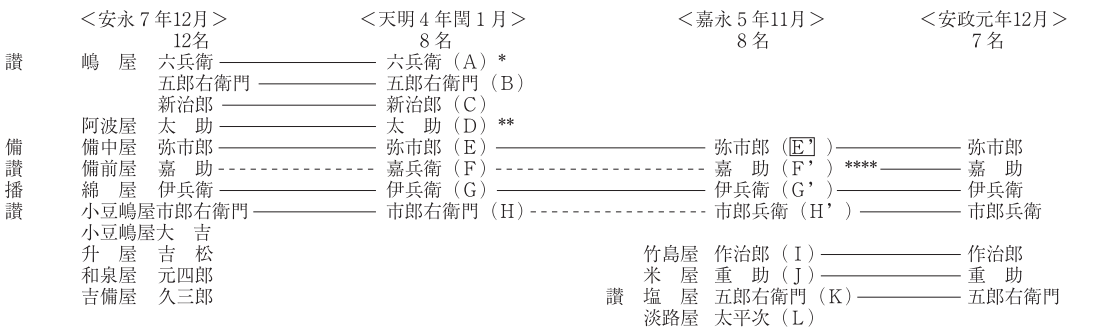

ある。卸売経路の天満青物市場に対する取引上の優位さは、まず安治川・木津川の河口へ容易に往来できる地理的な側面を第一とするが、その一方で、担い手の活動は、以後の大坂市中で高まる甘藷の商品性を如実に反映し、典型的なアウトサイダーよろしく、幕末まで取引形態の成熟と、市場の商圏の侵蝕を進展させ続ける。以下、船宿と「町方荷ひ売」の商家経営の実態、およびその推移を商人構成の変遷から分析し、「七歩三歩制度」が次第に効力を失い、形骸化する深層に踏み込む。

(1) 商人構成の変遷

既述の通り、新興卸売経路の担い手は、天満青物市場の問屋・仲買との争論を長らく繰り返す中で、その活動を規制される一環として、人員の所在を幾度か報告させられている。それを可能な限り抽出したのが第３表で、船宿のⒷに対し、Ⓐの「町方荷ひ売」を実際の業務内容から仲買同様商人と称し、それらを屋号別に

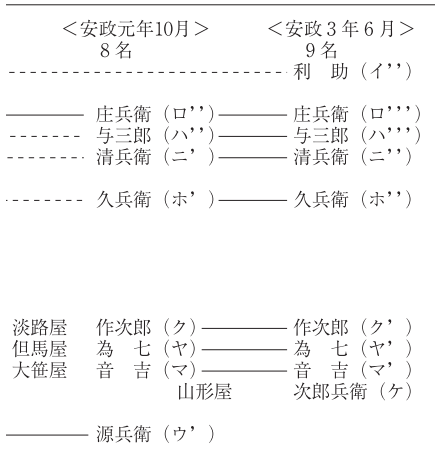

史料：『天満青物市場仲買仲間記録』（大阪城天守閣蔵（南木コレクション），41～133丁）。
永市壽一『天満市場誌　上』（天満青物市場，1929，623頁）。
『天満青物市場史料　上』（大阪市史料調査会，1990，143頁）。
注　：名前の右側のA（カタカナ）・B（アルファベット）は第3図に対応し、（□）は借家でなく、*～****は、互いに大家あるいは支配人が同じ。名前の左側の国名・国名は、『摂津難波丸綱目』の延享版・安永版のいずれかに諸国問屋・船宿として確認でき、国名は、阿＝阿波，播＝播磨，讃＝讃岐，周＝周防，肥＝肥前，摂＝摂津，泉＝和泉，安＝安芸，淡＝淡路，備＝備中，豊＝豊後。名前と名前を矢印で結んであるのは、互いに町名が同じことを示す。

系譜化した。そして、さらに同じ史料から、第2図として、Aと Bの店舗の所在地（町名）がほぼ同時に分かる、（a）天明～享和（1781～1803）および（b）嘉永～安政（1848～59）の2時期を図化した。商人間で取引業務が継承ないし譲渡される際には、一般的に分家・別家など近縁者同士で優先性が大きく[60]、名前が不変の場合は実線、異なる場合は点線としたが、二、三の疑わしい例もある[61]。仲間組織の結束は多分に暫定的で、市場の問屋・仲買ほどの排他性や固定性はなく、特にA仲買同様商人の連帯は流動的と考えられるが、少なくとも、彼らの人員構成の変遷を断片的にも観察することで、次の事実は読み取れる。

まず「制度」の鍵を握るA仲買同様商人から分析する。最大の傾向としては、屋号が享和3年（1803）の2～11月に大きく入れ換わり、文化8年（1811）から安政元年（1854）に著しく減少している。前者は、業務の譲渡の容易さと潜在的な担い手の多さを示し、後者は、株仲間解散期以後の「制度」の弛緩を意味する。続いて、屋号別に見ると、安永8年（1779）2月の数名は、延享～安永期（1748～1780）に諸国問屋・船宿を勤め[62]、また丹波屋藤兵衛は、後の享和3年（1803）11月に登場する佐兵衛（淡路国船宿）の近縁者と見られる。これは、彼らの問屋業務の兼営を示唆する。また、諸国問屋・船宿を勤める多くは文化8年（1811）10月まで系譜が続き、特に難波（浪速）屋は幕末まで中断のない僅か2例の一つである。仲間組織

(60) 前掲7）。
(61) 例えば、A仲買同様商人の播磨屋・河内屋の、享和3年2月から安政3年10月。
(62) 諸国問屋とは、「諸藩は大坂に蔵屋敷を設け、所領地の諸産物を大坂に輸送して販売したが、この蔵屋敷には、代々附属せる所定の問屋があった‥‥蔵物を引受くるのみならず、兼ねて同地方の納屋物の売捌にもあたった」という「特定地方産出の商品を種類を限らず、総括的に取扱ふ委託販売問屋」で（前掲1）a），193頁）、諸国船宿は廻船の「蔵物を引受くる」船宿となる。名前・町名は、江戸期大坂の地誌書『校本　難波丸綱目』（中尾松泉堂，1977，659頁）の商工名鑑綱目「諸国問屋并船宿」と照合。ただし、播磨屋・平野屋・大黒屋の3軒は、町名が享和3年2月の時点と一致せず別人の可能性がある。なお、天満青物市場では、有力問屋が10名ほど諸国問屋を勤めた（前掲7））。

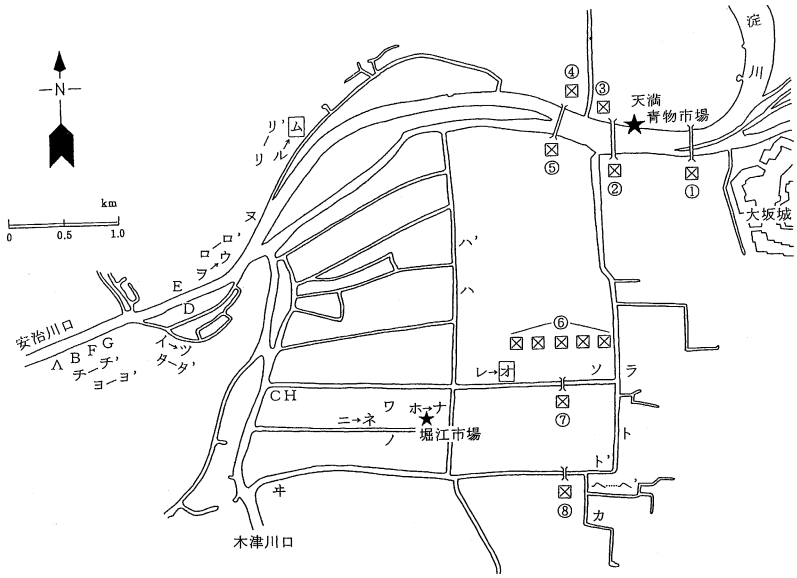

注　：Aは享和３年２月および同11月を同時に、Bは天明４年閏１月を図示。カタカナ・アルファベット・実線・点線・矢印は全て第３表に対応し、Aカタカナが結んである場合は享和３年２～11月で町名が同じ、かつ家主・支配人が異動している。☒は第５表の享和２年６月の「当時市場差障り場所」を示し、①～⑧も表に対応する。

第２図　A仲買同様商人とB船宿の店舗分布（(a) 天明～享和（1781～1803）期）

の連帯は、商勢の強い彼らが統率したと考えられる[63]。さらに、店舗（住居ないしは所在地）は、ほとんどを借屋が占め、かつ享和３年（1803）の２～11月では、名前の変化がない全例について、町名の移転、あるいは家主・支配人の異動が見られる。彼らの業務は概して零細な半面で、有力な担い手には複数の店舗の借用もあり得る。注目すべきは、享和３年（1803）２月の有力な担い手である熊野屋庄兵衛が、零細な大和屋藤右衛門と大家を同じくしている事実で、他にもBの船宿と零細なAとの組み合わせで同様な二、三例を指摘できる。いずれも、特定の大家に対する同じ立場での有力―零細の組み合わせで、所定の敷地内に軒を連ねる市場の問屋―仲買の関係が想起される。

続いて、B船宿の検討に移る。屋号が安永７年（1778）12月から天明４年（1784）閏１月で急減し、以後は増減しないが、その間で約半数が交替している。諸国船宿を勤める有力な担い手のみ幕末まで中断がなく、A仲買同様商人と同様に、おそらく彼らが仲間組織を牽引した[64]。また、店舗は、Aより町名の移転が少なく、やはり問屋業務に特化した船宿の活動が明確な形で反映されている[65]。

また、第２図を詳しく見ると、以下が指摘される。まず（a）の天明～享和期。天満青物市

(63) 享和３年11月の争論では、難波屋・丹波屋・大黒屋の３名を代表に充てている（前掲40），118～119丁）。

(64) 例えば、備中屋弥市郎は、「七歩三歩制度」の創設を主導し、安永８年10～11月の争論では、市場の問屋が「（備中屋）弥市郎儀、去年（＝安永７年）出入之砌、諸事右弥市郎壱人引請、掛ケ合等仕、（他の船宿の）手本ニ相成候」と陳述している（前掲40），75～84丁、（　）内は筆者）。

(65) 天明４年閏１月の備中屋の家主である俵屋善太郎は、船宿の綿屋伊兵衛とともに市中川船（上荷船・茶船）を所有していた（『大阪市史　第五』，大阪市参事会，1911，361頁）。

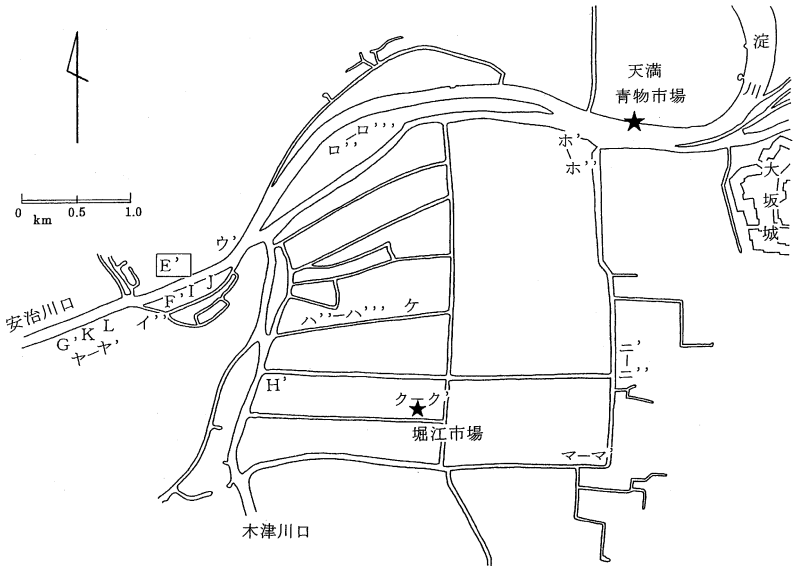

注 ：Aは安政元年10月および同３年６月を同時に、Bは嘉永５年11月を図示。Bの内で、（ａ）から続く備中屋（E'）・綿屋（G'）・小豆嶋屋（H'）の３名は、（ａ）の時点から町名に移転がなく、家主・支配人に異動がある。

第２図　A仲買同様商人とB船宿の店舗分布（(b) 嘉永～安政（1848～59）期）

場から遠く離れ、市中縁辺付近を北西から南東へ弧状に分布している。Bは安治川・木津川の河口に集中するが、Aは分散し、後者の主な顧客は天満への往復が容易でない市中縁辺部の、特に南側[66]の小売で占められる。また、Aの有力な担い手の立地が、安治川口の島屋（チ→チ'）・鍋屋（イ）・熊野屋（ロ→ロ'）の３名、市中南東部の丹波屋（ヘ→ヘ'）・大黒屋（ト・ト'）の２名、そして同中心部の難波屋（ハ・ハ'）の１名、と均等である。丹波屋は淡路国船宿[67]、南西部の河内屋（ホ）は、その家主の綿屋太左衛門が問屋を勤める堀江市場の小売と見られ[68]、AはBへの「出買」とは別に、その内部でも、問屋と仲買に類似の関係を構築し、市中を３～４箇所の商圏で棲み分けた印象がある。当時はA９軒の屋号の交替も、その内６軒で町名が移転せず（イ→ツ・ニ→ネ・ホ→ナ・ル→ム・ヲ→ラ・

(66) この一帯は、市場の近辺より庶民的な層が多かった（松本四郎『日本近世都市論』，東京大学出版会，1983，163～211頁）。

(67) 店は内陸部にあるが、市中堀川沿いのため、「問屋類似の営業」（前掲29））には有利と言える。

(68) 堀江市場は、元禄期（1688～1703）に「堀江開発ノ際、町繁盛ノ為、御池通り二丁目・橘通一丁目・新難波町ノ者八名ヨリ、右三町ニ於テ青物市場致シ度旨町奉行へ出願セシ所‥‥当（＝天満青物）市場ノ妨害ヲ為サズ様取締ラセベクト申聞ラレ‥‥該場所開市」し（前掲19），205丁）、（　）内は筆者）、「仲買と云うもの置かず、直ちに問屋より小売に売渡すのみなり。その物品は大坂接近の在方より産する諸青物をのみ取引するものとす。問屋の数僅二三軒あるのみ」とされる（前掲41），118頁）。河内屋は、安永８年10～11月の争論によれば、「舟宿（備中屋）弥市郎参り、私（＝綿屋六左衛門）方ニ而売呉候様相願候ニ付、六左衛門方へ取寄」せたのを、播磨屋平右衛門（ニ）とともに買い付けている（前掲40），75～84丁、（　）内は筆者）。

レ→[オ])、業務の譲渡は地縁的な傾向が強い[69]。

続いて、（b）の嘉永～安政期。分布の傾向は（a）天明～享和期と同じで、特に[A]の店舗は、その配置が（a）の有力な担い手の分布に酷似し、さらに天満の近傍が1軒ある。人数の減少は仲間組織の衰退を印象付けるが、おそらく真相は正反対で、むしろ「制度」の弛緩、つまり市場が人員を把握できなくなった、規制の無力化を示している。

すなわち、新興卸売経路の担い手は、主な商圏を天満から離れた市中の北西～南東の縁辺部に収め、可能性として、[B]船宿―[A]仲買同様商人の下部に、その入れ子で[A]の有力―零細の関係を市場の問屋－仲買よろしく内包し、商圏を分担していた。後者の関係は前者より不明瞭であるが[70]、顧客となる小売への得意先の関係を地縁的に継承すべく、業務が近縁者以外へ譲渡される場合には、それを大いに円滑化させたと考えられる。

(2)「七歩三歩制度」の形骸化

新興卸売経路と天満青物市場との利害対立は、問屋―[B]船宿よりも仲買―[A]仲買同様商人で激しく、それは「制度」が発足して以後の争論の実態に明白である。すなわち、幕末までの卸売経路の成長過程は、前章の問屋と「出売之方（仁）」＝仲買同様商人との結託にも裏打ちされる通り、ほぼ[A]が仲買からの活動の規制を逸脱する推移で終始する。第4表には、形成過程の部分も含め、史料の限り争論を収録した。発掘できない漏れも含め、時期的なムラは目立つが、前節との照合により、[A]を中心とする「制度」の形骸化、特に仲買の商圏を侵蝕する販路の拡大は、およそ以下のように説明される。

まず、「制度」が発足して3年後の天明元年（1781）8月までは、第3表にない「仲間外」も含めた船宿と仲買同様商人の不正が相次ぎ、「制度」の非現実性が早くも露見している。そして、直後の天明2年（1782）8月、加えて7年後の同8年（1788）6月には、それぞれ和泉国大鳥郡[71]の村々、讃岐国小豆嶋[72]の百姓が、市場に甘藷の直売を訴願し、一方で同4年（1784）閏1月には、[B]8名が「三歩問屋株」[73]10枚の公認を幕府に出願しており、新興卸売経路の存在意義はさらに高まり続ける。市場は、これへの対策も込め、天明3年（1783）4月に町触を発布し、青果物全般の直売買の大体的な

（69）市場の仲買による「町方荷ひ売」という表現（前掲50））は、仲買同様商人の笊振りや焼き芋屋など小売の兼営を示唆している。

（70）仲買同様商人が兼営する問屋業務は、甘藷の商品特性や取引形態から考えても（前掲30）・44）・45））、荷主の委託よりは自己の仕込みに基づく傾向を強めた（前掲1）a），373～426頁）と見られる。

（71）前掲19）の「半田山」一帯に相当する。前掲10）b）では言及されていないが、和泉国産を始め近郊蔬菜としての甘藷（前掲24））には、多く堀江市場が関与した（安永9年8月～天明元年8月・享和3年8～10月の争論、前掲28）・68））。

（72）現在の香川県小豆郡小豆島町池田付近。

（73）前掲10）b）では、本稿の第3表の[B]船宿を「三歩買請人」、[A]仲買同様商人を「三歩仲買」と称している。しかし、前掲50）および同52）の文言から明白な通り、船宿への荷主の委託は「引受」、仲買同様商人の船宿への買い付けは「買請」と表現され、実際に第4表の争論でも、「市場之外ニ問屋名目有間鋪‥‥舟宿之儀故、薩摩芋引請人と可申」（天明4年閏1月、傍点は筆者）、「起源市場仲買ゟ三歩処芋売遣し候ゟ、買請人共一群出来業体相成」（安政3年6月、同）が見える。この問屋業務＝「引受（引請）」、仲買業務＝「買請（買受）」の対応関係は、全ての争論で混同がなく、両者の取引の性質を如実に反映しており（前掲41）・42）・62））、仲買同様商人の問屋業務の兼営を解釈する上でも重要となる。

第4表　「七歩三歩制度」の争論

延享3年（1746）9月記	天満青物市場の仲買が安治川・木津川口の船付場への「出買」を自粛すべく問屋に約定。
安永7年（1778）9月～同8年2月記	仲買が仲買同様商人4名を安治川・木津川口の船付場への「出買」で告訴したのに続き、問屋も船着場付近の船宿の問屋業務を告訴し、市場と新興卸売経路が全面的に対立。「七歩三歩制度」の約定により落着。
安永8年（1779）10月～12月記	仲間外も含むA仲買同様商人2名がB船宿1名の斡旋により堀江市場の問屋1名から甘藷を買い付け、天満青物市場の問屋が告訴。
安永9年（1780）8月～天明元年（1781）8月記	仲間外も含むB船宿・A仲買同様商人が幾度となく西国筋および和泉国産の甘藷を積み送らず、問屋・仲買が立て続けに告訴。
天明2年（1782）8月濫	和泉国大鳥郡5ヶ村の百姓が市場に甘藷の「直売」（市場外での自由な売り捌き）を出願するも却下。
天明3年（1784）4月触	市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買（「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」）を禁止する町触（1回目）。
天明4年（1785）閏1月書	A仲買同様商人1名がB船宿10軒分の「三歩問屋株」の取得および管理を出願するも却下。
天明4年4月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（1回目）。
天明8年（1788）6月濫	讃岐国小豆嶋惣百姓惣代の池田村の百姓が市場に甘藷の「直売」を出願するも却下。
寛政5年（1793）3月記	仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（2回目）。
寛政12年（1800）3月触	市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買（「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」）を禁止する町触（2回目）。
寛政12年4月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（3回目）。
享和2年（1802）6月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（4回目）。
享和3年（1803）8月～10月記	仲間外の仲買同様商人1名（仲間外）が堀江市場の問屋2名から和泉国産の甘藷を買い付け、天満青物市場の問屋・仲買が告訴。
享和3年11月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（5回目）
文化2年（1805）12月触	市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買（「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」）を禁止する町触（3回目）。
文化8年（1811）2月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（6回目）。
文化9年（1812）5月記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（7回目）。
文化11年（1814）記	A仲買同様商人が仲買の要求により「制度」の条項を更新（8回目）。
天保4年（1833）3月触	市場へ村々より出荷される諸青物の市場外での直売買（「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」）を禁止する町触（4回目）。
嘉永5年（1852）5月触	株仲間の再興に伴う「素人」（市場外の商人）の諸青物類の直売買（「従在方差出候諸青物類、町方船宿亦ハ商人共直買いたし、八百屋小店等ニ直売いたし」）を禁止する町触（5回目）。
嘉永5年10月～11月書	株仲間の再興に伴い問屋とB船宿が「制度」の条項を再約定。
安政元年（1854）10月～12月件	A仲買同様商人とB船宿の馴れ合いによる甘藷の分配割合の違反を問屋・仲買が告訴するも、「制度」の条項を市場側が妥協して修正。
安政3年（1856）6月書	A仲買同様商人が株仲間の再興後も仲買への口銭の上納を再開せず、仲買が告訴するも、仲買側の妥協により約定を修正。
安政6年（1859）4月触	市場外部での諸青物類の「他所積直売買（＝他所ゟ諸青物類積付候船宿又ハ淀川筋相稼候船持渡世之者共義、荷主躰之者取捌、其者指図抔ニ与唱、夫々宅前濱先等ニ而、問屋同様荷物引受、手広ニ他所積直売買等致」）を禁止する町触（6回目）。
慶応2年（1866）2月触	青物・乾物などの市場外での直売買および市売同様の商売（「諸国并在々ゟ・・・・問屋へ積登シ候青物乾物・・・・当表両海口其外へ出張、船中へ乗込・・・・問屋共ゟ仕入先貸金致置候場所へも入込、専ら羅買いたし、勝手侭ニ荷物引受、他所売等致」）を禁止する町触（7回目）。
明治元年（1868）8月書	B船宿が問屋から「三歩船宿」の名目を「仲間株帳奥ニ・・・・廉分ケ御差加へ」られ、「制度」の主旨を再約定。

史料：①『天満青物市場史料　上』（大阪市史料調査会,1990,143頁）。
②『天満青物市場仲買仲間記録』（大阪城天守閣蔵（南木コレクション）,41～133丁）。
③『大阪市史　第三』（大阪市参事会,1911,1287+53頁）および『大阪市史　第四（上・下）』（大阪市参事会,1912～13,2639+29頁）。
④『大阪市史　第五』（大阪市参事会,1911,607～614頁）。
⑤永市壽一『天満市場誌　上』（天満青物市場,1929,507+116頁）。
注：年号に付した□内の略号は、書が「天満青物市場書類」を収録した史料①、記は史料②、触は大坂市中の町触を収録した史料③、濫は「天満青物市場濫觴」を収録した史料④、件は「三分船宿買請人相手取出入一件」を収録した史料⑤。

禁止に乗り出し、以後も同じ努力を幕末までに７回ほど繰り返すが[74]、天保13～嘉永４年（1842～51）の株仲間の解散期からは、特に直売買の流弊が著しい[75]。町触の文言では、Bと問屋の利害対立を前面に打ち出しているが、両者は「制度」の条項を嘉永５年（1852）10～11月の１回しか更新しておらず[76]、天明４年（1784）４月～文化11年（1814）の約30年間に８回も重ねたAと仲買[77]とは対照的である。実際に、後者の更新の間隔は、仲買の苦悩を示唆すべく狭まり続けており、前者が争論の中心でない真相は明白である。

第５表では、Aと仲買との条項の変遷を整理した。発足当初の第２表と比較しても、後年ほど活動への規制が厳格さを増し、少なからずAによる「制度」の逸脱は、仲買の予測が不可能な方面へと増長している。具体的には、買い付けと売り捌きの両面で仲買が取引から駆逐され、「仲間外」も含む仲買同様商人は、以下のごとく取引形態の成熟と販路の拡大を見せる。まず、買い付けの側面について。天明４年（1784）４月から享和２年（1802）６月の４回では、和泉国産の甘藷および「仲間外」の船宿への廻着分、さらに季節外れの「春芋」の取引が禁止され[78]、荷主（船頭）との新規の取引を盛んに開拓している。享和３年（1803）11月から文化11年（1814）の４回では、単なる取引内容の統制に仲買が限界を感じてか、買い付け方法の技術的な干渉が始まり、廻船（「客船」）に乗り込んでの荷物の選別（「芋撰取」）を禁止し[79]、廻着分は全て市場へ送り込ませるなど[80]、荷主との馴れ合いや癒着の一層の深まりを感じさせる。

続いて、売り捌き。寛政５年（1793）３月から享和３年（1803）11月の４回では、売り捌き方法への技術的な干渉が続き、Aの活動を仲買より不利な条件に抑え込んでいる。すなわち、顧客である小売（「自分得意先」あるいは「町方得意先」）への持ち込み（「持附売」）を許さず[81]、取引ないしは店舗の禁止区域（「申合之構場」や「市場差障リ場所」）を設定し[82]、取引の現場を市場敷地内での仲買のそれに準拠させている。取引や店舗の禁止区域を享和２年（1802）６月の「市場差障リ場所」で見ると（第２図（ａ））、天満の周辺一帯、および市中の南側から天満へ向かう主要な筋の公儀橋付近が目立ち[83]、新規の顧客は天満へ買い付ける小売から獲得されている。文化８年（1811）２月以降の３回では、一転して技術的な干渉がほぼ

(74) 新興卸売経路の取引に相当する文言のみ、（ ）内に原文を抜粋した。文化２年以外は全て凶荒や物価騰貴など経済の不安定な時期で（新保博『近世の物価と経済発展―前工業化社会の数量的接近―』，東洋経済新報社，1978，85～163頁）、甘藷の取引が不況下ほど収益を上げた事実（前掲30），385～406頁）ともよく符合する。

(75) 株仲間の排他性が薄れ、問屋・仲買による取引の独占も縮小した（永市壽一『天満市場誌　上』，天満青物市場，1929，224～289頁）。

(76) 株仲間再興に伴う条件項目の確認で、内容に変更はない（『天満青物市場史料　上』，大阪市史料調査会，1990，67～72頁）。

(77) 時期が必ずしも町触と一致せず、仲間外を含む仲買同様商人の増長が率直に表現されている。

(78) 天明４年４月（３）、寛政５年３月（３）、同12年４月（２）、享和２年６月（２）・（４）。

(79) 享和３年11月（２）、文化８年２月（２）。

(80) 享和３年（２）・（３）、文化８年（３）・（４）・（６）。

(81) 寛政５年（１）・（４）、同12年（１）、享和２年（１）・（５）。「構場（所）」は判明しない。

(82) 寛政12年（１）、享和２年（１）。

(83) 享和２年（５）。市中の中心部を東西に伸びる順慶町通りは、『摂津名所図会大成　其二』に「順慶町夜店」として「種々（さまざま）に品を飾りてこれを商ふ‥‥店々に挙（こぞ）る‥‥いふとも尽ぬ種々（しなじな）ハ、実頂門（げにあたまのてへん）より趾甲先（あしのつまさき）まで用ゆる品のあらざることなく、其繁盛なること比類なし」の繁華街で名高く（『浪速叢書　第八』，浪速叢書刊行会，1928，550～552頁、（ ）内は筆者）、おそらく陸路による和泉国産の甘藷（前掲10）ｂ）・24）・37）・71））が多く飛び交った。

第5表　仲買―Ⓐ仲買同様商人の「制度」条項の更新

天明4年4月 （1785）	(1)三歩通り之芋我々(Ⓐ仲買同様商人)共立会買請‥‥銘々買請候砌者、芋之買高ニ応し壱歩通之口銭各々(仲買)方江無相違差遣し可申候。 (2)市場着船之芋買請候節者、此儀も芋之買高ニ応し弐歩通り之口銭各々(仲買)方江差遣し可申候。 (3)泉州芋直買相成不申旨、此儀も承知仕候。
寛政5年3月 （1785）	(1)申合之構場(＝不明)兼而致承知候。 (2)市場之外ニ而仲買名目相立候儀、決而差支之趣‥‥承知仕候。 (3)其余(仲間外の)船宿江着仕候芋并ニ泉州芋其外何方ゟ参り候芋、決而買請申間敷。 (4)右之場所(＝不明)者御差障之段承知仕候ニ付、変宿仕間敷、尤是迄住宿仕居候儀者格別、右場所除変宿・名前替・印形替節、早速此帳面ニ張替可申。
寛政12年4月 （1800）	(1)三歩芋私共(Ⓐ仲買同様商人)買請、自分得意先江持付売仕候儀者決而仕間敷候、且又前出有之候構場所(＝不明)之外たり共持付商内仕間敷候。 (2)両川口泉州芋ニ不限、外々ゟ出候芋決而買請申間敷。 (3)芋仲買与申名目相立候儀者是又決而仕間敷候。
享和2年6月 （1802）	(1)三歩通り之芋、私共(Ⓐ仲買同様商人)買請候而自分得意先江持附売仕候義決而仕間敷候、且又‥‥構場(＝不明)之外たりとも持附商内仕間敷候。 (2)両川口泉州芋与限らす、外方ゟ出候芋決而買請申間敷候。 (3)私方(Ⓐ仲買同様商人)芋仲買与名目相立候儀者是又決而仕間敷候。 (4)是迄之通、春之売買不仕候（先年ゟ春芋之儀私共Ⓐ仲買同様商人)不勝手ニ付,三歩通者勿論少しも受不申候)。 (5)銘々(Ⓐ仲買同様商人)居所名前等相替儀有之候ハヽ、早速住所書ヲ以此証文印形張替可申候(当時市場差障り場所‥‥天満橋南詰①・天神橋南詰②・菅原町辺③・樋之上町④・北浜二丁目⑤・順慶町通り⑥・長堀橋南詰⑦・日本橋南詰⑧＝第2図(a))。
享和3年11月 （1803）	(1)三歩買請之薩摩芋、町方得意先江持附売決而仕間敷候事。 (2)薩摩芋之儀者、先年ゟ天満市場之立直段ヲ以私共(Ⓐ仲買同様商人)買請候定ニ付、入津之客船江芋直合ニ私共了簡ヲ以申間敷候、并ニ歩分之節、芋撰取仕間敷候事。 (3)両川口船宿之内、過掛ケ致し候方御座候共決而三歩通ゟ上買請申間敷候。 (4)当時私共(Ⓐ仲買同様商人)人数之内、変宅・名前替等有之候節者、其許(仲買)様江相届候而是迄差入置候帳面張替可仕候。
文化8年2月 （1811）	(1)三歩通御相対ヲ以我々(Ⓐ仲買同様商人)中江買請候右(安治川・木津川口に入津の)芋、町方各々得意先々江持附候儀、其許(仲買)御仲間差支ニ相成候故、右決而仕間敷候事。 (2)先年ゟ天満市場江不残着之上、御相対ヲ以三歩通船宿より私共(Ⓐ仲買同様商人)江直取被成下候段、甚勝手宜敷忝奉存候。 (3)薩摩芋之客船へ我々(Ⓐ仲買同様商人)中乗込直段掛ケ引決而致間敷候、并芋撰取抔是又決而仕間敷候事。 (4)三歩之外決而過掛ケ御頼申間敷候。 (5)我々(Ⓐ仲買同様商人)中変宅致候節者、其御仲間(仲買)江御申上、場所ニより差障之方(＝不明)江参り候得者、前文御相対之芋御売不被下候段承知致候事。 (6)薩摩芋入津之船江、我々(Ⓐ仲買同様商人)中之内ゟ乗込其御方(仲買)市場ニ而直組之差障ニ相成候儀、決而仕間敷候事。

史料：『天満青物市場仲買仲間記録』(大阪城天守閣(南木コレクション),41～133丁)。
注：(　)内は筆者。

消え、単に店舗（住居ないしは所在地）の制限のみとなり[84]、同じ時期に規制が強化され続けた買い付けの側面と好対照である。興味深いのは、享和２年（1802）６月から同３年（1803）11月の２回をほぼ境目に、それ以前の売り捌き、以後の買い付けと、条項の重点が転換した事実である。当時は、既述の通り市中で焼き芋屋が一般化した直後に相当し[85]、この段階で、あるいは仲買がAの有力－零細の関係を統制し得なくなり、取引の主導的地位を明け渡したとも理解される。

さらに、こうした推移は、「仲間外」の仲買同様商人の増加が続く側面からも傍証される。寛政５年（1793）３月以後の、同12年（1800）４月を除く６回では、一貫して無断での店舗（住居ないしは所在地）の移転や名前の変更が禁止され[86]、業務の譲渡、つまり有力－零細の関係の刷新が頻発している[87]。第３表でも、享和３年（1803）の２～11月に過半の屋号が入れ換わっており、こうした仲間組織の裾野の広さ、構成する人員の所在なさが、「制度」の形骸化を端的に象徴している。

さらには、天保13～嘉永４年（1842～51）の株仲間解散期を過ぎた幕末では、「仲間外」の仲買同様商人、それに同じく船宿のアウトサイダー的な活動まで全面開花する。第３表では、まずAがBとの馴れ合いで「七歩三歩」の比率を無視し始め[88]、同３年（1856）６月には、やはりAが仲買への「口銭（＝手数料）」の滞納を常態化させ、結果的にその減額を勝ち取っている。安政６年（1859）４月と慶応２年（1866）２月の町触からは、Aの有力な担い手がBとともに「他所積直売買」、おそらく京都送りを本格化させた様子が窺え[89]、第２図（ｂ）に表れた嘉永～安政期の「制度」の弛緩、ないしは市場の規制の無力化が示されている。Bの「問屋類似の営業」は以後も拡大し続け、維新直後の明治元年（1868）８月には、問屋から「三歩船宿」の名目で「廉分（＝仲間入り）」を認可され[90]、新興卸売経路は名実ともに市場の出先機関となった。

以上は、決して卸売経路の単なる地理的な交替とも言えず、あくまでアウトサイダー的な担い手が台頭し成長した過程と意味付けられよう。その証拠に、こうした争論の裏側で、天満

(84) 享和３年（４）、文化８年（５）。
(85) 前掲36)。
(86) 寛政５年（４）、享和２年（５）、同３年（４）、文化８年（５）。
(87) 特に市中の南側の縁辺部では、他国から廻船の乗員が数多く長期的に逗留しており（前掲66)）、一部の彼らが繋ぎの「渡世」として、享和３年11月に問題視された通り、人数の限られた名前を交替で背負ったとも考えられる。仲間組織に株はなく、人員の交替は文化元年10月に「私共（仲買同様の）商人中ゟ大躰之譲りハ決而仕間敷‥‥向後親類譲り之外、他家譲り之儀容易ニ‥‥仕間敷候」と制限されたが（前掲40)，118～119丁、（　）内は筆者)、例えば、享和３年２月の播磨屋平右衛門（ニ）が、実際には安永８年10～11月でも活動を確認できる通り（前掲68)）、第３表以上に交替ないし変遷は複雑を極めた。
(88) 必然的に前掲79）の条項は反故と化した（前掲75)，250～264頁)。
(89) 甘藷は、明治40年（1907）前後まで「近年（京阪）汽車・（大湖）汽船ノ便開ケシ以来、従前九州・四国地方ヨリ大坂へ輸入セシモノモ直チニ京都・近江等ノ地方へ運搬スルヲ以テ、大阪市場ハ常ニ欠乏ヲ告クルノ有様トナレリ」（前掲19)，307～310丁)。
(90) Aも、同年３月の「仲買株帳」に「三歩買請組」の名目で並記されており（第３表の書)、市場との関係はBに等しいと見られる。もっとも、仲買は享和２年（1802）４～５月に、全品目の「出売」（前掲46)）30名前後を空株（前掲54）・57)）の「貸株」で仲間に加入させ（前掲76)，130～133頁)、仲買同様商人への懐柔策に出ており、仲間組織の結束が流動的な点で、Aとは異種同根の素性（前掲87)）を晒している。

青物市場の担い手も同様に仲買の優位となりつつあり[91]、アウトサイダーの増長は、言わば大坂市中の青果物卸売経路が全体的に仲買業務へと傾斜する趨勢の、氷山の一角に過ぎない。その結果が、新興卸売経路の取引形態上の成熟、あるいは秩序の多様化、緊密化に裏打ちされた、存在意義の高まりを招来すると理解され、具体的には、焼き芋屋の一般化に象徴される市中での甘藷の商品化、嗜好の拡大に相応した卸売経路の専門分化が進展する[92]。

Ⅴ．おわりに

本稿で得られた知見を集約すれば、西国筋甘藷の新興卸売経路の形成と拡大、特にその後者が、江戸期後半の大坂で見られた青果物卸売経路の全体的な成長過程を象徴していた、となろう。当初こそ典型的なアウトサイダーの性格を持たず、天満青物市場の問屋の独占に依存する「出売之方（仁）」の出現を発端とし、また、彼らが船宿と結束して仲間組織の公認を得た「七歩三歩制度」も、所詮は仲買に付属する立場での、取引の制限を条件とした。しかし、ほどなく「仲買渡世之者」、つまり仲買同様商人としての活動は広汎に展開され、仲買の商圏を侵食すべく、有力な担い手の船宿の兼業による秩序の多様化と、同時に荷主から小売までの取引形態の緊密化を押し進め、その販路は次第に拡大した。こうした「制度」からの逸脱は、仲買による彼らの統制を形骸化させ、その活動への介入は不可能となり、さらに仲間組織の担い手の把握も失効した。その最大の転換点は間違いなく享和期（1801～03）にあるが[93]、意外なのは、これら一連の動向、すなわち取引形態の成熟と仲間組織の有名無実化との並行が、商圏の縮小により独占力を削がれた、天満青物市場の問屋・仲買の姿そのものさえ代弁する事実である[94]。

ところで、以上の青果物卸売経路の成長過程は、前稿で解明した江戸期前半の天満青物市場のそれと連関させれば、一体いかに意味付けできるであろうか。当時の天満青物市場は、大坂市中に唯一の独占的な青果物卸売経路として、全国的にも最大級の取引規模を誇り、集荷圏を畿内一円から西日本一帯に拡大しつつ、担い手を問屋のみから問屋―仲買の二段階の構成に分化・発展させた[95]。この、全国の青果物流通事情の趨勢を先鋭的に象徴する姿は、当時の大坂市中の急激な人口増加に照応しており、市場を担う商人の間の秩序は、約40名の問屋の羅羅に対して80名余の仲買、そして、それを不特定多数の仲買同様商人が分厚く取り囲む、という状態と化した。実は、本稿で分析した延享期

(91) 幕末の市場は問屋16～17名・仲買120名前後で（西村徳蔵『大阪乾物商誌』，大阪乾物商同業組合，1933，331～379頁および前掲19），205丁）、安永期（1772～80）よりも特に問屋数が少なく（前掲54）・57））、Aによる、仕込問屋の兼営（前掲70））や、Bの株の差配（前掲73））を連想させる。

(92) 第４表の町触のほぼ全てには、省略した近郊蔬菜の関連（前掲46）、「在々出口江商人共出迎、於途中買取、門先濱先等ニ而売捌」）の文言が含まれ、アウトダイダー的な新興卸売経路が、保存性の良い主要品目と悪い近郊蔬菜に大きく分化した傾向を示唆している（前掲47）・58））。

(93) 前掲90）。「貸株」の行われた時期が、第４表の条項の重点が交替する直前に相当する事実も、この見方を傍証する。

(94) 前掲91）。万延元年（1860）には、仲買が前掲90）の「貸株」と同じ趣旨で、近郊蔬菜のアウトサイダー的な新興商人を次々に仲間入りさせ（前掲10）ａ）・ｂ）、および『天満青物市場史料（下）』，大阪市史料調査会，1990，１～54頁）、自ら仲間組織の連帯の弱体化を呼び込んでいる。

(95) 前掲７）。17世紀末～18世紀初を転期に、傾向として、全ての問屋が横並びで近郊蔬菜を取り扱う状態から、主要品目と近郊蔬菜とに分化する状態（前掲58））へ発展した。なお、市場が市中に分散した江戸では、概して仲買が未発達で、仲間も問屋にしか見られなかった（前掲30）ａ），221～557頁）。

（1744～47）の仲買と「出売之方（仁）」との争論も、こうした市場の成長を裏打ちする動向の一環に他ならず、もし甘藷の普及が実際と大きく前後すれば、卸売経路が市場から派生する過程も、本稿の分析結果とは全く異なったであろう[96]。その後も青果物の商品性は高まり続けたが、江戸期前半とは対照的に、市中の人口は横這いから微減に転じており[97]、従って集荷圏も、取引を急増させる顕著な拡大は見込まれない。仲買同様商人の台頭と、同時に市場の独占力の衰退、すなわち青果物卸売経路の専門分化は、従来の大規模な問屋業務が、より雑多で小規模な仲買業務に吸収され、特定少数の担い手に絞り込まれる過程であるが、同時にそれは、卸売経路が量的に発展した江戸期の前半に対する、質的に発展した後半と解釈できよう[98]。

さて、冒頭でも触れた通り、本稿の経緯は、明治期以後の全国的な青果物流通事情の趨勢が、大正12年（1923）の中央卸売市場法の制定へと収斂して行く方向性を、かなり明確に予感させる[99]。それは、一言すれば、問屋と仲買との制度上の格差が次第に解消し続ける過程であり[100]、その転機は明治19年（1886）にあるが[101]、紙幅の都合で今回は論及できなかった。残された課題、とりわけ天満青物市場の問屋の動向や、近郊蔬菜を始め他のアウトサイダーとの比較および関連付け、さらには荷主と小売の実態の把握などとともに、いずれ取り組む機会があろう。他日に期したい。

（96）前掲30）および47）より、多様な経緯が想定される。

（97）『新修大阪市史　第四巻』（大阪市，1990，200頁）。

（98）前掲92）・94）・95）。

（99）前掲14）。

（100）「維新後、（仕込）問屋・仲買間の境界が紊れ、（仕込）問屋は同時に仲買たるに至ったから、こゝに二つが合体して所謂卸商なるものを形成するに至」った「卸問屋」（前掲１）ａ），579～701頁、（　）内は筆者）の創出に相当し、これが後の中央卸売市場では、一括の中卸として配属される。

（101）この年に問屋と仲買の兼業が可能となり、さらに同21年（1888）４月には、双方の仲間が合併して「市場営業者」の名称に統一された（前掲75），307～507頁）。なお、この点を詳しく分析した八木滋「明治前期大阪における青物の流通と商人」（広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』、部落問題研究所、2009、45～81頁）には、再検討の余地が多い。

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，23－36ページ

旧満洲国山城鎮に見える英国
―満洲地方社会とブラナモンド社

飯野　勝則

はじめに
（1）旧満洲国山城鎮の社会環境
［Ⅰ］歴史と繁栄
［Ⅱ］商業とインフラ
［Ⅲ］民族・宗教的多様性
［Ⅳ］欧米人の活動―英国人と米国人を中心として
（2）海龍地方における輸入品市場―旧満洲国成立まで
［Ⅰ］綿布と白糖
［Ⅱ］石鹸
［Ⅲ］「輸入途絶」再び
（3）旧満洲国と卜内門堿坊の出現
［Ⅰ］堿坊とは何か
［Ⅱ］卜内門堿坊
（4）ブラナモンド社の市場戦略― 堿坊と硫酸ソーダが示すもの
［Ⅰ］旧満洲国市場とリスク―中国と日本の狭間で
［Ⅱ］硫酸ソーダとコスト
おわりに

キーワード：旧満洲中央銀行、出張員、卜内門堿坊、ソーダ、石鹸

はじめに

中国・吉林省档案館には、1700年代から現代に至るまでの文書がおよそ80万巻所蔵されている。このうち旧満洲国時代の文書は、およそ６万6000巻を占めているが、その大多数が旧満洲中央銀行から接収された文書（以下、「旧満洲中央銀行文書」と称する）であって、その数は公称５万巻とされている。

旧満洲中央銀行文書には、本店たる総行と出先機関であった支行との間で交された文書が数多く含まれている。これらの文書は、旧満洲国の地方社会の実情を示すものとして大きな価値を有しているが、中でも注目すべきは、旧満洲国の成立期に「出張員」の手によって支行から寄せられた報告文書（以下、「出張員報告」と称する）である。出張員とは、旧満洲中央銀行が設立されてまもなく、行員として採用された日本人若手エリートが当てられた役職である。出張員はその配置先たる支行において、金融情報は勿論、農業、商業、工業の様子、商習慣から民族、治安情勢まで幅広い情報を収集し、報告書として総行に向けて定期的に送付した。

旧満洲国の成立期において、その地方社会の様相を詳細に定点観測し、数年間にわたる動向をつぶさに記録した資料は他に知られておらず、本資料の持つ重要性は極めて大きい。

本稿においては、このうち山城鎮支行から総行に送られた文書を中心にして論を進める。これら文書の保存状態は、おおむね良好であり、原本の閲覧が可能となっていた。山城鎮支行からの出張員報告については、初代の山口泰治から始まり、三宅恒太郎、松田亨の３氏の手によるものが確認されており、ここからは旧満洲国の成立期に、山城鎮において英国資本が活動していたことが確認できる。

これまで満洲地方社会における山城鎮の地位については、余り論じられてこなかった。また満洲地方社会における、日本以外の海外資本の

動向についても同様の状況であった。本稿では、これら２点をふまえ、満洲地方社会についての新たな視点を構築するものである。

なお、本稿における資料の引用については、できる限り原文の文字表現を用いることとした。さらに一部の語彙についても旧満洲国時代の文字表現を踏襲した。このため本稿においては、常用漢字の異字体、旧字体が散見する。ご諒解頂きたい。

（１）旧満洲国山城鎮の社会環境

山城鎮は吉林省の南東部にあり、現在は梅河口市に属している。市の中心部からは西に25km、吉林省と遼寧省の境界に近い場所に位置していることから、地理的に見れば、吉林省の省都である長春よりも、むしろ遼寧省の省都である瀋陽に近い。周辺部は典型的な農業地帯の様相を呈しており、なだらかな丘陵地帯の間に開けた盆地状の平地に小規模な市街地が広がっている。

梅河口市山城鎮人民政府が2006年２月27日付で公表している統計によれば、人口はおよそ6万人である。そのうち、漢族以外の少数民族人口は1万730人であり、全人口のおよそ18%を占めている。更にはその48%にあたる5130人が朝鮮族である。実際、山城鎮内には8つの朝鮮族村が形成されており、2000年11月に花園朝鮮族郷を吸収合併して以来、「朝鮮族民族郷」としての待遇を享受する状況にある[1]。

以上のように、現況としての山城鎮は、人口という点から見ると小都市に過ぎない。また行政的には梅河口市の下に置かれているように、地政学的な重要性が考慮されている都市でもない。しかし旧満洲国時代以前には、朝鮮半島と中国大陸の間に位置する東辺道の要衝として、現在とは全く異なる様相を呈していた。本章では出張員が派遣された当時の社会環境について、歴史を踏まえながら論述する。

［Ｉ］歴史と繁栄

山城鎮の歴史は、それほど古いものではない。山城鎮を含む海龍地方は、1698年の康熙帝巡狩以来「封禁」の地であった[2]。このため、山東からの「流民」の流入などがあったにせよ、山城鎮において正式な入植が可能になったのは、1881年のことであり、最初の村落の形成に至っては更に２年を待たねばならなかった[3]。

しかし、その後山城鎮は東辺道の中心都市として、「縣城」であった海龍を凌ぐ、極めて早い発展を遂げる。入植の解禁から40年後、1919年には、山城鎮の戸数は4560戸、人口は2万4982人に達した[4]。この値は1911年の記録に比べてみても、８年間で人口比約25％の急激な増加となっている[5]。

旧満洲国時代になると、その繁栄ぶりは若干停滞の兆しを見せていた。それでも出張員それぞれの山城鎮に対する第一印象は頗る良く、「鐵道沿線に在る都會地を離るる辺境の集鎮としては実に有数の商業地なり」[6]と山口氏は述べ、その８ヵ月後にこの地に赴任した三宅氏は

1 梅河口市山城鎮人民政府ウェブサイトによる。統計対象年は未記載
2 白永貞『民國海龍縣志』、1913年
3 松田亨「山城鎮經濟事情（一）」旧満洲中央銀行文書、1936年1月6日、分類350-4.1-78。なお「分類」は吉林省档案館における分類
4 高井末彦「海龍地方事情」鐵嶺領事館海龍分館、1920年8月30日、JACAR Ref. B03050425500／コマ0053。なお「JACAR Ref.」は「アジア歴史資料センターレファレンスコード」の略記
5 戸数約3000戸、人口約2万人。「海龍事情 明治四十四年六月調査」、1911年6月、JACAR Ref. B03050424900／コマ0423
6 山口泰治「（仮題）業務部長宛報告」旧満州中央銀行文書、1934年2月27日、分類350-4.1-47

「奉天省東北路ニ於ケル最大市街ノ稱ニ恥ヂズ」[7]と述べている。その他、松田氏は「海龍縣下ノミナラズ、奉天省東北各地ニ於ケル最大都市ナリ」[8]との感想を残している。

いずれの記録からも、往時の山城鎮の繁栄を伺い知ることができる。その繁栄に由来してか、山城鎮には「小奉天」との別称があったともいう[9]。

［Ⅱ］商業とインフラ

山城鎮が極めて速やかに勃興した背景には、特産物に対する活発な商取引の存在があった。特産物としては、大豆、コーリャン、とうもろこし、米等があり、また山貨と呼ばれる葉タバコ、麻、木材、きのこ類も主要な換金作物として、交易の対象となっていた。こういった作物は糧桟と呼ばれる、特産物仲買業者の手によって扱われ、奉天を初めとする大都市へと売却されていった。糧桟によっては数十人から百人規模の従業員を有しており、副業として他の業種の店舗を運営するものもいた。

農民は糧桟へと作物を売却する一方、得たお金で日常に必要な雑貨を購入したが、これらの多くは、特産物とは逆のルートで山城鎮へと送られてきた品物であった。山城鎮は、紛れもなく東辺道における物流中心のひとつであったといえる。なお特産物を代表とする、これら物産が集散する範囲であるが、「海龍縣ノ西半部、東豊及西安縣ノ南部、柳河縣ノ大部分ヲ包括」していたという[10]。

このような物流構造が存在しうるには、交通インフラの存在が不可欠である。山城鎮と周辺部の農村や町、満鉄沿線の都市との間には、古くより街道が整備されており、「大車」と呼ばれる馬車を利用しての運送が、冬季を中心になされていた。また、山口氏が山城鎮に赴任した1934年２月の時点では、既に柳河と開原を結ぶ自動車道路も開通しており、「世合公」という「満人経営」の運輸会社と鉄路総局という、少なくとも２つの企業体が、定期的な輸送の任に当たっていた[11]。なお1928年には奉天に直結する瀋海鉄路が、山城鎮城外に駅を設ける形で開通している。

交通以外のインフラについて考えてみる。初代出張員山口氏の赴任当時、山城鎮は「(海龍)県下唯一の電燈を有する街」でもあった[12]。しかし、動力としての電気の利用は、精米所以外では確認できない[13]。水の供給状況についての言及はないが、水質は悪かったようである。

通信インフラは整備が進んでいた。郵便局は一般向けのものと軍事郵便局が存在していた。日本人は軍事郵便局を利用することもできた。電報局では日本語、中国語の何れも取り扱うことができ、軍用ではあるが、無線電信台も存在していた。更に電話については、電信電話株式会社山城鎮支所と海龍電話分局という２つの機関が運営していた。前者は奉天を中継して各地に長距離通話が可能であり、管内には174番までの電話番号を有していた。後者は市内各所及び海龍、朝陽鎮、柳河、東豊、清源という近距離各地に通話を行うことができたが、故障は多かったという[14]。

これらの状況を見るに、山城鎮は特産物を中心にした商業経済を基盤としつつ、商業活動に必要な、最低限の都市インフラ環境を擁する地

7 三宅恒太郎「山城鎮事情調査報告」旧満州中央銀行文書、1934年10月31日、分類350-4.1-47
8 松田亨「山城鎮概況調査報告」旧満洲中央銀行文書、1935年10月11日、分類350-4.1-47
9 张长弓『梅河口市志』吉林省人民出版社、1999年、22ページ
10 前掲「山城鎮事情調査報告」
11 山口泰治「報告」旧満洲中央銀行文書、1934年5月17日、分類350-4.1-47
12 前掲「(仮題) 業務部長宛報告」
13 松田亨「山城鎮經濟事情（二)」旧満洲中央銀行文書、1936年3月18日、分類350-4.1-48
14 前掲「山城鎮經濟事情（一)」

方都市であったといえる。

［Ⅲ］民族・宗教的多様性

山城鎮の特色のひとつとして挙げられる事象に、少数派エスニシティの存在がある。現況の民族構成については、先に述べたとおりだが、「朝鮮族民族郷」の指定を受けているように、山城鎮においては、朝鮮人の存在感はきわめて大きい。山城鎮を含む海龍地方においては、入植解禁直後より漢人がその主流を成していたが、その後、朝鮮半島から流入する朝鮮人が次第に人口を増加させていった。

山城鎮―正確には山城鎮領事館管内[15]―への朝鮮人の移民は、1881年の入植解禁より30年後、1912年に初めて確認される。この年、鄭東華という人物が通化より移住し、水田の開墾を行っているが、「支那官憲ノ甚シキ圧迫ニ遭ヒ、當地ニ居住スルコト不能トナリ退去」したとある。朝鮮人の継続的な居住が確認できるのは1915年に移民してきた「五六戸」を嚆矢とする。

その後の朝鮮人移民の増加は極めて急激であった。1921年には約1000人、1931年には約2000人、1935年には5973人との朝鮮人人口が記録されている。この人口は現在の山城鎮における朝鮮族人口をも凌ぐ数であるが、あくまでも「山城鎮領事館管内」の統計であるので、単純な比較はできない。彼らは専ら水田にて生計を立てる農民であったが、この人口増加と共に水田面積も700天地、2000天地、4000天地と拡大の一途をたどった。なお1931年から1935年までの４年間に、人口が約３倍と著しく膨張したのは、1932年の「大刀會匪事變ノ時、各地ヨリ避難民衆集リテ」その後も帰郷できずに根を下ろした農民がいたことによる[16]。

ところで、山城鎮に居住した少数派エスニシティは、朝鮮人だけではない。例えば、宗教的に少数派となるイスラム教徒が独自のコミュニティを形成していた形跡も残されている。イスラム教徒の山城鎮への移住は、1881年の入植解禁と同時に始まったと考えられ、主に山城鎮城内西南隅の「回回營」に集団で居住していた。ここには清真寺（モスク）も建立され、信仰の中心となっていた。1926年時点で清真寺の会員となっていたイスラム教徒は427人であったという[17]。山城鎮第六小学校は、1925年にイスラム教の師弟教育を目的とし、イスラム教立学校として開校している[18]。これらはイスラム共同体（ウンマ）が機能していた証拠といえるだろう。

山城鎮にはキリスト教徒も居住していた。旧満洲中央銀行の「中央大街」を挟んだ向かい側には英国系のプロテスタント教会があった[19]。この教会は1893年に開かれており、光明小学校という私立小学校も教会によって設けられていた[20]。信者数については、一説には1913年の時点で信者は343人に達したというが、不明な部分も多い[21]。その他、「山城鎮南門裏」には、1920年1月に朝鮮人向けの基督教山城鎮教会が設置された。英国系プロテスタントである長老派（プレスビテリアン）の教会であり、信徒数

15 山城鎮の属する海龍県のみならず、周辺の柳河、東豊、西安、輝南、金川、清原、濛江の各県を含む地域。現在の梅河口市の隣接地域もその管轄下にあった。桑島主計「昭和十一年度東亞局第二課及第三課執務報告」東亞局、1936年12月１日、JACAR Ref. B02130132900／コマ0326

16 協和會山城鎮辦事處「朝鮮人調査」旧満洲中央銀行文書、1936年1月30日、分類350-4.1-48

17 王春鵬・王永恩『民國海龍縣志』、1937年、巻16

18 滿洲國協和會山城鎮辦事處「第一次海龍縣聯合協議会提出議案」旧満洲中央銀行文書、1935年12月

19 「海龍縣第十區山城鎮街市圖」旧満洲中央銀行文書、作成年不詳

20 王春鵬・王永恩、前掲書、巻16

21 张长弓、前掲書、885ページ

22 王春鵬・王永恩、前掲書、巻9

は758人であった[22]。

城内の南にある「屠宰胡同」の近くにはカトリック教会が設置されていた[23]。この教会は1926年の設置である。信者は200人余りで、プロテスタント教会と同様に聖心両級小学校という私立小学校を開設していたという[24]。

［Ⅳ］欧米人の活動―英国人と米国人を中心として

山城鎮においては、外国人の活動も記録されている。旧満洲国の成立後、旧満洲中央銀行を始めとする各種機関を設置した日本については言うまでもない。だが、その他にも英国人や米国人の足跡は随所に見られる。

例えばキリスト教関係者に目を向けてみれば、1893年にプロテスタント教会を設置した人物は英国人であったし、カトリック教会については米国人がその任を担っていた。「海龍事情」によれば、1911年の時点では、海龍地方に入り込む、日本人以外の外国人は「英佛両国ノ宣教師ノミ」であり、「商人ノ此地方ニ入ルモノハ絶無」であった。しかしこの地方に居住するこれら英佛両国の宣教師は、当地の人心をつかむ事に非常に長けていた。その手法は日本人にとっても大いに「學フニ足ルヘキモノアリ」という状況であったという。なお1911年当時の山城鎮には英国人宣教師が、男女各１名ずつ居住していたことが記録されている[25]。

経済分野での活動の記録も残る。例えば、1916年時点の山城鎮には、米国モービル石油会社（Mobil Oil / 美孚洋行）、英国アジアチック石油会社（Asiatic Petroleum / 亞細亞公司）、米国シンガーミシン社（Singer Sewing Machine）、英米煙草「トラスト」社（British American Tobacco）等の出張所や支店が存在していた[26]。

また、読売新聞の1927年８月31日付の記事によると、山城鎮にある特産物の中国官営取引所の取引について、奉天の「丙寅海外貿易股份有限公司」の「米國人顧問」が盛んに活動を行っていたという[27]。

1935年11月末の人口統計によれば、日本人以外の外国人として、米国人男性１名とロシア人男性２名の山城鎮居住が確認される[28]。なお翌年の1936年12月末には、日本人以外の外国人居住人数が51名にまで急激に増加しているが、その理由は分からない[29]。

◇　　◇

以上のように山城鎮は、満鉄沿線から離れた東辺道に位置しつつ、多元性に富んだ都市環境を作り上げていた。これは山城鎮そのものが、1881年に誕生した、極めて若い都市であったこととも無縁ではないだろう。多数派の漢人であろうと、山城鎮に祖先が移民してより数世代しか立っていない。少数派エスニシティの人々を考えれば、当事者が移民してきた世代に当たると考えてもおかしなことではない。

旧満洲国の山城鎮は、即ち移民社会であり、移民都市であった。旧満洲国時代においても、その移民の波は続いていた。それは朝鮮人であり、そして日本人が中心となっていたが、この波により新たな文化や、観念、技術がもたらされ、従来からの社会に新しいインパクトを与え続けていた。英国人や米国人が山城鎮に着目し、辺境の地方都市にも関わらず、数々の足跡を残したのは、山城鎮について米国的なフロンティアを見出すことができたからかもしれない。い

23 前掲「海龍縣第十區山城鎮街市圖」
24 王春鵬・王永恩、前掲書、巻16
25 前掲「海龍事情 明治四十四年六月調査」、B03050425000／0437-0438
26 『滿蒙經濟調查復命書　第六』關東都督府民政部庶務課、1916年、61,200ページ
27 『讀賣新聞』1927年8月31日
28 前掲「山城鎮經濟事情（一）」
29 『第二十九回滿洲國及中華民國在留本邦人及外國人人口統計表』外務省東亞局、昭和11年12月末日現在

ずれにせよ、旧満洲国の地方社会を紐解く上で、「移民社会」山城鎮の研究を進めることは、非常に重要であると考える。

（2）海龍地方における輸入品市場―旧満洲国成立まで

山城鎮における英国の影響を考えるためには、輸入品市場の状況を知らねばならない。旧満洲国の成立以前、山城鎮を含む海龍地方の輸入品市場では、概ね英国と米国、そして日本の3者が、より大きなシェア獲得を目指し、せめぎ会う状況が続いていた。実のところ輸入品市場では、多くの製品が「輸入途絶」またはそれに近い品不足となる状況が、少なくとも2度出現している。ひとつが「第一次世界大戦」の時期であり、もうひとつが「日華関税協定の発効」直後の時期である。この時期を挟んで、輸入品市場は大規模な変化を遂げている。

［Ⅰ］綿布と白糖

山城鎮の入植が開始された当初、海龍地方における輸入品市場が如何なるものであったのか、明確な記録は知られていない。従って1881年の入植解禁より20年。1911年当時の「海龍事情」に見える記録が、判明しうる状況の中でも、最も古いものになる。とはいえ、全ての輸入品についてのデータが残されているわけではない。ここでは輸入元が比較的明らかな綿布と白糖の2つの品目について考えてみたい。

この時期、海龍地方の輸入品としては、綿布がその上位を占めていた。綿布においては「日本物五分。英、米及本國産五分」ということで、全体としては日本製品がその過半数を占めてはいた。ただしその内訳を見れば、日本製品のシェアは一定していない。例えば、最も安価な粗布である「大尺布」は、中国産を除けば「他ハ總テ日本品ナリ」という状況であったが、綾布の1種である「打連布」については、日本、米国、英国について「其割合ハ五、三、ニ」であった。更には最も高価な細綾織の「坎布」に至っては「英、米品ヲ主トス」という状況であった。

そのほか、白糖については市場を英国製品と日本製品でシェアしていた。日本製品はその「六七割」を占めていたが、「上等ナ料理」については英国製品を用いていたとある。これは英国製品が、品質において勝っていたことによる。実のところ、1包あたりの価格で見た場合にも、英国製品は若干含有量が多いこともあってか、日本製品より高価であった。この英国製品として扱われる砂糖は、香港に拠点を持つスワイヤー・グループ（Swire Group / 太古集団）の子会社が提供しており、その中国語名称にちなみ太古糖と呼ばれていた。なおこれらを含む「諸種ノ雑貨」の「八九割」は日本製品であったという。

「日本品（主トシテ大坂品）ノ斯ク歓迎セラルハ、當地方ハ未タ文物開ケス、高尚ナルモノ、需要サル、ナク、本邦品ハ粗製濫造ノ嫌アレモ、其價ノ廉ナルト尚幾分幼稚ナル彼等ノ嗜好ニ投スルモノアレハナリ」

この記述からは、日本製品の主流が「大阪製」であったことが分かる。そして粗製濫造であっても安価であることが、海龍でのシェア確保の要因であると、当時の日本人も認識していたことが理解できる。低価格路線の成功である。1911年頃の海龍においては、日本製品が一定のシェアを確保していたとみて間違いない[30]。

約10年を経た1920年になると、綿布のシェアは更なる変化を遂げる。「海龍地方事情」によ

30 前掲「海龍事情 明治四十四年六月調査」B03050424700／0323-0329

れば、安価な「大尺布」については、日本、中国がほぼ3対1の割合となるが、「打連布」については日本が全てを独占する状態となる。最も高価であった「坎布」についても、ほぼ同様であり、英国、米国製品は姿を消し、日本、中国が約12対1の割合で市場を占有するようになる。ただしこの時代になると、「坎布」より一段高級で、堅牢さに定評のあった平織物「市布」の輸入が確認されるようになるが、これについてはその全てが英国製品という状況であった。従って中国製品、日本製品、英国製品の順に高級化するという序列に変化は見られない。依然として「英国製品＝高品質」という図式は成立していたと思われる。

一方、白糖については、日本製品と英国製品の市場占有率は、45対21で、日本製品が6割8分を占める状況であり、1911年時点での占有状況とほぼ同様であった。しかし単価については、日本製品の「$印」及び英国製品の「太古」は何れも、1包あたり同額の小洋28元であり、価格的な差異はなくなっているように見える。とはいえ、1包あたりの含有量について言及はなく、重量単位で見た場合に同額であったかは不明である[31]。

［Ⅱ］石鹸

もうひとつ、海龍地方の輸入品市場の様相を端的に示す商品として、日常生活に欠かせない存在となりつつあった石鹸を採りあげてみたい。

当時の石鹸は、油脂に苛性ソーダを加え、100度程度に加熱。「鹸化」した後に[32]、食塩を加えることで、生地を作成する「ソーダ石鹸」が主流であった。このような石鹸が何時ごろより海龍地方へ流入するようになったのか、その詳細な年代は不明である。しかし、第一次世界大戦以前には、一定の市場が形成されていたようである。

「海龍地方事情」によると「化粧石鹸ハモト露國品、英米品等ノ輸入アリ。本邦品ノ如キハ甚タ僅少ナリシカ、歐戰後、此等外國品ノ輸入途絶シ殆ト本邦品ニ於テ獨占的地位ヲ占ムルニ至レリ」という状況であったという。ここからは、当初、海龍地方の石鹸市場が欧米製の石鹸によって占められていたこと、そして第一次世界大戦をきっかけに、日本製品がこれらの欧米製品に取って代わり、独占状態を作り上げたことが判明する。

海龍地方の石鹸市場においては、「都ノ花」、「都ノ王」、「利華」、「双公」、「楓印」等が良く通り、「花王」、「玫芙拉（メイフラワー）」、「九重」などもよく売れていた。この地域の年間の輸入総額は1万3000元であった。その他、同資料の1919年の物価統計によれば、ミツワ、スワンという日本製の化粧石鹸や、商標は不明ながらも、日本製の洗濯石鹸が流通している状況も確認することができる[33]。

とはいえ、このような「輸入途絶」による急激な市場の拡大は、あくまでも非常事態に由来する事象であり、石鹸そのものが評価されての拡大とは根本的に異なる。従ってバブル経済的な一種の危うさを秘めている。その認識が広く共有されていたか否かについては、定かでないが、少なくとも、「海龍地方事情」の執筆者たる高井末彦氏は、市場占有の継続性に関する問題点を認識していたようである。

高井氏は、海龍地方では匂いの強い石鹸が好まれるとした上で、次のように述べている。

---

31 前掲「海龍地方事情」B03050425600／0085-0087

32 「鹸化」とは、もともと油脂を加水分解し、石鹸を作る操作を指す。『デジタル大辞泉』小学館・JapanKnowledge、2008年7月21日版

33 前掲「海龍地方事情」B03050425600／0097,0280。洗濯石鹸については年額5000元の輸入があったという

「本邦品ハ此点ニ於テハ勿論、包装、紙函ノ意匠等ニ於テモ、在來ノ輸入外國品ニ對シ一等ヲ輸セルヲ以テ、今後歐米品ノ輸入ヲ見ルニ至ラハ、競争上格別有利ノ地位ニ非サルニ付、當業者カ此際充分包装ニ注意シ、香氣アル精撰ノ品ヲ輸出シ、折角鞏固ナル地盤ヲ築上ケムコトヲ希望ス」[34]

ここからは中国人の嗜好に合い、またデザイン、品質等においても日本の上を行く欧米製石鹸に対する、強い警戒感がうかがえる。

実のところ、日本製品に対して、欧米製品―特に英国製石鹸―が攻勢を仕掛けた地域は、既に存在していた。南満洲の大都市や満鉄の沿線では、今回の「輸入途絶」以前の1909年前後に、日本製品による石鹸市場の占有は完了していたと考えられるが[35]、大連では、第一次世界大戦の時期に、英国製、米国製石鹸と日本製石鹸が激しい市場争いをしていた形跡が残る。

例えば、1915年５月の満洲日日新聞によると、このころ大連へと運び込まれる輸入石鹸については、「三つ輪」「花王」「都の花」「ライオン」「シスター」という５種の日本製石鹸と「アイボリー」（米国製）、「ベルベット」（英国製）、「アーク」（英国製）からなる３種の欧米製石鹸の「競争」となっていた。「花王」などは所謂、大阪製品ではなく、一定の品質を確保していたが、デザインなどの問題から、英米製品に圧され、売行きへの影響は避けがたかったという[36]。

「輸入途絶」以前にシェアを拡大した、南満洲の大都市や満鉄沿線の石鹸市場は、海龍地方のバブル的な市場のあり方とは一線を画すものであり、ここで起こった事象を即、海龍地方の石鹸市場に照らして考えることはできない。しかし、実際に日本製品に対し、欧米製品が挑戦をする図式は同様に起こりうる話である。海龍地方の石鹸市場が受けるダメージが、満鉄沿線の石鹸市場より大きい可能性は多分にある。こういった現実の市場動向が、高井氏の厳しい判断を後押しする、重要なファクターになった可能性は高いであろう。

［Ⅲ］「輸入途絶」再び

旧満洲国成立直前、1930年前後の海龍地方の輸入品市場については、その状況について不明な部分も多い。しかしこの時期、海龍地方の輸入品市場が大きな変動に見舞われたことは想像に難くない。

1929年10月24日、米国ニューヨーク市場における株の大暴落をきっかけに始まった未曾有の経済不況は、翌年にはヨーロッパ、そして日本をのみこみ、「世界恐慌」として、全世界へと波及していった。日本は、1930年1月に金解禁を実施、名実共に金本位制への復帰を果たしていたが、これら要因により金相場は上昇。これを受けて、金本位制の日本側と銀本位制の中国側の通貨関係においては、相対的に円高が著しく進む状況となり、満洲における日本からの輸入製品の価格は必然的に高騰した。

更に1930年５月、日本と中華民国の両政府は日華関税協定を締結する。これにより関税自主権を回復した中華民国政府は、1931年の年明け早々より、一部の据え置き物件を除き、関税の大幅な改定に踏み切った。例えば、石鹸においては、従価税として、「家用」の廉価品については20％、高級な化粧石鹸については30％という課税がなされることになった[37]。石鹸は従来「五分税」と呼ばれる格安の関税下で、満洲に輸出されてきた。このため、石鹸市場に生じた衝撃は大きかった。満洲日報などには、石鹸については「一般向は移入不可能となつた」とい

34 前掲「海龍地方事情」B03050425600／0097-0098
35 『滿洲日日新聞』1914年7月16日。「在奉天帝國総領事館管轄區域内事情」、1909年11月17日、JACAR Ref. B03050395900／コマ0117
36 『滿洲日日新聞』1915年5月14日
37 『行政院公報』1930年12月□日

う記事も掲載されている[38]。

こうした状況を鑑みるに、山城鎮における輸入品市場は、著しい商品価格の高騰、あるいは著しい商品の不足に見舞われたとみて間違いない。かくして、今まで輸入品市場に商品を送り込んできた日本や英国の企業は新たな対策の必要性に迫られることとなった。石鹸市場に絞ってみれば、日本側は、「内地小石鹼會社の満洲進出」という形で[39]、現地生産を拡大する方策にシフトしたが、英国側の対策も、方向性はほぼ同じであった。

（3）旧満洲国と卜内門堿坊の出現

旧満洲国の成立と共に、山城鎮では、英国資本の新たなる挑戦が開始されることになった。すなわち海外生産した商品を直接輸出し、売りさばくという市場戦略から脱却。現地生産の商品を浸透させ、シェアの確保を狙うという試みである。

［Ⅰ］堿坊とは何か

山城鎮からの出張員報告には、「堿坊」という業種について幾度か言及がなされている。堿坊は工業としての分類がなされ、その経営状況は出張員の興味の対象となっていた。当時、山城鎮には卜内門堿坊と徳興永堿坊という２つの堿坊が存在していた。開業したのは、いずれも旧満洲国時代、大同年間のことである[40]。

この堿坊という業種であるが、1916年の調査によれば、山城鎮近隣の掏鹿、海龍、朝陽鎮にその存在が確認される。山城鎮についても、工業の種類は「西豊縣」即ち掏鹿と同じとの報告があり、この時点で存在した可能性は高い[41]。しかし、直接の言及はなく、各都市のその後の状況もよく分からない[42]。

実際のところ、堿坊という呼称は、旧満洲中央銀行の日本人幹部にとっても聞きなれない存在であったらしい。その証拠に、山城鎮支行からの出張員報告に記載された「堿」並びに「堿坊」という語句に対し、「曹達」[43]あるいは「曹達屋」[44]という註を、総行の日本人幹部自らの手でつける状況が一度ならず確認できる。

「堿」（jian）は即ち「鹼」（jian）であり、アルカリ（ソーダ灰）を意味することから、堿坊という語句について「曹達屋」という註を入れた幹部の解釈は誤りではない。確かに堿坊においては、ソーダ灰（炭酸ナトリウム、Na_2CO_3）を製造していた形跡がある。一方で、堿坊におけるソーダ灰の製造工程について、出張員報告は何も語らない。だが、堿坊が購入していた原料を見れば、その内容について推測が可能である。

堿坊においては、ソーダ製造の原料に「皮硝」が用いられていた[45]。「皮硝」とは、別名「芒硝」と呼ばれる物質である。工業的には、硫酸ソーダ（硫酸ナトリウム、Na_2SO_4）を意味する。1930年代の初め、ソーダ灰の化学的合成法として知られていた技術の中で、硫酸ソーダから、ソーダ灰を合成する方法はルブラン法しかない[46]。従って堿坊ではルブラン法によるソーダ灰製造が行われていたと見てよい。

とはいえ、実際のところ、堿坊は単なるソー

38 『滿洲日報』1931年11月15日
39 同前
40 前掲「山城鎮經濟事情（二）」
41 前掲『滿蒙經濟調査復命書　第六』、73,182,197,219ページ
42 1919年調査の「海龍地方事情」、「西豊、東豊、西安縣地方事情」及び1931年度の工業統計を記載する『瀋海鐵路背後地の經濟事情』等には、堿坊についての言及はない
43 松田亨「六月分經濟金融概況報告」旧満洲中央銀行文書、1936年7月8日、分類350-4.1-48
44 松田亨「一月分經濟金融概況報告」旧満洲中央銀行文書、1936年2月6日、分類350-4.1-48
45 松田亨「四月分經濟金融概況報告」旧満洲中央銀行文書、1936年5月7日、分類350-4.1-48
46 $Na_2SO_4 + CaCO_3 + 2\,C \rightarrow Na_2CO_3 + CaS + 2\,CO_2$

ダ製造業ではなかった。出張員報告によれば、城坊は「洗濯用曹達石鹸製造場」であったという[47]。即ち、城坊においてはソーダ灰を合成し、それを原料にソーダ石鹸を製造していたということになる。

［Ⅱ］卜内門城坊

出張員報告によれば、卜内門城坊は「代理店」であった[48]。しかし、出張員報告には、何に対する代理店なのか一切の記述はない。とはいえ「卜内門」という名称は、Brunner Mondすなわちブラナモンド社の音訳であり[49]、卜内門城坊は、この会社の代理店であったと考えられる。

ブラナモンド社は、当時、世界最大の英国系化学工業会社であった[50]。収益の柱はアンモニア法によるソーダ製造とその独占的販売である。

1863年ベルギー人のソルベーにより開発されたアンモニア法は、連続工程によるソーダの大量生産を可能にした。英国人のブラナーとモンドはこの点に着目、ブラナモンド社を設立し、アンモニア法によって生産されるソーダについての独占販売権を入手した。結果、1907年には世界のソーダ生産量の約90％、200万トンをブラナモンド社が支配する状況となっていた[51]。

このようなブラナモンド社であるが、満洲においては過去、石鹸市場において市場確保の試みを行っていた様子が記録されている。

1915年5月14日付の満洲日日新聞によれば、当時ブラナモンド社は中国人向けの石鹸市場にシェアを確保すべく、中国人を相手とした、銀取引による「委託的据置取引」を数ヶ月間のタームで試みていた。これは「アンブレラ、三イーグルス、バゴダ、三ウィングス（以上化粧石鹸）及びバッターフライ、ハンドプリント（以上洗濯石鹸）等」という、ブラナモンド社の石鹸製品について行ったものであるが、「三ウィングス」が中国人間で最も好評を得たという。

この「委託的据置取引」について、当該の資料は詳細には語らないが、「委託」し「据置」をするということ、そしてその期間が数ヶ月のタームとして試みた形跡があることから、おそらくは一種の再販制度に近い、「委託代理店」を用いた販売であったと考えられる。

無論、銀取引を行っていたこと、そして商品の対象が中国人であったことから、その委託先の代理店は中国資本であった可能性が高い[52]。1916年の調査によれば、海龍地方の山城鎮、海龍、朝陽鎮といった地方都市には、「外國商店」として、「『ブラナーモンド』洋城公司支店」の存在が確認できる[53]。これら「支店」が、上記営業活動の拠点であったことは間違いないだろう。

さて卜内門城坊のあり方に戻る。卜内門城坊は「代理店」であり、そしてその総経理は、中国人と思しき「趙思傅」なる人物であった[54]。従ってこの形態は、明らかに過去の代理店の性格を踏襲しているといえる。

ただし、今回のブラナモンド社における代理店設立の試みには、1915年時点の状況と明確に異なる部分がある。それは、石鹸の「輸入」販

47 前掲「山城鎮事情調査報告」
48 前掲「山城鎮經濟事情（二）」
49 Brunner Mond。日本語では「ブラナモント」「ブルンナ・モンド」「ブラナーモンド」等とも表記
50 ブラナモンド社は1926年には英国のユナイテッドアルカリ社・ノーベル工業社・イギリス染料社と合併しImperial Chemical Industries（ICI）という社名になったが、本稿では当時の中国語社名、日本での呼称に準じ、「ブラナモンド」の名称を継続して利用する。『社史四十年東洋曹達』東洋曹達工業株式会社、1978年、15ページ
51 同前、6-7ページ
52 前掲『滿洲日日新聞』1915年5月14日
53 前掲『滿蒙經濟調査復命書　第六』、183,200,221ページ
54 前掲「山城鎮經濟事情（二）」

売の代理店設立を目的とするのではなく、石鹸の「製造」販売の代理店設立を目的とした点である。ここには高い関税率を避けて、中国人向けの安価な製品を現地生産し、シェアを確保しようという姿勢が感じられる。

1932年（大同元年）３月１日。即ち旧満洲国の成立日を以て、卜内門城坊は開業登記を行った[55]。この当日から本当に営業を開始したのか、この点について確証はない。しかしこの開業登記日からは、満洲における政治状況を注視し、事前に周到な準備を重ねてきたであろうブラナモンド社の姿が見え隠れする。例えば、新政権の成立と同時に開業の登記を行うことは、新政権に対する一種の支持あるいは融和的な姿勢を示す意図があったとも考えられる。政治をも利用して新興市場の開拓につなげたい巨大企業の思惑が、充分に感じられる事象である。

（４）ブラナモンド社の市場戦略―城坊 と硫酸ソーダが示すもの

ブラナモンド社は、そもそもソーダ灰の製造によってその地位を築き上げた企業である。卜内門城坊の成立期にも、ブラナモンド社の息がかかったソーダ灰や苛性ソーダは、相当量満洲に輸入されていた[56]。

何故、ブラナモンド社は、山城鎮に「卜内門城坊」なる代理店を作り、「わざわざ」硫酸ソーダを材料とするソーダ合成・石鹸製造を委託したのだろうか。何故、ソーダ灰や苛性ソーダを代理店に直接供給しなかったのだろうか。

［Ｉ］旧満洲国市場とリスク―中国と日本の狭間で

陳歆文氏の研究によると、ブラナモンド社の中国での活動は、19世紀後半に既に開始されていたという。1900年には上海に現地法人たる卜内門洋鹸公司を設立。ハルビン、大連、天津、漢口などに支店を設置し、一度はソーダ灰について、圧倒的なシェアを確保したものの、第一次世界大戦を契機に市場を失ったという。爾後、1917年に、中国人范旭東が設立した永利製鹸公司の産品と新たにシェア争いを開始するが、1929年には方針を転換。永利製鹸公司に出資を行い、中国側との合弁事業を通してのシェア確保を目指すこととなった[57]。

ブラナモンド社は、1931年1月、永利製鹸公司を利用して、天津に大規模なソーダ製造工場を設置するという方針を公表した[58]。「今回の新税率引上を好機として」と伝えられているように[59]、関税率の引き上げに対応しての行動である。中華民国における足場は、着実に固まりつつあった。

しかし旧満洲国が成立したことで、そのような状況は一変する。天津から山城鎮を含む満洲地方社会へのソーダ移送は、国内移動から国際貿易の性質を帯びることとなった。確かに、旧満洲国成立の直後においては、中華民国側からの輸入製品は「對内的關係」の状態を継続するという方針の下、暫定的に課税が免除されていた。だが、課税の開始は時間の問題であった[60]。

こうなると天津製であったとしても、旧満洲国内での大幅な価格上昇は免れない。これは廉価品主体の「中国人市場」においては不利であ

55 前掲「山城鎮經濟事情（二）」
56 英国産、中華民国産（永利製が主）がブラナモンド社と密接に関係。『大同元年滿洲國外國貿易統計年報』財政部、193□年。『康德二年滿洲國外國貿易統計年報　上編』財政部、193□年
57 陳歆文「七、八十年前的一场商战――永利和卜内门的较量（一）―（二）」『純碱工业』、2001年第4-5期、2001年。同「永利和卜内门的拼搏」『純碱工业』1982年第5期、1982年
58 『讀賣新聞』1931年1月21日
59 『時事新報』1931年1月29日
60 『建國―大同二年度版滿洲國現勢』滿洲國通信社、1933年、49ページ

る。

更に旧満洲国が、日本政府の強い影響下で成立したこともリスクとなっていた。実際、日本政府とブラナモンド社の関係は決して良好ではなかった。1930年には、日本政府とブラナモンド社の間で、日本市場におけるソーダ灰の「不当」廉売について、協定締結の話し合いが幾度か持たれた過去があった。明らかに、日本政府は日本ソーダ市場におけるブラナモンド社の活動を制限しようと動いていた[61]。また1931年には、ブラナモンド社は日本政府の政策的関与により、日本硫安市場からの撤退決定を余儀なくされていた[62]。このような動きを鑑みれば、旧満洲国政府が、ブラナモンド社の主力製品であるソーダ灰及び苛性ソーダに対し、何らかの排外的政策を採る可能性は極めて高い。つまり、ソーダ灰及び苛性ソーダの輸出は、可能な限り続けるべきではあるが、リスクをはらんだ行為であったと言える。

これら２つの問題点を克服するために、ブラナモンド社が採用した試みが、「城坊の設立」であり、「硫酸ソーダの輸出」であった。実のところ、ブラナモンド社は、過去、城坊への材料供給に実績を有していた[63]。当然、城坊の設立に際しての技術的な問題もなかった。それは未来のリスクに対する一種の保険のような存在でもあった。とはいえ、この試みには、特にコストという点から見た場合、営利企業としてのしたたかな戦略を見出すことができる。

［Ⅱ］硫酸ソーダとコスト

価格面から考えてみると、旧満洲国の成立当初、輸入関税は従来からの税率が踏襲されており[64]、ソーダ灰（純碱）については従量税として１擔あたり0.77円、苛性ソーダ（焼碱）についてはやはり従量税で１擔あたり1.50円、そして硫酸ソーダ（硫酸納）のみは従価税で15%という値が設定されていた[65]。

『滿洲國外國貿易統計年報』の「輸入品表」における「數量」と「價値」から計算するに、1934年度のソーダ灰１擔あたりの輸入価格は、約6.13円であった。ここには0.77円の関税がかかることから、旧満洲国内での流通価格は少なくとも約6.9円を上回る必要がある。同様に苛性ソーダ１擔あたりの輸入価格は、約9.9円であり、旧満洲国内での流通価格は約11.4円以上となる[66]。

これに対し1934年の旧満洲国内における硫酸ソーダの流通価格は、15%の従価税を加えても、１擔約2.3円に過ぎなかった[67]。

	硫酸ソーダ	ソーダ灰	苛性ソーダ
輸入価格	2	6.13	9.9
関税	0.3	0.77	1.5
流通価格	2.3	6.9	11.4

単位：円／擔　※硫酸ソーダについては従価税15%による加算

実際のところ、100斤（1擔）のソーダ灰を製造するには、理論上、硫酸ソーダ約134斤、石灰石（炭酸カルシウム）約94斤、石炭（炭素含有率を75%と仮定）約30斤が必要となる[68]。

1934年度の満洲における石灰石の価格には不

61 『讀賣新聞』1930年11月6日
62 その後1932年11月には、ブラナモンド社はソーダ市場を含む、日本市場からの全面撤退を余儀なくされた。『讀賣新聞』1932年11月22日
63 前掲『滿蒙經濟調査復命書』、73ページ
64 前掲『建國―大同二年度版滿洲國現勢』、49ページ
65 前掲『行政院公報』
66 前掲『康德二年滿洲國外國貿易統計年報　上編』
67 『滿洲日報』1934年11月23日
68 $Na_2SO_4 + CaCO_3 + 2\,C \rightarrow Na_2CO_3 + CaS + 2\,CO_2$、原子量Na=23、S=32、O=16、Ca=40、C=12として概算すると、その質量比はNa_2SO_4=142、$CaCO_3$=100、Na_2CO_3=106、CaS=72、CO_2=44としてあらわすことができる

明の点が多いが、1931年時点のデータを見ると、石灰石1トンあたり現大洋約0.21円となっていた[69]。旧満洲中央銀行での換算方法に準ずれば、現大洋と国幣の換算比率は1対1であるので、これは国幣約0.21円とみなしてよい[70]。この場合94斤、すなわち56.85キログラムの価格は約0.01円に過ぎない[71]。なお石炭についてみれば、1934年の場合、山城鎮においては１トンあたり12.5円であった[72]。30斤、すなわち18.14キログラム必要であるとした場合、約0.23円のコストが必要になる。

あくまでも概算ではあるが、これらの価格水準から考えれば、硫酸ソーダを用いて100斤（１擔）のソーダ灰を製造する際の材料原価は、約2.54円となる。この値はソーダ灰を輸入した場合の価格を4円以上下回ることを示している。

	重量(斤)	価格(円)
硫酸ソーダ	134	2.3
石灰石	94	0.01
石炭（炭素含有75%）	30	0.23
↓		
合成後のソーダ灰 流通価格	1擔(＝100斤)	2.54

最終的に必要な苛性ソーダの価格について考える。苛性ソーダはソーダ灰の水溶液に石灰水（$Ca(OH)_2$）を加えることで製造できる[73]。石灰水は、石灰石を焼き上げた生石灰（酸化カルシウム、CaO）に加水することで生成できる[74]。ここから計算すると、１擔の苛性ソーダに必要なソーダ灰の量は132.5斤（１擔32.5斤）。その価格は「硫酸ソーダより合成」の場合、約3.37円。「輸入ソーダ灰より合成」の場合、約9.14円である。

一方、石灰石の量は、125斤（１擔25斤）となる。これは75.6キログラムに均しいが、この場合の石灰石の価格は、約0.02円である。従って単純に計算するとソーダ灰に0.02円を加えることで、苛性ソーダの価格が産出できることになる。

(A)硫酸ソーダからの製造

	重量(斤)	価格(円)
ソーダ灰	132.5	3.37
石灰石	125	0.02
↓		
合成後の苛性ソーダ 流通価格	1擔(＝100斤)	3.39

(B)輸入ソーダ灰からの製造

	重量(斤)	価格(円)
ソーダ灰	132.5	9.14
石灰石	125	0.02
↓		
合成後の苛性ソーダ 流通価格	1擔(＝100斤)	9.16

無論、ここには人件費や燃料費などは考慮していないが、ソーダ灰からの苛性ソーダ製造は、輸入した苛性ソーダを使用するよりも、コスト削減につながる公算が大きい。特に硫酸ソーダから製造したソーダ灰の場合には、その傾向は著しい。

1931年と1934年の石灰石の価格に多少変動があったとしても、この材料原価が大きく変動するとは考えにくい。ブラナモンド社は中国人市場向けに低価格ソーダ石鹸の供給を行うことを目的とした。その点から見て、山城鎮における、硫酸ソーダからの「ソーダ灰及び苛性ソーダの現地製造」という試みには、充分な「うまみ」があったと言える。

69 通貨単位の混在を防ぐため「滿洲側」のうち「現洋」単位で記入されているものを合計し、平均をとった。『昭和6年滿洲産業統計』滿鐵經濟調査會、1933年、88-89ページ

70 『滿州中央銀行史』東洋経済新報社、1988年、51ページ

71 1斤=604.8g。前掲『康德二年滿洲國外國貿易統計年報　上編』

72 前掲「山城鎮經濟事情（一）」

73 $Na_2CO_3+Ca(OH)_2 \rightarrow 2NaOH+CaCO_3$、原子量H=1

74 $CaCO_3 \rightarrow CaO+CO_2$、$CaO+H_2O \rightarrow Ca(OH)_2$

おわりに

旧満洲国成立以前、「移民社会」たる山城鎮は、日本人や英国人にとって、満洲地方社会への足がかりとなる小都市であった。それが故に、日本や英国は、山城鎮を拠点とし、社会の構成要素に対し、数々の足跡を残してきた。

市場という概念から見た場合、「日本と旧満洲国」という枠組みの中で、日本側の優位のみが指摘されがちである。しかし、一方では「中国と旧満洲国」という枠組みを中心にして行動をした、英国ブラナモンド社のような存在があった。この枠組みに基づいて考えれば、「天津のソーダ製造工場設立」と「山城鎮の碱坊設立」は、表裏一体の行動である。マクロ的には「中華民国の大都市にアンモニア法を利用した、大規模ソーダ製造工場」を構築し、ミクロ的には「旧満洲国の小都市にルブラン法を利用した、小規模ソーダ製造工場」を構築する。ここからは、市場や商品に合わせたシェア獲得への工夫に余念がない、巨大企業の姿が浮かび上がる。

この枠組みにおいては、政治的な要素もあり、英国側は決して優位ではなかった。だが、旧満洲国の成立期に、中国人市場に的を絞り、リスク分散を図った形で生き残りをかけていた姿は、英国資本のしたたかさを感じるに充分な事象であるといえる。

一方で、ブラナモンド社による碱坊の設立は、技術的なインパクトを山城鎮にもたらした。卜内門碱坊は、ブラナモンド社による一定の技術供与と硫酸ソーダの供給を受けながら、その運営が開始された小規模な近代工業であった。そしてその存在は、もうひとつの碱坊、すなわち徳興永碱坊の成立をも導くことになった。

徳興永碱坊は、ブラナモンド社の代理店ではなかった。おそらくは中国資本によって設立されたと考えられる[75]。徳興永碱坊の成立過程についての詳細な資料は残されていない。しかし、徳興永碱坊が卜内門碱坊の影響を受けて成立したと考えるのは自然であろう。

とはいうものの、山城鎮におけるこれら碱坊の寿命は短かった。

1936年5月に、満洲曹達株式会社が成立。翌年の1937年5月には重要産業統制法が公布され、ソーダ製造についての国家統制がなされることとなった。おそらくは、これを契機に、碱坊の操業は中止を余儀なくされたと考えられる。なお卜内門碱坊はともかく、徳興永碱坊については、満洲曹達からのソーダ購入により、洗濯石鹸の製造を続けることも可能であった。しかし、そのような方策が採られた様子は確認できない。

海龍縣公署行政科『康徳六年度海龍縣行政概況』における「海龍縣工業調査表（２）」によると、1939年5月末日の段階で、山城鎮には「肥皂蠟燭業」は１店も存在せず、この時点において碱坊の完全な消滅を確認することができる。

英国、日本、旧満洲国の狭間で生まれた山城鎮の碱坊は、まさしく時代のあだ花であったといえよう。

---

75 経理は宋顯庭。資本金は4000圓。1933年11月9日開業。
前掲「山城鎮經濟事情（二）」

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，37－53ページ

安部公房の「奉天」体験
――満洲教育専門学校付属小学校の英才教育を中心に――

木村　陽子

キーワード：満洲教育専門学校、奉天、安部公房、英才教育、実験学校

1

のちに『砂の女』（新潮社、1962年）、『他人の顔』（新潮社、1964年）などの著作でワールド・ワイドの名声を得た作家、安部公房〔1924-1993〕。「故郷喪失者の文学」、「ボーダーレスの思想」、「曠野の人」など、彼に冠せられる言辞では必ずといってよいほど「満洲出身者」であることが強調されるが、にもかかわらず、１歳で父母とともに渡満してから22歳で引揚げるまでの17年間を過ごした「奉天」（現在の中国東北瀋陽市）で、実際に彼が何を経験したのかという点については、どの年譜、どの先行論も踏み込んだ言及をしていない。それはなぜだろうか。

たとえば安部は奉天について、以下のように言及している。

> 私が育った奉天というところは、あの殺風景な満州の中でもとくに殺風景な町である。ある外国の旅行者が、世界で一番きたない都市だと折紙をつけたという話を聞いた記憶があるが、本当かもしれない。（中略）それでも、その殺風景さにかえって心ひかれるとしたら、それはやはり故郷であるためであろうか。たしかに、故郷に準ずる町ではある。しかし、故郷であると断言できないのはなぜだろう。私の父は個人的には平和な市民であった。しかし日本人の全体は武装した侵略移民だった。たぶん、そのせいで、私たちは奉天を故郷と名乗る資格をもたないのだ。そうかといって、ほかに故郷と呼ぶ場所もない。奉天にいるときは日本の夢を見、日本に帰ってきてからは奉天の夢を見る。私はときどき自分が故郷の周辺をさまよいながらついに中に入れないアジアの亡霊であるかのような気持になってくるのだ。「鎖を解いたアジア」という言葉に、センリツに似たよろこびを感じるのも、そのためであろうか(1)。

戦後の安部が奉天について何事かを語ろうとすれば、その根底に常に《自身らはそこに侵略

（1）安部公房「奉天――あの山あの川」『日本経済新聞』1955年１月６日号、『安部公房全集４』新潮社、1997年、484頁。

移民として暮したのだ》という後ろめたさが伴い、結果、語られる内容はいつも否定的言説とならざるを得なかった。後年のインタビューで彼は、「なつかしそうに満洲の思い出話をする連中の気が知れない。植民地支配された人間の内面にたいする想像力の欠如」(2) だと語っているが、そうした信条のゆえに、安部は満洲に関してごく限られた文章しか残さなかったばかりか、その経験を近親者にさえ多くは語りたがらなかった。そのことが、半世紀以上を過ぎた今、当時を知らないのちの世代にとって〈安部公房と満洲〉というテーマを論じ難くさせている理由となっていることは疑い得ない。

しかしその一方で、在奉天日本人の社会生活に言及した先行研究自体がそもそも手薄であるということが大きく関係しているように思う。《在満日本人の社会生活の復元》という、同様の問題意識を持つ先行論として出色であるのは塚瀬進の『満洲の日本人』(吉川弘文堂、2004年) であるが、本書も指摘するように、「帝国主義政策の検討」を前面に据えた論とは一線を画した、在満日本人の生活自体に焦点を当てた研究は意外なほどに少ない。塚瀬前掲書では、主として日系移民第一世代の足跡を当時の新聞、人名録、満鉄社員家族による投稿雑誌を駆使して検証し、在満日本人の特徴を、流動性が高く、それゆえに土地に対する愛着がとぼしく、異なる故郷を持つ人々の集合体であったため、自由な振る舞いが可能であったと結論している (3)。

ところが、とりわけ「土地に対する愛着」の点で、親世代と子世代では少なからず印象を異にしており、稿者が過去5年間に行なった聞き取り調査でも複数の人が「われら在日奉天人」と称していたように、実際には数年しか彼の地に身を置かなかった人たちも含め、多くの子世代が今日に至るまで奉天に強い帰属意識を抱き続けているのである。これを「郷愁」と一蹴してしまうことは容易いが、しかしまずは彼らがそこで体験した社会生活の内実を一次資料として記録する必要があるのではないか。

このような問題意識から、以下本稿では、奉天の日本人中上流階層が享受した極めて恵まれた生活環境の一端を証すべく、特にその子弟たちが通った満鉄創設の公教育について、具体的には安部公房が通った満洲教育専門学校付属小学校（以下「教専付属小学校」、のちに奉天千代田小学校と改名）の先進性を、安部を6年間持ち上がりで担任した宮武城吉の学級を例に検証してみたいと思う。前述したように、安部自身、奉天での経験を多く書き残しているわけではなく、また本稿の意図も安部の個人史への関心に止まらず、より広く奉天の子世代たちが享受した社会生活の実相の究明にあることから、本稿では1930-1945年までのうちの3年以上を奉天の新市街で過ごした経験のある日本人子世代、22名（うち13名は教専付属小学校・奉天千代田小学校の出身者）を対象に、聞き取り調査、およびアンケートを実施し、それらの一次資料を活字資料と併せて参考とした (4)。

周知のとおり、奉天は清の時代には都が置かれたこともあった由緒ある古都であったが、1905年9月、日露戦争が終結しロシアから日本へ東清鉄道および関東州の租借権が移されたとき、中国人たちの旧市街である城内の西方約3.3kmの地にあった奉天駅周辺は、ロシアの満

（2）〔インタビュー〕安部公房・（聞き手）栗坪良樹「錨なき方舟の時代」『昴』1984年1月、『安部公房全集27』新潮社、2000年、158頁。

（3）塚瀬進『満洲の日本人』吉川弘文堂、2004年、171-173頁。

（4）2008年6月から9月にかけて奉天千代田小学校同窓会、奉六会に所属する22名の方々にアンケートおよび聞き取り調査を実施した。

洲における都市建設がハルビン・大連・旅順等に集中していたため、いまだ一面の曠野であった。しかし天然資源に富む満蒙のほぼ中心に奉天は位置したため、1906年に設立された南満州鉄道株式会社（以下「満鉄」）は、この地を経済都市とすることに定め奉天駅を中心に601haもの鉄道付属地を設定し、莫大な投資額を注ぎ込んで日本人のための新市街を建設したため（1937年11月時点では満鉄の市街経営投資額第1位）(5)、1930年代には奉天新市街は満洲有数の商工業都市へと変貌していた。この601haという規模は、同時代の内地の市街地開発が1910年大阪・池田室町の市街地開発がわずか7ha、1922年川崎・八丁畷分譲地が65ha、有名な多摩川台・田園都市の開発（1923年）でさえ80ha(6)であったのと比較しても圧倒的なものがあった。

また奉天新市街は、線路の西側を工業地区、東側を商業地区に分け、格子状の街路を建設の基本とし、斜交する形で駅や将来市街地となり得る場所を直線で結ぶ。この方法は格子状街路の欠点である斜め方向の交通の便を図るとともに、街路の景観に変化を与える点でもすぐれ、満鉄は学校、病院、公共施設、公園、さらには軍駐屯地や花柳街に至るまで、徹底した計画のもとにそれらを配置した(7)。

以下、1930-1945年のうちの３年以上を奉天・新市街で過ごした経験を持つ子世代22人に行った聞き取り調査、アンケート結果に基づき、奉天日本人の社会生活（衣食住）の一端を浮き彫りとしてみたい。

前述したように、奉天の新市街は満鉄が曠野の只中に一から計画することが可能であったため、商業地区、工業地区、文教地区、住宅地区、軍駐屯地、花柳街など徹底した区分けのもとに開発がなされた。そのため父母の職種や階層ごとに、ある程度まとまった住み分けがなされ、日本人社会内部の階層差を当人たちでさえ意識しにくい状況が作られていた。たとえば満鉄の社宅制度を例に取ると、満鉄社員には学歴差、民族差などに基づき「職員」「雇員」「傭員」といったランクがあり、それに応じて社宅に等級（特甲・甲・乙・丙・丁）が設けられるなど、社内に徹底した階級制度が敷かれていた。

特甲・甲社宅は洋間と女中部屋と庭を持つ、その多くは二階建て戸建邸宅であったが、それらは奉天では千代田通り、平安通りといった奉天のメインストリート付近のいくつかの区域に集中的に建てられ高級住宅街を形成していた。他方、奉天駅付近や鉄西工業地区には、比較的若い世帯が入居する乙型社宅街が多く建てられた。しかし乙とは言え、上下水道、ガス、スチーム暖房、二重窓も完備した近代的３DK型（６・６・4.5畳）アパートメントが多く、しかも一帯がほとんど同じ規格であったため、少なくとも子世代たちが住居に関する格差を意識することはあまりなかった。稿者の実施したアンケート結果では、上下水道・ガス・暖房の完備100％、電話96％、子ども用1人部屋所有率66％などに見られる住環境の先進性と、引越しの頻度の高さ（有効回答18件中45％が奉天内での引越しの頻度が３回以上と回答）が目を引く。頻繁な引越しは、人口の急増に伴い都市が急激に拡張され、新興住宅街がどんどん郊外へと延びていったこと、そして親たちの社会的地位がかなり速いペースで上昇していったことを意味していたと考えられる。

次に食環境であるが、アンケート結果からは、奉天日本人の子世代たちが総じて日本の1960年

（５）　越沢明『植民地満州の都市計画』アジア経済研究所、1978年、24頁。

（６）　社団法人　都市開発協会編『民営鉄道グループによる街づくり一覧――明治43年から平成15年まで』都市開発協会、2003年を参照。

（７）井上道代「荒野に建設された奉天」『高千穂会会報』第35号、2004年4月、21頁。

代以降の大都市圏の食環境を先取りしたかのような、食の多様化、無国籍化を享受していたことがわかる。一例を挙げると、食した経験に関する調査では〔飲料〕ではカルピス100％、紅茶・サイダー94％、緑茶・牛乳・お汁粉88％、ココア・ジュース・甘酒58％、ラムネ52％、ミルクセーキ35％など。〔西洋料理〕ではライスカレー100％、コロッケ・ハム・ソーセージ94％、オムレツ82％、ロールキャベツ76％、牛ステーキ・ボルシチ59％、ハンバーグ・ピロシキ53％、マカロニ・ポタージュ47％、スモークサーモン41％、ビーフストロガノフ30％、スパゲッティー24％など。〔中華料理〕では餃子・肉まん100％、シュウマイ82％、チャーハン76％、春巻・火鍋子・叉焼71％、酢豚65％、北京ダック・アワビ料理53％など。〔和食〕では天麩羅・すき焼き88％、湯豆腐76％、寿司71％、刺身・うどん・とんかつ59％、そば・おでん・鰻の蒲焼・肉じゃが53％など。〔菓子〕ではチョコレート・煎餅94％、ケーキ・クッキー・アイスクリーム82％、ボンボン・ゼリー53％、ガム・プリン47％、アップルパイ35％、心太29％など。

逆に今日と違う点はどこにあるか。まず子世代の兄弟姉妹の多さが目立ち、全体の56％が兄弟姉妹５人以上と回答している（「一人っ子」は０）。使用人雇用率64％というのも際立った数値である。しかしそれ以外の点では、外食経験率88％、母の洋装率71％、およびパーマ率53％（戦況が深刻化する以前）といった結果からも、〈都市型・中上流階層〉という類型を抽出することが可能である。

食の無国籍化、住環境の近代化に加えて、各種アンケート結果からは娯楽面での西洋化（テニスやカメラを趣味とする父親、庭にブランコ、洋犬の飼育、ドッグレース、女児の習い事としてのピアノ・ヴァイオリンなど）、身近に異民族（中国人、朝鮮人、白系ロシア人、欧米人など）はいるが交際の程度は家庭によりまちまちであるという状況、さらにはルーツとしての日本文化（年中行事、父母の和装、女児の習い事としての踊りや和琴など）が一選択肢と化し、それを重んじるか否かは家庭によりまちまちであるという特徴は、むしろ今日の都市社会と親和的であり、奉天日本人の子世代たちは、彼らが内地に引揚げてのちに経験したであろう都市社会の生活を少なくとも20-30年、彼の地で先取りして経験していたことになる。

2

以上のような特徴を有する奉天新市街の、中でもメインストリート付近に位置する高級住宅街で安部公房は生い立った。1924年、満洲医科大学助教授であった父・浅吉が国立栄養研究所に派遣されていたときに東京で生まれ、翌1925年、父母とともに渡満した彼は、教専付属小学校（1930-1936）、奉天第二中学校（1936-1940）に学び、1940年、単身東京に出て成城高等学校理科乙類に進学。1943年9月、同校を戦時教育体制下の在学年短縮で繰り上げ卒業し、東京帝国大学医学部医科に進学した。

試みに、彼の奉天での生活の一端を、彼の弟（井村春光、公房より３歳下）、妹（福井康子、12歳下）、さらには小学時代の級友たちから得た証言を基に記してみたい[8]。

（８）井村春光氏の証言は2009年5月10日から12日にかけて、北海道札幌市の井村氏宅で、福井康子氏の証言は2009年7月8日、埼玉県ふじみ野市の福井市宅で稿者が行ったインタビューに基づく。ただし、弟の春光氏は3歳のときに母の実家である北海道に養子に出、13歳のときに再び奉天に戻っていること、また妹の康子氏は13歳年下と、かなり公房と歳が離れている事情もあり、特に小学校時代については安部自身の言及、および宮武学級の級友・千葉胤文氏、武藤英一氏、故・児玉久雄氏、宮武城吉氏の娘・山根カリミ氏から得た証言を多く参考とした。

安部が小学校時代を過ごしたのは、奉天駅より垂直に伸びた新市街のメインストリート、平安通付近に位置する奉天市葵町26番地（「区」制の施行は1937年12月より）にあった満鉄の甲社宅、上下水道、ガス、暖房、電話、二重窓を完備し、洋間や女中部屋もあったレンガづくり戸建て平屋の高級社宅であった。1938年、彼が14歳のとき、父が満洲医科大学をやめ奉天市鉄路総局人事局保健課に勤務することになったが、それを機に将来の内科開院を見越して、父は市内有数の高級住宅地であった大和区紅葉町４番地に２軒つづきの２階建て戸建を新築した。近所には奉天市副市長をはじめ、満鉄上層部や満州医科大学の教員、各種企業の重役などが多く居住していた。春光氏によれば、２軒の家は後に、左側の１階が診療所、２階が家族の住まい、隣の１軒は１階に居間と台所があり、そのほか入院患者用の病室が４部屋あったという。左側の家の１階は、８畳の診療室と６畳の薬局、玄関脇には父の写真現像用の暗室があった。２階は階段をあがると、右側に８畳の部屋が２部屋と台所があり家族が食卓を囲んだ。右に曲がると４畳半の本棚が置かれた倉庫があり、そこを春光氏は自室としていた。８畳間のうちの１部屋は父母の部屋、もう１部屋が長男の公房の部屋。そのほか10坪程度の庭があり、暖房は石炭のボイラー暖房だった。使用人はボイラー炊きのボーイ１人と、中国人の通いの女中が２人、さらに日本人の通いの看護婦が６人ほどいたという。

父浅吉は独身時代には白系ロシア人の家に下宿し、ドイツ・ハンガリーに遊学経験もあり、留学試験をエスペラント語で受験するなど、コスモポリタンを自任するような人物であった(9)。また９種類のカメラやたくさんの器具・薬品を揃え、少年だった安部にも「４×４サイズのローライレフ」、「ツアイスのスプリングカメラ」、「発売されたばかりのパール」というカメラを買い与えていた(10)。夏には一家で避暑地を訪れ、冬にはスキー好きの父が応接間に板を並べた。庭にはシェパード用の犬小屋があった。開院してから待合室となった広間でダンスパーティーが開かれたこともあった。仕事に生真面目だった浅吉は、急病人が出れば夜中でも往診に応じたが、往診には自家用車のダットサン（日産）で出かけたという。

こうした生活は、奉天の日本人エリート階層では必ずしも珍しいものではなかったが、とりわけ本稿が注目するのは、安部が教専付属小学校で受けた特殊教育についてである。本校は、1924年９月に満洲教育専門学校が設立されて２年５ヶ月後の1927年２月２日、その西隣に教専の学生の実習と研究の場として、奉天市では第４番目〔敷島1906年、春日1908年、弥生1922年〕に開校した公立小学校である。この教専付属小学校に安部が学んだのは開校から４年目の1930年から1936年までの期間であり、1935年12月時点での職員数は26名、児童数は838名、1937年9月時点での職員数は29名、児童数は尋常科542名、高等科は40名であった(11)。途中、1933年の教育専門学校の閉校に伴い、本校は「奉天千代田小学校」に改称されている。この教専付属小学校について、安部の前年に入学し本校で６

（９）谷真介『安部公房評伝年譜』新泉社、2002年、７頁。

（10）安部公房「ぼくと写真」、『群像』1956年4月、『安部公房全集６』新潮社、1998年、56頁。

（11）2009年6月から8月にかけて、奉天千代田小学校同窓会前会長の遠藤和子氏、奉天高千穂小学校、奉天第二中学校出身者である荒木恒夫氏、奉天加茂小学校出身者である黒子恒夫氏、滋賀大学経済学部教授・阿部安成先生の協力を得て、奉天市の学校史についてできる限り詳細な年表を作成した。その結果の一部は、2009年8月8日のアジア教育史学会・第18回大会、2009年11月9日の滋賀大学経済学部・第5回アジアン・スタディーズ・ワークショップで口頭発表した。

年間学んだ衛藤瀋吉は、後年「満州でうけた教育」という一文で以下のように言及している。

台湾にパブリック・スクール風の教育を導入しようと努めた後藤（引用者注、満鉄初代総裁・後藤新平のこと）は、満鉄時代もまた子弟の教育に深い関心をはらった。この精神は後藤が去って後も、満鉄に残ったようである。南満医学堂、南満中学堂（中国人子弟のための中等教育）、あるいは新開地に不似合なほど内容の豊かな大連、奉天の両満鉄図書館の設置など、忘れられてはならない。特に教育専門学校をつくって初等教育のための優秀な人材の養成を志したことは識見卓抜と申すより他あるまい（当時内地では初等教育の先生は師範学校つまり中等教育で養成されたのとくらべて見よ。満鉄の教育専門学校は中等教育を終わってからでなければ入学できなかった(12)）。

その衛藤が、2007年９月29日、人生の終幕にあたって以下のような言葉（書誌未載）を残していることは意味が重い。

中国といかに付き合うのか、ということが私の生涯の課題であり同時に悩みとなった。（中略）私の父は満鉄に勤め、奉天で図書館長をしていたが、父も、己の言説のゆえに、その影響を受けた多くの部下の人たちが、のちに同様の苦しみを背負うことになったのではないかという煩悶に心を悩ませていたと思う。こうした課題、悩みを生涯にわたって、抱き続けざるを得なかったことは、残念といえば残念である。私は、もっと気軽に人生を生きられたかもしれない。父と同様に、中国に対する思い、煩悶、あるいは、人間の持つ弱み、贖罪の苦しみ、といったことを、自ら超越し得ないまま過ごした生涯であったように思う。何か暗い内容の御話になってしまい恐縮だが、私は帝国主義者の父を持ち、それゆえに良く整備された教育を受ける機会を与えられた。そのおかげで、今日の私がある。これをどう理解し、受け入れたらよいのか。贖罪でよいのか。単なる平和論者として振る舞えばよいのか。このことに、一生を通じて悩み続けている(13)。

衛藤の述べる《「帝国主義者の父」を持ったがゆえに享受し得た高度な教育》というのが、具体的に何を指していたのかは言及されておらず、詳細は不明である。しかし、たとえば衛藤の翌年同校に入学した安部公房の場合を例にとるならば、教専付属小学校の特徴として、大きく以下の6点を挙げることができる。①少人数教育（40人学級）の実施、②教員の学歴の高さ、③施設の充実、④分団教育の実施、⑤特殊教育の実施、⑥各教員に課された研究課題―教育の実験校としての性格。

これらの内容については適宜後述するが、まずはその前提として満洲教育専門学校の性格について確認しておきたい。

3

それまで各地居留民会が経営していた満洲における日本人子弟の教育事業を、「満鉄」という一企業が成り代わり行うようになったのは、1906年８月、満鉄が逓信、大蔵、外務の三大臣

(12) 衛藤瀋吉「満洲でうけた教育」『後藤新平月報』勁草書房、1966年、『衛藤瀋吉著作集別巻』東方書房、2005年、8･9頁。

(13) 第2回満蒙研究会（桜美林大学北東アジア総合研究所主宰）での開会挨拶より。衛藤氏は当会の座長を務めておられた。本会の開会挨拶が衛藤氏の座長としての最後の出席、最後の言葉となった。

から「其会社ハ政府ノ認可ヲ受ケ鉄道及付属事業ノ用地内ニ於ケル土木、教育、衛生等ニ関シ必要ナル施設ヲ為スヘシ」という命令を受けたことによる。関東州では関東都督府が直接教育事業に当たったが、奉天のような付属地は日本人が治外法権を行使できる「租界」に準じた特殊地域ではあったが、その行政権があいまいであったため、政府は付属地内の教育を満鉄に委託したのである。

1919年6月、満鉄は付属地の小学校の増設、中学校の開設に本格的に着手するために、新たに学務課・衛生課を新設した。当時の中西清一満鉄副社長は、両課兼任の課長の人選に際して内務省に適任者の紹介を依頼した。このとき内務省が満鉄に推薦したのが、当時、愛知県事務官・工場課長兼産業課長をしていた37歳の保々隆矣であった。保々の着任時、すでに満鉄の教育事業は11年を経過しており、日本人を対象とした満鉄経営の教育機関が小学校20校、中学校１校、高等女学校1校、家政女学校10校、実業補習学校33校、中国人を対象とした教育機関が公学堂11校、中学校1校、日語学堂２校、実業学校２校、朝鮮人を対象とした普通学校２校、さらに幼稚園、補助学校などがあった(14)。

着任早々、各校を視察して廻った保々はすぐに小学校校長会議をひらき、「満鉄教育の現況は全く内地教育の延長」だと不満を述べ、以後、中国語教育の奨励、教育研究所の拡充、教員研究会の改組、中学校の増設など、さまざまな改革に着手していった。しかし官僚出身であった保々は学校行政に必ずしも精通していたわけではなかったため、1921年10月、洋行（英・仏・独・伊・瑞・米）の許可を得、１年半をかけて欧米で教育視察を行った。そして国民水準の向上のためには教員養成機関の充実が不可欠であることを痛感した彼は、帰国後約1年間の準備期間を経て、1924年９月、満洲教育専門学校を設立、自らその初代校長に就任した(15)。

こうして始まった教育専門学校は、１学年40名、国漢系の文１、地歴系の文２、博物系の理１、理数系の理２の４部制をとる３年制の高等専門学校であり、イートン・ハーロー型の英国紳士教育に範を求めたとも言われるように、内地の師範型教育を嫌った保々は、制服は背広にタイとし、また教師と学生が１対１の関係を築けるチューター制度を理想とした。しかし、なんといっても教育専門学校の最大の特徴は、「まず教師の給料を上げ、生活をよくし、父兄からも、社会からも尊敬の眼で見られるようになって、はじめてよい教育ができるのだ」という保々の持論に根ざした、学生側への全給費制（30円）、卒業後の好条件の就職保証（満鉄職員の場合、本俸73円）、教授側への内地の数倍の俸給、満鉄社宅の貸与、鉄道パスの支給といった、破格の厚遇をもって学生・教員を迎えた点にあった。その結果、学生側では貧困家庭層の多くの秀才が、教授側でも内地の一流大学に劣らない逸材が、奉天の地に集結したのである(16)。

試みに『満洲忘じがたし』（陵南会、1972年）巻末名簿をみると、校長（計３名、うち２名は東京大学出身）、教授・講師（計51名）陣のうち、東京大学出身者は９名（うち選科１名）、京都大学出身者11名（うち選科２名）、そのほか東京高等師範（５名）、東北大学（３名）、ハーバード大学、フィラデルフィア大学、コーネル大学、キングスカレッジ（英）、北海道大学、東京外国語大学、神宮皇学館、広島高等師範、東京音楽学校、東京美術学校、明治法学校、陸軍大学校、陸軍士官学校、第一高等学校、第二高等学校、秋田師範学校、南満医学堂（各１名）

(14) 竹中憲一『保々隆矣略伝草稿』陵南会、1996年、7頁。
(15) 前掲『保々隆矣略伝草稿』9-26頁
(16) 陵南会編『満洲忘じがたし』満洲教育専門学校同窓会・陵南会、1972年、第一編を参照。

など、多くの名門校が名を連ねられている。

のちに安部らの担任となった本校の第４期生である宮武城吉によれば、その年の受験は定員に対して40倍もの応募者が殺到し、合格者の多くは出身校で上位５番以内の優秀者揃いであったという[17]。そうした教専の学生たちの実習と研究の場として付属小学校が設立されたことは前述したが、本校では内地の公立小学校が1学級80人を上限としたのに対し、当初40人程度の少人数教育が目指された（のちに奉天の日本人人口が激増したため、50人学級が普通となり、宮武学級も卒業時の児童数は50人であった）[18]。また初代主事・寺田喜治郎（教専の国文学教授と兼任）は東京高等師範卒、２代目主事・畑中幸之輔（教専の教育学・倫理学・英語教授と兼任）は京都大学卒、その他教員も高学歴揃いで、各高等師範の卒業者、あるいは教専のトップクラスの卒業者たちが集められ、高学年では各教員がそれぞれの専門科目を教授する学科担任制が取られていた。

また本校は、指導法においても独特の、個性尊重の気風があった。宮武学級の１人である千葉胤文によれば、彼らのクラスが音楽を習った村岡楽堂（祥太郎、1881－1940、教専の音楽講師を兼ねた）は、「満洲国国歌」の作曲も手掛けた満洲を代表する音楽家であったが、シューベルトを髣髴とさせる堂々たる風貌もさることながら、教え方も独特であり、音楽室にあったテーブル型の大型蓄音機の前に校舎に別途備えつけてあったマイク・スピーカーを構え、音質を高めて様々なクラシック音楽を聞かせたという。あるときは「ウィリアム・テル序曲」を何度も聞かせて、４つの部（「夜明け」「嵐」「静寂（牧歌）」「スイス軍隊の行進（終曲）」）のそれぞれの情景の違いを熱心に語ったという。村岡は小学１年から五線譜の読み上げをさせたようで、千葉はそれが大そう難しかったという。

また宮武学級が体操を習った斉藤兼吉（1895年生れ、1919年東京高等師範卒、教専の体育講師を兼ねた）は、万国オリンピック大会に出場した元体操選手であり、その後、欧州体育界を視察した経験から各国の競技に精通していた。千葉によれば、斉藤の授業では武道を除いたあらゆるスポーツを子どもたちに試みさせ、素質があると認めた子には続けるように促したという。競技の種類は、記憶にあるだけでも、鉄棒、鞍馬、平行棒、吊り輪、デンマーク体操、幅跳び、マラソン、ボクシング、スケート、ハンドボール、蹴球、ラグビー、ソフトボールなどがあった。さらに宮武学級が図画を習った小倉圓平（1892年生れ）は、当時奉天北陵土産として知られた〈圓平人形〉の作者でもある著名な陶芸家であった。彼もまた小学１年から子どもたちに白い胸像のデッサンをさせ、才能のある子を見つけては長所の伸長に努めていたという。

他方、教専付属小学校は機構・施設の面でも先進的であった。本校には、当時まだ内地では珍しかった「特別学級」（具体的には心身障害児を対象とした「補助学級」、虚弱体質児を対象とした「養護学級」）が設置されていた[19]。また千代田通りの一帯には、安部の父が勤務した満洲医科大学、その他の中・高等教育機関、衛藤の父が館長を勤めた満鉄奉天図書館、日露戦争の奉天会戦の英霊たちを祀った忠霊塔、さ

(17)『師の傘寿を記念して』宮武先生傘寿記念事業本部、1986年、11頁。

(18)『満鉄付属地経営沿革史・上巻』（南満州鉄道総裁室、1939年）によれば、1907年当時、満鉄付属地内の児童数は262人に過ぎなかったのに対し、1915年には3485人、1920年には8539人、1925年には11173人、1930年には14811人、衛藤が小学校を卒業した1935年には29444人にまで激増している。403・404頁。

(19) 補助学級の詳細は、佐藤隆博・戸崎敬子「旧満州日本人学校における『特別学級』の実態〔「 」――満州教育専門学校付属小学校（奉天千代田小学校）の事例を中心に」（『高知大学教育学部研究報告』43号、1991年）を参照されたい。

らには千代田公園や国際運動場といった文化施設が集中し、文教地区の景観を呈した一画であったが、そのほぼ中心に建設された本校はそうした立地にもふさわしく、講堂や児童図書室(宮武が創設、管理)、さらには複数の工作機械を有する工作室、１人に１台の顕微鏡も整った理科教室、図画教室なども完備した近代的教育施設であった。

千葉によれば、たとえば彼らが手工（今日の「図工」）を習った日向和夫は、本物の鉋、鋸、鑿、糸鋸、定規などの大工道具一式を４年進級時の児童に買わせたといい、手工の時間になると彼らはそれらを持って工作室に行った。工作室は二教室ぶち抜きで作られた建材工場のようなところで、大型バンドソーやモーターで動く円盤鋸、10数台の糸鋸ミシン、旋盤まで設置されていた。日向はそれらの道具や機械の使い方だけを教え、後は具材を与えて子どもたちに好きなものを作るよう促したという。ある者は模型飛行機作りに没頭し、ある者はボール紙や木や電池を用いてミニトラックを作った。千葉によれば、科目にかかわらずほとんどの教科で先生は子どもたちにそのように接し、個性伸長を最優先した教育が行われていたという。

1941年10月、奉天千代田在満国民学校から神奈川県藤沢の国民学校に転校した中沢英昭は、級友がみな下駄か裸足で、水道はなく井戸を使用し、講堂も図書室も校歌もない学校の様子に愕然としたというが[20]、以上のことからも奉天の公教育の先進性は、内地に比しても群を抜いていたことは明瞭である。

しかし、教専付属小学校の最大の特色は、「優良児」教育の実験校としての性格に求められるであろう。当時、全満の小学校教師を対象とした研究発表会が、教専付属小学校の主催で毎年行われていたが、「教専付属」という性格上、本校には全満小学校の指導校的役割が期待されていた。そのため本校の教員には、そこでの発表を前提とした研究課題が各々に課されていた。たとえば宮武学級では、日々の授業に多読の励行、速読指導が取り入れられ、それを通しての早教育が試みられていた。ところが惜しむらくは、そうした教専関係者を中心とした実験教育の具体的内容が、今日ほとんど書き残されていないことである。その意味で、実験教育の内実がある程度まとまった文章の形で残され、しかもその教育を享受した当事者たちが現存する宮武学級の事例は、今日極めて貴重であると言えるのである（詳細は後述)。

日本の公教育における特殊教育の歴史は、古くは1890年長野県松本尋常小学校の「落第生学級」、1896年同県長野尋常小学校の「晩熟生学級」、1901年群馬県館林尋常小学校における劣等児教育などに始まるが[21]、多くの場合、それらの主たる対象は心身障害児、学業遅滞児などの「劣等児」であり、「優良児」に対する特殊教育は、それまでにも一度、東京高等師範学校で案が出されたことはあったが、実行にまでは至らなかった[22]。

しかし「優良児」教育は、当時の先進諸国における時代の趨勢であった。たとえば19世紀末のアメリカでは、都市部の移民の増加などにともなって学級間の能力差が拡大し、一斉授業が不可能となる事態が社会問題化していた。そのため1900年前後より都市部の多くの公立学校に、「異常児（exceptional child)」を対象とした特別学級が設置され始めたのである。留意したいのは、この「異常」という語の範疇に、心身障害、精神障害などとともに「優良児」も含

(20)『十三歳の証言』奉天千代田小学校17回生同期会、2003年、50頁。
(21) 精神薄弱問題史研究会編『人物でつづる障害者教育史〈日本編〉』日本文化科学社、1988年、15・16頁。
(22) 稲垣真美『ある英才教育の発見』講談社、1980年、13頁。

まれていたことである。アメリカでの「優良児」学級の設置は、「劣等児」学級の設置にやや遅れ、1900年ニューヨーク市に始まり、以後1920年代まで増え続けた。その内容は、1915年ごろまではアクセレレーション（進度の促進）が主であったが、1915年ごろより急激にエンリッチメント（教育内容の豊富化）へと転換されたという[23]。

そうした状況を欧米視察などの際に目の当たりにした日本のエリートたちが、「優良児」教育に多大な関心を持ち始めた。乙竹岩造が日本で最初に「優良児」だけの特別学級の必要を説いたのは1912年（『穎才教育』目黒書店）。Dewey〔1859-1952、米・教育学者〕の実験学校〔1896-1904〕の影響を受けた沢柳政太郎が、自身の主宰する成城小学校で個性尊重の少人数教育を開始したのが1917年。そして、日本最初の「優良児」教育の本格的試みとなった京都府師範学校付属小学校の「第２教室」が開校したのが1918年（『育英十年』大空社、1997年）のことであった[24]。そして、それに遅れること9年、外地・奉天の満鉄付属地という特異な地域で、教専付属小学校による実験教育[25]の試みが開始されたのである。

4

1905年６月１日、香川県三豊郡山本町に宮武城吉は生まれた。たまたまそれが旅順城陥落の祝賀提灯行列があった日であり、そこから「城吉」の名がつけられたのだという。その後1918年３月、大野尋常高等小学校を卒業し、1922年４月、香川師範学校に進学。本校の校長は石川義次、教員には石森延男がおり生涯の恩師となった。娘の山根カリミによれば、宮武は1924年３月に師範を出て２年ほど内地で教壇に立ったが、失望の念が大きかった。そのため1926年、師範時代の校長であった石川が大連の神明高等女学校へ、恩師石森が同年４月より大連の南満州教科書編集部へと移っていた縁から教育専門学校の情報を得、翌1927年４月、本校の第４期生（文科１部、専門は国語）として進学した。そして本校をトップクラスの成績で卒業した翌月の1930年４月、教専付属小学校に配属となり、彼にとっては最初で最後の教え子となった学級児童たちに出会ったのである。恩師宮武の80歳の祝いに、教え子たちが編集した文集『師の傘寿を記念して』（宮武先生傘寿記念事業本部、1986年10月、発行人は千葉胤文）の中で、宮武

(23) 宮本健市郎『アメリカ進歩主義教授理論の形成過程』東信堂、2005年、第2章を参照。

(24) 京都府師範学校付属小学校「第二教室」は、時の京都府知事（1916年就任）・木内重四郎の強力なイニシアティブの下に創設された。木内は1888年東大法学部政治学科を卒業後、法制局に入り、1888年から1889年にかけて国会開設のため欧米諸国を視察、このときの経験から能力別（優・中・劣）分室教室の必要を説くに至った。木内は東大予備門時代、沢柳政太郎、上田万年と同級で親交も深かった。その木内の下で「第二教室」のプラン作成の中核を担ったのは、1913年から1916年まで欧米各地で最新の実験心理学を学び、帰国したばかりの野上俊夫（京大文・心理学科主任教授）であった。「第二教室」で試みられた「優良児」教育の内実については、寺崎昌男監修『育英十年』大空社、1997年、前掲『ある英才教育の発見』を参照。

(25) 教専出身者（および関係者）による実験教育の試みは、1930年、教専3・4期生を中心として設立された奉天加茂尋常小学校でも意欲的に取りくまれた。前掲『満洲忘じがたし』では、「当時の教専の卒業生は各地の学校に一名二名と入り込んで、その学校の空気の中に呑みこまれてしまっていた」、「保々さんはそれを歯がいく（ママ）思われて、教専の卒業生だけの学校を作り、その成果を発揮させようと決心された」、「しかし、加茂の設立を保々さんが単独で思い立たれたか、付属にいた玉利が前波さんにねだり、前波さんから保々さんに進言されたのか、そのへんが明らかでない」とされる。加茂小学校の実験教育の内実は、小島勝「満鉄附属地における日本人学校の研究――満洲教育専門学校から生まれた奉天加茂小学校」『龍谷大学論集』448号、1996年を参照。

は当時を以下のように回想している。

当時の附属は研究学校実験学校として特殊な存在だった　私には読書指導と云う課題とその研究対象として君達と六ヶ年の機会が与えられた　私は馬車馬のようにつっ走った私の働き盛りを潰した（中略）読書指導が私に与えられた研究課題である。国語教育の能率化は寺田さんの持論であった　当時　寺田さんは従来の教科書一辺倒の国語教育を痛烈に批判し　多くを読む国語教育を提唱された「本を読む力は　一にも多読　二にも多読これに優る良薬なし　とくに低学年の時は面白い本さえ与えておけばそれで良い　薄っぺらな教科書に金科玉条とかじりつきそれを飴のように長々と一年中引き伸ばされては子供が可愛そうだ　教師の下らぬ独りよがりの詮索は子供にとっては迷惑である　伸びる子供の天性を引っぱる冒涜行為でもある　そのためには何はさておき　児童図書室を整備せねばならない」　着任早々寺田さんから次のような課題が与えられた　「低学年の高率な読書指導を研究課題としてみろ　うんと読ませてどの位伸びるか　思い切って読ませてみろ　恐らく六ヶ年の義務教育は四ヶ年で済ませるのではなかろうか」　私は夢中で実行した　君達には迷惑だったか知れないが　一応予期した成果を得て卒業させた〔「君達の学習記録」『師の傘寿を記念して』〕

日本の小学校での多読教育の導入は沢柳政太郎の成城小学校に始まるが、沢柳は1920年６月、「読むこと、書くことは並行しない」（『教育問題研究』第３号）と題された一文で、「読むことは書くことよりも早く始めるのが至当」であり、「書くことに頓着なく読みかたをどしどし進め」るべきだとする「分量主義」を提唱している。そしてその直後に、校内に児童図書室を設置、翌年には読書科の授業を開始している（『教育問題研究』第11号、64頁）。対する宮武の多読教育の開始は、成城小学校に遅れること10年であったが、この試みは宮武の言及にもあるように、初代主事・寺田喜治郎の発案と指導によるものであった。多読による国語教育の能率化、作文における写生文の励行は寺田の持論であり、宮武以外にも教専の第２期生・亀川馨も寺田の指導の下、撫順の永安小学校でこれを実践していたが(26)、注目したいのは当時まだ内地でも一部の選抜児童を対象に始められたばかりであったそれを、一般公立同様、所定の学区に住まいする無選抜児童を対象に、教専関係者が試みている点である。その成果について、宮武は次のように述べている。

かくして入学のその日から読書指導が始まった　児童図書室と各家庭手持ちの読物の開放と融通について家庭にも協力を呼びかけた学校と家庭の共同戦線を張ったわけである（中略）各家庭に於ても可成りの児童読物を持っていた　テレビと漫画の普及した今日との比較は難しいが　雑誌類を除いて　平均一五冊持っていた　これ等を融通交換し合って読むことを奨励した（中略）最も多いものは一年間に三一八冊四四〇〇〇頁　次は二七二冊四八〇〇〇頁　月別に見ると最も多いのは十二月の一ヶ月間に五四冊九三九八頁読んだものもいる（中略）読むと云う雰囲気が充満し　競って読んだことも事実である　多くを読めば当然の結果として速く読めるようになる　速く読めると云うことは読書にとっては決定的な必要条件である（中略）ここで細かいことに触れる気はないがただ一つ　読む速

(26) 前掲『満洲忘じがたし』134頁。

さの伸びる時期の限度と云うことである　小学校五年生頃がピークでなかろうかと　その後練習なり特別の訓練をすれば伸びることは伸びるがすぐまた元に戻ると　寺田先生はよく話された　だからこそ小学校に於ける指導が必要だ　後々になってとり返しの付かないことになるとも強調された　アメリカの心理学者のヒューイ（ママ）博士は十二才頃が限度だと当時発表されている　吾々の調査からもそれに近い結果が出ている〔「君達の学習記録」『師の傘寿を記念して』〕

しかし驚くのは、宮武が多読のみならず、速読教育にも着手していることだ。草島時介によれば、速読の歴史は1875年、VolkmannやLamanskiによる読書中の眼球運動の速度の研究にはじまり、つづいて1878年、フランス・ソルボンヌの眼科医、Javal〔1839-1907〕の鏡影法（Mirror-Method）の考案により本格的研究が開始されたという(27)。日本では1919年、松尾長造の『読書の心理学的研究』（心理学研究会）が速読紹介の嚆矢であり、本著で松尾は欧米最近年までの速読研究の成果を紹介するとともに、それら諸理論に基づき、日本人老若男女を被験者として行ったさまざまな実験結果を発表している。そして1930年４月、教専付属小学校に赴任した宮武は、この松尾の書に基づき小学校に入学したばかりの児童１クラスを対象に、６年という期限の中で（「外地」という地域の性格上、生徒の編転入は頻繁だったが）、日々の授業を通してさまざまな実験を試みたのである。

たとえば宮武学級に小学３年から５年まで在籍、後に日銀総裁となった三重野康は、

宮武学級に転校して間もなく、先生が国語の読本を普通に読む人、横にして読む人、逆さにして読む人を指名して同時に読ませた。私は逆さにして読まされてびっくりした。〔「半寿」『師の傘寿を記念して』〕

とその授業の奇抜さに言及し、また学級児童の母・白土菊枝は次のように回想している。

（※宮武先生は）一年生の時代には眼の筋肉が発達する時期なので、内容をつかむ、理解するという点は先ずさしおいて、機械的でよいから読み方の速度を早めることに力を注ごう、と私ども父兄母姉たちにご説明なさいました。この眼の筋肉の発達が進むと、新聞の一行は一瞬で読めるようになるし、更に熟練すると数行を瞬間に読みとるようになる、こうした力を持つことは、勝れた読書力を身につけることを意味しているから将来成人した時に、優秀な能力をもった人間となっているということであるが、この眼の筋肉の発達する時期はほぼ六年生の頃に限定される、この適期をのがしてはいけないと、詳しく話されました。〔「変った教育のかずかず」『師の傘寿を記念して』〕

宮武が父母らにこのように語ったのとほぼ同時期、内地では土屋周作著『教育的心理学』（大明堂書店、1930年３月）が出版されていた。本書で土屋は「ブスウエル」（米）の「児童の眼球運動」の研究結果に基づき、「第二学年から第三学年に進む間は進歩の割合が極めて著しい。第四学年第五学年以上は進歩するけれども其の割合は低学年のそれと比較にならぬ」、「読

(27) 松尾長造『読書の心理学的研究』心理学研究会、1919年、第1章を参照。

書の際に於ける眼球運動の調節法は尋常第三学年が過ぎるまでに大体に於いて習得されるものと見做してよろしい」(413頁) と言及している。しかし宮武は、当時の最先端の速読教育の情報を外地・奉天でどのように入手していたのだろうか。これについて、たとえば千葉胤文は以下のように証言している。

> 僕たちが3、4年生のときに（引用者注、1932-1933年)、宮武先生は集中的にロールシャッハテストであるとか、知能テスト、心理テストのようなものを行いました。少なくとも春秋1回ずつは定期的にありました。それらのテストは東京から送ってこられるようで、東京高等師範の付属小学校と連携してやっていたようです。東京高等師範の教授たちも満洲の教育の現状に興味があったんじゃないでしょうか。当時、教専に山本六郎先生という方がいたのですが、その人が何か東京高等師範の先生たちと関係を持っていたようです。

『満洲忘じがたし』巻末名簿によれば、山本六郎は教専の数学・物理学教授で、京都大学理学部を卒業後、ソルボンヌ大学に留学しフランスで理学博士号を取得、京城大学予科より着任した人物であるとされる。生年月日などその詳細は明らかではないが、経歴から推測して1910年代後半から20年代前半頃京都大学に在籍していたものと思われる。そのころの京都大学は、1913年から1916年まで欧米各地で最新の実験心理学を学び、帰国した野上俊夫が文学部心理学科主任教授に就任、その直後、彼のプラン作成により1918年、京都府師範学校付属小学校・第2教室で「優良児」教育が開始されている。また山本の留学先であったソルボンヌは、Javalによって速読研究が開始された地でもある。そうした研究環境から、「優良児」教育に関しての某かの人脈を山本が持ち、教専付属小学校と東京高師付属小学校の速読研究における連携に一役買っていたのかも知れない。

また教専との関係で言えば、同校の心理学教授であった朝日直樹が京都大学文学部卒で、児童心理や実験心理を専門としていたこと[28]、さらに前述の寺田喜治郎が東京高師卒であったことも、あるいは関係していたかも知れないが、少なくとも1933年には、当時文部省・国語読本編纂委員でもあった東京高師付属小学校の馬淵冷佑が、教専付属小学校に講演旅行に訪れている[29]。また宮武学級の1人、検見崎喬は「覚えていますか、当時の東京高師の付属小学と、同じ問題でテストして、僕達が遜色なかったこと　皆んなで喜び合った事」(「思い出」『師の傘寿を記念して』) と言及しており、以上のことからも、宮武の速読・多読教育の試みが、教専教授たちも含む小学校側の強力なバックアップの下に、さらには内地の英才教育実践校との連携の下に、大がかりに行われていたことが窺えるのである。

果たして「六ヶ年の義務教育は四ヶ年で済ませる」とした寺田の言葉どおり、速読・多読の成果は早教育を可能とした。中原大昌によれば「学力のある者にはどんどん上学年の教科書が与えられた。六年生の時に中一程度の代数をマスターした者もいたし、先生のすすめで英語を勉強した者もあった」という。また学級上位10人前後の児童に対しては、必修科目だった中国語のほかに、各家庭の協力を得て英語とドイツ

(28) 前掲『満洲忘じがたし』92頁。

(29) 前掲『満洲忘じがたし』135頁。

語の家庭学習を課したとされ、医者の父を持つ安部公房は将来を見越してドイツ語を選択したという。

こうした速読・多読教育の実践について、宮武は以下のように総括している。

> 読書力がつくと同時に他の教科にも学力の増強となって現れた　かくして四年間を経過した　最初に想定した通り　国語の方面では大部分の生徒に六年生の力がついた　係数的な裏付け調査も出来た　そこで五年生より上位半数の生徒は　出来るだけ図書室へ追いやり　もっともっと自由に多量の読書指導に専念した　お陰で私は教壇授業から解放され気が楽になると同時に時間的にもかなりの余裕が出来た　この浮き時間は　残りの下位半数の生徒にふり向けた　遅れ勝の低位生にはそれだけ密度の細かい授業が出来　落ちこぼれ防止にもなり　上位児は画一的均一授業から解放され　好むところに向って縛られることなく　十二分に翼を伸すことが出来た〔「君達の勉強の記録」『師の傘寿を記念して』〕

さらに、宮武学級ではいくつかユニークな教育方法が日々の授業に取り入れられていた。その１つが学級をいくつかのグループに分けて各々に自主運営させる「分団教育」の試みである。1933年４月に内地の学習院初等科から同校に転校し、小学４年から６年まで宮武学級に席を置いた児玉久雄は、転校当時の衝撃を以下のように綴っている。

> それまで学習院初等科で謹厳な関根先生にお習いしていた私は、宮武学級に入ってびっくりしてしまった。まず驚いたのは机の並べ方。全部が黒板の方に向かっているのではなく、月曜組から土曜組までの六つのグループに分かれ、一グループごとに机を集めて、テーブルを囲むような形で坐っている。そして授業――いや授業というよりはジュニアー学術会議といった方がよいだろう――は、生徒たちの討論を全体として、先生がそれをリードするというユニークな形であった〔「思いあたる節々」『師の傘寿を記念して』〕。

こうした「机の並べ方」は、教師が一方的に教授する画一的授業を打破する目的で、Deweyの実験学校が取り入れていた方法である。ここで想起したいのが、前掲、宮武が速読に関して言及していた箇所で、彼が「アメリカの心理学者のヒューイ（ママ）博士は十二才頃が限度だと当時発表されている　吾々の調査からもそれに近い結果が出ている」と述べていたことである。執筆時の彼が80歳の高齢であったことから、この「アメリカの心理学者のヒューイ」が「デューイ」の誤記であったと推測され、さらにはこの言及から、1930年代の宮武がDeweyの実験学校の試みを情報として知り、且つ少なからぬ影響を受けていたであろう可能性を指摘できるのである。

また「分団教育」についてであるが、これはグループ別に討議などを行わせながら授業をすすめる方法で、日本でも大正自由主義教育運動の中で推奨され、一部の内地の私立学校ではすでに導入されていた。これについて中原大昌は、以下のように言及している。

> 先生の教育は極めて独創的なもので、クラスは六つのグループに分かれ、それぞれリーダーが責任をもってとりしきり、全体を代表する級長はいない、いわば連邦制の運営体制であった。各グループにはこのほかに訓練係、勉強係、体育係等があり、学校生活は我々の自主運営に任されるところが大きかった。授業中こっそり少年倶楽部などを読んでいると

先生は気づいていても知らぬ顔、訓練係が「○○君！！」と大声で注意する。注意を受けるとバッドマークが一個つく、十個になると罰当番となる。というとあら探しのようだが注意に納得がゆかねば反論が許され、このため先生の授業が中断してもかまわなかった。訓練係自身が注意を受けるとマークはいっぺんに二個つけられるというユーモアもあった。〔「ほのぼのとした思い出の数々」『師の傘寿を記念して』〕

宮武学級では月曜組から土曜組まで１グループ８人で形成され、自分の曜日になると、掃除も授業準備も先生の手伝いも班全員で担当した。その中でさらにリーダー、勉強係、訓練係、体育係、理科係、図書係、衛生係などが決まっていた。グループ分けは３年生進級時に、だいたい地域別に近い者同士になるよう宮武が決めた。これは、班ごとに成績を競い合わせることもあり、放課後班員同士で勉強がしやすいようにとの配慮からであった。係の割り振りも宮武の決定に依った。安部公房は学習係であった。そして、たとえば何か体育に関してクラスで決めなければならないとき、６班それぞれの体育係が集まり相談して決めるといった方法で、「連邦制の運営体制」が敷かれたのである。

また授業の進め方にも独特なものがあった。中原は以下のように証言している。

先生の質問に「ハイ」「ハイ」と手を挙げ指名を待つことはなかった。「ハイ」といって自ら立ち上り答える。同時に二人立ち上った時は当事者同士で優先順位を決める。決まるまで先生は黙って待っておられた。なぜ自分が答えたいかを論争するので、この論争自体が質問の答えになることもしばしばであった。〔「ほのぼのとした思い出の数々」『師の傘寿を記念して』〕

とりわけ国語の授業は個性的であった。千葉胤文は次のように証言する。

宮武先生の学校の机の抽斗には、原稿用紙が束になって入っていて、それで先生が、誰でも持っていってよいから、何か書いて来いと言うんです。先生は何か本を読ませるとすぐに「感想！」と言います。とにかく一行「つまらなかった」でもいいから何か書いて来いと言い、持っていくと、そうか、そういう風に読めるのか、といった感じでした。書き方が上手とか下手とか、そういうことは言わなかった。それから先生はよく我々に「擬人法」ということを言われました。たとえば『吾輩は猫である』のように、君たちも何を見ても、あれは何を考えているんだろう、と自分に置き換えて見直しなさいとよくおっしゃいました。

これは寺田喜治郎が励行した作文教育の、宮武流の指導法であろう。また宮武の授業には「引き伸ばし」と呼ばれた連想発表法があり、矢部正典は次のように回想している。

教科書をみんなで一読したあと、先生がそこに書いてあることの意味合いなど順を追って説かれる段階で、これはとおもわれることばなりフレーズなりを適宜ピックアップされ、その記述から連想ないし推測される事柄や情景などを生徒に拡大思考させ、それを各自の自由意思で発表させるという趣向です。〔「思い出あれこれ」『師の傘寿を記念して』〕

児玉久雄によれば、宮武はわからない語句を調べさせる際に、１．一般的な意味、２．似た表現、３．例文作成、４．語感、５．参考事項に分けて考えるよう指導したとされ、児玉の当時のノートには、たとえば「たどり着きたり」

の語句に対し、「よろよろと倒れそうになって木にもたれる。うえからは無情な雪が降りかかる。此処もだめだ。僧はあばら家の方に近よって来る･･･」[30] と書かれてあったという。あるいは末松優は、ベートーヴェンの月光の曲の読本を読んだときの連想発表において、安部公房が「彼は、その時、水を満々とたたえたバケツを頭の上にかかげて、一滴もこぼさないように大事にかかえて来た思いをピアノにブッツケルようにして作曲したに違いない」と発言し、「この学習係の頭の中は一体どんな仕組になっているのかと感心した」(「ヒカリさん人形の話」『師の傘寿を記念して』) と回想している。

この末松の回想を受けて、児玉久雄は安部公房との思い出を以下のように述懐している。

彼には、このような飛躍した連想・発想の才があり、私には無かったらしい。であるから二人は、時々衝突した。なかでも忘れられないのは、巻12第25課「港人」という詩についての論争である。

夢にのみ見し山川も
あけくれしたひし家も
まのあたり近く迫りぬ
かもめ飛ぶ海をすべりて
船は今朝筋かに帰る
懐かしき故郷の港

はやて吹くやみにただよひ
寄るべなき海にさすらひ
思出の深き船路や
つつがなく今日しも果てて
船は今静かに帰る
懐かしき故郷の港

うるはしき真玉、白玉
にほひよき木の実、草の実
うづたかき積荷の中に
海山の宝を載せて
船は今静かに帰る
懐かしき故郷の港

私はこの詩を夕暮の光景として描写した。すると、安部君が立ち上って、いや違う、これは朝の光景である、と言い張るのである。級友たちは私の応援をしてくれた。しかし孤立無援の安部君は頑として聞き入れない。私も言いだしたからには黙っていない。到頭、宮武先生までが加わって、「安部！朝、家に帰るのは泥棒ぐらいなものだよ」と言ったが、安部君は益々いきりたつだけであった。ところが論争しているうちに、私はふと気持が変わった。待てよ、もしかすると安部君の方が正しいのかも知れない･･････良く考えて見ると、夕闇迫る静かな港に滑るがごとくに入って来る一隻の船――というイメージは、常套的過ぎるのではないだろうか。何も全部の船が夕方に帰港しなくてもよいのである。出漁の準備をしている船、勇しい若者たちの掛け声、その中をただ一隻、長い航海を終えて安らぎの港に戻って来た船がある――そして最後の一節に見られる希望と活力。学校を終えての二人きりの帰り道。私は安部君に、「君の方が正しいかも知れない。あれはやはり、朝の光景かも知れないね」と言った。残念なことに、その後の二人の対話の内容には記憶がない。議論好きの二人のことだから、題材を広げて、さらにしゃべりまくったことであろう[31]。

(30) 児玉久雄「安部公房や私たちが受けた国語教育」『学習院大学言語共同研究所紀要』第16号、1993年、99・100頁。

(31) 前掲「安部公房や私たちが受けた国語教育」、100―102頁。

日露戦争の雄、児玉源太郎の孫で、爵位（伯爵）を持つ級友として学級内でも一際異彩を放つ存在であった児玉は、のちに学習院大学教授となり、シェークスピア研究に生涯を捧げることになったが、彼は教員人生の最晩年に、「私がこれまでに、やってみたいと思いつづけて来た教育のすべてが、あの宮武学級に原型を持っていたのではないか、結局、私はその夢に、到達できなかったのではないか、という悔いが残る」(32) という言葉を残している。

こうして宮武城吉は、６年間持ち上がりの児童たちに速読・多読を通しての早教育を試みた成果を、1932年から1937年までの間に計10本の論文にまとめている (33)。その結果は、卒業時の学級児童50人中（彼らの多くが学徒出陣、戦死、ソ連抑留、引揚げ、復員、復学等の辛苦を舐めながら）、東京大学８人、京都大学２人、満洲医科大学５人、その他、満洲建国大、旅順工大、ハルピン工大、九州大、名古屋大、早稲田大、慶應大、法政大、明治大、日本大、中央大、拓殖大、山梨工高、大分高商への進学者を輩出したこと、『師の傘寿を記念して』に文章を寄せた22人を見ても、その中に博士号取得者５人、医師４人、歯科医師１人、弁護士１人、大学教授３人が含まれていることは特筆に価する。

しかし、外地・奉天に花ひらいた、こうした先進的教育の試みも、安部らが卒業した1936年を最後に終わりを告げた。翌1937年には、教育も含む30年続いた満鉄の付属地行政が満洲国に正式に移譲され、1933年３月の教育専門学校の廃校以後も引き継がれた「付属小学校」（当時は千代田小学校）の実験校的性格は消滅し、本校は一般公立小学校と同等になった。同時に、再び1年生を担任し、速読・多読教育のさらなる考究を重ねようとしていた宮武の企図も水泡に帰した (34)。衛藤瀋吉が「私は、帝国主義者の父を持ち、それゆえに良く整備された教育を受ける機会を与えられた」と語った、その際立って恵まれた教育環境は、実質的には彼らの小学校卒業とともに終焉を迎えたのである。

(32) 前掲「安部公房や私たちが受けた国語教育」、96頁。

(33) 宮武城吉の残した直筆メモによれば、著述は以下のとおりである。「教育の能率化」『満洲教育専門学校付属小学校』1930年7月／「本校低学年に於ける郷土教育」『満洲教育専門学校付属小学校』1933年10月／「低学年国語教育の過程と考察」『満洲教育専門学校付属小学校』1934年5月／「職場を語る」『満洲教育』1934年10月／「読方考査法」『満鉄教育研究所紀要』1935年5月／「児童図書質の管理」『満洲教育』1935年8月／「読書能力診断テスト」『教専付属』1936年2月／「書字学習」『満洲教育研究所紀要』1936年8月／「現代教育の検討」『満洲教育』1937年12月／「児童図書室経営の実際」『満洲教育研究所紀要』1937年9月。

(34) 在満日本人教育調査委員会（1936年設置）が30年にわたる満鉄の教育行政からの撤退を決定したのと同じ頃、宮武は新京へ転勤、在満日本大使館教務部、兼、在満日本教育会主事となった。

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，55－62ページ

健康関連QOL満足度指標の因子構造モデルに関する交差妥当性

尹靖水[1)]・金貞淑[2)]・張英恩[3)]・朴志先[3)]・中嶋和夫[4)]

抄録
Ⅰ．緒言
Ⅱ．研究方法
Ⅲ．結果
Ⅳ．考察

キーワード：健康関連QOL、交差妥当性

抄　録

本研究では、日本と韓国における在宅高齢者の主介護者のデータを用いて、日本で開発された「健康関連QOL満足度指標」（Satisfaction Index of Health Related Quality of Life：SI-HRQOL-15）に関する構成概念妥当性の交差妥当性を検討した。研究方法として、要介護高齢者を介護する家族員を対象に、韓国で700世帯（順天：Ａ道Ａ市500世帯と天安：Ｂ道Ｂ市200世帯）ならびに日本で1141世帯（Ｃ県Ｃ市）を調査した。統計解析では、構成概念妥当性の交差妥当性の検討を、因子構造モデルの側面と外的基準との関係のふたつの側面から検討した。その結果、「SI-HRQOL-15」の「環境快適因子」「環境利便因子」「身体的因子」「心理的因子」「社会関係因子」を一次因子、「健康関連QOL満足度」を二次因子とする二次因子モデルは、前記データに適合した。また測定された健康関連ＱＯＬと一般的なＱＯＬは適度な関係を示した。以上の結果は、「SI-HRQOL-15」は、「地域住民の快適で利便性の高い生活圏の中で健康に生活する」ということについての満足度を測定する尺度として、日本ならびに韓国において使用できることを示している。

Ⅰ．緒言

韓国は、東アジアの中でも、歴史的には老親扶養に関する成人子や家族の役割を伝統的に重視してきた経緯がある。しかし、韓国の従来の研究業績[1-9)]が示すように、同居している高齢者に対するケアは家族介護員に対して重篤な身体的、精神的な影響を与える。従って、高齢者の介護に関わらない人々に比して、家族介護者の「生活の質」（Quality of life：QOL）の低下が懸念される。ＷＨＯは、QOLを「個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待、基準や関心に関わる自分自身の人生の状況についての認識」と定義している。その意味でのQOLは、近年、保健・医療・福祉領域における総合的な

1）梅花女子大学現代人間学部教授
2）同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
3）岡山県立大学大学院保健福祉学研究科
4）岡山県立大学保健福祉学部教授

エンド・ポイント評価の重要な変数[10]として位置づけられ、欧米ではさまざまな測定尺度が開発[11-19]されている。健康に関連したQOLに着目するなら、欧米の代表的な尺度として、「EuroQol（ユーロコル）」[11-12]、「SF-36/12」文献[13-15]、「Msrk」：HUI」[16-17]、「WHOQOL-100」[18]、「WHOQOL-BREF」[19]等が挙げられる。アジア圏に視点を向けると、「SI-HRQOL-15（Satisfaction Index of Health Related Quality of Life）」[20]等が開発されている。通常、既存の前記ＱＯＬ尺度は複数の質問項目で構成されるが、その適切さは、妥当性validityと信頼性reliabilityで評定される。特に妥当性のうちの構成概念妥当性と基準関連妥当性の吟味は重要とされ、前者は構成概念と測定値の関係の普遍性、換言するなら、測定された内容の概念的一次元性の問題と関係し、後者は測定尺度の存在意義といった測定尺度の根幹的な問題と関わりをもっている。それら測定尺度の吟味は、統計学的手法の歴史的な変遷とも密接に関連し、たとえば昨今の因子構造モデルの側面からみた構成概念妥当性の検証は、欧米では構造方程式モデリングを用いた報告が大勢を成している。構造方程式モデリングは、理論に依拠する仮説に基づいて設定されたモデルを実際のデータに当てはめ、その適合度の検定を通してモデルの適切さ検証され、さらに構成概念間の関係についても検討できる方法[21-25]となっている。しかし、韓国では構成概念妥当性（あるいはその交差妥当性）について、構造方程式モデリングを用いて吟味されたQOL尺度はほとんど見当たらない。

本研究は、日本において一般住民を対象に開発された「SI-HRQOL-15」を取り上げ、要介護高齢者を介護している日韓の家族員のデータを基礎に、その測定尺度の因子構造モデルの側面からみた構成概念妥当性の交差妥当性について検討する。

Ⅱ．研究方法

調査は、在宅要介護高齢者の主たる家族介護者を、韓国で700世帯（順天：Ａ道Ａ市500世帯；回収313世帯と天安：Ｂ道Ｂ市200世帯；回収129世帯）と日本でＣ県Ｃ市1141世帯（回収689世帯）を対象に実施した。対象の選定に際しては、韓国では老人福祉館を利用している高齢者の家族介護者に対し、福祉専門職員（ソーシャル・ワーカー）が調査協力の有無を事前に確認し、同意が得られた者に限定した。また日本では、Ｃ県Ｃ市内に設置された調査委員会において当該研究に係る審議を経て、Ｃ市内の要介護高齢者として認定された者の名簿を基礎に、家族に対する調査協力の有無を事前に確認し、同意書を得ることができた者を対象とした。日本調査は、Ｃ市内の介護保険事業所に所属する保健師ならびに介護支援専門員のうち、同市調査委員会が開催した調査説明会に出席した介護支援専門員（調査員）を調査員とした。いずれの地域も留め置き法で調査し、調査票は家族介護者に個別に配布され、ほぼ２週間後に、秘密保持のため厳封されたものを調査員が回収した。

調査内容は、主たる家族介護者の属性（性と年齢、要介護高齢者との続柄）、健康関連QOL、一般的QOLで構成した。健康関連QOLは、「SI-HRQOL-15」で測定した（表１）。これは、地域住民の快適で利便性の高い生活圏において健康に生活することを重視し、「健康と生活圏の質に対する満足感」を測定する尺度で、下位概念（因子あるいは潜在変数）が、生活圏に関連した「環境快適因子」と「環境利便因子」、及び健康に関連した「身体的因子」、「心理的因子」、「社会関係因子」の計５因子から構成されている。それぞれの因子には観測変数が３項目づつ配置され、回答はすべての項目に対して３件法（「０点：いいえ」、「１点：どちらでもない」「2点：はい」）で求める形式となっている。一般

的QOLは、生活全体に関する満足度を１項目で５段階（回答：「非常に満足」「満足」「普通」「少し不満」「全く不満」）で測定した。

統計解析に当たっては、第一に、上記の５因子を一次因子、「健康関連QOL満足度」を二次因子とする二次因子モデル（図１）を仮定し、そのモデルのデータへの適合度を検討した。第二に、因子構造モデルの強固さは同時因子分析で検討した。因子不変性の強度は、第一ステップは等値条件なし（モデルⅠ）、第二ステップは因子負荷量を同値に拘束する（モデルⅡ）、第三ステップは（第二ステップに加え）第二次因子の因子負荷量を拘束する（モデルⅢ）、第四ステップは以上に加えて質問項目の残差分散・残差共分散を拘束する（モデルⅣ）、第五ステップは以上に加えて、第一次因子の残差分散を拘束する（モデルⅤ）、第六ステップは以上に加えて第二次因子の分散も拘束する（モデルⅥ）といった６つの条件下で観察した。パラメータの推定には、回答が３件法の順序尺度で構成されていることから、Weighted Least-Squares with Mean and Variance adjustment（WLSMV）を採用した。なお、観測変数間の相関係数も、その点を考慮し多分相関係数で算出した。前記因子モデルの適合度は、Comparative Fit Index（CFI）とRoot Mean Square Error Approximation（RMSEA)で評価した。第三に、健康関連QOLと一般的QOLの関連性を検討した。統計解析には岡山県立大学が所蔵する「SPSS」と「AMOS」を用いた。

本研究では、属性（性と年齢、要介護高齢者との続柄）と健康関連QOLの回答に欠損を有しない韓国データ289人と日本データ663人を集計対象とした。

Ⅲ．結果

１．属性等の分布

韓国調査の回答者の289人の性別構成は、男性が54人（18.7％）、女性235人（81.3％）で、年齢は平均46.2歳（標準偏差9.0、範囲が21～68歳）であった。続柄の内訳は、配偶者４人（1.4％）、息子49人（17.0％）、息子の嫁167人（57.8％）、娘53人（18.3％）、孫6人（2.1％）、その他10人（3.4％）であった。

日本調査の回答者の663人の性別構成は、男性が165人（24.9％）、女性498人（75.1％）で、年齢は平均60.5歳（標準偏差11.2、範囲が28～90歳）であった。続柄の内訳は、配偶者217人（32.7％）、息子81人（12.2％）、息子の嫁193人（29.1％）、娘160人（24.1％）、その他12人（1.8％）であった。

日本と韓国調査の「一般的QOL」及び「健康関連QOL」の回答傾向は表１、表２－１と表２－２に示した。

２．健康関連QOL（「SI-HRQOL-15」）の因子構造モデルのデータへの適合度の検討

SI-HRQOL-15の因子モデルのデータへの適合度は、韓国データではCFIが0.856、RMSEAが0.10、日本データではCFIが0.901、RMSEA が0.088であった。なお、日韓データの解析において、いずれも二次因子から一次因子、さらには一次因子から観測変数に向かうパス係数は、いずれも統計学的に有意水準にあった。

表１　日本・韓国の一般的QOLの実施頻度（日本n＝663、韓国n＝289）

質問項目		回答カテゴリ					
		非常に満足	満足	ふつう	少し不満	全く不満
X1. 現在の生活の質に満足していますか	日本	13 (2.0 %)	116 (17.5 %)	348 (52.5 %)	154 (23.2 %)	32 (4.8 %)
	韓国	24 (8.3 %)	81 (28.0 %)	141 (48.8 %)	39 (13.5 %)	4 (1.4 %)

単位：名（％）

表２-１　日本の健康関連QOL（15項目）の実施頻度（n＝663）

質問項目	回答カテゴリ		
	いいえ	どちらでもない	はい
身体的因子			
X1.　自分の体の調子に満足していますか	264 (39.8 %)	287 (43.3 %)	112 (16.9 %)
X2.　自分の体力に満足していますか	291 (43.9 %)	270 (40.7 %)	102 (15.4 %)
X3.　自分の体の動きに満足していますか	263 (39.7 %)	275 (41.5 %)	125 (18.9 %)
精神的因子			
X4.　自分の精神的なゆとりに満足していますか	222 (33.5 %)	333 (50.2 %)	108 (16.3 %)
X5.　自分の意思決定に満足していますか	62 (9.4 %)	341 (51.4 %)	260 (39.2 %)
X6.　自分の信念(信条)に満足していますか	57 (8.6 %)	367 (55.4 %)	239 (36.0 %)
社会関係因子			
X7.　友人と付き合いに満足していますか	129 (19.5 %)	251 (37.9 %)	283 (42.7 %)
X8.　家族や親類の人との付き合いに満足していますか	121 (18.3 %)	288 (43.4 %)	254 (38.3 %)
X9.　近所・地域の人とのつながりに満足していますか	70 (10.6 %)	328 (49.5 %)	265 (39.9 %)
環境便利因子			
X10. 住んでいる地域の生活の便利さに満足していますか	149 (22.5 %)	287 (43.3 %)	227 (34.2 %)
X11. 生活するうえで必要な情報の得やすさに満足していますか	89 (13.4 %)	395 (59.6 %)	179 (27.0 %)
X12. 住んでいる地域の福祉サービスの内容に満足していますか	53 (8.0 %)	344 (51.9 %)	266 (40.1 %)
環境快適因子			
X13. 生活している地域の環境衛生に満足していますか	59 (8.9 %)	344 (51.9 %)	260 (39.2 %)
X14. 生活している地域の安全性に満足していますか	82 (12.4 %)	352 (53.1 %)	229 (34.5 %)
X15. 住んでいる地域の自然環境に満足していますか	52 (7.8 %)	261 (39.4 %)	350 (52.8 %)

単位：名（%）

表２-２　韓国の健康関連QOL（15項目）の実施頻度（n＝289）

質問項目	回答カテゴリ		
	いいえ	どちらでもない	はい
身体的因子			
X1.　自分の体の調子に満足していますか	54 (18.7 %)	121 (41.9 %)	114 (39.4 %)
X2.　自分の体力に満足していますか	72 (24.9 %)	117 (40.5 %)	100 (34.6 %)
X3.　自分の体の動きに満足していますか	17 (5.9 %)	69 (23.9 %)	203 (70.2 %)
精神的因子			
X4.　自分の精神的なゆとりに満足していますか	65 (22.5 %)	104 (36.0 %)	169 (58.5 %)
X5.　自分の意思決定に満足していますか	34 (11.8 %)	86 (29.8 %)	169 (58.5 %)
X6.　自分の信念(信条)に満足していますか	23 (8.0 %)	86 (29.8 %)	180 (62.3 %)
社会関係因子			
X7.　友人と付き合いに満足していますか	27 (9.3 %)	106 (36.7 %)	156 (54.0 %)
X8.　家族や親類の人との付き合いに満足していますか	32 (11.1 %)	117 (40.5 %)	140 (48.4 %)
X9.　近所・地域の人とのつながりに満足していますか	26 (9.0 %)	93 (32.2 %)	170 (58.8 %)
環境便利因子			
X10. 住んでいる地域の生活の便利さに満足していますか	50 (17.3 %)	126 (43.6 %)	113 (39.1 %)
X11. 生活するうえで必要な情報の得やすさに満足していますか	49 (17.0 %)	121 (41.9 %)	119 (41.2 %)
X12. 住んでいる地域の福祉サービスの内容に満足していますか	74 (25.6 %)	144 (49.8 %)	71 (24.6 %)
環境快適因子			
X13. 生活している地域の環境衛生に満足していますか	35 (12.1 %)	141 (48.8 %)	113 (39.1 %)
X14. 生活している地域の安全性に満足していますか	28 (9.7 %)	106 (36.7 %)	155 (53.6 %)
X15. 住んでいる地域の自然環境に満足していますか	21 (7.3 %)	109 (37.7 %)	159 (55.0 %)

単位：名（%）

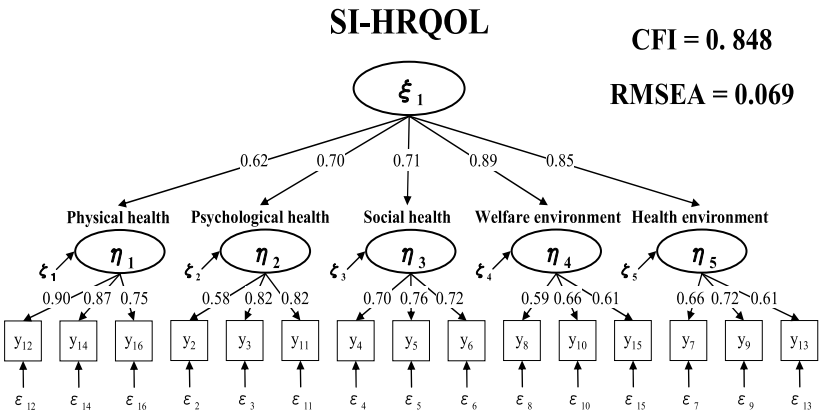

図１　健康関連QOL尺度の因子構造（標準解）

表３　パラメーター（係数値）の拘束による適合度の変化

拘束したパラメータ(計数値)		CFI	RMSEA
第一ステップ	なし	0.888	0.065
第二ステップ	λ	0.873	0.067
第三ステップ	λ，γ	0.871	0.067
第四ステップ	λ，γ，ξ	0.871	0.067
第五ステップ	λ，γ，ξ，ε	0.869	0.067
第六ステップ	λ，γ，ξ，ε，ξ	0.848	0.069

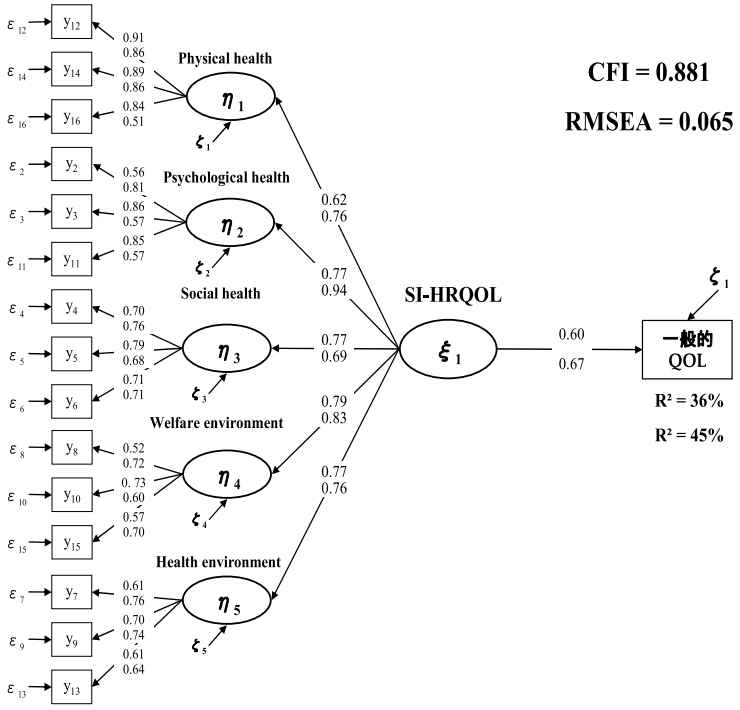

図２　健康関連QOLと一般的QOLとの関連性（標準解）
＜パス係数－上段：日本、下段：韓国＞

同時因子分析による因子不変性の検討結果は図１と表３に示した。すべてのパス係数を拘束したモデルにおける適合性は、CFIが0.848、RMSEA が0.069であった。

３．健康関連QOLと一般的QOLの関連性について

健康関連QOLを独立変数、一般的QOLを従属変数とするモデルはデータに適合し、その関連性（パス係数）は、日本データが0.60、韓国データが0.67であった。

Ⅳ．考察

生活の質（QOL）は、保健・医療・福祉領域における共通したエンドポイントの指標として重要な変数[26]とされ、欧米を中心に多数の尺度開発が進められてきた。なお、健康に関連したQOL測定尺度は、WHOが提唱する健康の定義と密接に関係しており、身体的機能や症状を重視した身体的側面、社会関係や役割分担を重視する社会的側面、感情の状態、抑うつと安寧等を重視する心理的側面を共通要素としている。本研究では、そのWHOの健康の定義を踏まえ、また生活圏の質に対する評価をも含めた「健康関連QOL満足度尺度」（「SI-HRQOL-15」）を取り上げ、日韓のデータを基礎に、その因子構造モデルという側面からみた構成概念妥当性の交差妥当化の検討を目的に行なった。

「SI-HRQOL-15」は、多次元ではあるが、調査項目に対する認知的な側面においては、従来の健康関連QOL尺度とは異なり、満足感の程度に統一され、頻度、逐行能力等の次元はすべて排除されていることを特徴としている。満足感は、幸福感のような一過性で変化しやすいものではなく、安定した長期的な経験の評価として位置づけられるので、QOLの認知的側面を引き出す上で妥当な評価軸である。また、前記の認知的側面というときの「認知」の意味するところであるが、これは情緒的側面を問うものではなく、「満足すべき目標への到達度（あるいは理想的な状態と現実との乖離）についての評価Cognitive Assessment」を指すものとなっている。

統計解析の結果、本研究では「SI-HRQOL-15」の「環境快適因子」「環境利便因子」「身体的因子」「心理的因子」「社会関係因子」を一次因子、「健康関連QOL満足度」を二次因子とする二次因子モデルが、日本ならびに韓国の在宅要介護高齢者の家族員のデータに適合することを明らかにした。ただし、本研究で取り上げたふたつの適合度指標のうちのCFIは統計学的にはやや低い水準にあったものの、他方のRMSEは統計学的に十分支持される数値を示していた。統計的には、CFIに比してRMSEが重視されることから、さらにそのRMSEAは因子不変性の検討において、すべての変数を拘束した状況においても統計学的には支持される数値を示していたことから、本研究では前記の結果を基礎に、「SI-HRQOL-15」の測定内容の概念的な一次元性が支持できる、換言するなら、因子構造モデルの側面からみた構成概念妥当性の交差妥当性が支持されたと判断した。

従来の研究では、「健康状態」、「健康関連QOL」、そしてそれらと「一般的QOL」とは区別されるべき概念[27]とされている。この点については、すでに「SI-HRQOL-15」の測定内容が健康関連QOLと一般的QOLの中間的な概念として位置づけられ、また健康関連QOL満足度は「SF-12」で測定された健康関連QOLに比して、一般的QOLに近い概念である[20]ことが報告されていた。本研究では、これら３者の関係は検討できなかったものの、健康関連QOL満足度が一般的QOLに近い概念であることが示され、健康関連QOL満足度によって測定される内容は、日韓に共通した概念であるという示唆を得ることができた。なお、本研究においては日本と韓国の家族介護者におけるQOL得点の差の検定等は実施しなかった。今後の課題としては、例えば

同じ国民であっても介護をしている人としていない人との比較、ならびに異なる歴史と文化を有する国民の差の検討を行なうこととなるが、この点については、母集団からの偏りの少ないしかも、国家のちがいといったような比較したい指標を除いて、ほぼ等質の集団を確保することが必要であり、本研究の結果はその可能性についての知見を得たことであって、比較に研究のねらいを置いていたわけでないことを理解された。

以上、本研究では、今後とも慎重な検討が望まれるものの、アジア圏で開発された「SI-HRQOL-15」の交差妥当性が検証できた。今後のQOL研究に於いてその情報は、家族介護者のストレス認知等の検証において有効に機能するものと推察された。

参考文献

1）문혜리.“가정내 치매노인간호자부담에 관한 조사연구.”『韓國保健看護學會誌』, Vol.6 No.2,108-132, 1992.

2）김윤정·최혜경·“치매노인의 장애기간과 부양자의 대처자원이 부양자의 부담 및 부양만족감에 미치는 영향『韓國老年學』, Vol.13 No.2, 63-83, 1993.

3）이경자·“치매노인의 간호 문제와 돌보는 가족원의 부담감에 관한 연구.”『韓國老年學』, Vol.15 No.2, 30-51,1995.

4）마정수·김초강·“치매노인의 문제행동이 가족스트레스에 미치는 영향.”『보건교육건강증진학회지』, Vol.12 No.1, 83-110, 1995.

5）Shin, Seung Yeun：Adaptational outcomes among Caregivers of Senile Dementia Patients: Effects of Patient Impairments. 平澤大学論文集, Vol.9 No.2, 195-211 [1997]

6）이은희·“치매노인 부양가족원의 부양부담에 관한 연구.”『노인복지研究』, Vol.1 No.2, 211-239,1998.

7）이영호·강태민·이상수·김민걸·안동성·윤성환·정청·방남희·이상경·심주철·김용관·김영훈·“재가 치매 노인의 부양 부담과 정신병리 및 및 부양자의 사회적 서비스 욕구와의 관련성.”『神經精神醫學』, Vol.37 No.6, 1292-1305,1998.

8）이가옥·이미진·“장기요양보호노인 가족수발자의 정서적 부양부담에 관한 연구.”『韓國老年學』, Vol. 20. No. 2,215-228,2000.

9）유광수·“노인성 치매환자를 간호하는 가족의 부담감에 대한 연구.”『韓國保健看護學會誌』, Vol.15 No.1, 125-147,2001.

10）Orley, J. and Kuyken, .Eds.: Quality of life assessment: International perspectives. Springer Verlag, Hedelberg. 1994.

11）Brooks, R.with the EuroQOL Group: EuroQOL: the current state of play. Health Policy, 37, 53-72, 1996.

12）Ware, JE. and Sherbourne, CD.: The MOS 36-item short-form health survey(SF-36):。. Conceptual framework and item selection. Medical Care, 30(6), 473-481, 1992.

13）McHorney, CA., Ware, JE. and Raczek, AE.: The MOS 36-item short-form health survey(SF-36):Ⅱ. Psychometric and clinical tests of validity in measuring physical and mental health constructs. Medical Care, 31(3), 247-263, 1993.

14）Keller, SD., Ware, JE., Bentler, PM., Aaronson, NK., Alonso, J., Apolone, G., Bjorner,JB., Brazier, J., Bullinger, M., Kaasa, S., Leplege, A., Sullivan, M. and Gandek, B.: Use of structural equation modeling to test the construct validity of the SF-36 health survey in ten contries: Results from the IQOLA project. Journal of Clinical Epidemiology, 51（11）, 1179-1188, 1988.

15）Ware, JE., Kosinski, M. and Keller, SD.: A

12-item short-form health survey: Construction of scales and Preliminary tests of reliability and validity. Medical Care, 34（3）, 220- 233, 1996.

16）Torrance, GW., Furlong, W., Feeny, D. and Boyle, M.: Multi-attribute preference functions: Health Utilities Index. Pharmaco Economics, 7（6）, 503-520, 1995.

17）Feeny, D., Furlong, W., Boyle, M. and Torrance, GW.: Multi-attribute health status classification systems: Health Utilities Index. Pharmaco Economics, 7（6）, 490-502, 1995.

18）The WHOQOL GROUP: The world health organization quality of life assessment（WHOQOL）: Development and general psychometric properties. Soc. Sci. Med., 46(12), 1569-1585, 1998.

19）The WHOQOL GROUP: Development of The world health organization WHOQOL-BREF quality of life assessment. Psychological Medicine, 28, 551-558, 1998.

20）中嶋和夫、香川幸次郎、朴千萬：保健福祉関連QOL尺度の開発.厚生の指標、50（8）、8-15.

21）Geoffrey Maruyama：Basics of Structural Equation Modeling．Sage Pubns，1997.

22）John C. Loehlin : Latent Variable Models: An Introduction to Factor, Path, and Structural Analysis. Lawrence Erlbaum Associates, 1998.

23）Rex B. Kline: Principles and Practice of Structural Equation Modeling. Guilford Pr, 1998.

24）George A. Marcoulides and Randall E. Schumacker : New Developments and Techniques in Structural Equation Modeling .Lawrence Erlbaum Associates, 2001.

25）George A. Marcoulides and Irini Moustaki : Latent Variable and Latent Structure Models. Lawrence Erlbaum Associates, 2002.

26）Orley, J. and Kuyken. Eds. Quality of life assessment: International perspectives. Hedelberg: Springer Verlag, 1994

27）Ｉ.グッゲンムース-ホルツマン、K.ブルームフィールド、H.ブレナー、U.フリック著（漆崎一朗・栗原稔監修）．QOL－その概念から応用まで－．東京: シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社，1996.

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，63－75ページ

三星電子のインテル追跡戦略

金　恵　珍

目次
１．はじめに
２．インテルと三星電子の半導体事業
　１）事業の展開経緯
　２）世界トップ半導体企業への戦略
３．インテルの「ムーアの法則」と三星電子の「黄の法則」
　１）ムーアの法則
　２）黄の法則
４．三星電子によるインテル追跡
　１）技術力向上のための人材重視
　２）非メモリ半導体技術の強化とフュージョン半導体の開発
　３）差別化戦略
５．おわりに
参考文献

キーワード：インテル社、三星電子、MPU、DRAM、フュージョン半導体

１．はじめに

アメリカのインテル社（Intel Corporation）は1992年にMPU（Micro Processing Unit）で、韓国の三星電子（Samsung Electronics Co., Ltd.）は同年にDRAM（Dynamic Random Access Memory）でトップの半導体企業になった。1993年に日米再逆転を引き起こしたのはインテル社のMPUで、1998年に日韓逆転を起こしたのは三星電子のDRAMであった。この２つの企業の成功要因は強力なリーダーシップと決断力のもとに、選択と集中を徹底し、成功に安住せず、常に危機意識を持って経営していることにある。三星電子は2003年以来、インテル社のMPUに対してDRAM、SRAM（Static Random Access Memory）、NAND型フラッシュメモリ（NAND-Type Flash Memory）で業績を伸ばしてきた。同社は2010年に独自開発のフュージョン半導体の成長によってトップの半導体企業になろうとしている。本稿ではこれらの企業を比較してその成功要因と、三星電子のインテル社追跡戦略を明らかにすることが狙いである。

先行研究には次のようなものがある。伊丹はインテル社が供給するMPUは世界のパソコンの標準になっており、他社が模倣できないよう知的所有権で守られていることで高価格が維持でき、数量的にも拡大したことで高成長が可能であったとし、一方の三星電子はメモリ半導体への特化、積極的な設備投資、技術開発を行い、そこに日米半導体協定が発生して韓国の逆転が起きたが、なおかつ戦略の勝利があった[1)]と述べている。志村はインテル社が自ら切り開いたDRAM市場からの撤退を比較的早期に決断して、MPU市場に特化した経緯から戦略型企業とし、一方の三星電子はDRAMに標的を絞り、半導体製造装置、半導体材料を日本からの輸入で補い、資本力と気力で日本半導体企業を追撃した[2)]と述べている。佐野はインテル社は先端技

１）伊丹（1995）参照。

２）志村（1995）参照。

術を使った高性能、高機能のMPUを先行開発して量産したことで、三星電子は円高、日米半導体協定、製造現場に技術はなくても製造ノウハウの蓄積された製造装置の導入によって、積極果敢な設備投資で、トップの半導体企業に押し上がった[3]と述べている。湯之上はインテル社は最終製品から逆算して、利益が出るように工程フローを組んで、この原価を実現する歩留まりを決め、その際のコストを最優先しており、三星電子は儲ける工程フローを構築するために組織を工夫し、マーケティングにも力を入れる中で、歩留まり、コストを最優先事項としている[4]と述べている。牧本はインテル社が主としてMPUを供給し、同社は純粋な半導体専門企業なので半導体のプロのみで意思決定を迅速に行なうことができた[5]と述べている。申・張は三星電子の成功要因は迅速な大規模投資、大量生産体制の構築、新製品の早期開発、生産費用の削減のための工程技術革新、経営の支配構造にあったと[6]述べている。これらの先行研究ではインテル社と三星電子の比較分析はしていない。これからの世界半導体産業の行方を考えるにはインテル社と三星電子との比較分析が必要である。三星電子がインテル社を超えてトップの半導体企業になるためにはさらに良い業績を作らねばならない。それには技術力の向上が必須である。そこで、本稿は三星電子がインテル社に追いつくには独自のフュージョン半導体のさらなる開発、非メモリ半導体技術の蓄積が必要という観点から分析を行なう。

2．インテルと三星電子の半導体事業

1）　事業の展開経緯

インテル社は1985年に主力製品であったDRAMを捨てMPUに社運をかけてきたが、結果的にこの戦略転換が今日のインテル社を生み出した。一方、三星電子はDRAMに社運をかけて設備投資、研究開発で徐々にシェアを伸ばして今の地位を築くことができた。インテル社はロバート・ノイス（Robert Noyce）とゴードン・ムーア（Gorden E. Moore）によって1968年にNMエレクトロニックス（NM Electronics）社が起業、その後すぐにインテル社と社名を変更し、アンドリュー・グローブ（Andrew Grove）も入社して、1985年10月まで集積回路の研究、開発、製造、販売を事業の主軸とする半導体メモリ製品を主要製品として開発を行なってきた。同社は1970年10月にDRAMを世界で初めて発売して以来、1971年11月に世界初のMPUを発表しており、1993年３月にペンティアム・プロセッサを発表した。同社はDRAMのコスト競争力の劣勢さから日本半導体企業に押されて1985年10月にDRAM事業から撤退し、経営資源をMPU事業に集中したことで急成長することができた。同社は1991年５月に消費者がインテル社のMPU搭載のパソコンを簡単に認識できるようにと「インテル・インサイド（intel inside）」ロゴを発表したが、2006年１月にプラットフォームを提供する企業のイメージチェンジのため「intel さあ、その先へ。（intel Leap ahead）」とロゴを変更した。同社は1992年の世界半導体市場シェアでMPUで１位になって以来、世界最大の半導体企業となり、2008年まで17年連続首位の座に立っている。同社は2005年５月にMPU企業からモバイル・テクノロジー、デジタルホーム、デジタル・エンタープライズなど消費者や企業ユーザーの利用形態に即したプラットフォームを提供する企業へと転換を図っている。同社はNAND型フラッシュメモリ市場の成長に伴って

3）佐野（2009）参照。
4）湯之上（2009）参照。
5）牧本（2006）参照。
6）申・張（2006）参照。

同年11月にNOR型フラッシュメモリを生産していたマイクロン・テクノロジー（Micron Technology）社と共同でIM フラッシュ・テクノロジーズ（1M Flash Technologies）社を設立してNAND型フラッシュメモリ事業に参入した。また。同社は2007年５月に伊仏合弁STマイクロエレクトロニクス（STMicroelectronics）社、米投資会社フランシスコ・パートナーズ（Francisco Partners）社とともにフラッシュメモリをリードするためニューモンクス（Numonyx）社を設立して、NOR型フラッシュメモリに関する資産を売却した。

一方の三星電子の半導体事業は、1977年に電子産業の核心部品である半導体の安定供給を目的とした韓国半導体株式会社の買収から始まった。1978年には三星半導体通信という独立した企業であったが、1987年11月に２代目の李健熙（Lee Kunhee）グループ会長（2008年4月会長職辞任）の就任で1988年11月に三星電子（1969年設立）に吸収された。三星電子の事業部門別売上高の割合は連結でデジタルメディア35%、情報通信28%、半導体17%、LCD（Liquid Crystal Display）12%、その他８%であった[7]。同社は1983年にDRAMに参入したことで半導体事業が本格化して以来累積赤字が増え続けたが、1988年２月に3,200億ウォンの黒字に転じた[8]。同社の半導体部門は景気沈滞による需要萎縮からDRAMとNAND型フラッシュメモリの価格下落の影響を受けた2008年第４四半期には連結で売上高4.81兆ウォン、営業損失0.69兆ウォンの赤字から、市況改善によるDRAMとNAND型フラッシュメモリの供給不足と価格上昇の影響を受けて2009年第3四半期には連結で売上高7.46兆ウォン、営業利益1.15兆ウォンの黒字になった[9]。同社は1992年に世界DRAM市場シェアで１位、1993年に世界メモリ半導体市場シェアで１位、1995年に世界SRAM市場シェアで1位、2003年に世界NAND型フラッシュメモリ市場シェアで１位になって以来、2008年まで各世界市場シェア１位の座を守っている。

２）世界トップ半導体企業への戦略

情報技術産業全般に係る調査、研究、資料の収集、情報の提供を行なっているガートナー（Gartner）社によると、世界半導体市場シェアでインテル社はPC向けMPUが好調で2007年12.3%（売上高33,988百万ドル）から2008年13.3%（売上高33,814百万ドル）に伸ばした。一方の三星電子はDRAMとNAND型フラッシュメモリが供給過剰となり、大幅な価格下落となったために2007年7.5%（売上高20,464百万ドル）から2008年6.8%（売上高17,391百万ドル）に減少した[10]。インテル社に比べて三星電子の業績不振は明らかである。

インテル社のMPUはPC向けの依存度が高い中で、サーバ、ワークステーション、モバイルも手掛けている。世界MPU市場シェアでインテル社80%強、AMD（Advanced Micro Devices）社10%強で、この両社が世界MPU市場全体の90%強を占めている。インテル社は2006年の第

7）『三星電子アニュアルレポート2008』 13ページ。
8）三星電子「三星電子沿革」。
http://www.samsung.co.kr/about/history_1980.jsp (2000年8月1日).
9）三星電子「三星電子が2008年第4四半期の実績を発表」。
http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/ir/financialinfo/actuals/IR_Earnings2008_4q.html、
「三星電子が2009年第3四半期の実績を発表」。
http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/ir/financialinfo/actuals/IR_Earnings2009_3q.html (2009年12月1日)参照。
10）ガートナー社「2008年世界半導体市場の売り上げは5.4%減の2,550億ドル：ガートナーが2008年世界半導体マーケット・シェア（確定値）を発表」。
http://www.garter.co.jp/press/html/pr2009409-01.html (2009年4月9日).

4四半期にかけてAMD社がデュアルコア（Dual Core）[11]を持たせる手法で省電力製品を実現したことでサーバおよびPC部門の両方でMPUのシェアを奪われていた。また、同社はIBM社、HP（Hewlett－Packard）社、サン・マイクロシステムズ（Sun Microsystems）社、デル（Dell）社のサーバにAMD社のCPUが採用されたことで、価格競争による影響を受けることになった。このように2005年にはAMD社が64ビット、デュアルコアでインテル社に先行したが、インテル社がAMD社を追いかける形で同年から「Pentiumプロセッサ・エクストリーム・エディション」などデュアルコア・32ビット品の出荷を開始し、2006年中旬にすべてのセグメントでデュアルコア化を完了した。その上、インテル社はクアッドコア（Quad－Core）[12]品では同年末から出荷を開始し、AMD社の2007年下半期からの出荷に先行した。それで、インテル社は2006年後半になってCore 2 DuoとXeon 5100シリーズを発表したことで業績が好転し、2007年にAMD社から世界MPU市場シェアを奪還することができた。インテル社は「Centrino Atomプロセッサ」に代表される小型プロセッサを出荷しており、ハフニウムベースHigh－k（高誘電率絶縁膜）を採用したトランジスタという優れたモバイルパフォーマンス、長いバッテリー持続時間、ワイヤレス接続を可能にしている。AMD社は2008年からトリプルコア[13]品の出荷を開始している。インテル社はMPU製造に300mmウェーハラインを活用し、低コスト化により競争力を高めているが、AMD社は200mmおよび300mmウェーハラインを活用している[14]。インテル社はMPUという主力分野に経営資源を集中させ、AMD社の脅威の中で、巨額の開発費を投入しMPU分野での技術を進めるのに迅速に対応して、巨額の設備投資から最新鋭ファブを持ち、これらの戦略から優位に立つことができて、世界半導体企業として不動の座を占めている。

三星電子は1993年に「新経営」方針を立てて以来、量より質を優先する経営を行なっており、1997年11月の通貨危機の後から構造調整と革新を通じて長期的で安定的な収益を生み出す基盤を形成している。三星電子の「新経営」は他の韓国企業を外形重視から品質と機能重視に転換させる契機になった。同社は2004年度に本社純利益基準で100億ドルを達成した。純利益が100億ドルを超える企業は世界でもトヨタ自動車をはじめ9社しかなく、三星電子が９番目の100億ドル企業になった。製造業で100億ドルを突破した企業はトヨタ自動車に次いで2番目であった。李健熙会長（当時）を頂点としたトップダウンによる速い意思決定、熾烈な社内の競争原理による結果である。今から約10年前までは三星電子がこのように成長するであろうと予想していた人はほとんどいなかった。三星電子は本社基準で韓国の全輸出額のうち大きな割合を占めており、1981年1.42%、1991年5.7%、2002年14.5%、2006年15.5%であった[15]。同社は2006年に韓国の単一企業では初めて輸出500億ドルを突破した。同社は韓国財界１位のグローバル企業に成長して、韓国経済全般に相当な影響力を行使するに至っており、世界半導体企業としての地位を得ている。

インテル社と三星電子は企業文化面ではまったく異質な企業であるが、世界トップ企業として肩を並べるに至った経緯には共通点がある。インテル社の成功を導いたのは戦略転換を断行

11）１つのパッケージに２つのプロセッサコアを集積している。
12）１つのパッケージに４つのプロセッサコアを集積している。
13）AMD社だけのもので、1つのパッケージに4つのプロセッサコアを集積している。
14）西尾（2008）23－24ページ参照。
15）『ソウル経済新聞』（朝刊）2007年1月31。

した創業者の１人であるアンドリュー・グローブであった。三星電子を世界トップ企業に変貌させたのは創業者である父の後を継いだ李健熙会長（当時）であった。両社とも創業者、または創業者一族の強力なリーダーシップと決断力で生き残ってきた。また、勝つ分野に資源を集中して、勝ち抜くことが両社の経営戦略である。インテル社はMPUに、三星電子はDRAM、SRAM、NAND型フラッシュメモリという分野を選択して、これらに集中することで勝ち抜いたのである。さらに、両社は成功に安住せず、常に危機意識を持った経営を行なっている。すなわち、インテル社は技術リーダーシップのもとに、優秀な人材の活用の中でプラットフォームを提供する企業に転換、NAND型フラッシュメモリ事業に参入してフラッシュメモリ事業を強化し、一方の三星電子は優秀な研究開発人材の投入、優れた工程技術力の維持・管理、速い意思決定の中で独自のフュージョン半導体の開発、非メモリ半導体の強化などを行なっていることである。

表１は信用評価機関であるインタブランド（Interbrand）社の「Best Global Brands」によるランキングである。三星電子はまだ20位圏の中にあるが着実に上昇している。三星電子がインテル社を追いつき、グローバル企業としてさらに跳躍するためには自らイメージの引き上げに力を入れる必要がある。

３．インテルの「ムーアの法則」と三星電子の「黄の法則」

インテル社と三星電子は半導体関連の法則をそれぞれ発表しており、両社ともその法則を証明してきたが、2008年に三星電子は守り切れなくて、法則を守っているのはインテル社のみとなった。

１）ムーアの法則

インテル社の創業者の１人であるゴードン・ムーアは1965年４月19日号の『Electronics Magazine』に半導体開発関連の予測を発表したが、「半導体チップに集積されるトランジスタの数は１年に倍増し、それに反比例してコストは低減する」という内容から、1975年に「１年から約２年ごと」に修正され、現在は「ムーアの法則（Moore's Law）」と呼ばれている。シリコン集積に関するこの法則はインテル社のイノベーションによって現実のものとなっている。それは表２のインテル社のマイクロプロセッサの開発年表を見てわかる。

表１　インタブランド（Interbrand）社の「Best Global Brands 」によるランキング

年	インテル社	三星電子
2001年	6位	42位
2002年	5位	34位
2003年	5位	25位
2004年	5位	21位
2005年	5位	20位
2006年	5位	20位
2007年	7位	21位
2008年	7位	21位
2009年	9位	19位

出所：インタブランド社「Best Global Brands List」。
http://www. interbrand.com/ best_ global_brands.aspx? langid=1000（2009年10月1日）より作成。

表2　インテル社のマイクロプロセッサ開発年表

発表年	名称	トランジスタ数
1971年	4004	2,300個
1972年4月	8008	3,500個
1978年6月	8086	2万9,000個
1982年2月	80286	13万4,000個
1985年10月	Intel 386	27万5,000個
1989年4月	Intel 486	120万個
1993年3月	インテルPentium	310万個
1997年5月	インテルPentium Ⅱ	750万個
1999年2月	インテルPentium Ⅲ	2,800万個
2000年11月	インテルPentium Ⅳ	4,200万個
2001年5月	インテルItanium	2,500万個
2002年7月	インテルItanium 2	2億2,100万個
2006年7月	デュアルコアインテルItanium 2	17億2,000万個
2007年11月	45nmプロセス技術採用のプロセッサ	8億2,000万個

出所：インテル社「インテルの歴史」。http://www.intel.co.jp/jp/intel/history.pdf?iid=sisteindex-jp+companyinfo_intelpdf（2009年1月1日）より作成。

ムーアは2007年９月18日（アメリカ時間）の「Intel Developer Forum」での特別講演時に「この法則は光の速度と原子レベルの問題で壁に突き当たる」と指摘し、「この先技術が進むと、基本的な面で壁に突き当たって、そのときにムーアの法則は終わる」とし、「そこまで行くにはまだ10年かそこらの年月がかかるだろう」と語っている。新しいトランジスタが開発されるにつれて絶縁体の層が薄くなりリーク電流[16]問題が発生して電力消耗量が増加したが、2002年９月にプレーナ（平面）型トランジスタより電力効率に優れた３次元構造のトライ・ゲート・トランジスタを開発したことと、2007年11月にハフニウムベースHigh-k材料とメタルゲートを初めて採用したトランジスタに基づいた45nmプロセス技術採用のプロセッサを発表したことで従来製品比最大38%の電力効率の向上を実現させ、40年以上にわたってこの法則を維持している[17]。インテル社は「ムーアの法則」を実現させるために開発・製造技術に取り組んでいるとはいえ、今まではMPUの速度アップが望まれた時代よりは技術力が成長しており、今後は速度だけでなく、コスト、消費電力、グラフィック処理能力なども重要視されるのは確かである。

２）黄の法則

三星電子半導体総括の黄昌圭（Hwang Changkyu）社長（2004年１月半導体総括社長、2008年5月技術総括社長、2009年１月辞任）は2002年に国際固体素子回路会議（ISSCC；International Solid-State Circuits Conference）で「メモリ新成長論」を発表した。それは「2000年まではPCが半導体事業を牽引してきたけれども、2000年以降は携帯電話、PDA（Personal Digital Assistant）、MP3（MPEG Audio Layer-3）、デジタルカメラなどによって市場が持続的に発展し、NAND型フラッシュメモリの集積度は１年に２倍ずつ増加する」という論であった。三星電子はNAND型フラッシュメモリの開発において1999年256Mb製品を始め、2000年512Mb、2001年100ナノ1Gb、2002年

16）回路のオン／オフにかかわらず回路上に漏れてしまう電流のことである。

17）『電子新聞』（朝刊）2007年12月13日。

90ナノ2Gb、2003年70ナノ4Gb、2004年60ナノ8Gb、2005年50ナノ16Gb、2006年40ナノ32Gb、2007年30ナノ64Gbの製品を造り出して[18]、毎年2倍ずつ容量増加製品を開発してきた。この論は一部では「黄の法則（Hwang's Law）」と呼ぶこともある。この論を証明することができたのは半導体の製造工程の微細化によって可能であった。2006年にCTF[19]技術を用いて、40ナノ32GbのNAND型フラッシュメモリを開発、2007年にCTF技術を基盤として、三星電子の独創的なSaDPT（Self-aligned Double Patterning Technology）[20]技術で30ナノ64GbのNAND型フラッシュメモリを開発して、6年間にわたってこの論を守ってきたが、この論に執着しないことを明らかにした。半導体回路の線幅が薄くなるにつれてセル間の干渉現象が発生してNAND型フラッシュメモリが誤作動して技術的難しさに直面したためである。同社は2008年に128Gbの製品開発のための3次元セル・スタック（Stack）という新技術の開発を完了したが、この技術を試作品に使わず、主力製品である32Gbと64GbのNAND型フラッシュメモリの量産技術を向上させるために使うとしている[21]。半導体の核心装置である露光機の次世代バージョンの開発の遅れ、半導体回路を微細化するに従って電流漏洩の問題が生じるためにこの論を続けるには無理があったのである。

4．三星電子によるインテル追跡

1）技術力向上のための人材重視

黄昌圭社長（当時）は「2002年に90ナノ2GbのNAND型フラッシュメモリの開発を発表した時、三星電子が創造の道に入った」[22]と述べていた。既存製品の機能と工程の改善ではなく、完全に新しい技術と工程による製品で市場を創出する先導的機能ができるようになったという意味である。世界的な技術リード企業になるために同社は研究開発に打ち込んでいる。

インテル社の競争力は技術リーダーシップにある。1991年5月からパソコン表面に貼り付けている「インテル・インサイド」マークはインテル社のMPUのシンボルとして、また先進技術、安全性、信頼性を表すものとして、技術リーダーシップの象徴になっている。インテル社が約40年間積んできた半導体市場における技術リーダーシップを三星電子は学ばなければならない。三星電子がインテル社に追いつくためには技術力の向上、特に非メモリ半導体技術力の向上によってのみ可能となる。2006年1月からの新しいロゴである「intel さあ、その先へ。」はテクノロジーを利用している人々の生活をよりよく、より豊かに、より便利にすることを目標にしているが、これも技術リーダーシップ象徴の現れである。表3はインテル社と三星電子の競争力の比較である。両社は企業文化面など異質な体質である。

三星電子は半導体技術力の向上のために人材を重視している。同社の李健熙会長（当時）は2003年に「第2の新経営」を宣言してその中で人材重視を明言している。同会長は「現代社会では1人の天才が10万人から20万人を食べさせるとし、熾烈な競争の中で不確実性が大きくなる未来で存在する道は人材養成しかない」と語

18）三星電子「三星電子が新概念のCTFのNAND型フラッシュメモリ技術を世界最初開発」。
http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/news/newsIrRead.do?news_seq=647&news_ctgry
（2006年9月12日）.

19）電荷を導体でなく不導体に貯蔵してセル間の情報干渉を最大限抑制している。

20）広い間隔の第1のパターンの形成後、パターンとパターンの間に異なるパターンを形成して、パターン間の感覚を減少させることで半導体装置技術の限界を克服した技術である。

21）『聯合ニュース』（朝刊）2008年9月11日。

22）辛（2002）442ページ参照。

表３　インテルと三星電子の競争力の比較

区分	インテル	三星電子
未来ビジョン	プラットフォーム提供企業	総合半導体企業
成長戦略	MPU強化 モバイル強化 通信強化	メモリ半導体強化 非メモリ半導体強化 フュージョン半導体強化
生産戦略	グローバル生産基地	クラスター
研究開発戦略	標準化	先行研究開発
強み	技術リーダーシップ 優秀な人材の活用	優れた工程技術力 優秀な研究開発人材
企業文化	多様な文化受容	強い内部統制

出所：両社のホームページなどを参考に筆者作成。

った。同会長は21世紀を「頭脳戦争の時代」と定義した。このような会長の人材重視の意思は企業戦略に反映されている。しかし、三星電子のある関係者は「中心となる人材が最高水準であるためにそれ以上の実力を持った人材を発掘することは容易ではない」と語った[23]。成功のためには新技術を引っ張っていく人材が必要である。同社の人材重視戦略は他の韓国企業にも広がっている。

三星電子は人材第一という経営理念の基で「十字型人材」を優遇している。同社は今まで「T字型人材」を好んでいた。深みのある専門知識を表す「|」と専門分野以外の様々な分野の知識を多く知っている姿を表す「—」を合わせて「T字」になったのである。これからの時代は「十字型人材」が優遇されるようになる。みんなに感動を与えられるスペシャリスト（Specialist）、多方面にかけて多くのことを知っているゼネラリスト（Generalist）、いつでも相手より協力を得られるヒューマニスト（Humanist）を整えた人材である[24]。十字型はT字型より、より深い程度の横の広がりを表す。これからの人材は他の分野の人々と協業してどんなものでも吸収して、他の人々が見ていない分野から未来を見る目がなくてはならない。同社は「十字型人材」を育てることで半導体事業の成長に拍車をかけることができる。

三星電子には競争関係にある半導体企業の製品を飛び越えて市場をリードする製品を造る可能性をひそめた人材層が整っている。同社の研究開発人材は国内と海外を含めて2005年32,000人、2006年36,000人、2007年39,300人から2008年42,100人に増えており、全社員の26%で４人中１人が研究員であった[25]。彼らは６ヶ所の国内研究所と12ヶ所の海外研究所で同社を引っ張っていく核心人材として育成されている。また、同社に勤めている博士学位所有者は2001年1,020人、2003年1,900人、2005年2,700人から2007年3,200人に増えている[26]。博士所有職員が急増しているのは最近のDRAMなど先端分野の需要が伸びたことで技術開発のための高級人材の確保に力を注いだ結果である。同社のある関係者は「技術力の差が市場競争力であると言い、今後も博士所有者の確保を行なう計画である」

23）『中央日報』（朝刊）2007年8月15日。
24）金（2004）17－19ページ参照。
25）『三星電子アニュアルレポート2006』47ページ、三星電子アニュアルレポート2007』26ページ、『三星電子アニュアルレポート2008』33ページ、三星電子「R&Dの人材現況」。http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/information/condition/R_D/organization.html（2009年7月1日）
26）洪（2006）119ページ、『三星電子アニュアルレポート2005』47ページ、『三星電子アニュアルレポート2007』26ページ。

と語った[27]。同社が研究開発人材に力を入れることで半導体事業における持続的な成長が可能となり、中国などの新興後発国の脅威から優位に立つことができる。

2）非メモリ半導体技術の強化とフュージョン半導体の開発

三星電子はトップの世界半導体企業に跳躍するためにインテル社に追いつく計画を建てている。黄昌圭社長（当時）は「三星電子の半導体部門が2010年にインテル社を追いつき、メモリ半導体と非メモリ半導体を合わせた半導体分野で世界トップ企業にするつもりである」と明らかにしたことがある。彼は「今まではMPU技術を保有しているインテル社が市場を主導してきたが、未来にはメモリ半導体を基盤にしたフュージョン半導体が市場を先導することになり、三星電子がその中心に就くだろう」と語った。また、彼は「三星電子は生命工学技術と半導体技術を融合したフュージョン半導体製品で人類の生活を改善するのに貢献するだろう」と強調した[28]。コンピュータだけについている「インテル・インサイド」を、すべての製品に「三星インサイド（Samsung Inside）」がつく日が来るとのことである。これを実現するためには絶え間ない創造的研究開発人材の育成以外の道はない。

三星電子がインテル社に追いつくためには人材育成の中で、独自のフュージョン半導体と非メモリ半導体技術のさらなる開発が求められる。同社は世界半導体市場をリードするためにフュージョン半導体の戦略的育成を強めている。同社の独自技術で実現したフュージョン半導体である「OneNAND」を2004年11月に始めて開発した。「OneNAND」はNAND型フラッシュメモリ、SRAM、ロジックを1つのチップに統合させ、高性能を具現している。その後、2006年12月には「OneDRAM」というフュージョン半導体を開発した。「OneDRAM」はDRAMとSRAMを１つのDRAMに統合させ、小型化、情報処理速度を速めたのが特徴である。また、2007年３月には「Flex-OneNAND」というフュージョン半導体を開発した。２種類のNAND型フラッシュメモリを１つのチップに統合させ、メモリ容量と情報処理速度を自由に調節できるようにした。同社は2007年２月にOneNANDの生産を１億個達成した[29]。フュージョン半導体の開発によって小型モバイル機器の開発が可能になり、原価低減も可能になる。フュージョン半導体は差別化した半導体ソリューションである。これはセットデザインメーカーが求める最適の半導体であり、カスタマー親和的な優れものである。したがって、先行的な製品開発に傾注し、次世代向けの技術開発にも拍車をかけなければならない。同社が世界半導体市場をリードできる最良の分野の誕生である。

韓国のメモリ半導体技術はアメリカより５年程度進んでいる。その反面、HDTV（High Definition Television）、携帯電話に使用される非メモリ半導体技術はアメリカが韓国より10年程度進んでいる[30]。世界半導体市場における非メモリ半導体の占める割合は2008年82.4%（売上高1,711億3,600万ドル）で、そのうち韓国のシェアは2.4%に過ぎなかった。世界非メモリ半導体市場における2008年の売上高ランキングではインテル社1位（売上高33,173百万ドル）、三星電子14位（売上高3,135百万ドル）であった[31]。三星電子のこの分野での技術競争力と設計ノウ

27）洪（2006）120ページ参照。
28）『東亜日報』（朝刊）2006年9月18日参照。
29）三星電子「三星電子沿革」。
http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/information/history/history_2007.html（2007年8月1日）.
30）時事ジャーナル（2007）24－25ページ参照。
31）『半導体産業新聞』（朝刊）2009年8月5日、小石（2009）38ページ参照。

ハウが脆弱であるのは明らかである。三星電子は2005年から非メモリ半導体事業に力を入れているが、まだ軌道に乗っていない。つまり、同社はメモリ半導体に偏っている事業構造を補完するために非メモリ半導体の生産ラインを増設して技術開発に拍車をかけてきた。しかし、非メモリ半導体の主力となる自動車用半導体、ソフトウエア搭載のシステムLSIなどは競争力がない。黄昌圭社長（当時）は「現在、システムLSIの売上が少なく、多様な設計中心の事業ということで時間がかかるのは事実である」とし、「今後メモリ半導体とシステムLSIの同伴成長を通じて様々なシナジー効果が予想される」と語った[32]。非メモリ半導体を先導するためにはさらなる研究開発が必要である。

三星電子は非メモリ半導体の技術競争力を高めるためにM&Aに力を入れ始めている。同社は1994年2月にアメリカのPC製造企業であるAST社を引き受けたが、核心研究開発人材の離脱による失敗から1999年１月にAST社を整理し、1997年４月にアメリカのコンピュータ・ゲーム開発企業である3DO社を引き受けて、2002年に3DO社を売却して以来M&Aを避けてきたが、2007年から再びM&Aに力を入れ初めている。その一環として2007年10月にイスラエルの半導体企業であるトランスチップ（TransChip）社[33]を7,000万ドルで買収し、同企業の研究開発人材60人を受け入れ、社名をSamsung Semiconductor Israelに変更した[34]。同社がトランスチップ社を引き受けたのはメモリ半導体に比べて遅れている同社の非メモリ半導体の技術を強化するためである。これより先である2004年３月にアメリカのIBM社とナノロジックの工程技術導入共同開発における戦略的提携を行なっている[35]ことからもわかるように非メモリ半導体の技術の強化のための努力を重ねている。半導体産業における熾烈な競争を勝ち抜くためには、同社の非メモリ半導体の技術力向上のためのM&Aおよび提携が必要である。

３）差別化戦略

エレクトロニクス、半導体分野の専門コンサルティング、市場調査、分析、予測を行なっているアイサプライ（iSuppli）社によると、2008年第2四半期の世界DRAM市場シェアで三星電子は30.3%（売上高20億5,400万ドル）を占めている。韓国のハイニクス半導体は19.5%（売上高13億2,400万ドル）、日本のエルピーダメモリは15.4%（売上高10億4,500万ドル）[36]を占め、三星電子はこれらの追撃に悩まされている。同社はこれらの企業との差別化のために様々な戦略を実行している。一例として工程技術とかかわって次のようなものがある。DRAM製造装置の導入から稼働までの時間が短いのが特徴である。①技術的問題を並列に解決して、開発と生産過程を統合させたことで製品開発時間を減らして大量生産体制の構築速度を速める。②各工程のエンジニアがすべての段階で一緒に参加して情報を共有しながら技術的問題を解決する。例えば、新規ラインを作るときにエンジニアの半分は既存ラインで働いた人を配置したことで同じ技術的失敗が反復される可能性を減らしている。③次世代と次々世代DRAMを開発する過程で獲得した技術を現世代の製品に適用するこ

32）『朝鮮日報』（朝刊）2004年9月20日参照。
33）1999年に設立しており、携帯電話や小型デジタルカメラで使うCMOS Image Sensorsの源泉技術を開発している。
34）『韓国経済新聞』（朝刊）2007年10月30日。
35）三星電子「戦略的提携現況」。http://www.samsung.com/sec/aboutsamsung/information/condition/alliance/alliance.html（2007年5月1日）.
36）アイサプライ社「第2四半期のDRAM業界は複雑な様相を示す：エルピーダはハイニクスを急追」。http://www.isuppli.co.jp/pdf/IS06_PR101J13Aug.pdf (2008年8月13日).

とでチップの大きさを減らし、製品の安定性も高める。④生産ラインを複合的に活用することで費用を減らす[37]。このように同社の収益性が高いのは他企業に比べて生産方式が優れているからである。

インテル社がDRAMを捨て、MPUに集中するのが速かったように、三星電子も速い意思決定を行なっているのが特徴である。オーナーである李健熙会長（当時）は社内に危機意識を持続的に吹き込んで、例えば2007年の研究開発投資額が5.9兆ウォンで本社の売上高の9.4%に達しているなど莫大な投資決定、1988年の4Mb DRAM[38]開発時のスタック方式[39]の選択、1993年の200mmウェーハの設備投資、2001年の300mmウェーハの設備投資など主要技術選択による新製品の開発を促進させた。多くの日本DRAM企業がトレンチ方式からスタック方式への転換に苦労している間にその格差を縮め、日本DRAM企業の200mmウェーハの設備投資が本格化するのは1995年以降であったのに対し、いち早く供給量を増加させ、生産原価を押さえることができたことで競争力を高めた。また、同社は24段階（社員、代理、課長、部長、理事、社長）の複雑な決済システムから３段階（起案、審査、決定）の速い決済システムに変えたことで決済が速くなった[40]。さらに、器興（キフン）事業場にDRAM関連生産設備、研究所、業務施設などを集積してシナジー効果を得ている。総合技術院の基礎技術専門家、DRAMの研究開発要員、ラインのエンジニア、工程技術専門家、商品企画担当者、意思決定責任者などを器興事業場に召集するのに20分あれば可能である。このような結果、意思決定が速くなり競争力の強化につながっている。DRAMとシステムLSIなど互いに異なる分野の研究員の協力が可能ということで製品開発にも効果を得ている。その他に、2009年１月の人事異動で本社人員の1,400人の中で経理、広報などを残して、1,200人、すなわち85%の人員を現場に配置させた[41]ことも、現場での意思決定を速めるのが狙いである。

一方のインテル社は生産基地、研究所を全世界に繰り広げ、あらゆる場所で設計、技術開発などを行なっている。１つの工場で問題が発生した場合にはその分の稼働を他の工場で行い、いつでも市場に商品を提供できる体制にしている。また、同社はグローバルな専門知識体制を整えて、どこからでも必要なプロセス、機器の問題などについて情報が得られるようにし、何か問題があった場合には他の工場に相談を持ちかけることができるようにしている[42]。

半導体メモリ市場における主役はDRAMからフラッシュメモリに移行しつつある。1990年代前半にはフラッシュメモリ市場はほぼゼロであったが、1990年代後半からフラッシュメモリ市場が急速に成長し、2000年に入ってからはフラッシュメモリが成長を牽引している。NOR型に比べてNAND型のフラッシュメモリのシェアが徐々に伸びてきて、2005年にNAND型フラッシュメモリが優位になって以来、2008年にはNAND型フラッシュメモリ６に対しNOR型フラッシュメモリ４となった[43]。今後もNAND型フラッシュメモリの比率が上昇すると見られる。インテル社がNOR型フラッシュメモリを除いて1985年10月にDRAMから撤退したことで、三星

37）毎日経済新聞産業部（2005）96ページ、申・張（2006）50－57、 62－63ページ、『聯合ニュース』（朝刊）2004年12月6日参照。
38）1Mb DRAMより容量が4倍増えたことでメモリセル構造がプレーナ型から3次元型の構造に変化している。
39）半導体素子を上の方に積み重ねて集積度を高める方式で、不良発生時に解決が有利である。
40）金（2004）224ページ参照。
41）『朝鮮日報』（朝刊）2009年1月21日。
42）ウォン（2003）参照。
43）中日社（2009）111ページ参照。

電子との半導体争いはNOR型フラッシュメモリだけとなった。しかし、同社が2005年11月にNAND型フラッシュメモリに参入したことで今までより激しい三星電子との市場争いが予想される。アイサプライ社によると、2007年の世界NAND型フラッシュメモリ市場シェアで、三星電子42.1%（売上高58億5,900万ドル）、インテル社3.0%（売上高4億1,000万ドル）であった[44]。今のところはNAND型フラッシュメモリ分野においては三星電子が優位を占めているが、これからはますます両社の競争は避けることができなくなってきている。

5．おわりに

本稿ではインテル社と三星電子の成功要因、三星電子のインテル社追跡戦略を考察した。両社の強力なリーダーシップと決断力のもとに、インテル社はMPUに、三星電子はDRAM、SRAM、NAND型フラッシュメモリに選択と集中を徹底している。インテル社は技術リーダーシップのもとに、優秀人材の活用により、プラットフォームを提供する企業に転換し、NAND型フラッシュメモリ事業に参入した。三星電子は優秀な研究開発人材の育成・活用、優れた工程技術力の構築、速い意思決定によって、独自のフュージョン半導体のさらなる開発、非メモリ半導体生産体制の強化を行なっている。両社は成功に安住せず、常に危機意識の中で事業を展開してきたことが成功要因であるといえる。

インテル社と三星電子がこれまでに成功してきた要因を一言で表現すると「特化」である。インテル社は社会が目指す新しい機能を持った半導体の創造に特化してきたし、今後もこの方向で進むであろう。その一環としてPC向けMPUと並ぶ新事業を立ち上げる必要がある。三星電子はメモリ半導体の性能向上とそのコスト低減に努めてきた。この路線は継続されるであろうが、これだけでは同社の将来はない。メモリ半導体の低コスト競争で勝ち抜きながら、非メモリ半導体市場におけるシェアを拡大して行かなければならない。新しい道はフュージョン半導体にある。つまり、分割されていたメモリと非メモリ半導体の両者融合であり、小型化、高速化、さらには低価格化が可能になるのである。これこそインテル社への追跡戦略になるであろう。

参考文献

（日本語文献）

伊丹敬之『日本半導体産業：なぜ三つの逆転は起こったのか』NTT出版、1995年。

ウォンシュウハイ「東アジアにおけるインテルの経験」『東アジア自由ビジネス経済圏形成に向けて（独立行政法人ジェトロ発足記念シンポジウム）』2003年11月26日。

小石吉一編『アジア半導体 / 液晶ハンドブック2009－2010』産業タイムズ社、2009年。

佐野昌『岐路に立つ半導体産業』日刊工業新聞社、2009年。

志村幸雄『半導体産業新時代』日本能力協会マネジメントセンター、1995年。

Semiconductor FPD World編集部VLSI Report調査部編『2007年版日本半導体年鑑』プレスジャーナル、2007年。

中日社『2009年版電子部品年鑑』中日社、2009年。

中馬宏之「半導体生産システムの競争力弱化要因を探る：メタ摺り合わせ力の視点から」『経済産業研究所ディスカッションペーパ

44）アイサプライ社「2008年NAND型フラッシュメモリ市場の成長は鈍化方向へ」。http://www.isuppli.co.jp/pdf/IS06_PR077J29Feb.pdf (2008年2月29日).

ー』06－J－043、2006年、1－38ページ。
西尾英剛編『半導体産業計画総覧2008－2009年度版』産業タイムズ社、2008年。
西尾英剛編『半導体工場ハンドブック2010』産業タイムズ社、2009年。
バーゲルマン、ロバート・A.（石橋善一郎・宇多理監訳）『インテルの戦略：企業変貌を実現した戦略形成プロセス』ダイヤモンド社、2006年。
畑村洋太郎・吉川良三『危機の経営：サムスンを世界一企業に変えた3つのイノベーション』講談社、2009年。
平山哲雄編『電子工業年鑑2009』電波新聞社、2009年。
牧本次生『一国の盛衰は半導体にあり』工業調査会、2006年。
湯之上隆『日本半導体敗戦』光文社、2009年。

（韓国語文献）
崔永洛・李ウンギョン『メイド・イン・コリアである世界1位の半導体』知性社、2004年
趙ヒョンゼ・全ホリム・林サンギュン『デジタル征服者である三星電子』毎日経済新聞社、2005年。
洪夏祥『李健熙が世界の人材を求める』ブックフォリオ、2006年。
金榮安『三星神話の原動力：特級人材経営』ez－book、2004年。
毎日経済新聞産業部『半導体物語』ez－book、2005年。
申璋燮・張成源『三星半導体の世界1位のための秘訣を解剖：先発走者における利点創造の戦略と組織』三星経済研究所、2006年。
辛ヨンスゥ「李健熙の野心作である三星電子部品軍団の強大なパワー」『新東亜（東亜日報社）』第45巻12号、2002年、436－445ページ。
時事ジャーナル「韓国経済の大黒柱である半導体産業は衰えるのか」『時事ジャーナル（独立新聞社）』第916号、2007年、14－27ページ。

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，77－84ページ

『漢城旬報』『漢城周報』に現れた独立論

康　明豪

はじめに
1．『漢城旬報』『漢城周報』の創刊
2．人民啓蒙
3．政体改革
おわりに

キーワード：朝鮮近代、漢城旬報、漢城周報、開化派、福沢諭吉、独立論、民権論

はじめに

一八八〇年代の朝鮮は「独立」のための文明開化の時期であり、その一環として『漢城旬報』（一八八三年一〇月三一日）と『漢城周報』（一八八六年一月二五日）が創刊された。この両紙は大別して国内記事と国外記事に分けられ、とくに外国の記事に多くの紙面が割かれ、諸外国の文明の様子を紹介している。

『漢城旬報』『漢城周報』についての研究は、主に記事のソース分析や新聞史の観点から論じられており(1)、開化派の開化思想、独立論という視点からの研究は幾つかの研究が為らされているが、十分に検討されていないと思われる。金容徳氏は開化派の内修自強策として統治形態の改善と局外中立案を挙げており(2)、とくに開化派の局外中立論の根拠として『漢城旬報』三四号の記事を紹介しているが、しかし、その三四号の「公法説」という記事は、いわば万国公法に関する記事であり、その中で一部分として局外中立について述べられている。また、局外中立に関する記事は『漢城旬報』六号にも掲載されているが、ここでは局外中立に対する批判的な記事が載せられており、こうした点から必ずしも開化派が朝鮮の独立案として局外中立論を説いたとはいえないと思われる。また、金栄作氏は、開化派の独立論は民権論よりは富国強兵論に重きをおいた独立論であると論じている(3)。しかし、開化派の新聞刊行の目的は「人心の改革」であり、人民の啓蒙であった。つまり民権伸張を通じての朝鮮の独立が彼らの目標であり、かかる意味からもその啓蒙思想を検討する必要があると思われる。また、新聞創刊には福沢諭吉が深くかかわっており、開化派の啓蒙思想を論じる際には、その背景として福

（1）鄭晋錫「漢城旬報と周報のニュース源」『新聞学報』16、韓国新聞学会、1983。崔埈「漢城旬報のニュース源について」『韓国言論学報』2、韓国言論学会、1969。朴正圭「朝報と漢城旬報の関係に関する考察」『社会科学論叢』10、1991。金栄熙「生成期韓国近代言論思想の形成」『言論学報』14、1995。鄭大澈「開化期新聞の新聞論に関する研究」『韓国学論集』10、1986。

（2）金容徳「一八八〇年代朝鮮開化運動の理念に対する検討」―『漢城旬報』・『漢城周報』を中心に」宮嶋博史・金容徳『日韓共同研究叢書２　近代交流史と相互認識Ⅰ』慶応義塾大学出版会株式会社、2001。

（3）金栄作『韓末ナショナリズム－思想と現実』白山書堂、2006、146～149頁。

沢諭吉の啓蒙思想を理解し、その思想的関連性にも注目する必要があると思われる。

1．『漢城旬報』『漢城周報』の創刊

まず、この章では『漢城旬報』と『漢城周報』の創刊に至るまでの経緯や中心人物について述べておきたい。

一八七六年開国以来朝鮮政府は、内外的危機を克服するために修信使（一八八〇）、紳士遊覧団（一八八一）、領選使（一八八一）を派遣するなど開化運動に乗り出し、また一八八二年八月には、壬午事変後の両国間の懸案を解決するために正使に朴泳孝、副使に金晩植、そして従事官に徐光範を任命するなど修信使を派遣した。その主な目的は済物浦条約の批准と国書伝達であったが、その他に電信局、印刷局、工部大学校、陸軍士官学校、海軍兵学校の授業の一覧等の先進文物の見学や井上馨、黒田清隆、大倉喜八郎、福沢諭吉等の政府や民間の指導者らとの交流、そして清、英国、仏蘭西、米国等の公使らと意見交換等を行っており、開化派は朝鮮の独立の道を模索していたといえる。

修信使の日本訪問中、朴泳孝一行は福沢諭吉の所を訪れ、新聞発行の必要性などについて意見交換し、その結果福沢諭吉門下の井上角五郎等七名（牛場卓蔵、高橋正信、三輪広蔵、真田謙蔵、原田一、松尾三代太郎）の編集と印刷を支援するメンバーが派遣されるようになった。この後、朴泳孝は日本から帰国する際、印刷機械も購入し、新聞刊行のために編集スタッフと日本人技術者と同行した。

朴泳孝は帰国し、漢城判尹になると一八八三年一月七日高宗に進言して新聞刊行の許可を得、漢城府に新しい局を設置し新聞を発刊しようとし、その準備を慶応義塾で修学し、新聞の重要性を認識していた兪吉濬に任せ(4)、兪吉濬は日本への留学の経験を生かして着々準備していたが、守旧派の妨害で四月一〇日、朴泳孝が漢城判尹から免職され、四月二三日には京畿道広州留守に左遷されたため、新聞刊行の計画が中断され、新聞刊行に熱心であった兪吉濬も辞職し、また牛場卓蔵、高橋正信も各々帰国することになった。その後、金允植が新聞刊行の計画を受け継ぎ、一八八三年八月一七日には統理交渉通商事務衙門所属の外国語教育機関である同文学に、その隷属機関として博文局が置かれ、九月二〇日に苧洞に新聞の印刷のための事務所が設けられた。金允植はその責任を朴泳孝と共に修信使の副使として日本に赴いたことのある金晩植に兼任させ、金寅植が主事、張博、呉容默、金基駿が司事、井上角五郎は顧問に任ぜられた。このような過程を経て『漢城旬報』は一八八三年一〇月三一日創刊されたのである。

『漢城旬報』の内容は、漢文体で朝鮮国内の記事（「国内官報」、「国内私報」）と世界各国の記事（「各国近事」）などで編集された。しかし、一八八四年一二月四日の甲申事変で新聞発行機関である博文局が破壊され、新聞刊行が中断されたが、前博文局の官吏らと井上角五郎、そして統理衙門督辦の金允植の努力によって一八八五年五月一二日『漢城旬報』復刊に関する高宗からの許可が下りた。博文局は校洞に建てられ、総裁に金允植、副総裁に鄭憲時、主筆には張博が任命され、一八八六年一月二五日『漢城周報』として再刊されたのである。旬刊を週刊に改め、文体も諺文（ハングル）、漢文、国漢文が用いられ、とくに人民に分かりやすいハングルが採用された。新聞におけるハングルの採用は福沢

（4）『時事新報』（寄書）明治15年4月21日。また、兪吉濬は創刊と関連して「漢城府新聞局章程」、「新聞創刊辞」、「解説文」という文を書き残している。（兪吉濬全書編纂委員会『兪吉濬全書』、一潮閣、1971）

諭吉の勧めによるものであり、福沢諭吉は人民の啓蒙のためにはハングルによる新聞刊行の必要性を提起し(5)、開化派の金玉均も同様の認識を示しており(6)、「人心の改革」が彼らの共通の目標であった。

『漢城旬報』『漢城周報』については朝鮮だけではなく、日本でも関心をもって報じられている。例えば、『時事新報』の記事を若干紹介すると、『漢城旬報』の印刷の部数は三千五百冊余であり、その内三千部は地方へ、二百冊は漢城府内に配布し、三百冊は購読者に毎号三十文で販売し、また『漢城周報』の文体は漢文、韓漢合用体、諺文の三体を混用し、記事の種類によって文体を異にしたという(7)。

以上、『漢城旬報』『漢城周報』の創刊の背景や経緯を概観してみてきたが、その創刊には福沢諭吉と開化派（朴泳孝、兪吉濬）が深くかかわっており、次章からはそれと関連して思想的観点から検討していきたい。

2．人民啓蒙

『漢城旬報』は朝鮮最初の近代的新聞であり、壬午事変後修信使として日本に派遣された朴泳孝によって発刊が推進されるが、開化派の一人である兪吉濬がその創刊辞を書いている。その要旨は開化文明の進歩や人民の智見の拡大による国の文明の増進であり(8)、また、「旬報序」（一号）には「是以我朝廷開局設官広訳外報並載内事頒示国中泝分列国各曰旬報以之広聞見」(9)と掲載されている。以上のように『漢城旬報』の創刊の趣旨は朝鮮の封建制下の人民の啓蒙であった。朝鮮の支配理念である朱子学と密接な関係をもつ身分制下での人民は被支配階級であり、統治の対象であった。こうした人民の社会的身分と制約から解放、世界観としての華夷論的思考からの脱皮という理念が開化派の核心思想であった。

『漢城旬報』創刊号の「地球論」という記事をみると「其必曰謂地為平者皆但知本国而不暁他邦徒見一隅而不明全勢故襲陋於百十之年取譏於五州之來者良以此也」と載っている。これは自然科学的な意味としての地球説が説明されているところであるが、同時に地理的に中国が世界の中心に位置し、中華と夷狄の峻別を前提にする、所謂華夷思想を批判し否定しており、また宇宙構造や天体運航に関する問題よりも人間問題に関心をもつ伝統的宇宙観への批判でもある。かかる思想は既に朝鮮後期の実学者の思想にも表れているが、『漢城旬報』や『漢城周報』の紙上でも多数掲載されており(10)、人民に朱子学的価値観、華夷観念からの脱却というメッセージを投げ掛けている。

伝統主義的、華夷論的思考から脱するために、開化派は西洋文明への開眼を説き、西洋文明の富強の根源について多くの紙面を割いて論じている。『漢城旬報』一八八四年五月二五日付の「富国説上」では、「中国民数之多甲於天下而遊惰者半其能自向源頭処甕生活者則百之一焉」「西国惟患人不多耳而不知所以自謀是足患也」

（5）石河幹明『福沢諭吉傳』（第三巻）岩波書店、1932、298頁。
（6）「治道略論」『金玉均全集』ソウル亜細亜文化社、1979、16～17頁。
（7）「漢城旬報」『時事新報』明治17年1月25日、「漢城周報」『時事新報』明治19年3月3日。
（8）兪吉濬全書編纂委員会『兪吉濬全書』Ⅵ巻（政治経済編）、5～18頁。
（9）「旬報序」『漢城旬報』1883年10月31日（1号）。
（10）例えば、『漢城旬報』2号（「論地球運転」）、3号（「亜米利加州」）、10号（「地球円日図解」）、12号（「地球円日成歳序図説」）、16号（「星学源流」）20号（「侯氏遠鏡論」）、『漢城周報』25号（「地理初歩巻之一」）、26号（「地理初歩第五章自転」）、27号（「地理初歩第五章自転続稿」、「第六章公転」）28号（「地理初歩第七章」）などには世界の地理や天文に関する記事が掲載されている。

「中国不皆廃人而以与西人較則才力若大相懸殊哉（中略）西人則不然於天地之利益或有所遺即以為生人之才力或有未尽人力不足用則物力以継之風力以継之水力以継之火力以継之電力而継之気力以継之則必極其広費必極其小時必極其省工必極其少用必極其精製」[11]と説かれている。ここでは西洋と中国を比べ、西洋の富強の理由を人民の「才力」にあると論じ、西洋の人民は生活に於いて「才力」を用いて自活を営んでおり、さらに「才力」などを利用し応用して物を精密に製作し、最小の費用と最短の時間で最大の利益を得ているという。このように西洋文明の発展のカギは西洋の物質文明や制度などではなく、人民の「才力」の啓培と実学主義にあるが、「才力」、いわば「智」の進歩には実学主義を伴わねばならなく、「人智」が進歩するにつれて、従来わからなかったことが明らかになり、独立した人間として自立できるのである。

また、一八八四年三月八日付の「亜細亜州総論」でも「欧州国富兵強以進取略人智日進文化月達窮天地之理致万物之性妄誕附会之説絶而確鑿真実之論興学術並盛事業倶擧内之為政令文教之_外之為貿易通商之利上下各得其所而人情遂矣（中略）又亜人易信于事而欧人易疑于物信則不深其研窮疑則必尋」[12]と載っているように、アジアの後進性を指摘しながら、ヨーロッパは富国強兵のために「人智」の進歩、文化の発達、自然科学の研究などに努め、さらにヨーロッパ人は「疑いの精神」（「疑側必尋」）をもって原理・原則を探求していると報じられており、再三「智」の進歩と実学主義の肝心さが強調されている[13]。

開化派は『漢城旬報』『漢城周報』を通じて人民に伝統的な思考から実利的、実用的思考への転換を促し、「智」の進歩を求めており、また、「耳目を広くし知覚を増す」[14]という理念を掲げ、いわゆる人民の「智力の向上」を目指して設立された日本の交詢社にも参加しており[15]、そうした経験も開化派の啓蒙思想に映し出されていると思われる。かかる開化派の思想は、朱子学的世界観からの脱皮を意味し、延いては清との宗属関係を否定する思考へと発展していくのである。

以上、『漢城旬報』『漢城周報』の内容を探ってみたが、開化派は、朝鮮独立の道を才智の日進[16]、人民の智愚いかんによるものである[17]と考え、西洋の文物や制度などの受容よりは人民の独立気風を確立せしめる「智」の進歩を最優先課題とし、具体的には学校教育を通じての学問勧奨を説いている。人民の「智」の習得・拡大こそが朝鮮の封建的不平等と従属性を取り除く有効な手段であり、従来から自明視されてきた治者による「民の教化」を否定しえ、近代的人間として主体的で独立的な人間たらしめる要素であった。

3．政体改革

前述のごとく、『漢城旬報』『漢城周報』の紙上では、人間生活の有形の事物における「智」の習得による独立が謳われているが、同時に開化派の改革対象は無形の人事、その中でも政治

(11)「富国説上」『漢城旬報』1884年5月25日（22号）。
(12)「亜細亜州総論」『漢城旬報』1884年3月8日（14号）。
(13) 他に実学主義に関する記事は以下の通りである。『漢城旬報』1号（「旬報序」）、15号（「各国学業所同」）、16号（「占星弁謬」、「伊国日盛」）、23号（「富国説下」）、26号（「治道略論」）、『漢城周報』2号（「論学政第二」）、3号（「論学政第三」）、16号（「牧牛説」）等。
(14)「日本交詢社」『漢城周報』1886年3月1日（5号）。
(15) 交詢社に参加又は入社した人物は、魚允中、鄭秉夏、金鏞元、朴琪淳、兪吉濬、閔泳翊、金玉均、金鶴羽、白喆鏞、朴泳孝である（『交詢雑誌』（明治13年創刊号～明治22年））。
(16)「述日本新聞」『漢城旬報』1884年3月8日（14号）。
(17)「和蘭誌略」『漢城旬報』1884年8月21日（31号）。

体制であった。この政治体制と連動して運営されていたのが身分制であり、それは両班、中人、常民、賤民に分けられ、その階級が低くなればなるほど自由は制限されていた。かかる朝鮮の身分制を打破するために開化派が持ち出したのが天賦人権論である。「按泰西各国所行諸大端其中最関緊要而為不拔之基者其治国之権属之於民仍必出之於民而究為民間所設也推原其故縁均是人也仰観於天俯察於地其有待於日以烜之者同此日也其有待於風以散之雨以潤之者同此風也亦同此雨也即寒必需衣飢必需食温飽之情無貴賤一也不観人之耳目手足乎或為君或為臣耳目手足無所加焉降而至於小民耳目手足無所損焉因恍然於治国之法亦当出之於民非一人所得自主矣」(18) これは主権在民論の根本思想として自然状態においてすべての人間は自由で平等な権利をもつという自然法思想が説かれているところであるが、天賦人権論は開化派にとって封建的身分制から人民を解放させる有効な手段であった。かかる思想の受容そのものがもつ意味は大きいが、しかし、開化派の民権論の要は、次の文から窺うことができる。「凡天下無生而貴者無生而賤者貴賤之別只在賢愚故賢愚分而貴賤位矣」(19) つまり貴賤の区別は賢愚によってのみその相違ができるとしている。ここで人民の賢愚の差は「智」の習得、換言すれば人民が学ぶか学ばないかによって影響される。すなわち人民の貴賤の差は習慣や環境で決まるのではなく、いわば後天的で人為的な努力によって決定され、したがってその結果に対する責任も自分で甘受せねばならぬのである。開化派の民権論は理論の紹介や人民の権利の要求を通した民権論ではなく、人民が自助努力によって獲得・体得せねばならない民権論である。

開化派は封建的身分制から人民を切り離し、人民の「独立」を唱えているが、一身が独立したとき、他者（政治）は相対化され位置づけ直されるから開化派にとって主権の主体としての君主が無制限的権力を行使する、いわゆる専制君主制は改革の対象にならざるを得なく、その場合重要なモメントが主権の所在であり、主権の主体を君主から人民へ移行させることが開化派の目標であった。

『漢城旬報』第一一号の記事では「泰西各国所行諸大端其中最関緊要而為不拔之基者其治国之権属之於民仍必出之於民而究為民間所説也」(20) と載っており、人民が政治権力の源であるとする主権在民思想と平等について紹介されている。開化派は主権在民思想を媒介して統治権を人民に帰属させることによって、専制君主制下の人民を統治の対象から主体へととらえ直している。その例が地方政治に現れている。「各州各郡各村設有会議一所皆自其州其郡其村之人民共選議員或人及数十人亦自会所別選一人以為議長又自会所或人民特選一人以之視事是之謂州長郡長村長也」(21) 各州、郡、村に人民が選んだ議員による会所を置き、また人民の直接選挙によって州長、郡長、村長が選ばれるというシステムが掲載されており、人民がその運営の主体として描き出されている。主体的で独立的な人民が地域や社会に自発的で積極的に参加することによって政府（国家）との関係も水平的な関係を保ち得、政府の言いなりにならないで善し悪しを自分で判断しうるである。以上のような認識は甲申事変時の革新政綱 (22) や甲申事変後の朴泳孝の『建白書』(23) にも受け継がれてお

(18)「訳民主与各国章程及公議堂解」『漢城旬報』1884年2月7日（11号）。
(19)「禁奴婢世役説」『漢城周報』1886年2月15日（3号）。
(20)「訳民主与各国章程及公議堂解」『漢城旬報』1884年2月7日（11号）。
(21)「欧米地方政治」『漢城旬報』1884年2月7日（11号）。
(22)「甲申日録」『金玉均全集』、1979、95頁。
(23)「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」外務省編『日本外交文書』第21巻、日本国際連合協会、1949、309頁。

り、開化派の民権論の展開が解せられる。

君主への権力集中という性格を有する専制君主制下での人民は、身分制の中に埋没・拘束され、国との関係が上下・主従関係に結ばれている状況下では朝鮮の「独立」は保持し難く、国との関係を新しい対等・協力関係へ改める必要があり、かかる点から開化派は人民主権の原理に立脚する立憲政体への転換を構想した。一八八四年一月三〇日付の「欧米立憲政体」と題する記事をみると、「欧米欧州建国雖多而治国之要只有二端曰君民同治曰合衆共和而皆称立憲政体（中略）古来宰相多非其人而政不挙民不安者或門閥或党与以取士夫曾普選君子以任政也今立憲政体以民選為本一従其意故国有賢者無不為其議員亦無不進而為其宰相豈有小人之陥君於不義者乎此亦立憲政体之第一利益也然人民無智則不可与議必也使民多智知其国家所以治乱得失然後乃可是挙也」(24)と報じられており、欧米に於ける立憲政体（君民同治、合衆共和）と立法、司法、行政府の構成や機能が説明されている。また立憲政体の長所と関連しては、民選による人材登用が可能であり、誰もが議員や宰相になれるとしている。そして最後のくだりでは、立憲政体の実現には人民に「智」が必要不可欠であると記されている。また、『漢城周報』五号（一八八六年三月一日）でも欧米の君民同治、共和政治が紹介され、その富強の理由を人民の学校での知覚の磨きにあるとしている(25)。

以上のように開化派の立憲政体に対する関心を窺うことができるが、その理由は天賦人権論が立憲政治に包含されているからであり、開化派（例えば、朴泳孝）の思想の根幹をなすものであった。開化派は君主や閔氏一族の恣意的な権力行使から起因する専制君主制における君権を制限し、人民は君主と対等の立場にあるとする、所謂立憲政体への変革を目指している。しかし、ここで開化派が注目しているのは、立憲政体の制度的な側面よりは、人民の側が備えるべき民権であり、自律的で独立的な人民の創出こそが立憲政治、君民同治の実現における最大のカギであるのである。

政治制度上の運営における欠くべからざる要素は、憲法ではなく個々の人民の「智」の習得であり、人民の「智の進歩」によって人民自身が自己統治し、主体的な立場から政治的・社会的活動に参加でき、それによって政治の形骸化を防げ、また人民が君主の権力に対して服従するのではなく、牽制する存在として機能しうるのである。

おわりに

開化派の一人である兪吉濬は新聞の重要性について次のように語っている。「蓋シ国ヲ開化ニ進メ文明ニ導クハ活溌ノ気ト奮揚ノ心ト維持ノ力トヲ以テ最トス此三ノ者ハ一モ欠クベカラズサレバ何物カ能ク世上ノ人ヲシテ其心ヲ奮揚セシメ其気ヲ活溌ナラシメ而シテ維持ノ力ヲ生スルヤ是レハ深奥ナル蒸汽ニモアラズ神妙ナル電機ニモアラズ只ダ平順ニシテ最モ知リ易キ新聞ニ外ナラズ（中略）故ニ新聞ノ気力ハ蒸汽ヨリモ強ク電機ヨリモ速シ滔々タル天下蒼々タル生民家々之ヲ教ヘ人々之ヲ悟ラシムルハ千万ノ教師ヲシテ昼夜ヲ捨テズ口ヲ燥シ舌ヲ弊サシムルモ能ズ一ノ新聞紙アレバ心ヲ労セズ言ヲ煩ラハサズ衽席ノ上ニ安座シテ教導ノ大功徳ヲ四域ノ内ニ収ムル反掌ノ如ク易キナリ」これは当時慶応義塾の生徒であった兪吉濬が『時事新報』（明治十五年四月二一日）に「新聞ノ気力ヲ論ス」というタイトルで寄稿したものであるが、

(24)「欧米立憲政体」『漢城旬報』1884年1月30日（10号）。

(25)「유로부디약」『漢城周報』1886年3月1日（5号）。

国の文明化のためには物質文明よりは人民の啓蒙が先決であり、そのためには無限の伝播性をもつ新聞が重要であるという内容が説かれている。この後兪吉濬は、壬午事変後日本に派遣された修信使一行とともに帰国し、朴泳孝の依頼もあって漢城府に於いて新聞刊行のための準備作業に取り掛かることになるが、かかる一連の思想的行動から兪吉濬の朝鮮の文明化論の基本認識をうかがうことができ、またこうした認識は金玉均、朴泳孝をはじめとする開化派の思想と近似するものであった。

新聞は人々に情報を伝達し、人民の啓蒙や民権伸張の道具としてその役割は大きい。『漢城周報』の紙上に於いても、それは単に見聞を広めることに止まらず、人民の聡明を増進させ、富国強兵へとつなげ、西洋に先んずる有効な道具として認識されている[26]。

『漢城旬報』『漢城周報』に於ける主なテーマは人民の啓蒙であり、個人を束縛していた伝統的支配から人民各人の「智」の習得による人民の独立を目指す独立論であった。ここで人民自らが具備していかなければならない「智」というのは『漢城旬報』『漢城周報』の記事内容から推察すると、道徳学問ではなく、実生活に役に立つ学問（習字、加減乗除、地理、生物、史略等）と自然科学（代数学、幾何学、物理学、化学、機械工学等）のようなものであり、そしてそれは学校で身につけることを勧めている。かかる思考は開化派の一人である金玉均の学校設立による人智の開発[27]という独立論と通じ合うものをもっていたということができる。言い換えれば、開化派は朝鮮の独立のために有形の文明よりは無形の文明に重きを置き、すなわち精神の進歩を促しているといえる。

以上のように『漢城旬報』『漢城周報』の紙上に表出されている独立論は、福沢諭吉の「学問のすゝめ」や「文明論之概略」の中で論じられている、いわゆる「人間普通の実学」や「智恵」の獲得と知的活動の拡大を通じた人民の「一身独立」という独立論と類似性をもっており[28]、その影響がうかがえる。金玉均、朴泳孝などの開化派は、朝鮮独立の危機対応として西洋の物質や技術の輸入による富国強兵よりは民権論としての人民の「独立」に重点をおいており、そうした思想的特徴が同時期の独立論として現れた東道西器論と相違するところであり、また国家概念としてみた場合、それは外勢依存或は外勢との連合による独立ではなく、朝鮮自らによって自立・独立しなければならないという独立論であった。

参考文献

（日本語文献）
石河幹明『福沢諭吉傳』（第3巻）岩波書店、1932。
李錬「韓国の新聞成立に果たした井上角五郎の役割」『新聞学評論』37、1988。
「朝鮮国内政ニ関スル朴泳孝建白書」外務省編『日本外交文書』第21巻、日本国際連合協会、1949。
金容徳「一八八〇年代朝鮮開化運動の理念に対する検討」―『漢城旬報』・『漢城周報』を中心に」宮嶋博史・金容徳『日韓共同研究叢書２　近代交流史と相互認識Ⅰ』慶応義塾大学出版会株式会社、2001。
交詢社『交詢雑誌』明治13年創刊号～明治22年。
『時事新報』明治15年3月1日～明治19年12月31日。
福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波文庫、2002。
福沢諭吉『文明論之概略』岩波文庫、2001。

(26)「新報論」『漢城周報』1886年8月16日（24号）。
(27)「池運永事件糾弾上疏文」『金玉均全集』、147頁。
(28) 福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波文庫、2002、11～13頁、福沢諭吉『文明論之概略』岩波文庫、2001。

（韓国語文献）
安春根「雑誌母体としての漢城旬報」『言論研究論集』2、1984。
韓国学文献研究所編『金玉均全集』、ソウル亜細亜文化社、1979。
金栄作『韓末ナショナリズム－思想と現実』白山書堂、2006。
金栄熙「生成期韓国近代言論思想の形成」『言論学報』14、1995。
寛勲 큰럽信永研究基金『漢城旬報・漢城周報』동방미디어주식회사。
兪吉濬全書編纂委員会『兪吉濬全書』、一潮閣、1971

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，85－99ページ

シンガポールにおける外国人花嫁ビジネスの実態

坂本　砂智

1．はじめに
2．シンガポールの歴史
3．多民族国家シンガポール
4．シンガポール社会の結婚状況
5．女性の社会進出
6．外国人花嫁ビジネスの状況と背景
7．消費者側の男性
8．外国人花嫁
9．外国人花嫁仲人代理店
10．外国人花嫁仲人代理店のそれぞれの特徴
11．外国人花嫁とシンガポールの花婿のケース・スタデイ
12．外国人花嫁ビジネスの中での女性の扱われ方
13．様々な問題点
14．おわりに

キーワード：外国人花嫁ビジネス、外国人花嫁、外国人花嫁仲人代理店

1．はじめに

本論の課題は、シンガポールでの外国人花嫁ビジネスの実態と問題点を明らかにし、何らかの解決策を模索することにある。外国人花嫁仲介業者のビジネスの仕方を様々な形で取り上げ、消費者側の夫と外国人花嫁との出会いから結婚に至るまでの状況を具体的にあげる。また、外国人女性がシンガポールの男性と、あるいはシンガポールの男性が外国人女性と結婚を希望する理由などを探り、そこから発生する様々な問題を指摘し、なんらかの解決方法を考える。

2．シンガポールの歴史

1819年、１月、人口150人だけのライオンの町を意味するシンガプラという島に英国東インド会社の書記官、トーマス・ラッフルズが上陸した。1824年には英国の植民地となり、名称も英語らしい響きのあるシンガポールに改名された。英国の植民地制度の下で、多数のインド人、中国人労働者が入植し働くことになった。

1942年には、日本軍に英国軍が破れ、日本が数年シンガポールを支配下に置き、シンガポールを昭南島と名づけた。が、その間に抗日運動が発生し、日本軍はその支援者や反日ゲリラなど中国系住民を集め、約二万人の人々を大量虐殺した。

1945年、第二次世界大戦が終結し、日本が敗戦に追い込まれ英国が植民地支配を継続することになる。が、地元住民の英国への反感は強く、諸外国からの反対もあり、英国は植民地支配を放棄した。

1957年、11州によって構成されるマレー半島は、マラヤ連邦として英国から独立したが、59年、シンガポールは英国の自治領になった。しかし、63年には、マラヤ連邦は、シンガポール、サラワク、英領北ボルネオ（サバと改名）と新たにマレーシア連邦を結成した。しかし、マレー人優遇政策をとろうとするマレーシア中央政府と（UMNO）と中国系中心のシンガポール人民行動党（PAP）との関係が悪化し、シンガポ

ールはマレーシア連邦から追放され、都市国家として分離された。

独立後、首相にリー・クアンユーが就任した。彼は一党独裁体制下で、天然資源の少ないシンガポールを東南アジアの貿易中心地として通商都市国家に発展させた。また、職場と住居が隣接した工業団地の整備やHDBと呼ばれる公団の普及を進め、外資系企業に誘致し、チューイングガム（を噛むこと）の禁止などのマナー管理から麻薬所持者の死刑などの厳しい刑までを含む政策をとった。その結果、2007年には一人当たりのGDPは日本を越し、3.5万ドルになり、アジアのトップの座についた。[1]

3．多民族国家シンガポール

シンガポールは現在人口約424万人。中華系76.0%、マレー系13.7%、インド系8.4%、その他1.8%からなっており、宗教も、仏教、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教、道教など様々だ。マレー語、英語、中国語（様々な方言）、タミール語などの言語が使用されており、多文化多言語多民族多宗教社会の中で、様々な民族、人種が一緒に生活している。[2]

4．シンガポール社会の結婚状況

最近、シンガポールの男性と外国人女性との結婚の話題が新聞を賑わせている。シンガポール当局が公表した統計では、2008年に結婚した夫婦2万1042組のうち39％の8136組が国際結婚だという。その中でもシンガポールの男性[3]と外国籍の女性との結婚が多いが、とりわけ中国から来た女性との結婚が多い。10組のうちの4組が国際結婚となり、半数にも追いつきそうな勢いだ。[4]

シンガポールでは、40歳から44歳までの低学歴の男性の25％が未婚なのに対し、大卒の男性では10％しか未婚者はいない。女性はその反対で、低学歴の未婚者は10％しかいないのに、大卒の場合は25％が未婚だ。[5]経済力がある大卒の男性は結婚しやすい傾向にあるのに対し、大卒で安定した仕事を持つ女性の多くは経済的安定のために結婚はせず、パートナーシップやロマンティックな愛を求める。そのため、シンガポールの大卒の女性は、より平等な関係を好む欧米男性と結婚したがる傾向にある。

日曜タイムズ（The Sunday Times）紙によると、ミスター・キューピッド（MR.Cupid）仲人代理店では、五年程前にはほとんどの男性客が中学二年程度の学歴だったが、今では10人のうち7人の男性客が大卒だという。35歳で中学二年までの教育を受けた代理店のホン氏は言った。「男性の両親と二人の姉妹と公団に同居したい女性はシンガポールにはほとんどいない」彼自身は2004年22歳のヴェトナム人の農家の娘と結婚した。二人の息子は十七ヶ月と七ヶ月だ。「私の妻は子どもの世話と家事をする。彼女の望みはシンプルだ。暴力を振るわず、他の女性に気を取られずに自分のことだけを考えて。それだけだ」[6]

ヴェトナム人花嫁を紹介するライフ・パートナー（Life Partner）仲人代理店は1996年に作られたが、始めは一年に10件の結婚が成立しただけだった。しかし、今では一ヶ月に何件も成立しているという。普通、30代、40代の男性に

1 「シンガポールの歴史」『ウィキペディア　フリー百科事典』
2 『2007年データブック・オブ・ザ・ワールド』二宮書店、2008
3 シンガポール国籍あるいは永住権を持った男性
4 結婚率、離婚率は、華字紙の聡合早報2009年6月18日、を参照。
5 Goh Chin Lian, *The Sunday Times*, Oct 1, 2006
6 Goh Chin Lian, *Why foreign brides are hot...*The Sunday Times,　Oct 1,2006

20代の女性を紹介することが多い。

シンガポールでは結婚登録には二種類ある。一般のカップルは宗教上の儀式によらず公吏が行なって役場に届ける、届け出結婚をするが、イスラム系の人々はイスラム教徒結婚登録所に届け出をする。シンガポール政府の統計によると、国内の異文化、民族間の結婚も国際結婚と同様増加している。

5．女性の社会進出

シンガポールには女性行政を行う法的機関はないが、法的整備として憲法第12条に法の下の平等、雇用法第９章に妊娠、母体の保護の規定がある。また結婚、離婚に関わる両性の権利義務、性的暴力犯罪から女性、子どもの保護をうたう女性憲章がある。

学校ではエリート育成のため、能力別学級が編成され、性別に関係なく徹底した英才教育が行われている。18歳の健康な男子は二年間の軍隊、警察、消防などの分野での服務義務があるため、そのような義務のない女性の方が高学歴傾向にある。この社会では、能力のある女性の社会進出が支えられている。高学歴労働者における年齢別男女比は20代と30代が男女半々だ。[7]

シンガポールでは、女性の社会進出が欧米並に進んでいるが、保育園や老人施設などの福祉施設がない。そのため働く女性を支えているのが、家事、育児、介護をする住み込み外国人メイド制度である。全世帯の12.25%（8軒に1軒）が14万人ものメイドを雇っている。彼女たちはインドネシア、フィリピン、タイ、スリランカ、中国などからの出稼ぎ労働者だ。法律上の労働時間制限もなく、朝から晩まで、一日12、３時間働くメイドも少なくないが、彼女たちの一ヶ月の給与は$270（約20,250円）から$350（約26,250円）であり、シンガポールの労働者の給与とは比較できないほど低い。[8]

6．外国人花嫁ビジネスの状況と背景

外国人花嫁は、仲介業者を通じて様々な国の男性に紹介される。結婚は花嫁が海外移住する手段になっている。また、儲かるビジネスとして地球規模の広がりを見せてきた。しかし、外国人花嫁の状況には商品の交換と売買の問題がある。男性は消費者として、仲介業者に多額の金を払い、女性を商品のような形で受け取る。そこには、様々な女性差別問題が発生しているが、消費者側の男性は、経済的にも精神的にも自立した自国の女性の代わりに、発展途上国から従順な女性を妻にしようとしている。これは、過去数十年における、ジェンダー役割の変化の中で、女性がより自立したことに対して遅れを取ってきた伝統的男性の反応とも見える。消費者側が豊かな国の男性であり、商品側は貧しい国の女性であるという経済格差が男女の関係に深い影響を及ぼしている。この傾向は拡大しつつある経済格差によってさらに加速化させられているように見える。

7．消費者側の男性

外国人花嫁仲人代理店にやって来る男性は、一般的に、未婚、低所得、低学歴の人が多いが、専門職を持つ男性もかなりいる。大多数は中国

7 「シンガポールにおける女性の地位は高いか」『Clair 刊行物』自治体国際化フォーラム　1998.12月号

7 高学歴労働者の40代の男女比は９：１だ。「シンガポールの歴史」『ウィキペディア　フリー百科事典』

8 シンガポール政府のエリート女性を働かすための政策。『シンガポールメイド事情 That's　Shibata Town－シンガポールからの手紙』ww/jet.ne.jp/^seto3104/sigpo/sp13 htm.　$（ドル）はすべてシンガポール・ドルのことでUS ドルではない。シンガポール・ドルは１ドル約75円。

系の40代で、中には離婚経験者や成長した子がいる者もいる。自国の女性たちは、野心がありすぎ、男性に過度の要求をし、夫と同等の権利を持とうとするため妻にしたくないと彼らの多くは考えているようだ。外国人花嫁は一般的に伝統的で、家庭的で従順だと信じ込んでいるからだ。中には、自分を介護させるために、家政婦より安上がりな花嫁を求めてくる老人もいる。

8．外国人花嫁

花嫁には共通の特徴がある。彼女たちの多くは、中国、マレーシア、ヴェトナムなどから来ている。女性たちが外国人花嫁になろうとするのは、貧困、生活状況の悪化、高失業率などのためであり、自分たちの生活を少しでも改善したいと思っているからだ。仲人業者の一人によると、ヴェトナム人女性の場合は、男性の暴力から保護されていないのが理由だという。ヴェトナムでは妻に暴力をふるっても、夫は告発されずにすむ。業者が紹介する女性のほとんどが18歳から25歳までだが、中には30代前半の女性もいる。女性のほとんどは基本的な教育を受けている。中には大学教育を受けた者もいる。花嫁は家族、忠実、献身などの伝統的価値観を持ち、結婚の失敗や離婚による屈辱を避けたがる。

厳しい状況の中で暮らしてきた女性たちにとって、経済的な豊かさは大きな魅力だ。豊かな国の男性と結婚することが、彼女や彼女たちの家族の生き残りを保証する方法なのだ。

外国人花嫁は、危険な状況に置かれることも多い。例えば、仕事をすることや友だちと付き合うのを夫が許さずに、妻を社会的に孤立させたり、夫への経済的依存と強制送還や離婚への恐怖と恥から、妻は暴力を振るわれていても我慢することが多い。[9]

9．外国人花嫁仲人代理店

シンガポールには約70の代理店があるが、その多くは、夫と妻のチームによって経営されている。その中には、自分たち自身が同じような代理店業者によって結ばれたというカップルもいる。当初は、自国の独身男性に、魅力的で献身的な女性を紹介しようという理想もあったらしいが、現在は、簡単に儲けられるビジネスとして広がりつつある。

一般に、代理店業者は、消費者側の男性と同様、男性を大黒柱にした従順な妻が家事、育児を行うという伝統的な家族価値観をもっている。また、自国の自立した女性に不満を持つ男性に同情するかのような広告を出し、従順で、献身的で、夫を熱心に支える魅力的な妻というイメージを強調し、男性客を引き付けている。

業者の多くはシンガポールのチャイナタウンに事務所を持っている。今まで男性に人気があったのは、団体で行く花嫁選びツアーだ。男性は前もって写真などで気に入った女性を数人選び、現地でその女性たちとデートをするか、現地で条件に会う女性を数人選び、数日間デートする。その中で最終的に一人を選び、女性の家族と会う。

最近では、男性が女性の住む国に行く代わりに、シンガポールで男性が写真とプロフィールから気に入った女性を選び、海外にいる女性にも男性のプロフィールを伝え、お互いに興味があれば、その女性と契約[10]を交わし、その女性をシンガポールに呼ぶケースが多くなっている。女性はビザを申請せずに14日間滞在できる

9 May Bee Lay, *I was duped in sex slaves scam*. The Electric new Paper, Aware new, Jan 16, 2006

10 契約といってもほとんどが口約束である。

訪問ビザで来るが、その間に女性は男性によって選ばれなければ結婚はできない。もう一つの方法は、代理店があらかじめ女性を選び、シンガポールに呼び、滞在させ、そこで、男性に女性を選ばせる方法だ。

女性を男性に紹介するだけでなく、業者によっては、結婚後にも女性にシンガポールの生活スタイルについての情報提供などをする所もある。例えば、ある業者は、すでに結婚している中国人女性たちを新しい花嫁に紹介したりして手助けをしている。

シンガポールで花嫁を選ばせる業者は、女性に化粧の仕方や洋服選びなどを教える。また消費者側の夫には、花嫁の国の習慣、伝統、シンガポールへの移住の仕方やビザについてのアドバイスをするほか、医師を紹介し、花嫁の心身の健康チェックをさせる。業者が花嫁の処女性を売り物にしている所では、病院で処女検査などをさせる。

基本的には消費者側の夫が仲人、結婚にかかる費用を負担するが、花嫁が一部支払う場合もある。夫が払う費用は、長距離電話代、飛行機代、翻訳代、通訳代、病院検査代、滞在費、花嫁と家族への贈り物、祝宴や花嫁のビザ延長などの入国管理局や移民局への費用などを含むものでかなり高額だ。海外での花嫁選びツアー代金は$15,000から$20,000だが、シンガポールで選ぶ場合は、ツアー費用などが必要ないので$10,000から$15,000で多少安くなる。花嫁が決まると消費者側の夫は、業者の援助で花嫁が移住できるように、スポンサーになって訪問ビザの延長申請をする。長期訪問ビザは、結婚の証明や経済的証明を出せば、移民局から許可がでる。次に、夫は妻の永住権を申請する。[11]

10. 外国人花嫁仲人代理店のそれぞれの特徴

ミスター・キューピッド国際仲人代理店は、シンガポールのイスラム教信者の男性たちが、高い結納金に困っていると聞きこのビジネスを始めたという。イスラム教男性信者が支払う結納金は少し前でも、結婚式の祝宴費や衣装代なども含めると、$15,000から$20,000かかった。しかし最近では、結納金の値段が跳ね上がり、$30,000にもなっている。これは一般の花婿には高い額なので、安く花嫁を紹介して助けたいのだという。[12]

この仲人代理店のディレクターは語った。「私たちは人々に結婚や子どもの出産を支援することで政府の考えを奨励しているのです。我々は、結婚にかかる経済的重荷、特に、車や住居や他にかかる費用を軽減するために、仲人代理店を経営しています」

仲人費用は正月の時期は、中国のフーチエンから来る花嫁に限るが普段より費用は安くなる。「$1パッケージ」とは、客がまず代理店に$2,000を払い、フーチエンで花嫁を選んでから、$1,999を受け取る。花嫁が見つからないときは$8,000払うが、見つかれば、後の$6,000は利子なしで、毎月$600を10ヶ月払う。公務員の場合は一ヶ月$400を15ヶ月払う。結婚一年以内に子どもが生まれれば$1,000、２年以内なら$500のボーナスが出る。

この仲人代理店の場合は、女性が男性と結婚登録するまで女性の世話をする。結婚前に、一回だけ男性は女性とデートできるが、スタッフが同行する。[13]

11 夫に経済力がないと永住権は出ない。 May Bee Lay, *I was duped in sex slaves scam*. The Electric new Paper, Aware new, Jan 16, 2006

12 結婚相手が見つからない女性を援助する代理店はない。Dawn Chia, *No Need to Pay High Dowries*, The New Paper, Jan 2, 2006

13 この代理店は他の代理店と比べてかなり慎重だ。Dawn Chia, *Have a child in a year $1,000*, The Electric New Paper, Feb 20, 2007

サンデイ・タイムズ紙によるライフ・パートナー仲人代理店の取材で、女性を選ぶときに使う質問表の内容が明らかになった。その中には、身体的なものから精神的なものまであるが、中には体の傷の有無、胸のサイズ、恥毛の量などプライバシーの侵害につながるような質問もある。この代理店のオーナーによると、処女女性のみがこの代理店に申請でき、それは医者に証明されなくてはならないという。彼は言った。「パスポートを持っていない女性の方が旅慣れしてなくて、町の女性よりシンプルでよい」女性たちは北京語を学びながら待つ。他の代理店では女性たちに部屋を借りて泊まらせるのだが、この代理店では、処女の女性たちを保護するために、オーナーの家に泊めるのだという。

この代理店のオーナーは言う。「もし男性客が疑わしいと感じたら、その男には女性を紹介しない。しかし、ほとんどの男たちは真剣に妻を捜している。$10,000は安くない。まじめに探してなければ、そんな金を払うはずがない」[14]

女性によってはシンガポールに到着した日に男たちに妻として選ばれる者もいるが、そうでない女性たちは14日間毎日選ばれるのを待たねばならない。誰も見つからなければ、マレーシアに送られるという。

ヴェトナム花嫁国際仲人代理店では、花嫁にはたくさんの質問が待っているが、シンガポールの男性には三つの質問しかしないと43歳のマーク・リン氏は言った。

1．結婚していますか？
2．妻を経済的に扶養する能力がありますか？
3．妻と仲良くできると思いますか？

上記の三つだけに答えればよく、証明書を出す必要はない。代理店側はただ男の言葉を信じるだけだという。「女性と違って、男性は医療検査を受ける必要もなく、フェアーではないが、男性客に強制はできない」と代理店のオーナーは言う。

メイル（Mayle）結婚代理店のディレクターは、「男が疑わしいと感じたときにだけ結婚登録所で、本当に結婚していないかどうかチェックする」という。時には、男性客の両親に会ったり、男性が花嫁を家に連れて行ってからも、定期的に女性に電話したり、少なくとも一ヶ月に一度はチェックするという。

アジア・国際結婚＆フレンドシップ代理店では、妻になるべき女性はスタッフと一緒に男性の家に行き、両親などに会い、環境を見るという。

ファースト海外国際（First Overseas International）仲人代理店のオーナー、フランシス・トー氏は、15周年記念のお祝いのため、中国のハイナン島から15人の花嫁をシンガポール人男性に無料で提供した。彼は言う。「中国人花嫁を$1の前金で、みたいな宣伝文句はあるよ。最近来た15人の花嫁は21歳以上でね、少なくとも中学までの教育は受けているし、ウエートレスや事務員として働いた経験もあるけどね。決してこのような派手な宣伝には反対しないよ。彼女たちは、相手が見つかるなら、将来の夫のために、低飛行してもいいって言ってるよ。これはモノの宣伝とは違うし、女性たちを賤しめてはいない。他の代理店によっては、花嫁を障害者男性や、病気の年老いた男性と結婚させることもあるが、それは、シンガポールのイメージを悪くするだけだ。うちの代理店はそんなことはしていない」結婚が決まるたびに、50％かそれ以上の利益があるという。[15]

この仲人代理店では、中国花嫁の紹介に$8,800を徴収する。これは手数料、見合い料、

14 *The Sunday Times*, Jan 1 2006

15 Dawn Chia, *Gimmick. It's just business. AWARE slams offer as akin to selling women.* Aware.

中国でのシンプルな披露宴にかかる費用だ。カップルが結婚に同意したときに、代理店の役割は終わる。頼まれれば、追加料金$3,000で書類をまとめる。男性は家族を養える安定した仕事や収入がないとだめで、家族も結婚に同意することが必要だという。

シンガポールで「ウオークイン・セレクション（立ち寄り花嫁選び）」という言葉が有名になったのは、花嫁探しの海外ツアーに行くより、花嫁を安く見つけられるからだ。ガラス越しに若い女性たちが椅子に座っているのが見える。そこを通り過ぎると、人々は女性たちを品物のように見る。男たちは言う。「あの子悪くないな」女性たちは、14日間そこに閉じ込められる。

ヴェトナム花嫁国際仲人代理店のオーナーは言う。「女性たちをじろじろ見ても構わないさ。男たちが女たちを見つめなければ選べないじゃないか」男性客たちは、女性に幾つかの質問をしたりして、北京語が話せるかどうか試したり、立ってぐるっと回って見せるようにいう。代理店では、女性に化粧方法を教えたり、男性に気に入られるような服の選び方などを教える。この代理店では、花嫁の家族にUS$200から$300を与える。少しに見えるが、家族が願っているのは娘がすこしでもよりよい生活をすることだという。[16]

11. 外国人花嫁とシンガポールの花婿のケース・スタディ

ケース１：25歳のイスラム系シンガポール人男性アマッド氏[17]は技術士で月給は$2,000しかない。シンガポールで同宗教の女性と結婚するときには、かなりの結納金を払わねばならないので、費用が少なくてすむミスター・キューピッド国際仲人代理店を通して、彼は、結納金と結婚式費用に$12,000かかる五日間のヴェトナムお見合いツアーに出かけた。

アマッド氏は、2005年12月12日にヴェトナムに到着し、ホーチミンから車で三時間の村で七、八人の女性に会い、その二日後、一番可愛く微笑んだ21歳の女性を選んだ。通訳を通して、家族や背景について話した。彼女の母親と村長によれば、彼女は敬虔なイスラム教信者で忠実な娘で家事が得意だという。その村で伝統的な結婚式を挙げ、次の日、イスラム教のパーティを開いた。数日後、彼は一人でシンガポールに帰国し、法的手続きが終わる2006年２月頃まで、彼らは電話で簡単な英語やヴェトナム語を使って話をした。待機中に、彼女は英語と北京語のレッスンをホステルで受けた。シンガポールで結婚登録を済まし、彼の家族や友人を呼んでお祝いをした。シンガポールの女性と結婚するのに比べ、$6,000は節約できたという。彼は以前に女性と付き合ったことはないが、次のように言った。「僕はシンプルな女性とシンプルな結婚式がしたかったし、結婚式や結納金にあまり金をかけたくなかった。デートに時間を無駄にせず、自分のライフ計画を実現するために、素早く家族作りを始めたかった。自分にとって配偶者を見つけることは運命の問題だ。どのくらい相手を知っているかではなく結婚にどのくらい身をゆだねるかが問題だ」[18]

ケース２：36歳のエリック・タン氏は八年間付き合った恋人がいたが、結婚してくれないので別れた。その後、国際花嫁の新聞記事を読んですぐ申請した。代理店に紹介された18歳のペ

16 代理店の儲けが多いわりに、花嫁の家族に払う額は少ない。*Vietnam Brides' Huge Gamble*, The Sunday Times, Nov 27, 2005

17 国、地域によってはアフメッドと発音するときもある。

18 Dawn Chia, *No Need to Pay High Dowries*, The New Paper, Jan 2, 2006

イ・ロウ・チアングとすぐに結婚し、六ヶ月後に第一子を妊娠した。彼はデートに時間を費やすよりも、早く家族を作り始めて安定した結婚生活を送りたかったという。

ペイさんは次のように語った。「彼は頼りがいがあるように見えたが、お互いに見知らぬ者同士だし……だけど私の姉もシンガポール人と結婚しており、ここの男性は信用できるし、妻の扱いもいいと聞いていたので、運命に任せることにした」[19]

ケース3：メカニカル・エンジニアのビクター・チュー氏34歳は、ヴェトナム人女性オン・イエンさん19歳とライフ・パートナー仲人代理店で出会い、一ヶ月後に結婚登録をし2007年初めに祝宴をした。チュー氏が仲人代理店に行ったのは、シンガポールの女性は彼の両親と住みたがらないし、生活習慣が合わないからだという。仕事が忙しいので、ヴェトナムに行く暇がなく、「ウオークイン・セレクション」に参加したという。「このように花嫁を選んでも別に女性を賤しめることにはならない。同じような方法で結婚した友人もいるし、両親も疑問を感じていない。今、ヴェトナム語を学んでいる。妻とは絵を描いたり、ジェスチャーや北京語を少し使って会話をしている」

妻のイエンさんは「ヴェトナムには、たくさん酒を飲んだり、ギャンブルをしたり、公然でも妻を虐待する男たちがいる。外国人男性は妻の扱いがいい。男性に選ばれるのが少し怖かったが、ヴェトナムで変な男と結婚するよりはましだ」と語った。[20]

ケース4：35歳の電気技師のジャクソン・リー氏は、恋人を見つけられずに困っていた。「シンガポールの女性は、自分が太りすぎて、醜く、貧しすぎるからか付き合ってくれない」と彼は言った、彼の体重は180キロで月給は$2,000以下で安い方だ。しかたなく、彼は仲人代理店を訪ねたが、三つの代理店に断られた。四つ目のミスター・キューピッド国際仲人代理店の紹介で、2004年、千人のヴェトナム人女性の中から22歳の妻ヌーエン・ティーコム・ナンさんを選んだ。二人の間に生まれた九ヶ月の娘のシーリンちゃんはとても可愛い。彼は言った。「今は人生のゴールがある。何のために一生懸命働いているのかもわかっている」彼は彼の両親の公団住宅でインタビュー中にこう語った。「自分たちの場所がほしい。経済的に許せば、もう一人子どもが欲しい。以前、自分たちの結婚が長続きするか心配だったが、今は経済的に子どもを育てられるか心配している」

「母親になることが最初は怖かった。何も知らなかったから」と言うヌーエンさんは赤ん坊の世話や家事手伝いをする生活だ。彼女の姉もシンガポール人と結婚しており、訪ねてきてはヴェトナム料理をしてくれるので、ホームシックにはあまりならないという。

彼は仕事から帰ってくると、二人で散歩するという。彼は言う。「皆、外国人との結婚に批判的だが、僕は毎日仕事を終えて妻と娘にあうのが待ち遠しい。いつも、そんな生活がしたいと思っていたが、そんな夢が現実になるとは思ってもいなかった」[21]

ケース5：64歳の中国系シンガポール人のファンケット・テングは2006年10月20日、ヴェトナム花嫁国際仲人代理店に行った。彼は離婚していると言い、前金の$10.000と書いた小切手[22]を代理店に渡したが、$10,000ではないと気づかれず、数日後21歳のヴェトナム人女性を外に連れ出すことに成功した。彼は女性を結婚登録所に連れていき登録の日の予約をし、それを結

19 *The Electric New Paper*, Jan 1, 2006
20 *The Sunday Times*, Jan 1, 2006
21 Chong Kong Ho, A*n obese man who could not find a girlfriend in Singapore*, The Sunday Times, Jan 1 2006
22 $10.000のように数字にドットを入れると銀行では受け付けてもらえない。

婚登録と誤解させ、すでに結婚したのだと信じ込ませホテルに6日間泊まり、９回もコンドームも使用せずに性交渉を強い処女を奪った。たまに、彼は女性を動物園などに遊びに連れて行った。それをハネムーンと誤解した。29日にホテルを出て、彼女の残りの荷物を代理店に取に行かせ、後でショッピング・センターの入り口で会う約束をした。彼女と代理店のスタッフが一緒にテングに会いに行ったが現れなかった。

11月8日に、彼はまた別の仲人代理店に行き、同様の方法で女性を連れ出した。しかし、後のボスの命令で、女性をすぐに返すように言われた。彼は文句も言わず、その通りにした。彼が去ってから、彼が書いた小切手の数字が$10.000になっていることが判明した。数日後、彼はまた他の代理店に行ってアルバムから女性を選んだが、女性はまだ中国から来ていなかった。その後すぐ、彼はヴェトナム花嫁代理店の通報で警察に逮捕された。後に、男は月給が$3,200以上あると言っていたが、実際は$1,700しかなかった。

彼の妻は10年前に亡くなったと言っていたが、それは全くの嘘だった。元気な56歳の妻によると、彼らはビーシャンの公団に住んでいたが、長い間会話はしていないという。彼は同じ年の８月に刑務所を出たばかりだった。テングの妻によれば、彼は以前バス・コンダクターとして働いていたが、無責任な男で、二人の子どもを養いもせず、彼女が掃除などの仕事をして子どもを育てたという。「彼は父親として何もしたことがない。家族のために金を使ったこともない」同じ部屋に寝てはいたが四年前に話すのもやめた。この事件に手を染める直前、７月14日、彼は湯を愛人にかけた罪で、二ヶ月間刑務所に入っていた。釈放されてすぐヴェトナム人花嫁に近づいた。裁判官が女性にセックスを強要した残酷性をしかりつけると、彼は微笑んだがすぐに、通訳を通じて裁判官に訴えた。「軽い刑にしてください。もう一度チャンスをください。私が悪いのは分かっています」[23]

犯人の男性は四年半の刑を受け、犠牲者の21歳の女性は、騙されおもちゃにされたというトラウマから、数ヶ月の間にゆっくり回復し語った。「警察が犯人を逮捕し、刑に処せられたと知り、もう一度シンガポールに戻り結婚したいと思う。かなり傷ついたが、まだシンガポール人男性に対する信頼を完全には失っていない」

ヴェトナム人花嫁仲人代理店の話によると、このケースが始めて失敗したケースだという。裕福な地域に住んでいたため、男が本当のことを言っているように見えたのだという。毎週五、六人の疑わしい男性を見かけるがすぐにおかしいと分かるという。[24]

ケース6：オーストラリアでデザインを勉強してBAの学位をとり、インテリア・デザイナー件非常勤講師として働いている42歳のシンガポール人男性ヨー氏は語った。「シンガポールの女性とデートするのに、太めで身長が150cmしかないのは、かなり不利だ。女性たちがハンサムな男性を探し・・・それで、僕は外国人花嫁を探す高学歴男性の側に加わった」「鏡を見て、自分はすでに年を取り始めていると自分に言い聞かせた」それが結婚相手を探すきっかけだったらしい。彼は2005年ライフ・パートナー仲人代理店に行き、23歳のヴェトナム人女性と結婚した。彼女の名前はルー・ティー・チャムという。それまで彼女はヴェトナムの露店でサトウキビやポピヤ（春巻き）を売っていた。2006年にインタビューをしたときには妊娠四ヶ月だった。ヨー氏は彼の73歳になる母親と自分

23 *Bride for sex scam:man tricks agencies with dud cheques*, The Straits Times, Nov 23,2005

24 Dawn Chia&Sim Chi Yin, *Hurt, but still hopeful*, The Electric New Paper, Jan1, 2006

の世話をしてくれる女性が欲しかったのだという。[25]

ケース７：ヴェトナムのNGO、ヴェトナムの悲惨な状況にいる女性のための活動[26]という団体のディレクターによれば、最近、密出国させられた4人の女性を助けたという。ディエンはそのうちの一人だが、ヴェトナムのテーニン地方の出身で、シンガポールの男性を紹介してもらうために490ドル払ったという。もし、夫が見つからない場合は、両親が帰国費用を払わなくてはならないと言われた。2005年の11月、彼女はシンガポールに行くはずだったがマレーシアに連れて行かれ、10日間、夫を探すためにあちこち連れまわされた。ある日、27歳の男性が代理店に25,000RM（$10,800）払い彼女を「一週間の試し」として家に連れていった。ディエンは仮の夫と一緒に昼も夜も働かされた。しかし、家族に送金することは拒まれ、彼女が帰りたいというと、代理店に払った金を返さない限り家には帰らせないと言われたが、ついに逃げることができた。彼女はそのとき、妊娠4ヶ月だった。結局、彼女の悪夢はホーチミン市で中絶をして終わった。[27]

12. 外国人花嫁ビジネスの中での女性の扱われ方

ヴェトナム人花嫁仲人ツアーは、最近までシンガポールやマレーシアの男性の中で流行っていた。ツアーで訪問した村では、医師による処女証明書をつけた女性が物のように展示されていた。男性たちが何人もの女性を見て花嫁を選んでいた。今はブローカーが彼女たちをグループごとに、カンボジア、タイ、マレーシアを回ってシンガポールに運んでくる。彼女たちは、よりよい生活を求めて国から国へ、代理店から代理店へと夫を求めて移動する。結婚しない選択肢はないので、花婿が見つかるまで移動する。このサービスの責任者の男たちは「仲人」と自分たちを呼ぶが、人権団体は彼らをブローカーと呼んでいる。

マレーシアを中心に仕事をしているブローカー男性によると、彼らはヴェトナム人女性を物のように仲人代理店に委託するという。代理店は女性たちに夫が見つかったときだけブローカーに金を払う。結婚できなかった女性は売れ残り商品のようにブローカーに返される。そのためシンガポール側は何も失うものはない。ツアーをくむ必要もない。彼らは女性に食べ物と宿を提供すればいいだけだ。[28]

シンガポールの代理店オーナー、ピーター（仮名）は５年間以上、このビジネスをしている。毎回、彼は十人から十五人のヴェトナム人女性を連れてくる。ピーターは村の両親に金を払い女性たちを連れてくるという。その女性たちを車に乗せ、必要なトラベル書類を用意し、マレーシアからシンガポールまで誰かに運転を頼むのに数日かかる。彼は入管で女性たちが足止めされないように手を打つという。一人の女性がマレーシアまで来るのにかかる費用は75RM（$33）だが、仲人代理店には1人6,000RMで提供していた。結婚相手が見つかるまで、いろいろな事務所で女性たちを見せるという。代理店では、仲人料金を好きな額に設定できる。値段は$5,000から$10,000だが、半分以上は代理店の利益になる。

ピーターは、「魅力的なビジネスだ。売れ残りが返せるなら安上がりだしね。しかし、倫理

25 *The Sunday Times*, Oct 1, 2006
26 この女性団体の名前は英語でActing for Women in Distressing Situation in Vietnamという。
27 *The New Paper*, Dec 26, 2006
28 *The New Paper, Dec 26, 2006*

的に言えば、これは非人間的なやり方だ。女性たちはモノか動物のようだ」と苦笑した。

13. 様々な問題点

11のケース・スタディ１と２では、男性の人生計画に合うような女性を妻にして、デートに時間と金を使わず、家族作りがしたいと言っている。男性は相手を理解する努力もせず、妻が夫側に合わせるということを前提としている。ケース３も、自国の女性は自分の両親と住みたがらないし、生活習慣が合わないから、外国人花嫁を探したと言っている。しかし、彼は女性にも両親がいることを忘れ、女性は男性の家族と住むべきだと身勝手な封建的な考えを持っている。封建的家族観を引きずっているシンガポールの男性と欧米の男性の態度を比べると違いが顕著だ。33歳のオーストラリアの男性マテュウはIT会社のマネージャーだが、31歳のシンガポールの女性シシリアと知り合い結婚した。彼は言う。「彼女は知的で世界で何が起こっているかを知っている。仕事も優れている。僕は従順な女性に興味がない」彼が妻と平等な関係を求めているのがわかる。ケース４は、相手が見つからないほど太った男性が結婚できたことに感謝しているようで問題がないように見えるが、不平等な関係に変わりはない。

ケース５の64歳の男が代理店と21歳の女性を騙して連れて行き、結婚したかのように振る舞い、ホテルで何度も性交渉を強要した後女性を捨てた事件は、いかに女性が商品として扱われているかを如実に示している。この男性が支払いの小切手に$10,000ではなく$10.000と不正に書いたことが問題になっているが、もっと問題なのは、前金の$10,000を払うだけで、女性を連れ出し、自由にできるシステムだ。祖父のような年齢の男性が、前金を払えば、孫のような年齢の娘を自由にでき、娘も嫌だと拒否することなく、ついて行きされるままになるのはなぜか？それは、男性が経済的に豊かな国の人で、彼と結婚すれば、女性はビザが取れ、最終的には永住権が取れ、働いて自国の家族に送金できるからだ。このような結婚が平等な関係を作り出せるはずはない。

ケース６のシンガポールでは相手が見つからないという42歳の男性が、もう年だと感じ、代理店を訪れ、73歳の母と自分の世話をしてくれる妻を捜した。そして、23歳のヴェトナム人女性と結婚した。つまり、男性はメイド、性の相手、子孫繁栄の三つの目的を果たしてくれる女性を見つけたのだ。その代わりに、女性はヴェトナムにいるときより、経済的に豊かな生活ができ、ヴェトナムに残る家族に送金ができるだろう。これは国際結婚と呼ぶよりは、海外出稼ぎ労働とか海外移民労働とでも呼んだ方がよさそうだ。

ケース７のように、男性が少しの前金を払い、「一週間の試し」と称して、女性を連れて行き、性の吐け口や労働者として使うのは、明らかな人権侵害だ。

外国人花嫁仲人代理店は、商品的立場の女性を早く結婚させて儲けたいため、従順、忠実、エロチィックなどの言葉を並べて、花嫁を男性に薦める。花嫁が誰も手をつけていない商品のように、処女であることを売り物にして受身な性的対象としての女性像を作り出している代理店もある。それは、男性の女性に対する見方に影響する。非現実的な女性のイメージを信じ込まされた男性と花嫁に結婚後問題が起こる可能性がある。

消費者側の男性と外国人花嫁との民族的違いや、経済的、教育的、年齢的差は従属関係を作り出し、シンガポールにいる外国人花嫁を孤立させ、危険な状況に置く。

言語と文化によるコミュニケーションの問題がある。優位な立場を意識してか夫は妻の言語

を学ばないため、意思の疎通ができなかったり、花嫁が母国語で話せる機会を持てず問題が発生する。

仲人代理店は外国人花嫁にあらゆる個人情報を提供するが、消費者側の夫が登録しても、経済的手段、健康状態、結婚状態、犯罪記録を含む消費者側の夫に関する必要な証明書などを全く提供させずに花嫁を紹介し、危険な状態にさらしている。

花嫁は自国の家族に送金しようとしたが問題になったことがある。夫の月給が$1,700しかないのに、妻が毎月$1,000の小遣いを要求したため、数ヶ月のうちに追い出されてしまったのだ。花嫁はシンガポールの男性に大きな夢を描いて結婚したが、夫の経済状態を初めから知らされないので、このような期待と現実とのギャップが問題を起こしてしまう。同じ理由で、次のような問題も起こる。

入管上、外国人花嫁がシンガポールに入るには、有効な入国許可や旅券が必要だ。発展途上国の外国人花嫁にとって国際結婚は、この国に移住する唯一の方法である。女性たちの多くは、学歴も低く専門職にもついていないのでシンガポールに移住するための条件に当てはまらないのだ。長期訪問ビザを取るために夫がスポンサーになり、申請者の結婚証明書、夫のID（身分証明書）、夫と申請者の最高学歴証明書、夫の雇用関係書類、月給の額、夫の過去三年間の所得税証明書、夫の年金（CPF：給与から差し引かれる）の過去12ヶ月の月額支払い証明書と申請者の有効な旅券と申請書を提出する。[29]入管は、夫が妻をサポートできる経済的手段をもっているかどうかを見るが、これは結婚が公的に認められてから明らかになるので、法的結婚はできても、入管により夫が経済能力がないと判断されれば、花嫁はシンガポールに住むことができない。訪問ビザか短期ビザでシンガポールに来た多くの花嫁は、結婚後、長期ビザから永住権に切り替えるが、夫が経済的に彼女を扶養できなければ、帰国させられてしまう可能性がある。

よりよい生活を求めて、見知らぬ土地で見知らぬ男と結婚した外国人花嫁が、自分の家族から離れている状況では、保護される場所がなく危険だ。ライフ・パートナー仲人代理店のオーナーは言う。「言うことを聞かないと、ビザの延長をしないぞと脅かしたりし、女性を精神的に虐待する夫もいる」

外国人花嫁ビジネスの取り締まりの唯一のものは、入管法を通しての間接的なものだけだ。家族法における保護や規定管理も欠如している。正式な契約もなく花嫁に対する援助や支援などは不十分で、不安定な状況を作り出している。

移住してきた女性に十分な知識と権利を与えず、男性に十分な質問もせず、証明書も出させず、短期間に見知らぬ男性と結婚させることは女性の基本的人権を傷つける。女性は、シンガポールの女性の「安い代用品」として扱われ、虐待される恐れにつながる。2005年11月、ある外国人花嫁が10年間の結婚で、夫の精神的肉体的暴力に苦しんできた。一時的にシェルターに移ったが、彼女が帰宅したときに夫に殺害された。似たような虐待のケースが報告されている。花嫁は永住権が出なくなるという恐れと、家族のサポートがないために虐待を報告しないことが多い。

若すぎる花嫁たちは十分に遊んだり、学んだり、自己実現するチャンスがなく、結婚し、出産し、子育てをする。しかも、相手はかなり年

29 結婚のための必要書類については、シンガポール政府のサイトでも見ることができる。*Latest be hauled up*, The Straits Times, Nov22, 2006

上の男性で、楽しみを共有することは難しい。それにより、欲求不満がつのり、家出、離婚、子育て放棄という問題が起こる可能性がある。また、子どもが青年期になり、父親が年取っているため、子どもをコントロールすることができず、息子の家庭内暴力を招く恐れもある。

外国人花嫁ビジネスにおける他の問題もある。それは外国人花嫁と消費者側の夫との便利結婚だ。男性が法的に夫の役目をはたして金を受け取る偽造結婚もある。入管でビザを取るために、夫が花嫁のスポンサーになり、その後花嫁は売春に関わるケースもある。

14. おわりに

英国による植民地支配後のシンガポール社会は、多文化、多言語、多宗教社会を形成しており、物理的に異文化間の結婚がしやすい状況にある。また、外資系企業依存の経済体制にあることから、海外からシンガポールに派遣される人々も多く、現地の女性が欧米の男性と結婚する数も増えている。

エリート層の働く女性たちは、自分と同等の社会的経済的地位かそれ以上の地位の男性を求めている。その結果、欧米の男性と結婚するか、エリート層の男性と結婚するか、独身のままでいる女性が多い。

シンガポール社会は世界でも物価の高い国である。その背景には生活用品の多くが自国では生産されずに輸入され、課税されるということがある。リー・クワンユー元首相が推し進めた公団制度が人々に住の確保を提供したものの、近年、中国やインドネシアからの富裕層の移住などの影響でその値段は高騰している。コンドミニアムは想像を絶する値段に跳ね上がっている。そのため、夫婦が働かないと家族全員を養えず、自分の家を持つことは難しくなっている。そのような共働き夫婦で子どもがいる家庭では、賃金の安い外国人メイドを雇うのが一般的だ。

このような状況下で、シンガポールの男性は、発展途上国から弱い立場の若い女性を配偶者として選ぶ機会を与えられた。それは外国人花嫁仲人ビジネスにまで発展している。

アジアの国々から来る外国人花嫁たちの多くはよりよい生活を求め、結婚しシンガポールへの移住を果たす。彼女たちは、シンガポールだけではなく、香港、欧米、日本、タイ、韓国など世界へと花婿探しに行く。つまり、貧しい国の女性たちが、経済的に豊かな国の男性と結婚するという構図になっており、それは、貧富の差、経済格差に原因がある。これはまさしく南北問題であり、出稼ぎ労働者問題、移民労働者問題である。しかし、中年や年老いた男性と十代や二十代前半の若い女性との不自然で不平等な結婚は大きな性差別問題でもある。

莫大な仲人費用のほとんどを男性客が払うことにより、女性が代理店から買われたというイメージがつきまとう。実際、代理店は女性を「商品」として、なるべく価値のあるものとして売ろうとする。代理店は、男性客にはほとんど質問せず、聞いたことは証明書もなしに信じ、必要な費用だけもらうと外国人花嫁を渡してしまう。それは消費者側の男性が金を払い、商品側の女性が買われる立場であることを明白に示している。

貧しい国から来る外国人花嫁は、夫とは年齢、経済、教育レベルなどでもかなりの格差がある。それは不平等な関係やコミュニケーション問題を作り出し、夫への依存、従順、ひどい場合は、夫の妻への精神的、肉体的暴力や虐待につながっている。それでも、女性が離婚されることを恐れ、誰にも言わず、夫に殺害された例もある。

シンガポールの女性団体は、このような不平等な結婚により女性が危険な状況に置かれるの

を助けるために、仲人代理店を取り締まる法的整備、女性への援助などをしようとしている。確かに、そのような支援は必要だ。しかし、それだけで十分だろうか？

この問題はシンガポールに限ったものではなく、世界が南北に分断され、経済格差が激しい状況の中で繰り返されている。日本でも、一時期、地方の男性がフィリピンから花嫁を探すということが問題になっていたが、このような不平等な国際結婚は今では低所得層の男性から一般の男性にまで広がっている。また、最近では、日本の女性と欧米の男性との結婚が増加しており、国際結婚の傾向は男女共にシンガポールの状況と似ている。

不平等な関係から起こる問題を防ぐには、この問題を広く人々に知ってもらい、法的な整備だけでなく、援助が必要な女性を助けられる女性組織の国際的ネットワークをつくり、犠牲者側の女性たちの権利意識を高めつつ、このような人身売買に近い花嫁ビジネスに国際的レベルで抗議し、反対していくことが不可欠だろう。また、国と国との経済格差を埋めていく努力も必要だ。このように、外国人花嫁ビジネス問題は、女性問題から移民労働者問題などの南北問題まで幅広く考え、長期的取り組みをしなければ、ただの穴埋め作業に終始し、解決しないだろう。

参考文献

Arti & Simlinoi, *Just another kind of matchmaking*, The Straits Times, Dec, 2006

Aware, *Beyond Happily Ever After:Making a Match Between Singapore Grooms and Foreign Brides*, Aware, Nov, 2006

Aware, CEDAW Shadow Report, Aware, May, 2007, pp,33,37,43,55,59

Beelay May, *I was duped in a sex slaves scam*, The Electric New Paper, Jan 16, 2006

Chia Dawn, *No Need to Pay High Dowries*, The Electric New Paper, Jan 2, 2006

Chia Dawn, *Have a child in a year $1,000*, The Electric New Paper, Feb 20, 2007

Chia Dawn, *Most get pregnant within a year*, The Electric New Paper,, Jan 10, 2006

Chia Dawn & Yin Sim Chi, *Hurt, but still hopeful*, The Electric New Paper, Jan1, 2006

Chia Dawn, The New Paper, Dec 26, 2006

Chia Dawn, *They move brides like goods*, The New Paper, Dec 26, 2006

Chong, *Latest be hauled up*, The Straits Times, Nov 22, 2006

Hanqing Liew, *I cannot find my hubby*, The Electric New Paper, Jan 20, 2006

Hian Leong Sze, *Don't penalize foreign wives*, Today, Dec19, 2005

Ho Chua Kong, *Man who could not find a girlfriend:Now baby makes three*, The Sunday Times, Jan 1 2006

『華字紙―聡合早報』2009年6月18日

Lian Goh Chin, W*hy foreign brides are hot...*, The Sunday Times, Oct 1,2006

Muichand Elena Arti, *Vietnam Brides' Huge Gamble*, The Sunday Times, Nov 27, 2005

Paulo A.Derrick, *Looking overseas for love*, Today, Dec 13, 2005

『シンガポールのメイド事情　That's　Shibata Town－シンガポールからの手紙』www/jet.ne.jp/^seto3104/sigpo/sp13 htm、2008

「シンガポールの歴史」『ウィキペディア　フリー百科事典』2009

Singh Khushwant & Sua Tracy, *Bride for sex scam:man tricks agencies with dud cheques*, The Straits Times, Nov 23, 2005

The Electric New Paper, April 17, 2007

『2007年データブック・オブ・ザ・ワールド』
二宮書店、2008
Yong Tze. Ng, *I followed her bedroom, yet...*,
The Electric New Paper, Jan 3,2006

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，101－112ページ

ブラジル・サンパウロにおける朝鮮人コミュニティの諸相
～植民地期朝鮮移民および1956年青年移民の出会いを中心に～

全　淑美

はじめに
1．戦前朝鮮移民としてのつながり
　1）朴学基と李重昶、そして張昇浩
　2）張昇浩と金永斗一家
　3）金壽祚と戦前移民
2．戦前移民としての連帯感
3．朝鮮人コミュニティの誕生
　1）張昇浩を中心に
　2）金壽祚を中心に
4．同胞組織と在伯朝鮮人としての連帯感
　1）移民一世と韓伯人会
　2）朝鮮人というゆるやかな民族意識
5．まとめにかえて～1962年以前の朝鮮人コミュニティと新しい出会い

キーワード：戦前朝鮮移民、1956年朝鮮青年移民、同胞、交流、コミュニティの形成

はじめに

ブラジル経済界でも重要な位置を占める韓国系コロニアであるが、1962年入国の文化使節団という名の移民14名を最初とした、大韓民国期の移民を中心に形成されているという見方が一般的で、先行研究もこの時期を中心に進められてきた[1]。その一方で、植民地期朝鮮に日本国籍で移住した人々（以下戦前移民）や1956年に入国した朝鮮戦争元捕虜の青年移民（以下56年青年移民）については、それぞれの論文で「移民前史」として位置づけ、フィールドワークを中心に研究が進められてきた。しかしながら、戦前移民については「移住した年代は正確にはわからない」[2]とされてきた。

ところが、近年、一次史料の閲覧が容易になり、戦前移民の上陸時期について特定が可能になった。その一部は『東アジア研究』第46号[3]ですでに論究した。しかしながら、入国方法は様々考えられ、正確な移民数はつかみようがない。事実、同上で紹介した朴学基は、1918年、従事していた船を下り、そのまま滞在していた

1　主な研究に、玄圭煥『韓国流移民史（下）』三和印刷（株）出版部、1976年、ソウル。李求弘『韓国移民史』中央日報東洋放送、1979年、ソウル。両者とも韓国移民史全体を扱いながら、各章でブラジル移民史について言及している。ブラジル移民のみを対象にした研究には、全京秀『브라질의 한국이민－인류학적 접근－』ソウル大学出版部、1991年、ソウル（以上、原文：ハングル）。Keum Joa Choi『韓国移民史：虹を超えて』サンパウロ大学修士論文、1991年、サンパウロ（原文：ブラジル語）等がある。

2　全京秀、同前、21ページ

3　全淑美「日本植民地時代に『契約移民』としてブラジルへ移住した朝鮮人一家」『東アジア研究』第46号には欄外記述を含め、10名の存在を確認、紹介した。

ことが2009年の調査で正式に判明した[4]。アルゼンチン韓国移民史においても同様の事例を認めている[5]。

さて、全京秀（1991）は、フィールドワークで得られた戦前移民に関する情報を総合して分析する際、戦前移民を家族構成の視点から、家族移民と独身移民に二分した。そして「その業績は微々たるもので、詳細な足跡事項や彼らの生活について深く知ることはできなかった」[6]とし、さらに同一地域に住んでながら婚姻関係を結べなかった事実など、調査結果を総合的に判断し、双方での「交流はなかったと判断」[7]した。確かにこの時期、朝鮮人は民族系コロニアを形成するほどの人数でもなく、特に目立った組織活動もなかったため、一見、交流がないようにみえる。

ところが、1956年50名の同胞を迎えたことにより、それまで主に日系コロニアで個々に生きてきた人々が、大なり小なり朝鮮人同胞として関係を結び始めたのである。それは全京秀（1991）も認めるところであるが、やはりその背景には、戦前からのつながりが存在していたからこそ、一つの出来事をきっかけに集合できたものと考えられる。

そこで、本稿では、全京秀（1991）のいう「微々たる業績」をさらに掘り下げ、戦前移民の些細な出会いにも注目し、戦前移民と56年青年移民との出会いによる、朝鮮人コミュニティの形成までの過程を追求した。そして、1962年、韓国系コロニアの出発点とも考えられる民族団体「僑民会」[8]発足以前の在伯朝鮮人たちの人間模様を中心に、交流の様子や築かれたコミュニティがどのような性格のものであったかを考察したい。

考察にあたって、多くのインタビューに依拠することになるが、ブラジル・サンパウロでの調査は、前回の2005年６月10日から８月８日に加え、2007年８月17日から29日、2008年12月25日から12月31日、2009年８月８日から19日までの約80日間行った。その際、どの調査においても、韓国系及び日系コロニアの方々、韓人会、日本移民史料館、サンパウロ人文研究所、三田家等の全面協力を得ることができた。その結果、2008年12月には朴学基の遺族、2009年８月には金昌洙の妻との面会が可能となった。また、インタビューに快諾していただくことにより、新たな事実が判明した。すべてに感謝申し上げる。

加えて、関係者に対し、メールや電話、書簡で確認等を行った。

本稿で紹介した人物はすべて実在の人物であり、本人の了承を得て実名を公表した。その際、筆者と直接インタビュー等に応じてもらった人物に対しては、場面に応じて「氏」を付した。それ以外は敬称を省略した。

なお、国号については、植民地期及び56年青年移民については朝鮮を用いるが、大韓民国期の移民と合流する時点で、彼ら自身が韓国と呼んでいることを考慮し、本稿では双方の呼び方が混在することを了承願いたい。

4　小田セツ子氏は、娘が朴学基の長男と結婚するにあたって、朴学基と何度か会い、本人から聞いたという。
小田セツ子：朴学基の長男の元妻の母。1920年サンパウロ州生まれ。サンパウロ市在住。2009年8月15日娘宅（サンパウロ市）にて聞き取り。

5　「1941年、日本外航船の機関士であったが、ブエノスアイレスに魅了され、下船を決めた」（손정수. 장영철 編集『アルゼンチン韓国人移民40周年史1965－2005』アルゼンチン韓人移民文化研究院、2005年12月、17ページ、アルゼンチン：原文ハングル）

6　全京秀、前掲書、23ページ。

7　同前

8　1962年8月15日発足。初代会長に金昌洙が就任。詳細は全淑美前掲書を参照のこと。

1　戦前朝鮮移民としてのつながり

現在確認できる戦前の朝鮮移民は朴学基、李重昶、張昇浩（結婚後三田昇浩と名乗る）、金永斗一家（妻李玉貞、長男金哲洙、二男金昌洙、三男金達洙、長女金惠鄕）、金壽祚（日系社会では青木伊三郎という名で知られている）の10名[9]である。彼らはこの広いブラジルの大地で、しかも通信手段もままならない時代に、不思議なことに出会っていた。この章では、上記の人々について、聞き取りを交えながら、戦後間もない頃までの交わりをたどってみる。

1）朴学基と李重昶、そして張昇浩

同業者として交わっていた人々がいる。朴学基と李重昶である。

朴学基の移住は最も古く、漁船あるいは貨物船等の外航路船で働いていた人物で[10]、1918年という大正年間に入国した。一方、李重昶は叔父に従い、農業留学という名目で1927年に入国し、叔父の家族帰国後もサンパウロに残留した[11]。

サンパウロでは、ふたりはともにタクシードライバーという職業に就いていた（写真１）。出会いの切っ掛けは明確ではない。しかし、朴学基の長女アオミ氏は、幼い頃、李重昶の家に「遊びに行ったことがある」「いつもリンゴを持

写真１　朴学基：タクシードライバーとしての制服姿（朴マリ氏所蔵）

ってきてくれたので、リンゴのおじさんと呼んでいました」「パパイ（父－引用者注）とは本当に仲がよかった」と懐かしそうに話してくれた[12]。両者は日本語で会話をしていたが、同胞同業者として友情を育んでいたものと考えられる。アオミ氏が幼少期であったことや、朴学基

9　朴学基：1892年朝鮮？生まれ、1918年入国、1969年サンパウロにて死亡（以下、全員死亡場所は同様）。
李重昶：1912年朝鮮生まれ、京畿道出身、1927年入国、1982年死亡。張昇浩：1907年忠清北道生まれ、1928年入国、結婚後三田昇浩と名乗る、2000年死亡。
金壽祚：1905年朝鮮生まれ、入国日不明、ブラジル国籍取得者、1966年死亡。張昇浩以外の人物に関し死亡証明書有り。張昇浩は『南米東亜日報』５月13日付け等。
金永斗一家：家長金永斗1882年生まれ、妻李玉貞1887年生まれ、長男金哲洙1913年生まれ、二男金昌洙1916年生まれ、三男金達洙1919年生まれ、長女金惠鄕1924年生まれ。ともに1931年入国。詳細は全淑美前掲書参照のこと。死亡年は後述する。移住の背景について、金壽祚以外の人物は後日発表予定。

10　朴寿馬の証言：朴寿馬は朴学基の長男。1939年、サンパウロ生まれ、サンパウロ州在住。現在、会社顧問会計士。2008年12月29日、自宅にて聞き取り。

11　高橋幸春「祖国は遠きにありて」『月刊ジャーナリスト』情報センター出版、1982年、10ページ参照。その叔父が秦学文であること等は、金東成『中南米紀行』（源文閣、1954年、89ページ、ソウル：原文ハングル）にも記されている。李重昶の入国記録は、秦学文の家族として記録されていたにもかかわらず、2007年までの調査では原本閲覧に制限があり、発見できなかった。その後、2008年ブラジル日本移民100周年記念事業の際、発見された。詳細は後日発表予定。

12　朴アオミ：朴学基の長女。1941年サンパウロ生まれ、サンパウロ市在住。元看護士。2009年８月15日自宅にて聞き取り。

がまだ現役ドライバーであったことから、終戦直前あるいは直後の思い出であろう。

また、1956年の青年移民に対して、朝鮮人の血を引く女性として、朴アオミを彼らに紹介したのも李重昶であった[13]。

その李重昶は張昇浩ともつながりが深く、張昇浩が何かと面倒をみていたという。張の遺族である三田姉妹によると、張昇浩は自分の娘を独身でいた李重昶に嫁がせようとしたり、病床にある李の面倒をみたり、挙げ句の果てには、李重昶が亡くなった折りも、彼の棺を張の長女が眠っている墓にともに埋葬したのであった[14]。

2）張昇浩と金永斗一家

出会いが確認できた中で、最も古い出会いを持つものは張昇浩と金永斗一家であった。彼らは入国日やその背景も全く違っていた。張昇浩は、出稼ぎ労働者として大阪にいた頃、そこで出会った日本自由メソジスト教会の一員であった西住正義を支援するため、1928年に移住した[15]。一方、金永斗は大韓帝国や朝鮮総督府の官吏として勤め上げ[16]、退職の後、1931年移民会社を通じて、異例とも思われる「契約移民」として家族とともにブラジル移住を果たした人物である。両者の共通点といえば、ともにプロテスタントであったことのみである。『在伯基督新教々徒名簿』1932年版[17]にすでに両者の氏名が記載されており、しかも出身地は「朝鮮」と記載されていることから、その存在自体は互いに知るところであったものと推測される。両者はイタリア系移民の農場で出会ったようで、張はそこで米の栽培を手伝っていたという[18]。この件に関して、張昇浩の遺族に尋ねたが、「アントニオというブラジル人の農場で働いたことがある」[19]というひとつの記憶だけであった。このブラジル人が上記のイタリア系移民の農場かどうかの確証はない。

張昇浩は入国３年後の1931年にはサンパウロ農事実習場、通称エメボイ実習場に篤志作業生として入場し、1933年にその課程を修了した[20]。その後、サンパウロ市郊外のジュケリー（現マイリポラン）にある中沢農場で働くことになった。農場主は中沢源一郎[21]で、後に南伯農協中央会[22]専務理事となる人物である。この農場は

13　金昌彦氏は「李重昶の車で案内してもらった」という。金昌彦：1933年、ハルピン生まれ。咸鏡南道出身、1956年入国。元エンジニア。サンパウロ市在住。2009年8月13、17日、サンパウロ市レストランにて聞き取り。以下、聞き取り場所は同様。

14　通常、ブラジルの墓には２人から４人程度埋葬できるようになっている。李重昶の埋葬証明書から死亡日、埋葬場所が確認できた。

15　張昇浩は、ブラジル日本移民に対する布教のために移住する西住正義を援助する目的で移住したと明言している。1996年の教団60周年記念ＤＶＤに本人が登場して語っており、その他高橋（1982）のインタビューをはじめ、さまざまな場所で確認できる。

16　国史編纂委員会作成の韓国史データベース「職員録資料」参照。金永斗の韓国における職業の詳細については後日発表予定。

17　多田栄一郎編『在伯基督新教々徒名簿』1932年版、［多田栄一郎・出版］1932年、

18　匿名希望Aの記憶：Ａはサンパウロ州在住で、金永斗をよく知る人の一人。2008年12月26日、自宅にて聞き取り。

19　三田幸恵：1944年サンパウロ生まれ、サンパウロ市在住。宣教師。2005年７月17日以後、現在まで、自宅（張昇浩宅）、サウーデ教会等にて聞き取りやメール回答多数。この内容に関しては2009年10月19日メールにて回答。

20　「三田昇浩作業生＝旧姓は張。第一期生の古い連中には馴染が深い人。」（増田秀一『エメボイ実習場史』エメボイ研究所、1981年、308～309ページ：サンパウロ）。エメボイ実習場とは、海外興業株式会社が拓務省（1929年設置）の補助によりサンパウロ市郊外に建設した青年教育機関の一つである。日本全国の公募により学生を選抜したが、ブラジルでも募集され、同時に働きながら学ぶ篤志作業生も募集された。

21　1907年高知県生まれ。1933年移住。1939年、南伯農協中央会専務理事着任（南伯農協中央会創立六十周年記念刊行委員会編『中沢源一郎・人と業績』トッパン・プレス印刷出版［印刷］、1990年、参照）。張一家とは張昇浩が亡くなるまで交流が続いた。

1934年に創設されるが、1935年頃そこに移ってきたという証言もあり[23]、張昇浩はエメボイ実習場を修了した後、1、2年後に移ってきたものと考えられる。

一方、金永斗一家は1933年には太陽植民地内で独立農業を営むようになっていた[24]。1935年、日本人の紹介でロンドリーナ市に土地を購入し、早々と移り住んでいる[25]。

これらの記憶をつなぎ合わせると、1934年から1935年の間には両者は顔を合わせており、張昇浩にせよ、金一家にせよ、日系コロニアの中に確固たる生活基盤を持っていたことや、同じ宗教基盤を持っていたことなどが出会いにつながったものと考えられる。

戦前、戦中の交流については、張昇浩の遺族には特別な記憶がないという。しかしながら、金永斗やその妻李玉貞、長男金哲洙の死後[26]、兄妹３人との交流は戦後も続いたようで、張昇浩の二女恵美と金永斗の長女惠郷は一つの家で共同生活をし、ともに通勤もしていた[27]。恵美氏の話しぶりから、ふたりの関係の深さよりも、親同士が朝鮮人であるということから、共同生活につながっていったものと思われる。

３）金壽祚と戦前移民

金壽祚は、日系コロニアでも、年配者であれば、その名を記憶している人も意外に多く、実際に交わりを持った人々にも出会うことができた。また、Ａに「青木」が朝鮮移民であることを告げると「そうですか、青木さんも朝鮮人だったんですか」と、驚いた様子であった。即ちそれは、Ａと金壽祚は日本人社会の延長として交流があったという証でもあろう。また、朴学基の長男朴寿馬氏は、父親は退職後、一時的に「青木さんの仕事を手伝っていました」そのため「小学生の頃、青木さんの家で遊んだことがある」[28]という。これは戦後間もない頃の話と思われるが、子どもには、朝鮮人であれ、日本人であれ、特に気にすることもなく、一方、大人たちは「青木」という日本人名であれ、朝鮮人として交わっていたのであろう。張昇浩の遺族も「青木さん」と呼び、幼少期から知っていたという。

残念ながら、戦前移民一世は皆亡くなっているため確認できないが、その交わりを整理してみると、個別の関係のように見えながらも、それぞれが重なり合い、日系社会に根を下ろした朝鮮人として、互いの存在は既知となっていたと思われる。従って、戦後間もない頃までは、大きなコミュニティと呼べるような集まりはなくとも、それでも互いに朝鮮人として交わっていたものと考えられる。

22　南伯農協中央会は、1929年12月29日ジュケリー農産組合として誕生。1945年、スール・ブラジル（南伯）中央農産組合と改称する（池田重二『聖市北部邦人発展五十年史』日伯文化出版社、1963年、23～28ページ）。さらに現在の名に改名の後、1994年３月30日をもって解散した。（解散日は『パウリスタ新聞』1994年４月５日付け）。

23　「張さんがマイリポランに移ってこられたのは1935年ごろではなかったかと思います。その頃から中沢農場で働くようなられたのだと思いますが、何年そこで勤められたかは解かりません。」水城ジョン氏の証言（2007年８月２日付メール）。水城ジョン：1922年11月14日サンパウロ州生まれ、現在米国カリフォルニア州在住。牧師。

24　全淑美、前掲書、100ページ参照のこと。

25　匿名希望A：前掲出。

26　同前の証言により、1935年金哲洙及び1936年金永斗、ロンドリーナ市にて死亡。1952年李玉貞、サンパウロ市？にて死亡。

27　三田恵美：1940年サンパウロ生まれ、サンパウロ市在住。日本食堂経営。2008年12月30日、2009年８月13日、自営食堂にて聞き取り。全淑美（前掲書、102ページ）で交流の具体的内容として、本人の記憶を紹介したが、この２回のインタビューでは金惠郷とイピランガに住んでいたこと、二人で通勤もしたことなどを思い出した。ただし、金昌洙がリンドーヤに引っ越して行ったことは事実であるが、彼らのもとに住まわされたことは記憶違いであったと記憶の訂正をした。

28　朴寿馬：前掲出。

2　戦前移民としての連帯感

1956年２月６日、朝鮮戦争休戦協定後、中立国移住を希望した人々、50数名が、リオデジャネイロに到着した。中国人も数名いたが、彼らは皆無国籍として入国した。しかしながら、戦前移民は一度に50名という朝鮮人同胞を迎えたのである。

パウリスタ新聞によると、ブラジル外務省は戦前に移住した在伯朝鮮人に出迎えの要請をしたらしく、金壽祚、張昇浩、李重昶の３人が空港まで出向くことになった。

「本国送還を拒否し、『朝鮮戦争の落し子』とも言われる北鮮捕虜五十八名ママは、きのう空路リオに到着した。それに先立って、伯國外務省では、言葉關係もあり、聖市在住の韓國名譽領事金壽祚氏に急遽リオへ来るように要望したところから、・・・」

（『パウリスタ新聞』1956年２月７日付）

興味深いのは、同新聞の見出しに、「送還拒否の捕虜きのうリオへ」に続いて「高麗会を強化、戸籍事務も開始？」[29]という小見出しがついていることである。しかしながら、実際にこのような会が存在していたのかどうかについては、疑わしい面もあるようだ。全京秀（1991）は「張昇浩の陳述に寄れば、前の３人の肩書き（金壽祚：韓国名誉総領事、張昇浩：高麗人会在伯国自由メソジスト教会代表、李重昶：高麗人会会長－引用者注）は全く覚えがな」く、この内容は「新聞記者に偽装組織と急造された肩書きを提供した可能性が高い」[30]と分析している。現在のところ、その真偽は不明である。金壽祚の「甥」である猪股嘉雄[31]（後述する）は同パウリスタ新聞の営業部で働いていたことから、このような記事が書かれた可能性もある。2007年夏の調査の際、パウリスタ新聞社に記事の照会をしたところ、執筆者は不明であるが、当時は編集部でなくとも記事を書くことは可能であったという回答であった。また、張昇浩の五女幸恵氏の記憶では、金壽祚、張昇浩、李重昶の三人は「よく集まって、何かいろいろ話していました」[32]という。

しかし、ここで重要なのは、彼らが連帯したという事実である。高麗人会という会が実際に発足していたか疑わしい面があったとしても、新しい同胞を迎えるということが要因になり、たとえ３人ではあっても、朝鮮人という民族を意識して、より強く結びつき、連帯感が生まれたことは真実であろう。それをあらわす一文がパウリスタ新聞上からうかがえる。

「今まで在伯の韓国人は、便宜上日本国籍となっていたのを、今後韓国人として、戸籍ならびに外国人登録など一切をやりかえるわけで、（韓国－引用者注）外務省とも種々打ち合わせるつもりである。」（『パウリスタ新聞』同前）

実際に外務省とどのような打ち合わせをしたのか、あるいは単なる願望であったのか、それは後日の研究に引き継ぐとして、ここでは彼らが日本国籍という、いわば負い目とも考えられる状況を一転し、新しい同胞を迎えることを切っ掛けに、自分たちも朝鮮人として活動しようとしていたことがうかがわれる。

ここで、一つの疑問が浮かび上がる。この56年青年移民を迎えたのは３人だけで、金永斗や

29　『パウリスタ新聞』1956年２月７日付。
30　全京秀、前掲書、24ページ。
31　猪股嘉雄：1919年青森県生まれ。1931年入国、1988年サンパウロにて死亡。
32　三田幸恵：前掲出。この話は2007年８月23日に聞き取り。

朴学基の姿はない。その理由については、４章の２で若干、検討を試みる。

3　朝鮮人コミュニティの誕生

1956年当時、戦前に移住した朝鮮人たちは、経済的な格差はあったものの、みな持ち家に住んでいた。そして、その中から、自らが新しい同胞と積極的に関わりを持ち始めた人物があらわれた。張昇浩と金壽祚である。

一方、56年青年移民であるが、通常の移民と違い、国連を介して移住を実現しており、入国と同時に手厚い保護を受けることができたため、比較的容易に就職できたという。その一人金昌彦氏はエンジニアであったため、政府から会社を紹介してもらうことができたこと、そして、それは自分だけではなかったとことばを続けた[33]。その他、青年の中には、神学校に進んだ後、ブラジル国外に留学するものもあらわれた。従って、例外はあるものの、彼らが戦前移民とともに働くということはなかった。その意味で日系コロニアのようにできあがった社会に彼らが入り込んでいくという現象はない。戦前移民はあまりに少人数で、コミュニティと呼べる受け入れ集団がなかったからである。加えて、移住者が50名という集団であったがゆえに、彼ら自身、みなが一同に会するということが難しく、各自が就職や進学等それぞれの生活設計を持ち、主にブラジル南部に点在する結果となったため、小グループでの行動が中心であった。

しかしながら、このような状況の下でも、戦前移民と56年青年移民は交わり、初めてともいえる朝鮮人コミュニティを形成していくのである。

１）張昇浩を中心に

張昇浩は戦後まもなく州立市場に店舗を構え、経済的にも余裕ができた。南伯農協組合の上に住み、他人の子供も一時預かり、学校に通わせるほどの暮らしをしていた。ところが、1953年、突然政府に店を取り上げられてしまう。張昇浩の遺族である三田家の人々によると、理由は今もわからないということである。引っ越しを余儀なくされ、田舎から板を運んできて、サンパウロ市北部カニンデに流れるティエテ川沿いに、家族で家を建てたという[34]。当然一家は貧しい暮らしを強いられた。

その家に移住してきたばかりの青年たちが訪ねてきたのである。週末になると、約束したわけではないのに、数名が集まってきた。

> 「休みになると、遊びに行くところも特にないし、三田ハラボジ（張昇浩）のところに行くと、だれかいるだろうと思い、遊びに行くと、必ずだれかが遊びに来ていた。自然にみんな集まっていた。」（孫天基）[35]

張昇浩の遺族から見ると、毎日のように誰かが来ていたという。それほど頻繁に青年たちが出入りしていたということであろう。どんなに貧しい家であっても、誰に気兼ねすることもない持ち家である。しかも張の家族には年頃の女性が数名いた。もちろん青年たちの目的は何も若い女性だけではなかった。言葉が不自由なことに加え、仕事も定まらない青年もいて、「時間がたくさんあった。そして、何より、ブラジルという見知らぬ土地にも同じ同胞がいたということがうれしかった。」[36]と、孫天基が懐かし

33　金昌彦：前掲出。2005年７～８月、2009年8月13、17日に聞き取り。

34　三田幸恵：前掲出。この話は2007年８月23日、2009年８月８日に聞き取り。

35　孫天基：1924年ソウル生まれ、1956年入国、元タクシードライバー。インタビュー当時はすでに年金生活者であった。サンパウロ市在住。2005年6月24、25日、他8月まで数回、同市内のレストラン、自宅等にて聞き取り。2006年４月６日、同市で死亡。

そうに語ってくれた。

さらに、後述する金壽祚を中心とした集まりとの違いは、張昇浩の家では男女の出会いがあったことである。その出会いを通じて、恋愛関係に発展した男女が出たことは自然な成り行きであろう。カップルは張昇浩の長女と二女２人に加え、大正期に移住した朴学基の長女もブラジル生まれであったが､朝鮮人青年と結ばれた[37]。張昇浩も青年たちを心から歓迎し、ごちそうを振る舞ったことは有名で、彼の家は人々が気軽に集う、さながらサロンのようであった。

三田家での交流については56年青年移民であれば、皆が口をそろえて語ってくれた。移住後まもなく留学していて、実際に三田家を訪れたことのない人にでも、三田家で繰り広げられた温かい交流の話は仲間から語り継がれ、知れ渡っていた[38]。

このように、三田家は朝鮮人の憩いの場となり、同胞という一点で男女が集うコミュニティとして成立していたと言えよう。

２）金壽祚を中心に

一方、金壽祚の家には、ほぼ青年男子のみが集まっていた。金壽祚には畑中つじ[39]という日本人女性の妻がいた。子供はなかったが猪股嘉雄が「甥」という立場で同居していた。どういうつながりから「甥」になったのかは不明であるが、金壽祚宅に出入りしていた朝鮮人や日本人なら周知の事実で、猪股本人の口からも同居していた事実を裏付ける発言がある[40]。また、金壽祚の葬儀に際しても、猪股はつじ夫人と並び「甥」として新聞に死亡告知を掲載するなど、実質的に取り仕切っていたと考えられる[41]。

金昌彦氏の記憶によると、金壽祚の家でよく麻雀をしたという。金壽祚本人はできなかったようで、青年たちとつじ夫人、猪股それに李重昶といったメンバーであった[42]。また孫天基氏も決まった職がなかったときは「青木」の世話になっていたという。とはいうものの、金壽祚となると、人々はあまりいい評価をせず、口が重くなる。金壽祚をめぐって様々な事件が引き起こされていたからであろう[43]。そのためか、この「青木」家で繰り広げられた交流に関する情報は少なかった。しかしながら、こちらの家にも多くの青年たちが訪れていたことは想像に難くない。金壽祚の家も、張昇浩とは性格の異なるサロンの役割をしていたものと思われる。それを証明するような動きが、56年青年移民入国後、１年半をすぎた頃にあらわれるのである。

36　同前。

37　金昌彦と張昇浩の二女恵美（1963年結婚）。孫天基と長女直美（交際中に病死）。後者は孫天基本人からの聞き取り。
朴アオミは1959年 金亀福 と結婚、３年後に離婚。最初の出会いは張昇浩の家ではないが、カニンデの張宅によく遊びに行ったことは明瞭に記憶していた。（朴アオミ：前掲出。2008年12月28日、2009年８月15日、自宅にて聞き取り。）

38　文明哲の証言：1930年、咸鏡北道生まれ、1956年入国、数年後にアメリカへ留学。現在、サンパウロ市在住。牧師。2005年７月19日、自宅にて聞き取り。

39　日本生まれ、1925年入国。1975年サンパウロ市にて死亡。

40　玉井禮一郎から猪股嘉雄への書簡内に「スウジョーキン氏とは、例の韓国名誉領事金壽祚（日本名・青木伊三郎）氏のことですか？猪股さんが（中略）下宿〻〻されていた青木家の青木氏とも同一人物でしょうか？」（玉井禮一郎『拝啓ブラジル大統領閣下！』たまいらぼ、1984年、170ページ）。

41　金壽祚の死亡告知版（『パウリスタ新聞』1966年５月24日付け）。

42　金昌彦：前掲出。2005年、６月から８月にかけて聞き取り。

43　1963年大韓民国第１回移民に対する詐欺疑惑が最も大きな事件である。移民の入植予定地であったミラカツは地権が入り組み複雑な土地であったという。この事件に関しては先行研究、雑誌等すべてで論究されている。ただ異なる視点での研究が不十分で、まだ解明されるべき点はありそうである。

4．同胞組織と在伯朝鮮人としての連帯感

1）移民一世と韓伯人会

張昇浩宅と金壽祚宅の小さなコミュニティは、互いに対立したものではなかった。

やがて、青年移民の中でも比較的リーダーシップの強い人物たちがしだいに金壽祚の周辺に集まるようになった。この金壽祚という人物であるが、戦時中にも朝鮮人の組織化を夢見たことがあったという[44]。組織化といっても独立運動等の意図を持つものではなく、南米朝鮮人の親睦を図る程度のものだった。恐らく、日系コロニアの発展を知る金壽祚が、朝鮮人の同胞集団を形成したいという願望の現れではなかっただろうか。

ところが、1956年に同胞を迎え、それと同様の動きが生まれたのである。そして、ついに1957年９月15日、「韓伯人会」を立ち上げたのである。実際に何名が集まり、合議したか等具体的な情報を得ることはできなかった。参加者のひとりであった林寛澤[45]氏は「遊び半分」だったかもしれないという。しかしそれであっても、会長等の役員のみならず、規約書まで作成したのである（写真２）。会長は金壽祚であるが、彼以外は56年青年移民である。しかも書記李長根はいわゆる「以南」出身、役員林寛澤は「以北」出身で、その当時サンパウロに住む朝鮮人の入国背景や出身地も考慮して役員を選んだことがわかる。

残念ながらこの「韓伯人会」は実動することはなく、有名無実に終わった。林寛澤氏のことば通り、軽い気持ちで立ち上げられたのかもしれない。しかしながら、構想のみの「韓伯人会」であろうとも、在伯朝鮮人たちが集って、民族団体という集合体を創ろうとした動きを重視したい。以前にも増して同胞意識を強めていった結果であろう。

写真２
「韓伯人会」の規約書の一部（林寛澤氏所蔵）

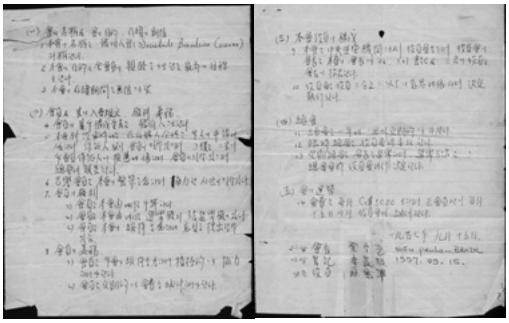

また、規約書所有者の林寛澤氏は「韓伯人会」規則とほぼ同時期に撮影されたと思われる集合写真も保存していた（写真３）。林氏によると、何の集まりかは忘れてしまったが、背景に写っている店の看板から「青木の家」で撮影されたのは確かであるという。金壽祚宅は一階が自営の家具店、二階は住居となっていた。彼の家に集合した後、撮影されたのであろう。その写真には張昇浩を始め、彼の子ども、李重昶の姿も見え、みなが正装している点が通常の集まりではない何かを表現していよう。張昇浩の遺族の話では、光復節等朝鮮人の式典や会合には必ず家族の誰かを伴って参加していたということから、朝鮮人にとって重要な佳節には集合するという習慣が形成されていったものと考えられる。

さて、この写真に集合している朝鮮人たちには、ある共通点がある。先に述べた「韓伯人会」

44　「青木」から聞いた話として、「戦前アメリカから『안』という人物がブラジルにやって、南米僑民会を作ろうかとお茶をのみながら、そんな話をしたことがあるという。しかし、実際に組織を立ち上げたのではない。」（金昌彦：前掲出。2009年８月13日に聞き取り。）

45　林寛澤：1931年忠清南道生まれ、幼少期に平壌へ移る。1956年入国、会社員、サンパウロ市在住。2005年６月25日、28日、2007年8月17日等、サンパウロ市内にて聞き取り。）

写真３　戦前移民と1956年青年移民。中列向かって左より１人目李重昶、２人目林寛澤、３人目張昇浩、後列左より４人目金壽祚、５人目金昌彦。（林寛澤氏所蔵）

に集った人々も、この写真に写っている人々も、自らの意志で移住を決意した人物で構成されているということである。これは以下に述べる人物との違いとしてあげられる。

２）朝鮮人というゆるやかな民族意識

一方で、この大きな集いに与していないようにみえる朝鮮人がいる。金永斗一家である。一家は、この頃には、家長、その妻、長男の三人はすでに死亡（各死亡日、注26参照）し、二男金昌洙、三男金達洙、長女金惠郷の三人になっていた。彼らは1956年の同胞出迎えにも、そして「韓伯人会」にも姿を見せていない。この件に関し、この兄妹たちは、二男14才、三男12才、長女に至っては７才という幼い年齢で父親に伴い移住してきた、いわば準一世である[46]。その意味では、写真に並んだ人物たちとは、移住の背景には隔たりがある。それを考慮すると、すべての行動を共にできないのもうなずける。

しかし、この家族も56年青年移民とのつながりはあった。知り合った具体的な日時の確認はとれないものの、その一人、孫天基氏が、イピランガに住んでいた金昌洙を訪問したことはすでに報告した[47]。その後の調査でも、ささやかな交わりを感じる複数名の証言を得られた。林寛澤氏もやはりで、金昌洙が同じ忠清南道出身であったことを記憶しており、ともにイピランガ近くのカフェで過ごしたという[48]。また、金昌洙の妻マリア氏は、自分が直接会うことはなかったが、イピランガの自宅には朝鮮人が訪ねてきたという[49]。さらに、金永斗の長女と56年青年移民仲間とのホットな出会いがあったという話も耳にすることもできた[50]。

このように深い関わりはなくとも、朝鮮移民の情報は伝えられ、どこかで交わっていたのである。もちろん、全体的に金兄妹と56年青年移民の交わりを示す情報は多くはない。金兄妹はそれほど望郷の念を表出することはなかったものと考えられる。金昌洙の妻マリア氏が結婚して間もない頃、朝鮮語を習いたいと言ったところ、「朝鮮は遠いし行くこともないのに、その必要はないのではないか」と夫である金昌洙にいさめられたという[51]。

また、56年青年移民と結婚した娘を持つ朴学基も、この集合写真にはない。この頃の朴学基は65歳前後の老人となっていた。すでに退職し、安定した職もなく、厳しい暮らしを強いられていた頃である。サンパウロ市中心部からは遠く離れた郊外に住んでいて、地理的にも経済的に

46　李重昶も入国当時16歳であったが、自らブラジル残留を決意したという点で一世と見なされる。
47　全淑美、前掲書、101ページ。
48　林寛澤：前掲出、聞き取り日等同様。
49　マリア・ローザ・ファルコーネ：1940年サンパウロ州生まれ。1958年、金昌洙と結婚。サンパウロ州モジ市在住。2002年３月15日、金昌洙は自宅にて死亡。なお、金達洙は1986年Vargem Grande do Sulで死亡。（2009年8月11、14日、自宅にて聞き取り）
50　筆者は金昌彦氏（前掲出）からの聞き取りであるが、全京秀（1991）の調査でもほぼ同様の内容が、前掲書の20ページに記されている。
51　マリア・ローザ・ファルコーネ：前掲出、聞き取り日等同様。金昌洙は2002年３月15日、自宅で死亡。

も簡単に集える境遇にはなかったのではないだろうか。しかし、朝鮮人の血を引く娘がいると聞いて、反対に青年たちの方から出向いていったのである。金昌彦氏や林寛澤氏は、それぞれ数名の仲間と訪ねたと言い、中でも林寛澤氏は、朴学基から同郷なので娘と結婚してほしいといわれたと言い、一方、アオミ氏は、父朴学基も青年たちが訪ねてきては交際を迫ったため「怒った」という。この話は双方で食い違いがあるものの、青年たちが複数回訪問していたことがわかるエピソードである[52]。

このように戦前と56年青年移民の朝鮮人たちが様々な形でささやかな交わりを持つようになり、それまで個人とのつながりを維持してきた朝鮮人たちは、あるものは強い連帯感を持ち、あるものは緩やかに朝鮮人としての民族意識を保っていたと考えられる。

朝鮮人コミュニティは確実にその存在感をあらわしていった。

5．まとめにかえて〜62年以前の朝鮮人コミュニティと新しい出会い

戦前移民は、日系コロニアの中で互いにその存在を知りつつも、戦前戦中は植民地期という背景から、個々が点在して暮らしていたことにより、集合体としてのコミュニティと呼べるものがなかった。戦後その交流が深まるが、1956年、新しい同胞の移住をきっかけに、まず、彼らに戦前朝鮮移民としての連帯感が生まれたと言えよう。

戦前移民と56年青年移民はあくまでも対等な立場であったと考えられる。それは、56年青年移民は、戦前移民と違って、国連やブラジル政府をバックに移住していながら、どこの政府、イデオロギーに支配されるものでもなかった。その意味で自律しており、また、戦前移民も「北」「南」という思想は持ち合わせていなかったものと思われる。

一方、両者はある意味で心に傷を負って移住してきた同士でもあった。朝鮮人でありながら戦前移民は日本国籍、56年青年移民は無国籍者として入国したからである。それゆえ、互いに同胞に出会った喜びは大きく、自然に交流の輪が広がっていったのも当然であろう。やがて、一つの朝鮮人コミュニティを作り上げていったともの考えられる。

また、その輪に強く共感できたのは、自らが移住という決断を下した朝鮮人一世たちであった。ブラジルで成長した準一世やすでに老齢期を迎えていた朝鮮人であっても、それぞれの生活の中でゆるやかに関わりを示していた。

サンパウロにおける新しいコミュニティの誕生には、常に新しい移民の流入がみられた。その流入とは、上述の56年青年移民であり、そして、引き続き大韓民国期の移民である。

戦後早くから、韓国本土からのブラジル訪問者は存在していた[53]が、現在韓国系コロニアの人々が最も重視する出会いは、1961年６月、ブラジルにおいて国際軍人射撃大会が開催され、

52　金昌彦：前掲出及び林寛澤：前掲出、聞き取り日等同様。朴アオミ：前掲出、2009年８月15日、自宅にて聞き取り。

53　金東成は李承晩大統領の命を受け、1949年12月下旬より特使として中南米各国を歴訪を開始した。1950年にはブラジルに入国し、金壽祚と李重祥の二人に面会した模様が彼の著書に記されている（金東成、前掲書、89ページ参照）。その他、ＹＭＣＡ総務玄東完らがブラジルに訪問し、さらに国際ペンクラブ大会に参加した鄭飛石は、金壽祚と直接会ったことが先行研究に記されており、これらの人々が移民を強調したという。（玄圭煥、前掲書、1012ページ参照）。

韓国からも現役軍人が参加していた[54]ことによって結実した。予備役大領鄭麟圭、中領李종욱両名と戦前移民金壽祚との出会いである（写真４）[55]。私的な出会いではあったが、現在の韓国系コロニアに発展するための重要な出会いであった。その後、1962年8月15日に「僑民会」が創設されるが、その過程や背景等の詳細を述べる余裕はない。先行研究を参考にされたい。ただし、成立背景にある問題点や人物に対する評価等において新たな視点での研究が必要で、特に金壽祚は、戦後において、韓伯文化協会を築くなど、韓国のブラジル移民事業を初めて推進した人物[56]として研究を進めなければならず、課題は山積してる。

写真４　1961年６月ブラジルにて出会った予備役大領鄭麟圭、中領李종욱両名と戦前移民金壽祚。（全淑美所蔵）

54　移民第40周年行事準備委員会『ブラジル韓人移民第40周年』ブラジル韓人会、2003年、24ページ参照、ブラジル：原文ハングル。

55　具体的な日時は不明であるが、本文中の２名が軍服を着ていることから、国際軍人射撃大会に参加したときの写真であると断定できる。この写真は、金壽祚に「非常にかわいがってもらった」という張相基氏が金壽祚より譲り受けたものだが、筆者に託された。（張相基：1924年平安北道生まれ、1963年入国、サンパウロ市在住。2005年8月7日、自宅にて聞き取り。）

56　「彼が、恐らく最初の専門的移民事業を試みた人物として記録されなければならないであろう」（全京秀、前掲書、22ページ）と同意見を述べている。

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，113－125ページ

生活保護制度における障害者就労支援の現状と課題

金　仙玉

はじめに
Ⅰ　理論的背景
　1．障害認識の変化とワークフェア
　2．障害者就労環境とワークフェア
Ⅱ　生活保護制度と障害者受給者
　1．生活保護とは
　2．被保護受給世帯と障害者受給者の状況
Ⅲ　生活保護制度における障害者就労支援の現状と問題
　1．自立支援プログラム成立と実施現状
　2．自治体独自の就労支援プログラム
　3．事例からみる自治体独自の就労支援プログラムの成果
　4．自治体独自の就労支援プログラムの諸問題
　　1）生活保護原理に関する問題
　　2）最低賃金と生活保護基準との整合性問題
　　3）稼動能力阻害要因把握に関する問題
　　4）ケースワーカーの専門性に関する問題
おわりに　―今後の就労支援の方向性―

キーワード：生活保護制度、障害者、ワークフェア、自立支援プログラム、自治体独自の就労支援プログラム

はじめに

1980年代以降、西欧先進国の福祉改革は福祉給付と就労を積極的に連携させるという共通点がみられる一方（Taylor-Gooby 2001）、障害者を対象とする福祉給付プログラムにおいても類似の変化がみられてきた。このような福祉と就労の連携を通じた自立を強調するワークフェア(1)（就労連携福祉）政策への志向は、日本にも影響をもたらした。とりわけ公的扶助の受給者等を対象とした就労支援・自立支援策が強化されている。

2005年に導入された生活保護の自立支援プログラムは日本的ワークフェア(2)の代表的な形態であり、就労の義務と生計給付の結合を通じて低所得層の自立を目指している。自立支援プログラムは、生活保護受給者の現状と自立を阻害する要因を把握し、それぞれ類型化したうえで組織的に支援を行うために福祉事務所が策定するものである。そのうちの一つとして策定さ

（1）本稿では「ワークフェア」概念を福祉受給者の就労活動に参加させるための政策プログラムと定義する。障害者を対象とするワークフェアプログラムを意味する用語として「障害者ワークフェア」を使用する。

（2）山本久（2004）は日本を救うブレイクスルーとして日本型ワークフェアを提唱し、ワークフェアは、福祉給付者やその予備軍の就労インセンティブを高め多くの就労を促すものであり、税・社会保険の受給者を負担者へ転換し、社会保障財政の基盤を強化することにつながる福祉国家の財政危機対応策への効果を期待する。また、長期的な受給依存による福祉受給者への社会的排除や疎外に対して、就労を通じた社会的包摂をすすめることができるとしている。

れる就労支援プログラムに基づき生活保護における就労支援が行われる。就労支援プログラムとして、すぐに就労可能な受給者を対象としたハローワーク連携型の就労支援プログラム(3)と病気や障害など何らかの就労阻害要因を抱えた受給者を対象者とした自治体独自の就労支援プログラムが実施されている。施行4年目に入っている自治体独自の就労支援プログラムは一部の自治体では積極的な成果をあげているものの、様々な面から問題点が指摘されている。

そこで本稿では生活保護の自立支援プログラムにおける自治体独自の就労支援プログラムに焦点を当て、障害者受給者の就労支援の現状と問題点を明らかにし、今後の障害者受給者の就労支援の方向性を提示することにする。

Ⅰ　理論的背景

就労無能力者として認識されていた障害者に対してもワークフェアが強調される現象は障害を眺める社会認識の変化に起因したと考えられる。1990年代以降多くの先進国では精神的、身体的損傷の程度が深刻になればなるほど就労活動が制約されるという従来の障害観から脱した。重度の損傷がある場合も社会的、物理的環境改善を通して就労参加が可能だという観点に変化しながら（Marin 2003;Social Health and Family Affairs Committee 2002）、障害者の就労活動が生計を得るための経済的意味とともに、障害者福祉が追求する社会への統合を可能にする手段として認識されている。

本節では先行研究と先進国の経験を通して障害認識と就労環境改善によるワークフェアの出現背景を考察することで、障害者ワークフェアがどのような脈絡で行われるのかを理解し、日本の生活保護制度の障害者就労支援の示唆を得ることにする。

1．障害認識の変化とワークフェア

障害政策で規定する障害概念(4)は、その社会が障害をどのように認識するのかに対する共通された価値を意味する。これをもとに政策の目標と具体的な対象、内容が決定される。したがって、障害政策の形成と変化を説明するのに非常に重要な部分を占める。

1990年代以降、国際社会で障害に対する認識は個別的、医療的次元から権利と自立を強調する社会的次元に転換される傾向を見せている。これはアメリカ、イギリス、オーストラリアなど国連189ヵ会員国の中25%以上の国々で障害者差別禁止法の制定（Thornton 2004）と障害運動の拡り、自立生活サービスモデルの強調など障害者福祉を実現する手段にも大きな変化をもたらした。

（3）対象は、生活保護受給者の中で「稼動能力を有する者」「就労意欲がある者」「就職にあたって阻害要因がない者」「事業への参加に同意している者」の4要件を満たす人である。支援の内容としては、一般の職業相談・紹介の実施のほかに「ハローワークにおける就労支援ナビゲーターによる支援」「ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん」「生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨」「トアイアル雇用の活用」のメニューが用意されている。

（4）障害は医療的、経済的、社会政治的、行政的観点など多様な視角で定義されている。Oliver(1990)は、従来の障害者福祉の根幹になった医療的障害概念と対比して社会的障害概念を理論的に発展させ、二つの障害概念モデルが障害政策を説明するのに主に使われている。医療的障害概念モデルは、障害が個人の医療的条件によって決められ障害者を欠陥がある存在として見なされてきた。反面、社会的障害概念モデルは障害という現象を障害者の社会統合という観点で定義されている。比較的最近までも大部分の国々で個別的、医療的障害概念が主導したが、1980年代以降から社会的障害概念が浮上し始め1990年代以降さらに強化される傾向である。このような傾向は障害に対する公式的な定義として広く使われる世界保健機構の障害分類体系が障害に対する社会的観点を包括したICFの変化過程でよく現われている(WHO2001)。

このような障害認識パラダイムの転換は、障害者を就労無能力者として認識し現金給付方式を展開してきた既存の所得保障制度にも就労参加を支援する方案を導入する変化をもたらした（Marin 2003；Oorschot&Hvinden 2000）。すなわち個人的、医療的観点から定義される障害は就労能力の脈絡で就労遂行能力の限界と同一視され、これに基づいた所得保障制度においては身体的、精神的損傷が就労活動を制約することと認識し、就労能力を喪失した障害者を一方的に保護するかまたは生計を支援する現金給付のみを強調してきた。反面、障害に対する社会的観点に基づいた所得保障制度においては障害者に対する政策の目標は障害者を社会から分離させる環境の改善と反差別、機会平等などに置くようになる。重度の医療的損傷がある場合にも障害者の参加を制限する環境を改善することによって社会での就労参加が可能であると評価し、就労参加を通して社会統合が行われるように制度的措置の用意に重点を置いている。

Marin（2003）は、何十年間続けていた障害に関するパラダイム転換が損傷に対する公共の認識と政策反応、特に所得保障政策を変化させたという。OorschotとHvinden（2000）の研究でも障害者の所得保障政策での就労連携改革の主要原因として障害を眺める視角の変化を挙げている。

したがって、障害者ワークフェアは福祉国家危機に対処するための福祉改革の一環として受給者の給付脱却と就労参加を支援するための政策手段でありながらも、このような政策理念が障害に対する社会的認識変化に基盤している点において一般的なワークフェアとは区別される特性を持っている。

2．障害者就労環境とワークフェア

アメリカのワークフェアプログラム[(5)]は、自由主義的人的資本論に即して福祉受給者の技術向上と主観的な就労動機強化を貧困脱却のための主な戦略としている（박능후 2001）。しかし、このような戦略はすべての個人が労働市場に均等に接近する機会を持っていて労働市場が完全競争的な方式で作用すると仮定しているが、労働市場にも市場失敗があり労働市場に近付くことさえ難しい脆弱階層が存在している。

このように、未就労原因を供給側面ではない需要側面と関連している社会的排除の結果として理解する場合は、直接的に雇用創出に介入する戦略が導き出される。労働市場で脆弱階層を支援することで、彼らが排除される否定的な結果を与えないように政策的介入が重視される。これにより多くのヨーロッパ諸国は、職業斡旋、職業指導などの雇用安定サービス、職業訓練はもちろん就労者と雇用主に対するインセンティブ提供を通して働き口を創出する積極的労働市

（5）先進諸国の福祉改革過程で登場したワークフェアの概念は、福祉受給者を就労活動に参加させるための試みとして各国の経済的危機状況と政治的、制度的背景によって多様に定義されている。ワークフェアは、アメリカ式ワークフェア(workfare)、就労福祉プログラム(welfare-to-work program)、積極的労働市場政策(active labour market policies)など代表的な三つの政策類型内で相違に定義される。早くから公的扶助受給者に就労関連活動に対する参加を義務化させたアメリカ式ワークフェアでは、就労関連活動に参加しない場合制裁を強く行う懲罰的な意味が強調される。すなわち、個人の就労責任および義務が強調されている反面就労を支援する訓練が不十分である。イギリスの就労福祉プログラムは、アメリカ式ワークフェアに比べて受給者が選択する労働の種類が多様で、労働条件が劣悪ではない。これによってアメリカとヨーロッパ諸国の中間に位置すると評価されているが、ワークフェアと同じく就労に対する要求あるいは強制的な要素の内在が政策の特徴である。スカンジナビア福祉国家を中心とする積極的労働市場政策でのワークフェアは就労義務を履行しない受給者に懲戒や統制よりは権利と機会の性格を持って求職動機を付与して能力を培うことに重点を置いている（박능후 2001）。

場政策を強調してきた。受給者の福祉依存を強調するアメリカでも低所得勤労者のための税額控除や福祉受給者を含んだ脆弱階層を雇う雇用主に税額控除を提供させ、就労脆弱階層の就労参加と給付脱却を促している。

Marin（2003）は、障害者の就労参加を促す十分なリハビリテーションプログラムや雇用政策の不足が現金給付を中心とした障害政策を強化させたと指摘している。障害者就労環境改善が障害者の所得保障政策をワークフェア政策へ転換させる重要な要因になったことを示唆している。

障害者の就労活動を支援する政策介入として、障害者職業リハビリテーションプログラムは以前から強調されてきた。同時に、未熟練障害者の就労動機と雇用を高めようと就労補助金を提供する方式が活用されてきた。最近では低所得世帯の就労意欲を阻害せず、世帯の仮処分所得を増大させる税額控除方式が障害者就労者を対象とする場合、非障害就労者より大きい給付を提供することで、障害者所得保障および就労誘引により大きい効果があると評価されている。

BaldwinとJohnson（1995）は、雇用主の偏見や先入観が強く受けている障害者がそうではない障害者より就労可能性や賃金が相対的に低いと分析した。障害者就労問題の主要要因として就労による福祉恩恵喪失に対する憂慮と雇用主の否定的態度を指摘している。

このように障害者の就労能力増進および就労意欲を高めるためのリハビリテーションサービス拡大と低所得障害者就労者に対する賃金支援、障害者の雇用創出のための差別禁止措置と雇用主に対するインセンティブ導入など障害者就労環境の向上は障害者の就労活動参加を支援することによって公的扶助制度においても給付と就労活動を積極的に連携させることが可能になる。

Ⅱ　生活保護制度と障害者受給者

1．生活保護とは

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面において社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と規定されており、現行の生活保護制度はこの理念のもと、戦後の混乱下の生活困窮者を背景とした1946年制定の旧生活保護法を基礎に日本国憲法施行後の1950年に制定された（河本 2007）。

生活保護を受けるためには自己のあらゆる資産や能力を最低限度の生活を維持するために活用してもなお生活が維持できないという条件が求められる。また各種の社会保障施策による支援や不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用も保護実施の前提である。

保護の実施機関は、都道府県知事および市町村長により設置される福祉事務所が定められており、生活保護受給の要否を決定する過程は、申請による場合と職権による場合の二通りがある。申請による場合は、生活福祉資金や障害者施策等各種の社会保障施策活用の可否を検討してから要保護者による保護の申請が行われた後、福祉事務所による預貯金、保険、不動産等の資金調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労就労収入等の調査が行われ、生活保護費受給の要否が決定される。職権による場合は急迫（職権）保護した要保護者に対し、医療機関への入院や保護施設への入所措置を行った後、福祉事務所により預貯金、保険、不動産等の資金調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査が行われ、生活保護費受給の要否が決定される（河本 2007）。

保護適用となった後も、福祉事務所は世帯の実態に応じて年に２～12回の訪問調査を行い、

被保護者に収入・資産の届出を義務付け定期的に課税台帳との照合を実施する他、就労の可能性のある者への就労支援も行う（河本 2007）。

受給者世帯に対する給付方式は、受給者の所得認定額と世帯別最低生計費の不足分について給付が行われる補填給付方式による。給付の種類は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8つから構成されており、受給者の必要性に応じて障害者加算、介護保険料加算、在宅保険料加算などが支給される。

2．被保護受給世帯と障害者受給者の状況

1952年度の被保護世帯は70万2,450世帯であったが、1957年度には57万9,037世帯にまで減少した。その後、1984年の78万9,602世帯まで増加した後、再び1992年度には58万5,972世帯まで減少する。しかし再度、被保護世帯数は急増し、2005年度にははじめて被保護世帯が100万世帯を突破した。2006年度現在107万5,820世帯で、被保護世帯数が法施行後最高値となった（池田 2009）。

被保護世帯の動向の特徴として、①非稼動世帯化、②世帯人員の小規模化、③長期受給世帯の多さである。1960年度から1975年度までの間、稼動世帯数が33万3,744世帯から16万767世帯へと半減する一方、非稼動世帯数は27万1,008世帯から54万4,017世帯へ倍増した。稼動世帯と非稼動世帯の構成比についてみると、1960年度には稼動世帯55.2％、非稼動世帯44.8％と、稼動世帯が大きく上回っていたが、1965年度を境に逆転し1975年度には、非稼動世帯が8割近くまで増大した。その後も非稼動世帯化は進み2001年度には、88.1％を占めた。その後、稼動世帯数が微増したものの、2006年度現在、稼動世帯は12.7％（11万687世帯）、非稼動世帯は87.3％（93万7,650世帯）となっている（池田 2009）。

世帯類型別の被保護世帯の動向は2006年度現在、被保護世帯数が最も多いのは、高齢者世帯で、47万3,838世帯（44.1％）、ついで傷病者世帯が27万2,170世帯（25.3％）、障害者世帯で12万5,187世帯（11.7％）、その他世帯で10万9,847世帯（10.2％）、母子世帯で9万2,609世帯（8.6％）である。このように高齢者世帯や傷病・障害世帯など非稼動世帯が多く占める世帯類型が全体の８割を超えているのが特徴である。

生活保護は障害者を特に対象とする制度ではないが、それを受給する障害者は多い。例えば、厚労省「身体障害児・者実態調査」（2006）では、調査項目の一つとして生活保護の受給状況が設けられているが、それによれば、身体障害者の3.6％は生活保護を受給している。また、地域が限定されるものの、知的・精神障害者も調査対象とする東京都「障害者の生活実態」（2008）では、生活保護を受給していると回答した者の割合が身体障害者7.0％、知的障害者2.7％、精神障害者31.0％となっている。これらの数値は全体の保護率に比べればはるかに高く、生活保護を受給する障害者が多いことを示している。一方、世帯ベースで見ると、上記で述べたように被保護世帯約107万世帯（2006年）のうち、約12万世帯は障害者世帯となっている。定義上、障害者世帯とは「世帯主が障害者の世帯」であるため、障害者のいる被保護世帯はこれ以上に多いと推測される。分母となる障害者世帯の世帯数（全国）が把握できないため、高齢者世帯や母子世帯のように世帯保護率を推計することはできないが、障害者世帯の世帯保護率は高くなっていると考えられる。特に精神障害者では就業率が圧倒的に低く、同居者無しがやや多いだけでなく、年金未受給の割合が高いため、生活保護に依拠せざるを得ないケースが少なくない（百瀬 2008）。

Ⅲ　生活保護制度における障害者就労支援の現状と問題

1．自立支援プログラム成立と実施現状

生活保護の抜本改革を目指して2003年８月、社会保障審議会福祉部会「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」が設置され、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という方向の下に、生活保護制度に関する全面的な見直しの論議が行われ、2004年12月には最終報告書が出された。

本報告書において、自立に向けた支援では、①現在の生活保護の制度や運用のあり方で生活困窮者を十分支えられているか、②経済的な給付だけでは被保護世帯の抱えるさまざまな問題への対応に限界があるのではないか、③自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分出るか、④担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか等の理由から、「生活保護制度のあり方を、国民の生活困窮の実際を受け止め、その最低生活保障を行うだけでなく、生活困窮者の自立・就労を支援する観点から見直すこと」が要請され、「被保護世帯が安定した生活を再建し、地域社会への参加や労働市場への『再挑戦』を可能とするための『バネ』としての働きを持たせることが特に重要であるという視点」が強調されている。この報告書では、「自立支援」について「利用者が心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの（社会福祉法３条）」を意味すると確認し、内容を①就労自立支援、②日常生活支援、③社会生活自立支援の３つに整理した。これを受ける形で2005年度より各地の福祉事務所は自立支援プログラムを実施している。自立支援プログラムとは、生活保護の実施機関である福祉事務所が管内の被保護者全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容および実施手順等を定め、これにもとづき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものである。自立支援プログラムは受給者が主体的に参加するものであり、同意を前提すると確認している。他方で、自立支援プログラムは被保護者が就労・生活向上の義務を果たすための手段であり、受給者の取り組みが不十分な場合もしくは、参加を拒否した場合には、文書による指導をへて保護は停止又は廃止されると明記している。2007年度における自立支援プログラムの策定・実施状況は表１の通りである。

2．自治体独自の就労支援プログラム

自立支援プログラムの全体像は上記のように多様なものであるが、2005年６月から就労支援の部分のみが先行的に実施された。就労支援プログラムとして、すぐに就労可能な受給者を対象とした職安連携型の就労支援プログラムとは別に何らかの就労阻害要因を抱えた受給者を対

表１　2007年度における自立支援プログラム策定・実施状況

種　別	策定済みプログラム数	参加者数（人）	達成者数（人）
就労自立に関する自立支援プログラム	1,360	61,728	20,997
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,269	36,814	22,580
社会生活自立に関する支援プログラム	240	2,690	1,591
合　計	2,869	101,232	45,168

※策定状況は、2008年3月末。実施状況は、2007年度実績
出所：社会福祉士養成講座編集委員会2009、『就労支援サービス』

表２　就労支援に関するプログラム策定状況

	2006年12月		2007年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%
就労支援に関するプログラム数	620		1,143	

出所：布川2009、『生活保護の論点』p141

表３　就労支援の成果（2006年度実績）

	新規就労	増収	合計
１福祉事務所による就労支援プログラム	9,237	3,043	12,280
２ハローワークとの連携事業（生活保護受給者等就労支援事業）	4,222	1,180	5,411

注１：福祉事務所による就労支援プログラムの参加者数は、34,000人。
注２：同一人物が就職と退職を繰り返した場合、ここでは実人員でカウントしている。
出所：布川2009、『生活保護の論点』p141

象者にした自治体独自の就労支援プログラムが実施されている(6)（表２）。このプログラムは自治体がセーフティネット補助金を活用して、就労支援専門員を福祉事務所に配置し、地域にある求人の掘り起こしや、対象者の動機付け、日常生活の支援が行われいる。支援した受給者の数は、職安連携型の就労支援よりも多くなっている（表３）。

生活保護における就労支援で着目すべきは、就労阻害要因がなく就労意欲も高い人を対象とするハローワーク連携型の就労支援プログラムではなく、自治体独自の就労支援プログラムである。自治体独自の就労支援が対象とする人の中には、就労可能とはいえ、病気や障害などの就労阻害要因を抱えているため一般のフルタイム求人に応募し、採用されるのが難しい人たちである。こうした人たちを対象とする自治体独自の就労支援プログラムこそ、支援メニューの多様性と支援の質の高さが求められる（布川2007）。

３．事例からみる自治体独自の就労支援プログラムの成果

ここでは、自治体独自の就労支援プログラムの成果に注目し、その意義を検討する。大阪市では、受給者の実態にあわせた体系的なメニューを提供している。就労支援員はもとより精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職が対象者に寄り添い、就労阻害要因を明らかにし、それを取り除くために日常生活援助と社会生活援助に時間をかけて取り組んでいる。受給者の就労阻害要因に着目するのではなく社会的なつながりに視点をおいた実践も行われている（向井2007）。

釧路市は、地域福祉、コミュニティとかかわりがあってこそ自立であるとのアプローチから、図１のように生活保護受給者の自尊意識、自己肯定感重視に根ざした生活型の取り組みを体系化している。対象者の職歴、生活歴、意識を踏まえ働くとは社会的、地域的に有用な労働であると定義し直し、一般就労ではなく、人と

（６）2005年度に、国は、地方自治体が自立支援プログラムの策定やさまざまな自立支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化するため、従来の生活保護費補助金と他の補助金を統合し、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を創設した。自治体はこの「セーフティネット支援対策費補助金」を使い、支援専門員の配置、協力事業者への委託など自治体独自の取り組みをしている。2008年度予算額は195億円である（布川2009）。

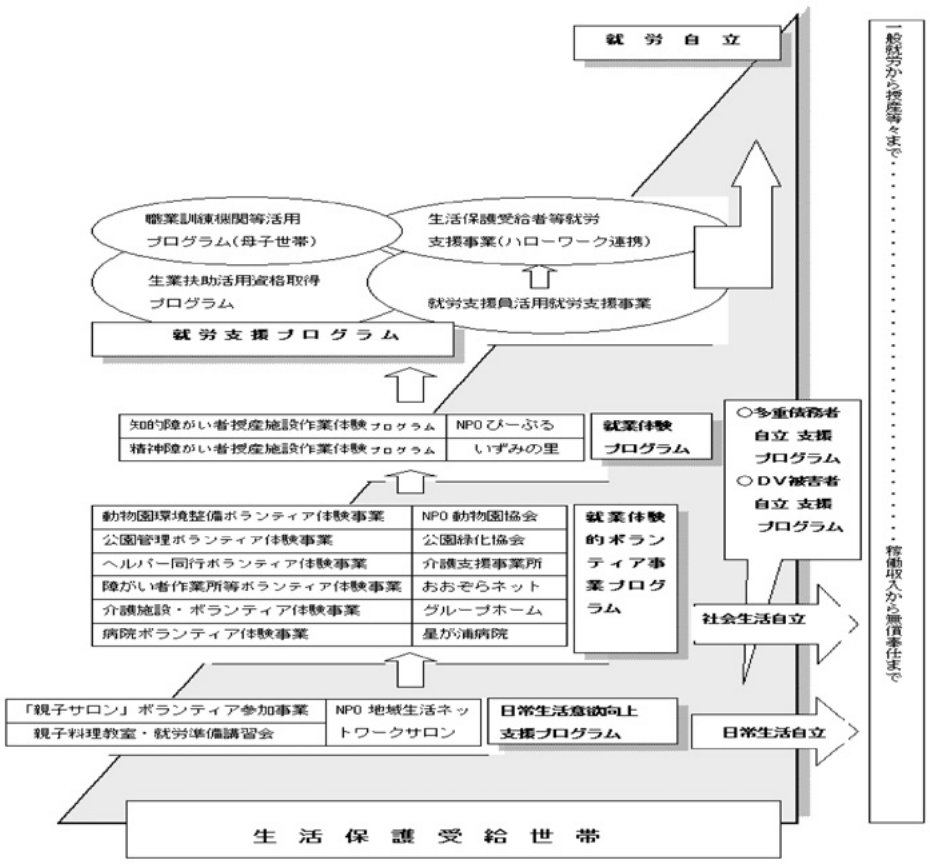
就労自立
一般就労から授産等々まで・・・

もあり、自治体独自の就労支援プログラムの就労については、収入面だけではなく、この意味も位置付ける必要がある。作業所や短期間労働しか行えない稼動能力の人であっても、これらの就労を行うことが社会参加であり、社会生活自立を得る契機という評価ができる（布川2006）。

4．自治体独自の就労支援プログラムの諸問題

1）生活保護原理に関する問題

生活保護の原理的な問題として、生活保護制度のなかに最低限度の生活を保障するプログラムと就労支援プログラムが共存している点である。

株本千鶴論文「韓国の自活事業」は、公的扶助による就労支援の可能性を検討したものであり、公的扶助制度のなかで行われる就労支援プログラムは社会全体の雇用政策、労働政策、失業政策の影響を受けやすくなり、経済の沈滞や少子高齢化の波動を受けて、生産性向上が政策の前面に押し出されてくると、自治体独自の就労支援プログラムの福祉的な効果よりも生産的な効果がより強く追求される可能性がある。最低限度の生活保障という基本原理が見えにくくなることも考えられる。そうなると受給権者の制度理解にも影響が及び、スティグマが膨張されるかもしれない。生活保護制度の原理と就労支援プログラムの原理の両者を生かすため、プログラムをなんらかの形で別立ての制度として運営することは検討されてもよいだろうという知見は生活保護制度の生活保障と就労支援の融合を考える上でも、示唆点が多いと思われる。

2）最低賃金と生活保護基準との整合性問題

現行生活保護制度の給付は、受給世帯収入が最低生計費を下回るとその不足分について金銭給付が行われる補填給付方式をとっている。補填給付方式は、基礎控除等により就労収入が上昇しても可処分所得が一定に保たれるように設計されており、就労収入増に応じて就労費用を差し引いた分だけ支給額が減額されているため、多くの被保護世帯では総収入が変わらない場合がほとんどである。

障害者受給者の就労意欲を高めるためには、最低賃金と生活保護水準の均衡が重要である。生活保護受給障害者は、障害による追加費用、医療保険や国民年金の免除、各種租税公課・公共サービスの利用料の減額が行われることから実質的には最低賃金と生活保護の逆転現象が発生していることになる。こうした逆転現象は貧困のスパイラルを形成し被保護世帯の自立を阻害することになる。この点については、平成18年12月の労働政策審議会答申「今後の最低賃金制度の在り方について」においても社会保障政策との整合性や最低賃金水準の決定要素の一つである労働者の生計費として生活保護に関わる施策としての整合性が必要であると指摘されている。

3）稼動能力阻害要因把握に関する問題

生活保護自立支援の手引き（2008）によれば、就労支援支援プログラムは就労阻害要因について以下のように分類している。

精神障害は、精神の疾病等の状態が固定化しており、精神障害者福祉手帳が等級に関わらず交付されている者である。精神傷病は、うつ、パニック症候群、アルコール依存症などの精神の疾病で病状の固定化を見ないものである。身体障害は、身体の障害で病状が固定化しており、身体障害者手帳が等級に関わらず交付されている者、及び知的障害により療育手帳が交付されている者である。ただし該当障害が就労する上で影響がないものは就労阻害要因と取り扱わない。身体傷病は、身体の傷病であり、手術後の経過観察、リハビリを含む。完治後は当然に就労阻害要因とはならないとしている。

また病状調査は、障害、傷病を有する稼動年齢層（18歳から64歳及び18歳未満であって就労

させるべきもの）の被保護者に対し医師による病状調査を行い、職種を限定せず就労可能か、就労する上で条件が生じるか、福祉作業所などでの作業程度が妥当かを判定する。就労に関する病状調査とは身体的な状況のみから、就労について判断するものであり、能力上の問題を調査するものではない。能力的に見て不可となっているケースがあるが、これは心身に異常がないのであれば就労は可能であるが就労阻害要因となるものであるとしている。

ここでわかるように障害別に就労阻害要因の定義はしているものの、具体的にどの身体の障害状態が就労活動を妨げるのかをより詳細に規定する就労能力判定マニュアルがないことと、医学的に生じた身体的、精神的損傷がい就労能力と同一視されているため稼動能力の喪失の度合いが大きい人ほど、現実に合わなくなっているいう問題がある。

医学的に生じた身体的、精神的損傷を就労能力の喪失という認識の改善と障害者の就労能力を判定できる審査体系確立の一環として障害者の就労能力判定マニュアル開発が求められる。

4）ケースワーカーの専門性に関する問題

上記に述べた問題を制度上の問題とすると、もう一方で以下のような支援機関側の問題がある。就労支援プログラムの実施において、ケースワーカーとの間の信頼関係の回復や受給者同士の関係性の構築などを具体的に進めることが、自立支援が効果をあげる鍵になっている（布川2007）。生活保護制度においてケースワーカーの担当世帯数の基準については、社会福祉法第16条で１人あたり被保護世帯80と定められている。ケースワーカーは、認定業務と自立支援業務が主な業務であるが、とくに前者は資産認定等現状では非常に困難な業務を含み、被保護世帯の増加に伴って負担が大きくなっている。また、精神疾患やアルコール等の依存症、多重債務、ドメスティッ クバイオレンス被害への対応等、多様な問題を抱える世帯の増加に対応するための経験豊かなケースワーカーの育成とケースワーカー間の連携が求められている。福祉事務所でケースワーカーとして働いているのは、主に一般行政職の職員である。２、３年単位で別部署へ異動しており、経験の浅い新人ワーカーや現場経験のない査察指導員がそれぞれ多い（４分の１程度）ことは問題と考えられる（河本 2007）。

さらに河本は、ケースワーカーには全国的な技能研修や一定期間の資格試験（試験に落ちれば資格を剥奪される）を課し、標準化や質の確保をねらうべきで、就労促進指導員を設置することで、認定業務と自立支援業務の役割分担を行いケースワーカーは就労支援に力を注ぐことができ被保護者の自立を促すことが期待されるという。

おわりに―今後の就労支援の方向性―

第一に、Ⅰ章で考察したように、日本の生活保護制度で障害者受給者の就労を促すためには、どのような政策手段を導入するのかを決める前にまず、障害に対する認識の変化と就労環境の造成が先行されなければならない。その後このような障害認識と就労環境変化の脈絡と一致するように就労インセンティブの適用範囲と規模を大幅に拡大させる必要があると考えられる。

その為の、就労インセンティブについていくつかの方向性を具体的に提案する。まず、給付算定において勤労所得の控除は公的扶助制度の補填給付方式による問題点を補完する代表的な戦略として活用されている。勤労控除方式が障害者の就労復帰を効果的に促すためには適正な控除水準を決定することがなによりも重要で、勤労控除が低い場合は就労能力があっても就労活動を避ける傾向がある。十分に誘引策として作用するほどの水準を保障する必要があり

(변용찬 2003)、単純な定額あるいは定率方式の所得控除は就労動機誘引に大きな影響を及ぼさない（박능후 2001)。

このように就労の際に実所得を高める給付方式にもかかわらず、障害者は一旦定期的に提供される障害年金や公的扶助給付を受給し始めれば就労への復帰は難しくなるということが専門家の共通的見解である（Burkhauser 他1997)。O'Day（2001）は、給付申請者が職務上に困難を起こす障害状態でリハビリテーションまで臨時的な給付を受けなくなると、障害者は永久的な給付を受けるか、何も受けられないという二者択一状況に置かれ、結局長期依存的な受給者に転落されざるをえないという。障害者は非障害者に比べて作業環境の不適切性、対人関係の困難などによって就労状態の継続が難しく(김승아 1995)、障害者の就労参加を誘引できないという限界点が頻繁に指摘された(Atkinson 1993)。デンマークでは就労活動によって所得が資格制限基準より多くなって給付が中断されると安定的な就労が保障されるまで臨時（部分）給付を提供し（OECD 2003)、障害者の就労復帰意志を強化させている。

これと類似して不安定な就労状態による就労意欲減少を防止する戦略として、就労所得が資格制限基準より多くなっても就労所得が安定的に維持されるまでカナダでは３カ月間、オランダでは６カ月間給付が喪失されないようにする方案が導入されている（OECD 2003)。イギリスでは、不安定な就労試図の間は給付の維持はもちろん安定的な就労所得によって対象資格から完全に脱した後も一定期間は給付を延長させて(U.K.Department of Work and Pension 2002)、給付喪失の不安感を最小化させている。基本給付を延長させる戦略とともに付加給付の延長戦略も障害者の就労促進に有用である。多くの国々の公的扶助制度では生計保護の他に医療保護、住居保護、児童扶養などの付加給付を含んでいる。就労活動による公的扶助制度からの脱却は直ちに付加給付の喪失につながり、ことによって付加給付の喪失が就労復帰の大きな妨げになる（Edin&Lein 1996)。したがって、公的扶助の受給資格と付加給付の受給資格を分離させ公的扶助から脱却してからも障害特性によって付加給付を延長させることが重要な就労連携要素として重要である（Mashaw 1997)。

第二に、障害者の就労支援の前提となるのは就労訓練である。生活保護給付８種のうち、就労訓練に関係するものは生業扶助であり、生業費、機能習得費、就職支度費から成り立っている。生業費は生業自営業のための設備費、器具費、資料費及び運転資金等、機能習得費は就労のために必要な技能や資格を身につけるための費用であり、就職支度費とは就職に際する衣服や履物等の購入費用である。

実際にこの生業扶助が適用となる世帯は非常に少なく、総被保護世帯のうち、生業扶助を受けている世帯は2004年度平均0.1％、2005年度平均でも2.5％に過ぎない（河本 2007)。障害者に対する就労支援プログラムをより実効性にあるものとするためには、生業扶助を積極的に活用していくことが効果的であることから、その支給要件等を見直す必要がある。例えば、現在特定の技能や資格の保有が就労の条件となっている場合などに限って生業扶助が支給されているが、これを障害者が就労支援プログラムに参加している場合には、就労に結びつく様々な支援メニューへの参加費用等についても支給できることとすることが考えられる。

後に、今回は生活保護制度における障害者就労支援の現状と問題点を文献研究を通して考察した。今後は文献研究の分析から得られた現状と問題点を実践研究を通して検証して行きたい。合わせて、日韓の比較研究を通して公的扶助による障害者就労支援政策を模索することを筆者の今後の課題の一つとしたい。

参考文献

1）김승아（キム・スンア）「就労障害者の離職要因分析と対処方案」、韓国障害者雇用促進公団、1995年、P.2

2）변용찬（ビョン・ヨンチャン）『障害者自立のための障害者福祉政策の現況と中長期発展方案』、韓国保健社会研究院、2003年

3）박능후（パク・ヌンフ）『就労連携福祉（workfare）プログラム適用モデル研究』、韓国保健社会研究院、2001年

4）Atkinson, A. B. 1993.“Have Social-Security Benefits Seriously Damaged Work Incentives in Britain?”.In Welfare And Work Incentives: a North European perspective. edited by A. B. Atkinson and Gunnar Viby Mogensen. Oxford University Press.pp.187-189.

5）Baldwin.M.and W.G.Johnson.1995.“Labor Market Discrimination against Women with Disabilities”.Industrial Relation. Vol.34.No.4.pp.555-577.

6）Burkhauser, Richard V., Andrew J. Glenn, and David C. Wittenburg, 1997. "The Disabled Worker Tax Credit". In Disability - challenges for social insurance, health care financing, and labor market policy.edited by Virginia P. Reno, Jerry L.Mashaw & Bill Gradisom. National Academy of Social Insurance.pp.47-77.

7）Edin, K. & Lein, L. 1996. Making Ends Meet: How single mothers survive welfare and low-wage work. Russell Sage Foundation.

8）Marin, Bernd. 2003. "Transforming Disability Welfare Policy. Completing A Paradigm Shift". In European Dsiability Pension Policies. Edited by Christoper Prinz. Ashgate. pp.23-76.

9）Mashaw,Jerry L.1997.“Disability Benefits Policy: Is There a Crisis?;Findings of the Disability Policy Panel” In Disability - challenges for social insurance,health care financing, and labor market policy.edited by Virginia P.Reno,Jerry L.Mashaw& Bill Gradisom. National Academy of Social Insurance.pp.17-19.

10）OECD.2003.Transforming Disability into Ability:Policy to Promote Work and Income Security for Disabled People.

11）O'Day, Bonnie & Monroe Berkowitz. 2001. "Disability Benefit Programs - Can We Improve the Return-to-Work Record?". Handbook of Disability Studies. Edited by Gary L. Albrecht, Katherine D. Seelman, and Michael Bury. Sage Publications.pp.633-641.

12）Oorschot, Wim Van & Bjørn Hvinden. 2000. "Introduction: Towards Convergence? Disability Policies In Europe". European Journal of Social Security, Vol. 2.Kluwer Law International.pp.293-302.

13）Oliver,Micheal.1990.The Politics of Disablement. St Martin’s Press.

14）Social Health and Family Affairs Committee, Council of Europe.2002.Towards Full Social Inclusion of Persons with Disabilities Parliamentary Assembly, Doc.9632.
For Disability Organisations.

15）Taylor-Gooby.2001.Welfare States under Pressure. Sage Publications.

16）ThorntonP『国際2004KEPADシンポジウム資料集』韓国障害者雇用促進公団. 2004年

17）U.K. Department of Work and Pension, Social Security Office. 2002. Permitted Work Procedural Information.

18）World HealthOrganization. 2001. ICF : International Classification of Functioning, Disability and Health.

19）池田和彦・砂脇恵著『公的扶助の基礎理論』、

ミネルヴァ書房、2009年
20）株本千鶴「韓国の自活事業―公的扶助による就労支援の可能性」野口定久編集『福祉国家の形成・編制と社会福祉政策』、中央法規、2007年
21）河本悟一他「生活保護制度は受給者の自立を促しているか―福祉事務所のパネルデータを用いた実証分析―」、大阪大学経済学部経済経営学科、2007年、p.2
22）河本悟一他、前制論文、p.4
23）釧路市福祉部生活福祉事務所『平成19年度釧路市生活保護受給者自立支援プログラムの取り組み報告書』、2008年
24）佐藤久夫・小澤温著『障害者福祉の世界』、有斐閣マルマ、2006年
25）障害者福祉研究会編集『国際生活機能分類』、中央法規、2008年
26）社会福祉士養成講座編集委員会編集『低所得者に対する支援と生活保護制度』、中央法規、2009年
27）―『就労支援サービス』、中央法規、2009年
28）杉村宏、岡部卓、布川日佐史編『よくわかる公的扶助』、ミネルヴァ書房、2008年
29）生活保護自立支援の手引き編集委員会編集『生活保護自立支援の手引き』、2008年
30）布川日佐史『生活保護自立支援プログラムの活用』、山吹書店、2006年、p.65
31）―「生活保護改革議論と自立支援、ワークフェア」埋橋孝文編著『ワークフェア―排除から包摂へ？―』、法律文化、2007年、p.202
32）―「自立支援の到達点と課題」『賃金と社会保障』、1456号、2007年、p.13
33）―『生活保護の論点』、山吹書店、2009年
34）向井順子「大阪市の就業支援の取り組み」『賃金と社会保障』、1436号、2007年、p.18
35）百瀬優「障害者に対する所得保障制度－障害年金を中心に」『季刊社会保障研究』、Vol.44 NO.2.2008年、p.173
36）山本久『ワークフェア』、東洋経済、2007年

東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所）
第53号，2010年，127－139ページ

韓国教育放送公社における英語の学校放送番組分析

カレイラ松崎順子

1．はじめに
2．第７次教育課程
　2.1．小学校における英語教育
3．2007年改訂教育課程
4．Korean Educational Broadcasting System English (EBS-e)
5．本研究の目的
6．番組分析
7．考察
8．今後の課題およびまとめ
引用文献

キーワード：韓国　英語教育　番組分析　EBS-e　SEL

1．はじめに

日本の小学校において外国語活動が2011年度より正式に必修化されるが，その前にいくつか解決しなければならない問題がある。第一に，英語補助教員（Assistant Language Teacher，以下ALT）や英語専門教員の確保など市町村により地域差が見られるため，日本全国同じ条件で小学校の外国語活動を行っていけるかということである（岡・金森，2007）。第二に，今後小学校の教員が中心となって英語を教えるようになることは予想できるが，英語があまり得意でない小学校教員も多い。ゆえに小学校教員をサポートする教材が早急に必要である。第三に，英語教育における小・中・高校の連携をどのように行うかということである。

ところでこのような問題を解決する一つの策として学校放送番組があげられる。誰でも簡単に活用できる学校放送番組の活用は小学校外国語活動の大きな助けになるであろう。NHK教育テレビは2000年に小学校中学年向けの英語番組「えいごリアン」の放送を始め，続いて2002年より小学校高学年向けの「スーパーえいごリアン」，その後2005年に小学3年生対象の「えいごリアン３」を放映していたが，現在は「えいごルーキーGABBY」という小学校高学年を対象にした英語番組を放映している。その他高校生用のNHK高校講座の「英語１」が放映されているが，中学生用の番組は放映されていない。

一方，韓国の小学校[1]では，1997年に小学３年生から英語を正規教科として取り入れており，小・中・高一貫の教育課程の確立，国定教科書や教材の開発，充実した教員養成，研修制度など，周到な準備のもとに英語教育が導入された（樋口，2005）。このような小・中・高一貫の英語教育を支えるために，2007年より韓国教育放送公社（Korean Educational Broadcasting System，以下EBS）の英語番組専門放送チャンネル（Korean Educational Broadcasting System

1　韓国では小学校のことを初等学校（1997年当時は国民学校）と呼んでいるが，本稿では日本の小学校のことも論じるため，混乱をさけるため韓国の初等学校を小学校として記載する。

English, 以下EBS-e）において学校英語レベル（School English Level，以下SEL）と呼ばれる英語の学校放送番組が始まった。

日本と韓国は外国語としての英語（English as a Foreign Language，以下EFL）すなわち外国語としての英語教育の環境にあり，「アジアの非英語圏」という「外国語学習環境」という点で，似通った環境にある。韓国の英語教育の情勢は，今後の日本の英語教育を考えるうえで大いに参考になるであろう。ゆえに，本研究では韓国のEBS-eのSELの番組分析を行うことにより日本の英語教育に示唆を与えていく。

2．第７次教育課程

韓国では1954年以降，さまざまな教育改革がなされてきた。第１次教育課程（1954～1963）から始まり，第２次教育課程（1963～1974），第３次教育課程（1974～1981），第4次教育課程（1981～1987），第5次教育課程（1988～1991），第6次教育課程（1992～1996）と続き，1997年12月30日に第７次教育課程が告示された（河合，2004）。

韓国の小学校における英語教育は，1972年に一部の指定学校で特別活動の時間に行われ，第４次教育課程がはじまる1981年より教育改革の一環として小学４年生以上を対象に「特別活動」のなかで始まった（金，2007；杉山，2008；師子鹿, 2009）。1980年代の韓国は経済的に大きく発展し，1988年に第42回オリンピックがソウルで開催されるなど，韓国が国際化にむけて真剣に取り組み始めた時代である（師子鹿, 2009）。そのような中，小学校における英語教育は第5次教育課程がはじまる1988年に学校ごとに自由な学習活動を行うことができる「裁量時間」を利用しながら主に小学５・６年生を対象に実施された。さらに，1995年11月に，1997年から小学校において英語を正規の必修科目とすること，小学３年年から学年進行で段階的に導入することが告示され，その後２年間の複数の研究校における試験実施が行われたのち，第７次教育課程が1997年に制定された（杉山，2008；師子鹿, 2009）。小学３年生から段階的に導入され，2000年度には小学6年生までが英語の授業を受けている。なお，必修化をめぐっては，反対する立場から，母国語である韓国語に対する弊害，教材未整備，アイデンティティ獲得の障害，英語教員の不足（金，2007），現場教員の反発や相反する保護者の過剰な期待（杉山，2008）など日本と同じような議論が繰り広げられた。

第７次教育課程は「人材育成の目標として，①国際化・情報化に対応できる基礎能力を保持し，②個性豊かで創造的な能力を発揮でき，③韓国および国際社会に貢献できる―人材の育成をあげている」（樋口，2008，pp.127-128）。また，小・中・高一貫を目指しており，小学１年生から高校１年生は「国民共通基本教育課程」として一貫性のあるカリキュラムを編成し，高校2年生から高校3年生は「選択中心教育課程」という水準別授業を実施した（樋口，2008）。小学校においては共通課程の「基本課程」のほか「深化・補充型水準別教育課程」を導入し，能力別授業を推奨している。「深化・補充型水準別教育課程」は児童が能力と個人差に応じて教育を受けることができるように，「基本課程」の達成水準に達しない児童を対象とする「補充課程」と「基本課程」の達成水準に達した児童を対象とする「深化課程」に分かれている（韓国教育部，1997）。

さらに，小・中・高を通じた英語教育の目標について以下のような項目があげられている（韓国教育部，1997）。

- 英語に興味と自信感を持ち，意志疎通を図れる基本的能力の育成
- 日常生活と一般的な話題に関して無理なく意志疎通ができる
- 外国の多様な情報を理解し，これを活用で

きる能力を養う
- 外国文化を理解したうえで自国の文化を新たに認識し，正しい価値観を養う

また，小・中・高の連携に関しては，小学校において，英語に対する親近感と自信を植え付け，英語に対する興味と関心を持続的に持たせ，このような雰囲気と学習態度は，中学・高校での英語教育に引き継がれ，英語活用能力を向上させる礎となるようにすると記載されている（韓国教育部, 1997）。

さらに，第7次教育改革によって修学能力検定試験（College Scholastic Ability Test）が導入された。これは日本の大学センター入試に相当するもので，修学能力検定試験の英語の試験は実用主義志向が強く，伝達を重視した言語テストである（樋口，2007）。

2.1. 小学校における英語教育

第７次教育課程において小学校の英語教育の指導方針として以下のようなことがあげられている（韓国教育部, 1997）。
- 実生活の中での感覚と経験が思考と行動に深く作用し，好奇心が強いという小学校の児童たちの特性を考慮する。
- 実生活で接することのできる感覚と遊びを中心とし，体験学習を通じて発見の楽しさを味わうことができるようにすることが効果的である。
- 児童は，記憶する能力が十分とは言えず，集中力も長く続かないので，反復学習等やマルチメディアのような，多様で興味を引くことのできる教育媒体の活用を推進する。

また，必修化導入時の1997年は第６次教育課程が適用されており，当初，小学校において，英語は週２時間（１授業時間は40分）実施されることになった。しかし，2001年度から開始された第７次教育課程において「裁量時間」が「裁量活動」に改称されるとともに従来の週０～１時間から週２時間に拡大されたことに伴い，英語の授業時間数が小学３年生から小学４年生では週１時間に減った。なお，小学５年生から小学６年生では週２時間実施されている。したがって，英語の年間実施時間数は，小学３年生から小学４年生で34時間，小学５年生から小学６年生で68時間である（韓国教育部，1997）。

教科書に関しては，当初は検定教科書を使用していたが，第７次教育課程の導入とともに，2001年から各学年国定教科書１種類のみを使用することになり，国定の教科書が配布されるようになった。各教科書にはパソコンを使って授業の予習，復習といった家庭学習ができるCD-ROMが，また教科書巻末には授業中にゲームなどで使用するカードがそれぞれ添付されている（杉山，2008）。

指導方法は，遊びを中心にした体験的な学習が推奨され，チヤンツや歌，ゲーム，ロールプレイなど活動中心の授業を目指している。また，マルチメディアのような，多様で興味を引く教育媒体の適切な活用が推奨されている（杉山，2008）。小学３年生から小学６年生向けの英語の教科書は，カラフルな装丁で，歌やゲームなどの音声タスクを中心に構成され，子どもたちに身近な学校や家庭における場面や登場人物として韓国人が多く登場する等，子どもたちを飽きさせずに，英語の4技能が学年を通して段階的に習得できるように構成されている（杉山，2008）。シラバスは機能（Function）を中心にし，文法項目を織り交ぜ（杉浦，2006），身近な事物・出来事に関する題材や生活語彙を扱うことで，英語で身の回りのことを表現できるように編集されている（杉山，2006）。

韓国の小学校では英語専科教員が授業を担当することや英語がより得意な教員が他のクラスの授業を担当することが今ではかなり多くなっ

たが，基本的にはALTに過剰に頼らず自国の教員が担当することを目指している。ゆえに，韓国の小学校の英語教育に関する教師養成・研修制度は充実している（樋口，2005）。全国の教育大学と教員研修センター（教育委員会）が韓国政府の委託を受けて「基礎（一般）研修」（120時間）と「一級正教師資格研修」（160時間）を毎年実施している（八田，2007）。研修は原則として各地方自治体単位で開かれ，必要経費は参加者の交通費に至るまで全て国家から支給される。全国全ての小学校教員に受講資格があり，夏季休業中の３週間，日曜日を除く毎日実施されている（八田，2007）。

３．2007年改訂教育課程

2007年に第７次教育課程が10年ぶりに改訂され，2009年度から随時施行されている。第７次教育課程では，小学３年生は「聞く」「話す」のみで，小学4年生で「読む」を開始し，「書く」は，小学5年生から導入されていたが，2007年の改訂で，「読む」が，小学３年生に，「書く」が，小学4年生に導入されることになった。さらに，第７次教育課程では「基本課程」と「深化課程」に分かれ，児童の水準に応じて多様な教授法を展開するというものであったが，実際は現状の学校システムに対応できなかったため2007年の改訂では，「深化課程」を廃止し，すべての児童が習得すべき基本事項のみを記載している（杉山，2009）。

また，2008年に就任した李明博大統領は「英語公教育完成プロジェクト」を発表し，国家競争力の向上のために人材育成と私的教育費の負担減という視点から，公立学校における英語教育を強化するため，英語以外の科目も英語で授業を行う「英語没入教育」いわゆるイマージョン教育の導入や小学校での英語授業時間数の増加などを計画した。この計画を2008年から2014年までの7年間で段階的にすすめ，教育環境のために総額4兆ウォン（約4521億円）を投じる予定であるという（杉山, 2009）。

４．Korean Educational Broadcasting System English（EBS-e）

韓国では毎年小学６年生を対象に「国家水準学業成就評価」という全国規模の学力テストを実施しているが，都市と地方の点数差は英語が最も著しく（渡辺，2008），そのような問題を解決する方策の一つとして，多様なマルチメディア資料や情報コミュニケーション技術（Information and Communication Technology，以下ICT）ツールを活用することを奨励している。これらのメディアの代表であり，政府が最もその発展に力を注いでいるのが，2007年4月に開局した英語番組専門放送チャンネルであるEBS-e である。

EBS は1990年にKBS（韓国放送公社）から教育放送部門が分離して開局した教育放送の専門局であり，2003年に公社化され，現在のEBSとなった。EBSは地上波として教養・文化・芸術番組を行っており，衛星波は，EBSプラス１（大学入学試験専門番組），EBSプラス２（小・中学生向け番組・資格取得・職業訓練），およびEBS-e（英語番組専門）の３つにわかれている。なお，EBS-eは衛星放送とともにケーブルテレビでも配信されており，韓国全世帯の約8割が視聴可能であり，日本の文部科学省にあたる韓国の教育科学技術部が財政支援を行っている（渡辺，2008）。

EBS-eは視聴者を「幼児」，「小学生」，「中学生・高校生」，「母親・教師」，「成人・一般」の５つに区分したゾーン編成を行っている。この5つのゾーンのなかで最も大きな部分を占めているのが，小学生向けの番組である。また，SELと呼ばれる学校放送番組がある。SELは10シリーズから構成され，SEL１からSEL５は小学生，SEL６からSEL８は中学生， SEL９から

表１　SEL１からSEL10の番組一覧

対象学年	SEL	学期	番組名	指導内容
小学１・２年生	SEL１	１・２学期	Alice's Wondergarden	フォニックス
小学３年生	SEL２	１学期	Go Go Timegirl	語彙・文法
小学３年生	SEL２	２学期	Word Circus	語彙・文法
小学４年生	SEL３	１学期	Wow! Gameland	語彙・文法
小学４年生	SEL３	２学期	Gra Gra Grammar	語彙・文法
小学５年生	SEL４	１学期	Spy Zone	語彙・文法
小学５年生	SEL４	２学期	New Spy Zone	語彙・文法
小学６年生	SEL５	１学期	Tok Tok English	語彙・文法
小学６年生	SEL５	２学期	Cyber tales	語彙・文法
中学１年生	SEL６	１学期	What's Up? English	読む・書く
中学１年生	SEL６	１学期	Nonstop English	読む・書く
中学１年生	SEL６	２学期	Reading Adventure	読む・書く
中学２年生	SEL７	１学期	Three Golden Keys	読む・書く
中学２年生	SEL７	１学期	English Burger	読む・書く
中学２年生	SEL７	１学期	Speaking Factory	読む・書く
中学３年生	SEL８		English Diary	読む・書く
高校１年生	SEL９		고지잡이 English	
高校２年生	SEL10		맛있는 English	

注EBS-e（n.d.）のホームページより抜粋　著者が翻訳

SEL10は高校生を対象にしている。SEL1はフォニックス，SEL２からSEL５は語彙と文法，SEL６からSEL８は「読む」「話す」ことに重点が置かれている（表１参照）。

５．本研究の目的

韓国がこのように放送番組に力を入れているのは，都市と地方の学力格差が見られるためであり，このような格差を解決するための手段として注目されたのが放送やインターネットなどのメディアを使った学習教材である（渡辺，2008）。韓国は，すでに小学校で英語を教科として教えており，教員養成および小学校の英語教育をサポートするための教材や環境という点において日本より進んだ英語教育を行っており，日本が参考にできる点が多い。日本では，韓国の言語政策・メディア関係の研究は行われているが，EBS-eの研究はほとんど行われていない。

日本の英語教育における学校放送の在り方は，2011年度より正式に必修化される小学校外国語活動にとって重要な問題である。ゆえに，EBS-e のSELに関する研究は日本の英語教育および学校放送番組の在り方に多くの示唆を与えると考え，本研究の着想に至った。本研究では，EBS-eのSELの番組分析を行い，日本はSELからどのようなことを学べるのかを探っていく。さらに，SEL１からSEL10まですべての番組を分析することを通して英語教育の小・中・高一貫教育に関する示唆も得ていく。

６．番組分析

本研究ではEBS-eのホームページ上のSEL１からSEL10の各番組を視聴し，それぞれの番組の特徴を記載していく。

SEL1（小学1・2年生）Alice's Wondergarden

SEL１のAlice's Wondergarden（１学期32回・２学期32回）は小学１・２年生を対象にフォニックスを教える番組（e.g., Short A/ Long A/ Phonics Party:OU）である。出演者は韓国人児童３名，アリス役の韓国人児童１

名，および英語母語話者男性２名であり，「不思議の国のアリス」をテーマにしているため，出演者がかなり派手な衣装を着ている。画面に英語の字幕が表示されることが多く，児童に英語を読ませることが目的であることがわかる。歌・ゲーム・アニメ・劇などを多く取り入れており，視聴している児童が楽しんでフォニックスを学習できる。

問題点として，フォニックスを教える以外の部分はほとんどが韓国語である点があげられる。音声にはある時期になると習得するのが難しくなるという臨界期（Scovel, 1988）があり，それが７歳あるいは８歳などと言われている。ゆえに，もう少し視聴している児童に英語を聞かせる部分を増やすべきではないかと思われる。ただし，EBS-eには児童向けの番組としてその他マザーグースの歌や物語など英語の番組が多く放映されているため，必要に応じていろいろな番組を組み合わせて視聴することができる。多様な番組を提供しているがゆえに，SEL１ではフォニックスにテーマを絞った番組を放映することができるのであろう。

SEL 2 （小学 3 年生）Go!Go! Time Girl

SEL２のGo!Go! Time Girl（１学期32回）は小学３年生を対象にした「話す」「聞く」ことに焦点をおいた番組である。Go!Go! Time Girl（e.g., Hello! T-Girl / Today's Key Words / Today's Quiz），English Cook Cook（e.g., Welcome Red hood / Cooking Time / It's for you），および Musical Party（e.g., Today's Story / Party up / Play Musical）の３つの番組で構成されている。出演者は韓国人児童４名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。英語母語話者が主に英語のみで児童に語りかけているため，視聴している児童がSEL１よりも英語を多く聞くことができる。Go!Go! Time Girlはタイムマシンで歴史的人物に会うなど児童を飽きさせない構成になっているが，出演している児童の英語力が低いため，間違った英語を話すこともある。

ところで日本でかつて放映していた「スーパーえいごリアン」に出演していた児童の英語力は標準以下であったが，それは番組制作側の狙いとして視聴している児童に「英語があまりできなくてもあのようにコミュニケーションすればいいのだ」という自信を持たせるためであった（カレイラ，2007）。Go!Go! Time Girlも同じような狙いがあるのではないかと推測できる。

SEL 2 （小学 3 年生）Word Circus

SEL２のWord Circus（２学期 32回）は小学３年生の教科書に掲載されている語彙を学習するサーカスをテーマにした番組（e.g, Wash Brush Comb/ Nod Shake Turn/ Can Have Use）である。出演者は小学校高学年から中学生の韓国人児童２名と英語母語話者男性２名である。出演している韓国人児童は歌と踊りが上手であり，英語も上級レベルである。SEL１およびSEL２のGo!Go! Time Girlに比べて英語が多く使われており，ターゲットになった表現を歌やアニメを通して学ぶようになっている。また，アニメを使ってフォニックス（例：big・wig・pig・digなど）の学習も行っている。

SEL 3（小学 4 年生） -Wow! Game Land

SEL３のWow! Game Land （１学期32回）は小学４年生を対象にした番組であり，「話す」「聞く」ことに焦点をあてており，Wow! Game Land（e.g., Hello Pip / Today's Expression / Mission），English Cook Cook（e.g., Wow! Magic scoop / Cooking Show / Why not?），お

よび Musical Party（e.g., Twist! Twist / Twister's Story / Today's Keyword How old are you?）の３つの番組で構成されている。出演者は韓国人児童４名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。Wow! Game Land では，Game Landという設定になっているため，ゲームを多く取り入れており，また，ターゲットになる表現をアニメ，ドラマ，および歌を通して繰り返し学習していく。英語母語話者は英語のみで話しかけているが，韓国語母語話者は英語を話した後に，逐次韓国語に訳している場面が多く見られ，もう少し英語のみで児童に英語を理解させる工夫が必要であろう。

SEL 3（小学 4 年生）Gra Gra Grammar

SEL 3 のGra Gra Grammar（２学期32回）は，文法学習に焦点をあてた小学４年生のための番組（e.g., I am Harry/ Are you a student?/ I am sad）であり，出演者は韓国人児童１名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性２名である。文法を映像・絵・チャンツなどを使用して説明し，また，ハリーポッターのキャラクターを採用するなど児童の動機づけを高めようとする工夫が番組の随所に見られる。文法学習に重点を置いているため，韓国語で行う文法説明がかなり多いが，小学生を飽きさせないように２・３分ごとに場面を変え，人称代名詞の説明を有名人の写真のお面を使って説明するなど，いろいろな工夫をしながら文法を説明している。小学生に文法を教えるとき，参考になる番組である。

SEL 4　小学 4 年生　Spy Zone

SEL 4 のSpy Zone（１学期32回）は，小学５年生に４技能「読む」「話す」「聞く」「書く」を学習させる番組であり，Spy Zone（e.g.,Mission possible / Hi，Young & Joe! / English vs Konglish），Science（e.g., 英語で学ぶやさしい科学 / アインシュタインに習う科学英語），および Social Studies（e.g.,Theory Time / Welcome to Powerlab / Funny Science）の３つの番組で構成されている。Spy Zone は毎回６名の児童がミッションを受け，そのミッションを遂行していく形で番組が進行していく。出演者は韓国人児童６名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。出演している児童の英語のレベルは韓国の小学５年生として標準的であり，特に演技をするわけでもなく，英語母語話者と韓国語母語話者の指示に従って楽しくゲームを行っている。Science およびSocial Studies は内容重視の指導法を取り入れた番組である。内容重視の指導とは「教科内容と第２言語スキルを同時に指導すること」（Brington, Snow, & Wesche，1989，p.2）であり，各教科の枠組みを超えて1つのテーマを学習することにより各教科での既習事項や経験を活用しながら，テーマを深めたり，統合したり，発展したりすることができる（Stryker & Leaver, 1997）。

韓国の小学５年生として標準的な英語のレベルである児童に英語のみで話しかけているため，出演している英語母語話者が他の番組の英語母語話者よりもわかりやすい英語で語りかけている。他の番組では，児童に英語を理解させるために韓国語を使うか，あるいは高い英語力を持つ児童を出演させているが，Spy Zoneでは，標準的な英語力の児童に英語で話しかけているため，簡単な単語を使う，ゆっくりと大きくはっきりと話す，ジェスチャーを交えて話すなど話し方の工夫が随所に見られる。ゆえに，Spy Zoneはどのように児童に英語で語りかけるべきかなど小学校の教員に参考になる部分が多い。上述の「スーパ

ーえいごリアン」に類似した番組であり，「スーパーえいごリアン」よりも行っているゲームがそのまま教室で行うことができるものが多く，現場の小学校の教員が参考になる番組である。

SEL 4　小学 5 年生　New Spy Zone

SEL 4 のNew Spy Zone（２学期16回）は小学５年生用の番組（e.g.,They are aliens: Personal Pronouns/ The dragon was small: was, were/ What does he do at night?: Present tense）であり，出演者は韓国人児童３名および英語母語話者男性１名である。毎回，韓国人児童がミッションを受け，そのミッションを遂行していく形で番組は進行していく。たとえば，Unit1のミッションはFind the dangerous thing in the Yukanda forestというものであり，環境問題（森のごみについて）をテーマにしているが，同時に文法学習にも重点が置かれており，複数形の作り方などの文法説明をリズムのよい歌に合わせてアニメや映像を見せながら3名の韓国人児童が行っていた。

New Spy Zone に出演している韓国人児童はSpy Zoneに出演している韓国人児童よりも英語力は高く，ほとんど英語で英語母語話者とコミュニケーションを行っており，映像・アニメ・チャンツなどを使いながら文法説明を行っている。今後日本において小学生に文法を教える際に参考になる番組である。

SEL 5 （小学 6 年生）Tok Tok English

SEL 5 の Tok Tok English（１学期32回）は，小学６年生に４技能「読む」「話す」「聞く」「書く」を学習させる番組であり，Tok Tok English（e.g., Vocabulary Checkup / Activity / Feel the Rhythm），Science （e.g., What is it ?/Experiment / Brush up / Science Cheer），およびSocial Study（e.g., Where are we ? / Popup Quiz / Brush up / Feel the Rhythm）の３つの番組で構成されている。Science とSocial Studyでは内容重視の指導法を採用しており，小学６年生の興味を引く内容が多い。出演者は韓国人児童４名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。英語母語話者は英語のみで話しかけているが，出演している児童の英語のレベルが高いため，視聴している児童の中には番組で話される英語が理解できない児童も多いと予想できる。たとえば，Science のUnit 1ではlight energyやrefractedなどかなり難しい語彙が使われていた。

SEL 5 （小学 6 年生）Cyber tales

SEL 5 のCyber tales（２学期16回）は小学６年生対象の文法学習の番組（e.g., Countable nouns/ Uncountable nouns, Present simple）である。出演者は韓国人児童１名および英語母語話者男性１名であり，韓国人児童が文法説明を韓国語と英語で行っている。その他，小学生が出演し，テーマになっている文法を使って質問をし，それに英語話者が答えるコーナーがある。全体的にSEL 4 の New Spy Zone のような工夫は感じられず，テレビというメディアの特徴を生かして，もう少し小学生が興味を持つことができる番組を制作するべきであろう。日本の６年生にはかなり難しい内容であり，日本の中学１年生に適切な番組である。

SEL 6 （中学 1 年生）What's Up? English

SEL 6 のWhat's Up? English（１学期26回）は中学１年生に４技能「読む」「話す」「聞く」「書く」を学習させる番組（e.g., Self-introduction/I'm going to tell her/What's the weather like?）である。出演者は韓国人児童

２名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。出演している中学生の英語のレベルは標準的である。英語母語話者の家やレストランを訪ねて英語でコミュニケーションを行い，彼らの間違いや発音の仕方を英語母語話者が説明する形で番組は進行していく。歌，踊り，およびゲームを多く取り入れるなど中学生の興味を引くため，様々な工夫がなされている。

SEL 6 （中学1年生）Nonstop English

SEL 6 のNonstop English（１学期32回）は中学１年生対象の番組で，中学生の日常生活に関係のある話題を扱ったNonstop English（e.g., Family introduction/ Teen worries and advice/ Farm animals）とScience（e.g., The one and only earth/ What is the solar system?/ Conquer the space），History（e.g., World Festival, Olympics/ Classical music and pop music/ Traditional food），およびMath（e.g., Guessing time/ Challenge to numbers!/ Basic of Math）の知識を英語で学ぶ４つの番組で構成さている。出演者は韓国人児童３名，英語母語話者男性１名，および韓国語母語話者女性１名である。Science，History，およびMathは内容重視の指導法が取り入れられており，たとえば，Math Unit 16（Fun with math）では身近な生活やものの中にどのように数学の知識が表れているのかを知ることが狙いであり，子どもたちが美術館を訪問し，英語で形についての説明を行っていた。

内容重視の指導法を取り入れているため興味深い内容を扱っているが，出演している中学生の英語のレベルが高いため，英語母語話者や韓国語母語話者はわかりやすい英語で話しかけようという工夫があまり見られない。ゆえに，視聴している児童が内容を理解できない部分が多いと思われる。

SELシリーズのなかで，最も英語のレベルが高く，日本の中学生には難しい番組である。番組の内容は日本の中学生も興味が持てるような内容なので，日本で同様の番組を制作する際には，標準的なレベルの英語力を持つ中学生を出演させて，彼らにわかるような番組を制作するべきであろう。

SEL 6　中学 1 年生　Reading Adventure

SEL 6 のReading Adventure（２学期16回）は中学１年生対象の読解に重点をおいた番組（e.g., Reading newspapers can be easy!/ How to read a Magazine! /The Biography of a Great Man）であるが，英語を韓国語に訳していくという訳読中心の番組ではなく，読解のコツいわゆる読解ストラテジーのようなものを教える番組である。出演者は韓国人児童４名，韓国語母語話者女性1名，および英語母語話者男性１名である。たとえば，Unit1ではD-warという映画についての新聞記事を読む活動を行っていたが，映像を見せながら，背景・メインアイディア・トピックについて簡単な英語で話しあった後，キーワードの拾い方のコツ（例：タイトルをまずよく読む，写真に書かれている英文を読む）を教え，その後にW5H1をゲームにより答えさせ，D-warの英文記事を理解させていた。

読解の番組ではあるが，D-warという中学生が興味を持てそうな映画を扱っており，中学生が楽しみながら学習できる番組である。英文を訳読するだけではなく読解ストラテジーを教えており，日本も多いに参考にできる番組である。

SEL 7 （中学 2 年生）　English Burger

SEL 7 のEnglish Burger（１学期32回）は中学２年生対象の番組で，中学生の日常生活に関係のある話題を扱ったEnglish Burger

（e.g., My Future Dream/ My club activities/ At the restaurant）とScience（e.g., Heat Energy/ Weather/ Our Solar System），History （e.g., The History of Space Exploration/ Modes of transportation/ Famous scientists），およびMath（e.g., Averages, Medians, Rounding and Estimation/ Numbers/ Number System）の知識を英語で学ぶ４つの番組で構成されている。出演者は韓国人中学生３名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。Science，History，およびMathは内容重視の指導法を取り入れており，実験を行ったり，科学や歴史や数学の内容を簡単な英語でアニメを使いながら教えるなど様々な工夫が見られ，文型や文法事項を覚えさせるというより科学や歴史や数学などの内容に焦点があてられている。また，中学生が直接番組に参加するコーナーが多く提供されている。

SEL５のTok Tok EnglishとSEL６のNonstop Englishよりもわかりやすい番組であるが，これはTok Tok EnglishとNonstop Englishに出演している児童の英語力がかなり高いのに比べ，English Burgerに出演している児童の英語は標準レベルであり，彼らに英語を理解させるためにわかりやすく話しかけているためである。ゆえに，Tok Tok EnglishとNonstop Englishよりも現場の現状にあった番組であるといえるであろう。また，英語を聞かせるだけでなく英語を話させ，学んだ科学・歴史・数学の内容を確実に理解させようとしている。ゆえに，日本が今後中学校の英語教育に内容重視の指導法を取り入れる際に話し方・教材の提示の仕方などにおいて参考にできる番組である。

SEL７（中学２年生）Three Golden Keys

SEL７のThree Golden Keys（１学期26回）は中学２年生に４技能「読む」「話す」「聞く」「書く」を学習させる番組（e.g., Who ate my cheesecake?/ Our family treasure looks different!/ Can you help him fix his bad habit?）である。出演者は韓国人中学生２名，韓国語話者女性１名，および英語母語話者男性１名であり，Solution Centerからミッションを得て，そのミッションを解決していく形で番組は進行していく。アニメを多く取り入れており，アニメの英語のせりふを字幕として表示するなど随所に工夫が見られるが，上記のEnglish Burgerのほうが中学生の興味を引く番組である。

SEL７　中学２年生　Speaking Factory

SEL７のSpeaking Factory（２学期16回）は中学２年生を対象にした英語を「話す」ことに重点を置いた番組（e.g., Welcome to Home shopping/ Excuse me, but I think you're in my seat/ Tell me about yourself）である。ゲームを中心に番組が進行していく。出演者は韓国人中学生１名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。Unit2では韓国を紹介するということがテーマになっており，ゲームなどによって韓国の紹介に使う表現を学習していた。また，実際に中学校を訪問し，早口ことばの競争やサバイバルゲームを行うなど中学生を多く出演させている。

SEL８　中学３年生　English Diary

SEL８のEnglish Diary（26回）は中学３年生を対象にした番組（e.g., If I were you, I would skip lunch/ I don't know what to wear to my blind date/ It is difficult for me to lose weight）であり，出演者は韓国人中学生２名，韓国語母語話者女性１名，および英語母語話者男性１名である。中学３年生の教科書の内容を中心に学び，毎週１つのトピックを提示

し，重要な表現・構文・文法事項などを取り入れて学習していく。日記を書くように自然に生活のなかで英語を学ぶことを目標としている。

SEL 7 まではTok Tok English，Nonstop English，および English Burgerなど英語のみで番組をすすめていく番組がいくつか見られたが，SEL 8 は韓国語による説明が多く，内容も中学 3 年生の興味を引くような内容ではない。ただし，最後のアニメの部分はターゲットになった表現を上手く取り入れていた。

SEL 9　高校 1 年生 고기잡이 English

SEL 9 の고기잡이 English（26回）は高校 1 年生で扱う重要な主題や関連した語彙と文法を学んでいく番組（e.g., When do you feel stressed? / Improve Your Study Habits!/ Have You Ever Eaten Ten Hotdogs?）である。出演者は韓国人高校生 3 名，韓国語母語話者女性 1 名，および英語母語話者男性 1 名である。ただし，出演している高校生の英語のレベルがかなり低く，番組全体において韓国語母語話者の女性が文法や語彙の説明を韓国語で長々と行っている部分が多い。出演している高校生の英語力が低く，英語を苦手とする学生を対象にしている番組であると思われるが，番組の内容があまり高校生の興味を引くようなものではない。ゆえに，彼らがもっと興味を持てるように番組全体の構成および内容を工夫する必要があるのではないかと思われる。

SEL10　高校 2 年生 밋있는 English

SEL10の밋있는 English（26回）は高校 2 年生で学ぶ内容を中心にTopic，Structures，Communication，およびActivityを通して 4 技能をバランスよく学べるように考慮された番組（e.g., Fashion/ Astronaut/ Global Warming）である。出演者は韓国人と英米系のハーフと思われる女の子 1 名，韓国人高校生 1 名，韓国語母語話者女性 1 名，および英語母語話者男性1名である。Movie，Sports，Fashion，Pet，Shopping，Travelなど高校生の興味を引く話題も多く，一方でAstronaut，Global Warming，Cloningなど知的なトピックも含まれておりバランスのとれた番組である。扱っている話題が高校生の興味を引くものが多いため，SEL 8 およびSEL 9 よりも高校生は楽しく視聴することができるであろう。

7．考察

本研究では，SEL 1 からSEL10の各番組を分析してきたが，ここではSELに関する全体的な考察を行っていく。

第一に，全体的な傾向としてSEL 1 からSEL 7 までは番組の中での英語使用の割合が徐々に増加していくが，SEL 8 以降は英語を使用する割合が減少していく。SEL 8 以降英語の使用が減少していく理由の一つとして考えられるのは，中学 3 年生になると英語がコミュニケーションの手段であるということよりも，大学入試において高点数獲得がより重要となるため，韓国語での文法や語彙説明が多くなるのではないかと考えられる。

第二に，番組数に関しては（表 1 参照）SEL 1 では 1 番組，SEL 2 からSEL 5 は 2 番組，SEL 6 ・SEL 7 では 3 番組，SEL 8 以降は 1 番組のみである。これらのことから韓国政府が小・中連携に力を入れており，小学校の英語教育導入以降，英語力の格差が地域・学校・児童間において顕著であるため，SEL 6 およびSEL 7 では 3 番組が用意されたのではないかと予想できる。

第三に，李明博大統領の「英語公教育完成プロジェクト」の中でイマージョン教育の導入を計画しているが（杉山，2009），そのような方

針を受け，SEL 4 のSpy Zone，SEL5のTok Tok English，SEL 6 のNonstop English，およびSEL 7 の English Burger といった内容重視の指導法を取り入れた番組が制作されたのではないかと予想できる。各番組を比較してみると，SEL 5 の Tok Tok EnglishおよびSEL 6 のNonstop Englishは出演している児童の英語力が高いため，番組はかなり早いペースで進められていく。このため視聴している児童の中には番組の内容をよく理解できない児童も少なからずいるということは容易に予想できる。一方，SEL 7 の English Burgerは英語のレベルが標準的である児童が出演しているため，彼らに合わせた説明が行われている。このように内容重視の指導法を取り入れた番組を制作する際には，英語力が高い児童ではなく，標準的かあるいはそれよりも下のレベルの児童を出演させたほうがわかりやすい番組になることがわかる。

最後に，小・中・高校それぞれについての考察を行う。小学生向けの番組（SEL 1 ～SEL 5 ）は，SEL 1 はフォニックスに，SEL 2 以降は文法に重点が置かれており，高学年用の番組になるほど番組での英語の使用が増えている。文法を学ぶ番組としてはSEL 3 のGra Gra GrammerおよびSEL 4 のNew Spy Zoneが小学生に文法をわかりやすく楽しく教えているおり，この２つの番組は日本において小学生に文法をどのように教えるべきかなどの示唆を与えてくれる。また，SEL 4 のSpy Zoneは小学生に内容重視の指導法を行う際に参考になると思われる。

中学１・２年生用の番組（SEL 6 ～SEL 7 ）は全体的に良質な番組が多い。特に，中学１年生対象のSEL 6 のReading Adventure は訳読中心ではなく，読解ストラテジーのようなものを教えているが，日本においても参考にしたい番組である。また，中学２年生のSEL 7 のEnglish Burgerは英語で科学や社会や数学を教えているが，とてもわかりやすい番組であるため中学生に内容重視の指導法をどのように行うべきかなどの示唆を与えてくれる。

中学３年生および高校生用（SEL 8 ～SEL10）の番組は全体的に韓国語の使用が多い。SEL 8 およびSEL 9 は中・高校生が興味を持って視聴するような番組であるとはあまり思えないが，SEL10は高校生が興味を持つようなトピックを扱い，リエゾンに関することを歌で説明するなど高校生の番組として参考になる部分が多い。

8．今後の課題およびまとめ

最後に今後の課題について述べる。第一に，本研究ではSELの番組分析を行ったのみで，SELを使用している実際の授業を観察していない。ゆえに，どのようにSELを活用しているのか実際の授業を観察する必要がある。また，実際にこれらの番組を使用してどの程度の効果が見られたのかなどの調査もする必要があるであろう。さらに，どのような意図で各番組を制作したのかなど番組関係者にインタビューを行うことも必要である。上記のようなさらなる調査を行うことにより，日本において学校放送番組をどのように活用し，どのような番組を制作するべきかなどより明確な示唆を得ることができると思われる。

第二に，本研究では，SELにのみ焦点をあてSEL 1 からSEL10まで番組分析を行ってきたが，SELの他にもEBS-eに小・中・高校生を対象にした多くの番組が放映されており，それらの番組分析も合わせて行う必要がある。

日本で放映されていた学校放送番組と比較した場合，１つ１つの番組を比べれば，日本の番組も韓国の番組とは見劣りしないぐらい良質な番組も多い。しかし，日本は放映している番組数が圧倒的に少ない。アジアの中で教育面における後進国とならないためにも，日本はこの現状をよく理解し，英語教育における放送番組の利用というものを今後真剣に検討していかなけ

ればならないであろう。

引用文献

岡秀夫・金森強『小学校英語教育の進め方』成美堂，2007年

カレイラ松崎順子「スーパーえいごリアンを使用した児童英語講師養成講座における実践報告」『JASTEC Journal』26，2007年，pp.61-76

河合忠仁『韓国の英語教育政策―日本の英語教育政策の問題点を探る―』関西大学出版部，2004年

韓国教育部『初等学校教育課程』入手先〈http://www.kice.re.kr/ko/board/view.do?article_id=60421&menu_id=10134〉（参照2010-01-10），1997年

金泰勲「韓国の初等学校における英語教育の現状と課題」『日本大学教育学会』42，2007年，pp.75-94

杉山明枝「題材と登場人物の発話から分析した韓国初等学校英語教科書の特徴」『日本児童英語教育学会第27回全国大会資料集』2006年，pp.77-80

杉山明枝「韓国初等学校英語教育の10年と今後の動向小学校英語必修化に動きだした日本への示唆」『論集』29，2008年，pp.64-88

杉山明枝「韓国初等学校英語教育改革と日本への示唆―2007年改訂教育課程から李明博英語改革法案へ―」『論集』30，2009年，pp.48-69

八田玄二「韓国の小学校英語教育導入の経緯--日本の場合と比較して」『椙山女学園大学研究論集 人文科学篇』38，2007年，pp.13-22

樋口晶彦「日本の外国語教育改革―韓国の第7次教育改革とヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の理念から―」『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』58，2007年，pp. 1-26

樋口晶彦「韓国の初等学校英語教育―第７次教育課程と忠清南道の現状―」『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』59，2008年，pp.127-141

樋口謙一郎「韓国――英語教育政策の経緯と論点」『小学生に英語を教えるとは？アジアと日本の教育現場から』めこん，2008年，pp.123-136

樋口忠彦「諸外国における小学校外国語教育」樋口忠彦（編）『これからの小学校英語教育―理論と実践－』研究社，2005年，pp.1-33

渡辺誓司「放送・メディアが小学校英語を豊かにする～韓国の事例から～」『放送研究と調査』６月号，2008年，pp. 56-65

Brington, D. M., Snow, M. A. & Wesche, M. B. Content-based second language instruction. New York: New bury House,1989.

EBS-e「EBS English」入手先〈http://www.ebse.co.kr/〉（参照2009-10-10）n.d.

Scovel, T. A time to Speak: A psycholinguistic inquiry into the critical period for human speech. New York: Newbury House, 1988.

師子鹿元美（2009）.「韓国における早期英語教育－釜山広域市小中学校英語没入教育特別職務研修プログラムを通して－」『別府大学短期大学部紀要』28, 2009年，pp.71-80

Stryker, S. B. & Leaver, B. L. Content-based instruction : Some lessons and implications. In S. B. Stryker and B. L. Leaver （Eds.） Content-based instruction in foreign language education（pp.285-312）.Washington, D.C.: Georgetown University Press, 1997.

2009年度　研究所事業報告

Ⅰ．刊行事業

①「東アジア研究第52号」発行：2009年10月
②「東アジア研究第53号」発行：2010年3月
③「East Asian Review Vol.13」発行：2010年3月
④「21世紀の東アジア －平和・安定・共生－ 」
　発行：2010年3月
　（発行所：大阪経済法科大学出版部）

Ⅱ．月例研究会

第１回）2009年10月28日（水）※公開型
　田中　宏　氏（一橋大学名誉教授）
　「地域における在日外国人との共生」
第２回）2009年11月4日（水）
　※若手研究者サポートプログラム対象者中間報告
　①カレイラ松崎　順子　氏（東京未来大学）
　「韓国の言語政策における韓国教育放送公社EBS-eの果たす役割」
　②金　仙玉　氏（日本福祉大学）
　「日本の生活保護制度における障害者就労支援の現状と課題」
第３回）2010年1月20日（水）
　下橋　邦彦　氏（アジア研究所客員研究員）
　「『識字』教育の現状と『識字』の意味」

Ⅲ．若手研究者サポートプログラム

　下記の２名が対象者となり、月例研究会にて中間発表を行い、『東アジア研究』第53号誌上に完成論文を発表。
　カレイラ松崎　順子　氏（東京未来大学）
　金　仙玉　氏（日本福祉大学）

Ⅳ．共同研究会

「東アジア文化史研究会」
研究代表者：磯田一雄（アジア研究所客員教授）
テーマ：東アジアにおける異文化交流としての植民地近代化 ── 言語とその下位文化・周辺文化を中心に ──
「在日朝鮮人の社会運動史」
研究代表者：玄善允（アジア研究所客員教授）
テーマ：在日朝鮮人の学生運動と、韓国に在住する在日二世、三世の現状
「東アジア経済研究会」
研究代表者：梁官洙（アジア研究所客員教授）
テーマ：東北アジア経済統合

以上

大阪経済法科大学アジア研究所規程

（1988年2月24日大学会議決定）

（設　　置）

第１条　大阪経済法科大学にアジア研究所（以下「研究所」という）を置く。

（目　　的）

第２条　研究所は、アジア（関連する環太平洋地域を含む）に関する学際的研究及び調査を行なうことを目的とする。

（事　　業）

第３条　研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

1　アジアに関する研究及び調査
2　研究及び調査の成果の発表
3　研究資料の収集及び整理・保管
4　研究会、講演会及び学会などの開催
5　その他研究所の目的達成に必要な事業

（職　　員）

第４条　研究所に次の職員を置く

1　所長
2　研究所員（本学教員）
3　研究員（客員及び嘱託）
4　事務職員

②　職員の職務は次のとおりとする。

1　研究所長は、研究所の業務を統括する。
2　研究所員及び研究員は、研究所の業務のうち専門的事項を処理する。
3　事務職員は、研究所の業務に従事する。

③　研究所長は、本学教員の中から学長の推薦により、理事長が委嘱する。

④　研究所長及び研究所員の任期は２年とし、再任を妨げない。

⑤　研究所員及び研究員は、研究所長の推薦により、学長が委嘱する。

（研究所会議）

第５条　研究所の事業の運営に関する重要事項を審議するため、研究所会議を置き、研究所員をもって構成する。

（運営委員会）

第６条　研究所の事業の運営に資するため、運営委員会を置く。

②　運営委員会の審議事項ならびに決定事項は研究所会議に報告しその承認を得なければならない。

③　運営委員会については、別に定める。

（改　　正）

第７条　アジア研究所規程の改正は、研究所会議で３分の２以上の賛成を必要とする。

附　　則

1　この規程は、1988年４月１日から施行する。
2　最初の研究所長及び研究所員の任期は第４条第４項にかかわらず、1989年３月31日までとする。

『東アジア研究』執筆要項

1　投稿資格と掲載決定について

（1）本学教員もしくはアジア研究所客員教授・客員研究員。

（2）『東アジア研究』編集委員会による審査を経て掲載の可不可が決定される。

2　分量について

巻頭言	2,800字（上限）
研究論文	16,000～20,000字
研究ノート	16,000～20,000字

3　付記

（1）タイトルおよび執筆者氏名とともに英文タイトルと氏名のローマ字表記を付記する。

例　中国雲南省の観光をめぐる動態と戦略

経法太郎

Tourism in Yunnan Province : Policies, Dynamics and Strategies for 21st Century

KEIHO Taro

（2）キーワード（3～5個）および目次を付記する。

（3）原稿の分量（文字数、図表数等）を付記する。

3　校正

（1）原稿は完成稿を提出する。本人校正は二校までとする。校正段階において、大幅な加筆による費用負担が生じた際、その超過分の経費は本人負担とする。

4　抜刷

論文、ノート、研究・学会動向の抜刷は、本人の申し出があった場合受け付ける。ただし30部は研究所の負担とする。それ以上必要な場合には、その超過分の費用は執筆者の実費負担とする。

5　執筆上の統一について

（1）本文中の注の表記－注表記は、印刷の際は全て横書きで原稿の上付になる。

（2）各論考の章ごとに注を設けない。論考の最後に一括して一覧表記する。

ただし、印刷の際の注表記（第二校において）は、すべてページごとの脚注になる。

（3）参考文献の表記－順序・句読点を統一する。

著書の場合：著者名　『書名』出版社、発行年、ページ

訳書の場合：著者名　『書名』（訳者）、出版社、発行年、ページ

論文の場合：著者名　「論文名」『掲載誌』、巻号、発表年、ページ

新聞の場合：『新聞名』発行年月日

外国文の場合：上記に準ずる

再用の場合：連続して引用する場合：同前、ページ

間隔を置いて引用する場合：著者名、前掲書（あるいは前掲論文）、ページ

例　◆丸山静雄『アジアの開発と援助』新日本出版社、1989年、53ページ

◆ポール・ジョンソン『インテレクチュアルズ』(別宮貞徳訳)、共同通信社、1990年、489ページ

◆赤木須留喜「行政責任の論理と構造」『思想』、No.492、1965年6月、129ページ

◆『朝日新聞』1938年3月29日

◆Bob Jessop, The Capitalist State, Martin Robertson, Oxford, 1882, p.36

◆Volker Ronge, The Politicization of Administration in Advanced Capitalist Societies, Political Studies, 1984, pp,297,299

◎欧米語の書名には下線をつける（印刷の際、イタリック体になる）

◎句読点に注意！

（4）印刷は、横書きに統一する。本文・注とも、縦書きと横書きを組み合わせない。

（5）接続詞・副詞などの表記－できるだけ新聞やテキストに準じてかな表記にする。

6　原稿の送付について

（1）データファイル（e-mail送信、またはフロッピィ）を提出する。

（2）手書き原稿の場合には、コピーではなく元原稿を送付する。

（3）原稿送付に際しては、不慮の事故などを考慮して、必ずコピーして各自保存する。

送付先：〒581－8511
大阪府八尾市楽音寺6－10
大阪経済法科大学アジア研究所
『東アジア研究』係
E－Mail：asia@keiho-u.ac.jp
Tel.: 072-941-8211　Fax.: 072-941-4113

執筆者紹介（執筆順）

山　中　永之佑　（大阪大学名誉教授）
稲　垣　建　志　（アジア研究所客員研究員）
飯　野　勝　則　（仏教大学図書館）
木　村　陽　子　（桜美林大学北東アジア総合研究所客員研究員）
尹　　靖　　水　（梅花女子大学）
金　　貞　　淑　（同志社大学）
張　　英　　恩　（岡山県立大学大学院）
朴　　志　　先　（岡山県立大学大学院）
中　嶋　和　夫　（岡山県立大学）
金　　恵　　珍　（アジア研究所客員研究員）
康　　明　　豪　（アジア研究所客員研究員）
坂　本　砂　智　（アジア研究所客員研究員）
全　　淑　　美　（アジア研究所客員研究員）
金　　仙　　玉　（アジア研究所客員研究員）
カレイラ松崎順子　（東京未来大学）

東アジア研究　第53号

2010年３月31日発行

発行者　宋　　在　　穆

発行所　大阪経済法科大学アジア研究所
〒581-8511　八尾市楽音寺６丁目10番地
電　話 072-941-8211㈹
ＦＡＸ 072-941-4113

印刷所　株式会社　春　日
〒542-0064　大阪市中央区上汐２丁目２－22
電　話 06-6767-0899